東京海上日動

自 動 車

TOKIO MARINE NICHIDO

Total assist

自動車保険

2013年10月1日
以降始期契約

ご契約のしおり

── ご契約の手引き ──

・重要事項のご説明

・保険証券の見方・事故が起こった場合

── 総合自動車保険の約款 ──

25.10
1A8

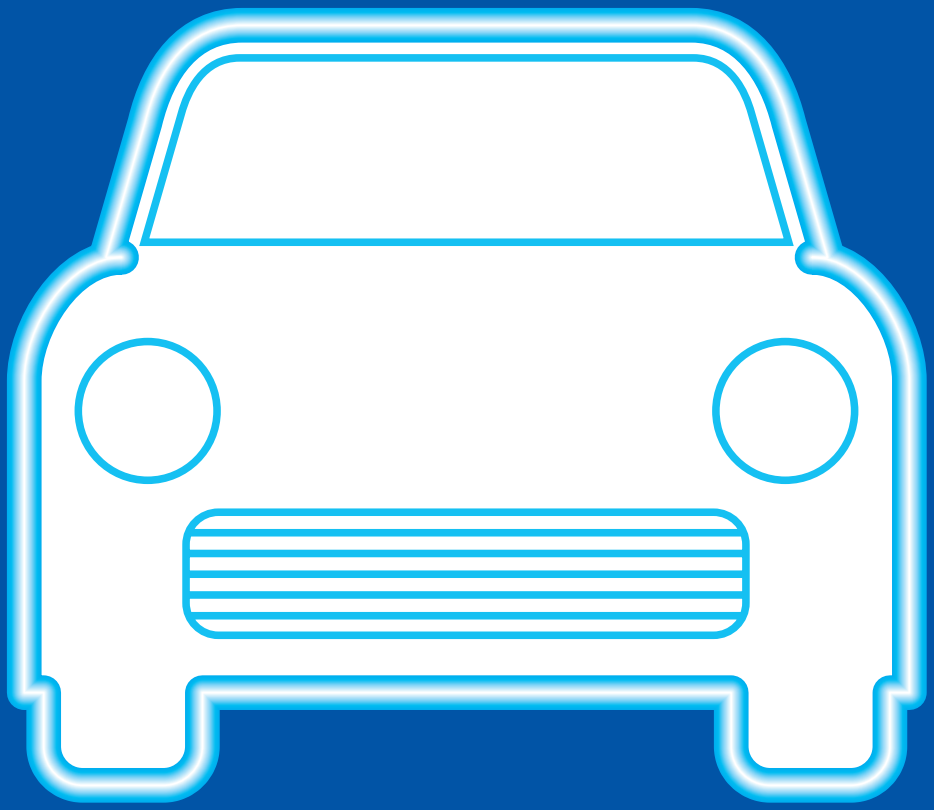

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、
ご一読いただき保険証券とともに大切に保管してください。

TOKIO MARINE GROUP

はじめに

日頃より東京海上日動をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このご契約のしおりは「トータルアシスト自動車保険」についてご説明したものです。詳しくは普通保険約款や特約をご一読いただき、内容をよくご確認くださいますようお願いいたします。

弊社はこれからもお客様の信頼を原点に、安心と安全の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく努めてまいります。

どうぞ今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご契約のしおり

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されており、以下の構成となっております。

Ⅰ. ご契約の手引き(重要事項のご説明)

商品のしくみやご契約に関する重要な事項(告知義務や通知義務、補償内容、保険金をお支払いしない主な場合等)をご説明しております。ご契約前、またご契約後においても保険証券のご契約内容とあわせて必ずご一読ください。

Ⅱ. ご契約の手引き(保険証券の見方・事故が起こった場合)

保険証券の見方や保険金のお受取りまでの流れ等をご説明しております。

Ⅲ. トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

- ご不明な点がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約者と補償を受けられる方が異なる場合は、ご契約者から補償を受けられる方にご契約内容やこの冊子の内容をご説明ください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。
- 「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

東京海上日動のホームページのご案内　http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

以下のコンテンツをご用意しております。上記URLよりアクセスのうえ、是非ご参照ください。

- 商品のご案内
- 保険料のお見積り
- よくあるご質問
- 事故の受付からお支払いまでの流れ

等

Web約款
ホームページで約款をご確認いただけます。

「ご契約のしおり（約款）」の内容は、ホームページでもご確認いただけます。

「Green Gift」プロジェクト実施中！

「Green Gift」プロジェクトとは？

弊社では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを展開しています。この「Green Gift」プロジェクトでは、「ご契約のしおり（約款）」等を弊社ホームページ上でご確認いただく方法（Web約款等）をご選択いただいたお客様をパートナー（Green Giftパートナー）として、弊社からマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に寄付を実施します。

契約者さま専用ページ

個人のご契約者を対象としたインターネットサービスです。
弊社ホームページよりアクセスいただき、ログインID・パスワードを取得のうえご利用ください。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

目的別もくじ

こんなときは	こちらをご参照ください	ページ
ご契約内容の確認について		
目的1 申込みを撤回したい	Ⅰ 3 ① クーリングオフしたいとき	26
目的2 いつから補償が開始されるのか知りたい	Ⅱ 1 保険証券の見方 ④ 保険期間	30
目的3 保険証券の見方を知りたい	Ⅱ 1 保険証券の見方	30
目的4 商品内容を確認したい	Ⅰ 1 トータルアシスト自動車保険の商品内容	10
目的5 支払われる保険金の内容について知りたい	Ⅰ 4 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧	27
事故が起こった場合		
目的6 事故が起こった場合に行わなければならないことが知りたい	Ⅱ 2 ① 事故現場での対応	34
目的7 保険金の受取りまでの流れが知りたい	Ⅱ 2 ② 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ	35
保険料について		
目的8 保険料の払込方法や、払込みが遅れた場合について知りたい	Ⅰ 2 ⑧ 保険料の払込方法等	21
目的9 割増引制度について知りたい	Ⅰ 2 ⑤ 割増引制度	18
ご契約内容の変更等について		
目的10 契約内容に変更が生じる場合の手続きについて知りたい	Ⅰ 2 ⑭ 告知義務・通知義務等	23
目的11 補償内容を変更したい		
目的12 契約の車を手放す場合の手続きについて知りたい（中断制度等）	Ⅰ 3 ② 解約されるとき	26
目的13 解約したい		
目的14 保険証券をなくしてしまった	ご契約の代理店または弊社までご連絡ください 弊社連絡先：「裏表紙」をご参照ください	
目的15 契約を更新する場合の手続きについて知りたい	Ⅰ 2 ⑯ しっかり更新サポート（満期を迎えるとき）	24
その他		
目的16 東京海上日動の連絡先を知りたい	〈事故が起こった場合〉⇨東京海上日動安心110番（事故受付センター） Ⅱ 2 ① 事故現場での対応 34 裏表紙 〈その他の場合〉⇨東京海上日動カスタマーセンター 裏表紙	

もくじ

Ⅰ. ご契約の手引き（重要事項のご説明）

1 トータルアシスト自動車保険の商品内容 …… 10

1 賠償に関する補償 …… 12
2 ご自身の補償 …… 13
3 お車の補償 …… 14
4 その他の特約 …… 16

2 ご契約時にご確認いただきたいこと …… 17

1 保険期間および責任開始日時（保険の補償を開始するとき） …… 17
2 更新特約 …… 17
3 記名被保険者 …… 17
4 ご契約のお車 …… 17
5 割増引制度 …… 18
6 前契約事故件数に関するご注意 …… 21
7 他の保険契約等がある場合 …… 21
8 保険料の払込方法等 …… 21
9 ご確認事項 …… 21
10 団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ …… 22
11 補償内容の確認 …… 22
12 保険料 …… 23
13 保険金をお支払いしない主な場合 …… 23
14 告知義務・通知義務等 …… 23
15 補償の重複に関するご注意 …… 24
16 しっかり更新サポート（満期を迎えるとき） …… 24
17 ご契約のしおり（約款）・保険証券・更新のご案内の提供方法について …… 24
18 個人情報の取扱い …… 25
19 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金について …… 25
20 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について …… 25
21 その他ご契約時にご注意いただきたいこと …… 25

3 ご契約後にご注意いただきたいこと …… 26

1 クーリングオフしたいとき …… 26
2 解約されるとき …… 26
3 事故が起こったとき …… 26
4 保険会社破綻時の取扱い等 …… 26

4 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧 …… 27

Ⅱ. ご契約の手引き（保険証券の見方・事故が起こった場合）

1 保険証券の見方 …… 30

2 事故が起こった場合の連絡方法や留意点 …… 34

① 事故現場での対応 …… 34
② 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ …… 35

Ⅲ. トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の約款

1 約款の構成・見方 …… 38

① 約款の構成 …… 38
② 約款の見方 …… 39
③ 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法 …… 40

2 普通保険約款 …… 42

【用語の定義】…… 42

普通保険約款および特約に使用される用語の定義を記載しています。

〈賠償に関する補償〉

第１章　賠償責任保険

賠償責任条項 …… 45

自動車事故（対人事故・対物事故）により相手方への法律上の損害賠償責任を負う場合にお支払いする保険金等について記載しています。

〈ご自身の補償〉

第２章　傷害保険

第１節　人身傷害条項 …… 51

自動車事故により生じたケガ等により発生した損害（治療費・休業損害・精神的損害・逸失利益等）に対してお支払いする保険金等について記載しています。

第２節　傷害一時金条項 …… 68

人身傷害保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の入院・通院日数が通算して5日以上となった場合に一時金としてお支払いする保険金について記載しています。

〈お車の補償〉

第３章　車両保険

車両条項 …… 68

ご契約のお車に生じた損害に対してお支払いする保険金等について記載しています。

第４章　基本条項

第１節　契約手続および保険契約者等の義務

ご契約にあたって、正しくご申告いただく必要がある事項や、ご契約の内容に変更があった場合にご通知いただく必要がある事項等について記載しています。

第１条（告知義務）…… 71
第２条（通知義務）…… 71
第３条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）…… 72
第４条（ご契約のお車の譲渡）…… 72
第５条（ご契約のお車の入替）…… 72
第６条（保険金額の調整）…… 73

第２節　保険料の払込み

保険料の払込方法や払込期日、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。

第１条（保険料の払込方法等）…… 73
第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）…… 74
第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）…… 75
第４条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）…… 75
第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）…… 76

第３節　事故発生時等の手続

事故、損害または傷害の発生時に行っていただきたいことやご注意いただきたいことについて記載しています。

第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）…… 76
第２条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務違反）…… 76
第３条（人身傷害事故発生時の義務等）…… 77

第４節　保険金請求手続

保険金のお支払い方法や手続き、ご注意いただきたいことについて記載しています。

第１条（保険金の請求）…… 78
第２条（保険金の支払）…… 79
第３条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）…… 79
第４条（指定代理請求人）…… 80
第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）…… 80
第６条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）…… 80
第７条（損害賠償額の請求および支払）…… 80
第８条（盗難自動車の返還）…… 82

第５節　保険契約の取消し、無効または解除

保険料の払込みが滞った場合や、告知義務や通知義務に違反した場合等、弊社からご契約を解除させていただくことがあります。このほか、ご契約が取消し・無効となる場合や、ご契約を解約される場合等についても記載しています。

第１条（保険契約の取消し）…… 82
第２条（保険契約の無効）…… 82
第３条（告知義務違反による保険契約の解除）…… 82
第４条（通知義務違反による保険契約の解除）…… 82
第５条（重大事由による保険契約の解除）…… 83
第６条（保険料不払による保険契約の解除）…… 84
第７条（保険契約者による保険契約の解除）…… 85
第８条（保険契約解除の効力）…… 85
第９条（ご契約のお車を譲渡した場合の解除）…… 85
第10条（ご契約のお車の入替の場合の解除）…… 85

第６節　保険料の返還、追加または変更

ご契約内容に変更が生じた場合の、変更後の保険料の払込方法や払込期日、また、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。このほか、第５節の規定によりご契約が取消し・解除・解約等となった場合の、保険料の返還についても記載しています。

第１条（保険料の返還、追加または変更）…… 85
第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）…… 87
第３条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）…… 87
第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）…… 88
第５条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）…… 89
第６条（ご契約のお車の譲渡による保険料の返還）…… 89
第７条（ご契約のお車の入替による保険料の返還）…… 89
第８条（特約の規定により保険契約を解除した場合の保険料の返還）…… 89

第７節　その他事項

補償の対象となる期間や地域、保険金のお支払いにより弊社に移転（代位）する権利、保険金請求権の時効等について記載しています。

第１条（保険責任の始期および終期）…… 89
第２条（代　位）…… 89
第３条（保険契約者の変更）…… 90
第４条（保険証券等の不発行の特則）…… 90
第５条（時　効）…… 90
第６条（保険責任のおよぶ地域）…… 90
第７条（損害賠償額請求権の行使期限）…… 90
第８条（被害物についての当会社の権利）…… 90
第９条（用語の適用等）…… 91
第10条（訴訟の提起）…… 91
第11条（準拠法）…… 91

別表１　後遺障害等級表 …… 92
別表２　ご契約のお車の入替ができる用途・車種の区分表 …… 95
付表１　失効・当会社による解除の場合の返還保険料 …… 95
付表２　保険契約者による解除の場合の返還保険料 …… 96
付表３　短期料率 …… 96

3 特約 …… 98

トータルアシスト自動車保険の特約は下表のとおりです。
ご契約内容により自動セットされる特約（下表に◆のある特約）、お申出により任意でご契約いただくことができる特約があります。

各特約は保険証券の以下の欄に表示されます（契約内容変更手続き完了のお知らせも同様です。）。

〈保険証券表面〉
- **運**…「運転者の条件」欄
- **割**…「割引・割増等」欄

〈保険証券裏面〉
- **賠**…「賠償に関する補償」欄
- **人**…「ご自身の補償」－「人身傷害」欄
- **自**…「ご自身の補償」－「自損事故傷害」欄
- **無**…「ご自身の補償」－「無保険車傷害」欄
- **車**…「お車の補償」欄
- **他**…「ご契約に適用されるその他の特約等」欄

特約 ◆自動セットされる条件	記載ページ	欄	保険証券上の表示	申込書等における表示(例)*
賠償に関する特約				
❶ 対物超過修理費用補償特約	98	賠	対物超過修理費用補償特約	• 対物超過修理費用補償特約
❷ 個人賠償責任補償特約	99	他	個人賠償責任補償特約 保険金額：無制限 （国外事故：１億円） 免責金額：なし 賠償事故解決に関する特約 基本条項特約（賠責）	• 個人賠償責任補償特約
❸ 賠償事故解決に関する特約 ◆「❷個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	101			
❹ 基本条項特約（賠責） ◆「❷個人賠償責任補償特約」をご契約の場合	104			
❺ 法律相談費用補償特約 ◆すべてのご契約	107	他	法律相談費用補償特約	（表示されません。）
❻ 弁護士費用等補償特約（自動車）	111	賠	弁護士費用等補償特約	• 弁護士費用等補償特約 • 弁護士費用等補償特約（自動車）

＊これと異なる表示を行う場合があります。

特約 ◆自動セットされる条件	記載ページ	欄	保険証券上の表示	申込書等における表示(例)*
ご自身や同乗者等のケガに関する特約				
❼ 人身傷害諸費用補償特約	115	人	入院時選べるアシスト特約	• 入院時選べるアシスト特約
❽ 人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約	119	人	ご契約のお車搭乗中のみ補償特約	• 人身契約車搭乗中のみ補償 • 人身契約車搭乗中のみ補償特約
❾ 自損事故傷害特約 ◆対人賠償責任保険をご契約の場合で、人身傷害保険をご契約されないとき ◆「㉚ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約の場合	119	自	保険金額　1名につき 死亡　1,500万円 後遺障害　最高2,000万円 入院日額　6,000円 通院日額　4,000円 (人身傷害保険をご契約の場合で、「㉚ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約のときは表示されません。)	(表示されません。)
❿ 無保険車事故傷害特約 ◆対人賠償責任保険をご契約の場合で、人身傷害保険をご契約されないとき ◆「㉚ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約の場合	124	無	保険金額　1名につき　2億円 (人身傷害保険をご契約の場合で、「㉚ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約のときは表示されません。)	(表示されません。)
ご契約のお車の損害に関する特約				
⓫ 車両全損時諸費用補償特約 ◆「⓬車両新価保険特約」をご契約の場合 (車両新価保険特約をご契約いただかない場合でも、お申出により任意でご契約いただくことができます。)	128	他	車両全損時諸費用補償特約	• 全損時諸費用補償特約 • 車両全損時諸費用補償特約
⓬ 車両新価保険特約	129	他 車	車両新価保険特約 協定新価保険金額　●●●万円	• 車両新価保険特約 • 新価保険金額　●●●万円
⓭ 車両価額協定保険特約 ◆車両保険をご契約の場合	133	他 車	車両価額協定保険特約 協定保険価額　●●●万円	(表示されません。)
⓮ 車両修理時の支払限度額引上げに関する特約(50万円限度)	135	車 他	修理支払限度額50万円 車両修理時支払限度額引上げ特約	• 修理支払限度額50万円 • 車両修理時支払限度額引上げ特約
⓯ 車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)	136	車	⓯および⓰をご契約の場合 車対車＋限定A(相手車の確認が条件) ⓰のみをご契約の場合 限定A	⓯および⓰をご契約の場合 • 車対車＋A ⓰のみをご契約の場合 • 限定A
⓰ 車両危険限定補償特約(A)	137			
⓱ 車両保険の免責金額に関する特約	138	車	車対車免ゼロ特約	• 車対車免ゼロ特約
⓲ 車両盗難不担保特約	138	車	車両盗難不担保特約	• 車両盗難不担保特約
その他の損害に関する特約				
⓳ 車両搬送費用補償特約 ◆すべてのご契約	138	他	車両搬送費用補償特約	(表示されません。)
⓴ 車両搬送時の諸費用補償特約	142	車	おくるま搬送時選べる特約 レンタカー費用の上限額 1日あたり●●●円	おくるま搬送時選べる特約
㉑ レンタカー費用補償特約	147	他	レンタカー費用補償特約 (保険金日額●●千円)	• レンタカー費用補償特約 保険金日額●●千円
㉒ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	149	車	地震噴火津波車両全損一時金特約	• 地噴津一時金
㉓ 車内携行品補償特約	152	他	車内携行品補償特約 保険金額：　●●●万円 免責金額：　5,000円	• 車内携行品補償特約 保険金額●●万円・免責５千円
㉔ 競技・曲技等使用危険補償特約	155	他	競技・曲技等使用危険補償特約	• 競技・曲技等使用危険補償特約

＊これと異なる表示を行う場合があります。

運転者の範囲や年齢条件に関する特約				
㉕ 運転者家族限定特約	156	割 運	家族限定割引 記名被保険者およびそのご家族に限定します。	• 家族限定
㉖ 運転者本人・配偶者限定特約	156	割 運	本人・夫婦限定割引 記名被保険者およびその配偶者に限定します。	• 本人・夫婦限定
㉗ 運転者の年齢条件特約	157	運	●●歳以上補償	• ●●歳以上補償
㉘ 家族内新規運転者の自動補償特約 ◆「㉕運転者本人・配偶者限定特約」または「㉗運転者の年齢条件特約」をご契約の場合	158	他	うっかりサポート(家族運転者)	(表示されません。)

特約 ◆自動セットされる条件	記載ページ	欄	保険証券上の表示	申込書等における表示(例)*
他のお車を運転中の事故に関する特約				
㉙ 他車運転危険補償特約 ◆すべてのご契約（車両保険のみご契約の場合を除きます。）	158	他	他車運転危険補償特約	（表示されません。）
㉚ ファミリーバイク特約	161	他	（人身傷害ありの場合） ファミリーバイク特約 補償範囲の型：人身傷害あり	• ファミリーバイク特約（人身有） • ファミリーバイク特約　人身型
			（自損事故傷害ありの場合） ファミリーバイク特約 補償範囲の型：自損事故傷害あり	• ファミリーバイク特約（自損有） • ファミリーバイク特約　自損型
更新後のご契約に関する特約				
㉛ 車両無過失事故に関する特約	162	他	車両無過失事故に関する特約	• 車両無過失事故に関する特約
㉜ 保険契約の更新に関する特約	163	他	しっかり更新サポート	• 更新特約
㉝ 自動車補償の更新に関する特約 ◆「㉜保険契約の更新に関する特約」をご契約の場合	165			
㉞ 更新契約の取扱いに関する特約 ◆すべてのご契約	166	他	うっかりサポート（更新契約） （「㉜保険契約の更新に関する特約」をご契約の場合は表示されません。）	（表示されません。）
ご契約の手続きに関する特約ほか				
㉟ 団体扱・集団扱特約	167	他	団体扱・集団扱特約	• 団体扱 ●●● • 集団扱 ●●●
㊱ 契約内容変更時の追加返還保険料の当会社直接払込に関する特約 ◆「㉟団体扱・集団扱特約」をご契約の場合で、弊社と集金者間で追加返還保険料を集金者経由でお支払いする約定が締結されていないとき	169	他	契約変更追加保険料直接払込特約	（表示されません。）
㊲ 通信による契約申込に関する特約	170	他	通信による契約申込に関する特約	（表示されません。）
㊳ インターネット等による通信販売に関する特約	170	他	インターネット特約	• インターネット特約
㊴ 承認請求の書面省略に関する特約	171	他	承認請求の書面省略に関する特約	（表示されません。）
㊵ リースカーに関する特約 ◆弊社とリース会社間に「リースカーの自動車保険に関する特約」が締結されている場合で、ご契約のお車が同特約に定めるお車のとき	171	—	（表示されません。）	（表示されません。）
㊶ 共同保険に関する特約 ◆共同保険でご契約の場合	172	他	共同保険に関する特約	• 共同保険 （表示されないことがあります。）

＊これと異なる表示を行う場合があります。

4 ロードアシスト　利用規約 …… 174

耳や言葉の不自由なお客様専用　事故受付票（ファックス） …… 最終ページ

ペットネーム･略称について

正式名称	ペットネーム･略称
総合自動車保険	トータルアシスト自動車保険、トータルアシスト
対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費特約
個人賠償責任補償特約と基本条項特約(賠責)	個人賠償責任補償特約
弁護士費用等補償特約(自動車)	弁護士費用特約
人身傷害諸費用補償特約	入院時選べるアシスト特約
車両修理時の支払限度額引上げに関する特約(50万円限度)	車両修理時支払限度額引上げ特約

正式名称	ペットネーム･略称
車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険	エコノミー車両保険(車対車＋A)
車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険	限定A
車両保険の免責金額に関する特約	車対車免ゼロ特約
車両搬送時の諸費用補償特約	おくるま搬送時選べる特約
運転者家族限定特約	家族限定特約
運転者本人･配偶者限定特約	本人･夫婦限定特約
保険契約の更新に関する特約および自動車補償の更新に関する特約	更新特約

Ⅰ.ご契約の手引き
（重要事項のご説明）

商品のしくみやご契約に関する重要な事項（告知義務や通知義務、補償内容、保険金をお支払いしない主な場合等）をご説明しております。ご契約前、またご契約後においても保険証券のご契約内容とあわせて必ずご一読ください。

1 トータルアシスト自動車保険の商品内容

東京海上日動は、「3つの基本補償」と

3つの基本補償 ＋ 3つの基本特約

賠償に関する補償

賠償責任保険

相手方の治療費や修理費等をお支払いします。

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

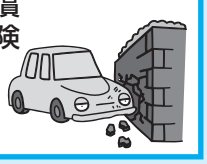

＋ 対物超過修理費特約 P.12

弁護士費用特約

もらい事故アシスト

お客様に責任がなく保険会社が示談交渉できない「もらい事故」も安心です。

P.12

ご自身の補償

※ご家族・乗車中の方も補償します。

傷害保険

ご自身・ご家族・乗車中の方の治療費等をお支払いします。

人身傷害保険

傷害一時金保険

P.13

入院時選べるアシスト特約

入院時選べるアシスト

「事故が起きてから」ホームヘルパーや家庭教師の派遣等、お客様にお好みの補償をお選びいただけます。

P.13

お車の補償

車両保険

ご契約のお車の修理費等をお支払いします。

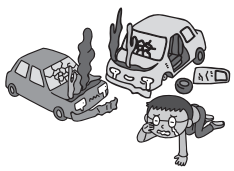

＋ 車両全損時諸費用補償特約 P.14

おくるま搬送時選べる特約

おくるま搬送時選べるアシスト P.15

レッカー搬送された場合等、レンタカーや宿泊施設のご案内および費用の補償等しっかりサポートします。

自動セット

車両搬送費用補償特約およびサービス

ロードアシスト P.15

「自動セット」と記載されていない補償・特約は、一部の条件を除き、それぞれご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。[*1]

*1 トータルアシスト自動車保険では、原則として人身傷害保険が自動セットされます。例外として対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみご契約いただく場合は人身傷害保険が自動セットされません。

記名被保険者またはそのご家族が、人身傷害保険、個人賠償責任補償特約またはファミリーバイク特約をご契約される場合で、既に他の保険でこれらと同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

トータルアシスト自動車保険は、ノンフリート契約の場合で右の1～3のすべてに当てはまるときに

ご契約いただけます。

1 記名被保険者が個人

記名被保険者とは

補償の中心となる方をいいます。ご契約のお車を主に使用される方1名をご契約時に設定いただきます。

2 ご契約のお車が主な自家用車

主な自家用車とは

お車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、自家用貨物車［普通（最大積載量2トン以下）・小型・軽四輪］、特種用途自動車（キャンピング車）であるものをいいます。

3 ご契約のお車を事業以外でも使用

具体的には

ご家庭で使用するファミリーカーや、個人事業主の方で事業以外にもご家庭で使用するお車の場合に、トータルアシスト自動車保険をご契約いただけます（事業にのみ使用するお車はご契約いただけません。）。

「3つの基本特約」で、安心をお届けします。

さらに 補償を充実させる特約で、より大きな安心を

お車の補償に関する特約 P.14　車両無過失事故に関する特約は P.16

車両新価保険特約	車両修理時支払限度額引上げ特約	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	車両無過失事故に関する特約

各種の補償を充実させる特約 P.16

他車運転危険補償特約	個人賠償責任補償特約	レンタカー費用補償特約	車内携行品補償特約	ファミリーバイク特約
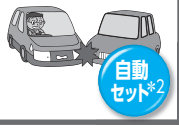				

*2 車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。

自動セット 充実のサービスで、事故のときだけでなく、日常生活でもお客様をしっかりサポート

※原則として無料で以下のサービスをご提供します。なお、サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※「メディカルアシスト」、「事故現場アシスト」は、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

事故防止アシスト（サービス）

東京海上日動ホームページ
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します（ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。保険証券に関する規定についてはP. 17をご参照ください。）。

防災・防犯情報サイト
「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

情報サイト「セイフティコンパス」
日常生活を様々な事故・災害からお守りするためのお役立ち情報をご提供します。

安全運転情報サイト
ヒヤリハット映像を動画でご提供します。

メディカルアシスト（サービス） 24時間・365日受付

緊急医療相談
常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*3
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*3 実際の転院移送費用はこのサービスの対象外です。ただし、入院時選べるアシスト特約で補償される場合があります。

事故現場アシスト（サービス） 24時間・365日対応

事故の際のアドバイス ➡ **初期対応** ➡ **24時間以内の状況報告**

事故現場でお困りの場合に、専門スタッフがお電話にてご相談を承り、状況に応じてアドバイスします。

事故のご連絡を受け付けた後、ご要望に応じて修理工場・病院等への各種手配や被害者への連絡等を行います。

初期対応を行った場合には、24時間以内にお客様へ状況をご報告します。

用語の解説

用語解説
用語の解説

ノンフリート契約
ご契約者が自ら所有・使用されるお車の総付保台数が9台以下のご契約をいいます。

配偶者
婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（以下の要件をすべて満たす方をいいます。）を含みます。
①婚姻意思を有すること。
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
※婚約とは異なります（婚約者は配偶者に含めません。）。

ご家族
記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子（未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。）をいいます。

もくじ contents

1 トータルアシスト自動車保険の商品内容 ▶ P.10〜16

2 ご契約時にご確認いただきたいこと ▶ P.17〜25

3 ご契約後にご注意いただきたいこと ▶ P.26

4 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧 ▶ P.27, 28

① 賠償に関する補償

賠償に関する補償	ご自身の補償	お車の補償
賠償責任保険 ＋ 弁護士費用特約	傷害保険 ＋ 入院時選べるアシスト特約	車両保険 ＋ おくるま搬送時選べる特約

これらの補償・特約は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。

【 基本補償 】

対人賠償責任保険

保険金額は無制限をおすすめします。

他人にケガをさせてしまったときは?

対物賠償責任保険

保険金額は無制限をおすすめします。

車や塀等の他人の財物を壊してしまったときは?

対物超過修理費特約

オプション

(対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。)

相手方の車の修理費が時価額を超えるときは?

保険金をお支払いする場合

ご契約のお車の事故により、**他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合**に、相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします(ただし、自賠責保険等で支払われるべき部分を除きます。)。

【ご参考】対人賠償高額判決例

認定総損害額	相手方	被害内容
3億8,281万円	会社員(男29歳)	後遺障害
3億5,978万円	大学研究科在籍(男25歳)	後遺障害

ご契約のお車の事故により、**車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合**に、1事故について保険金額を限度*1に保険金をお支払いします。*2*3

*1 保険金額が30億円を超える場合、航空機の損壊や、ご契約のお車に積載中の危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故等は、30億円が限度となります。
*2 免責金額(自己負担額)が設定されている場合は、これを差し引いた額をお支払いします。
*3 相手方の財物の時価額を超える修理費をお支払いすることはできません。

【ご参考】対物賠償高額判決例

認定総損害額	事故状況	被害物
1億3,580万円	車両衝突事故	店舗
1億2,036万円	踏切内、電車衝突事故	電車・沿線家屋

対物賠償責任保険で補償する事故で、**相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合**に、損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行ったときに限り、**差額分の修理費**に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします(1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。)。

過失割合によっては、相手方にも修理費用の一部負担が生じます。

<例>補償を受けられる方の過失割合80%、
相手方の過失割合20%
相手方の車の時価額が60万円、
修理費が100万円

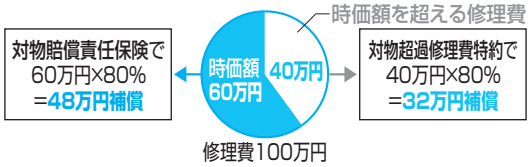

保険金をお支払いしない主な場合

上記補償・特約共通

- 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、**損害賠償責任が加重**された場合、その加重された部分の損害
- ご契約者、記名被保険者等の**故意**によって生じた損害
- **台風、洪水**または**高潮**によって生じた損害
- **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- 記名被保険者以外の補償を受けられる方の故意によって生じた損害(その方が損害賠償責任を負担する部分)
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害　等

対人賠償責任保険

ご契約のお車の事故により、以下の方にケガをさせてしまい、それによって補償を受けられる方が被った損害　等

①**記名被保険者**　③**補償を受けられる方**または②の、**父母・配偶者**または**子**
②ご契約のお車を**運転中の方**　④補償を受けられる方の業務に従事中の**使用人**

対物賠償責任保険・対物超過修理費特約

ご契約のお車の事故により、以下の方の所有、使用または管理する財物を壊し、それによって補償を受けられる方が被った損害　等

①**記名被保険者**　③**補償を受けられる方**
②ご契約のお車を**運転中の方**　④②または③の、**父母・配偶者**または**子**

※ご契約いただく補償・特約によっては、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いします。「4 トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧」(P.27)をご参照ください。

示談交渉

(対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、個人賠償責任補償特約(P.16))

相手方への損害賠償に関する示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。

○**以下の場合は示談交渉できません。**
- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合
- 相手方へ損害賠償請求を行う場合　等

この2つの場合は、以下の「弁護士費用特約」がお役に立ちます。

【 基本特約 】

もらい事故アシスト

弁護士費用特約

オプション

●事故受付時間／24時間(365日対応)

ご契約のお車の事故で**相手方に法律上の損害賠償請求をするため**に弁護士費用*4または法律相談費用がかかったときに、1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。なお、記名被保険者およびそのご家族*5は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象となります。

*4 弁護士費用は、弁護士、司法書士または行政書士への委任および費用の支払いについて、東京海上日動の承認を得たものに限ります。
*5 これらの方が運転中の場合は、同乗者やそのお車の所有者(そのお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。)を含みます。

もらい事故とは?

信号待ちで停車中に追突される等、補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」は、保険会社が示談交渉することはできません。 ▶ ご要望により弁護士に示談交渉を依頼することができます。その際の弁護士費用等をお支払いします。

※「もらい事故」は自動車保険の賠償事故のうち、約3件に1件の割合で発生し、全国で年間約200万人以上の方が「もらい事故」にあっていると推計されます(東京海上日動の2011年度事故統計等から推計)。
※ すべてのご契約に弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用(1事故について補償を受けられる方1名あたり10万円限度)を補償する法律相談費用補償特約が自動セットされます。お支払いする保険金等の詳細は「4 トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧」(P.27)をご参照ください。

賠償に関する補償：賠償責任保険＋弁護士費用特約
ご自身の補償：傷害保険＋入院時選べるアシスト特約
お車の補償：車両保険＋おくるま搬送時選べる特約

これらの補償・特約は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。
人身傷害保険については、P.10の*1の記載をご確認ください。

② ご自身の補償

※ご家族・乗車中の方も補償します。

【 基本補償 】

人身傷害保険

お車に乗車中の事故によりケガをしたときは？

歩行中や自転車運転中に車との接触により、ケガをしたときは？

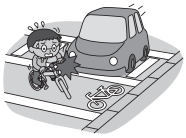

保険金をお支払いする場合

お車の運行に起因する事故等で生じたケガによる治療費・休業損害あるいは死亡による逸失利益・精神的損害等、補償を受けられる方1名について、過失割合にかかわらず保険金額を限度に実際の損害額に対して保険金をお支払いします。

［ 補償の対象となる事故の範囲 ］

ご契約のお車に乗車中の方	記名被保険者およびそのご家族	
ご契約のお車に乗車中の事故の補償	ご契約のお車以外のお車*6に乗車中の事故の補償（記名被保険者およびそのご家族が運転中*7の事故は、同乗者も補償されます。）	歩行中や自転車運転中の、お車との接触等による事故の補償

※ 上表以外に、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者も、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限り、補償を受けられます。

「人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約」をご契約いただくことで、すべての補償を受けられる方について補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定し、保険料を割安にすることができます。

*6 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するお車等は対象外です。
*7 駐車または停車中の場合、事業用のお車を運転中の場合等を除きます。

相手方が無保険車のときは…他のお車との事故により死亡された場合や後遺障害を被られた場合で、相手方が保険を契約していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償を受けられないときに、補償を受けられる方1名について2億円（保険金額が無制限の場合は無制限）を限度に保険金をお支払いします。

例：事故で相手方の過失割合が60%、補償を受けられる方の過失割合が40%。総損害額*8が8,000万円であった場合。

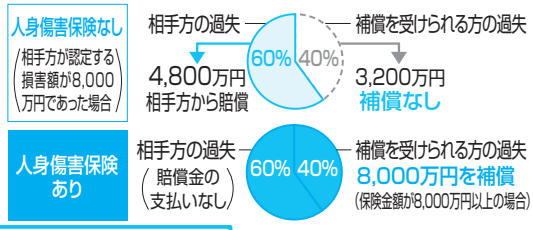

補償を受けられる方の過失の有無・割合にかかわらず補償が受けられます。
ケガや死亡による総損害額*8を、過失割合にかかわらず保険金額を限度に補償します。

※ 補償を受けられる方の年齢や収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、適正な保険金額をご設定ください。
※ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた場合や、相手方から賠償金が支払われた場合等は、その額を差し引いてお支払いします。
※ ケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

相手方との交渉は不要です。
総損害額*8をご請求いただく場合は、東京海上日動が直接保険金をお支払いしますので、相手方との交渉は不要です。

*8 総損害額の認定は、約款に基づき東京海上日動が行います。

ケガをして5日以上入通院したときは？

傷害一時金保険
（人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。）

人身傷害保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の**入院・通院日数が通算して5日以上となった場合***9に、補償を受けられる方1名についてご契約時にお選びいただく保険金額（10万円または20万円）の全額をお支払いします。

*9 5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合（上記補償共通）

- 補償を受けられる方の**故意**または**重大な過失**によって、補償を受けられる方本人に生じた損害
- **極めて異常かつ危険な方法**でお車に乗車中の方に生じた損害
- **無免許運転**や**酒気帯び運転**によって、運転者本人に生じた損害
- 補償を受けられる方が、お車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に乗車中に、その本人に生じた損害
- **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること（練習を含みます。）、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- 補償を受けられる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害
- 保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分）
- 補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害　等

※人身傷害保険をご契約されない場合で対人賠償責任保険をご契約のときは、自損事故傷害特約および無保険車事故傷害特約が自動セットされます。お支払いする保険金等の詳細は「4 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧」（P.28）をご参照ください。
※ご契約いただく補償・特約によっては、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いします。「4 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧」（P.27）をご参照ください。

【 基本特約 】

入院時選べるアシスト

入院時選べるアシスト特約

オプション

●受付時間／午前9時～午後9時（365日対応）

人身傷害保険により補償の対象となる事故で3日以上入院した場合に、補償を受けられる方1名について**支払限度額***10**の範囲内で、ホームヘルパーや家庭教師の費用等の補償メニューの中から、お好みの補償をお選びいただけます。**

*10 入院3日目に10万円の支払限度額が設定され、以後入院日数が10日経過するごとに10万円（退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円）の支払限度額が加算されます。ただし、180万円を上限とします。

例えば、事故で3日以上入院された方が家事従事者ならホームヘルパーの費用、お子様なら家庭教師の費用、といったように、ライフステージに合わせた補償メニューを事故が起きてからお選びいただけます。

▶ 入院時選べるアシストの**ご利用にあたっては補償メニューを選んで専用のサポートデスクに事前にお電話ください。**手配から費用のお支払いまで、原則東京海上日動が行います（一部補償メニューでは、補償を受けられる方に立替いただきます。）。

※ 入院時選べるアシストは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。
※ お住まいの地域、病院等の場所や、やむを得ない事情によって、手配までに数日を必要とする場合や、手配ができない場合があります。
※ ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。
※ それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。
※ **ご利用にあたっては、事前にサポートデスクにご連絡ください。**事前のご連絡なく独自に手配されますと、原則として保険金のお支払いができません。

❸ お車の補償

賠償に関する補償	ご自身の補償	お車の補償
賠償責任保険	傷害保険	車両保険
＋	＋	＋
弁護士費用特約	入院時選べるアシスト特約	おくるま搬送時選べる特約

「自動セット」と記載されていない補償・特約は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。

事故によりご契約のお車が壊れたときは？

【 基本補償 】

車両保険

地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。一部のご契約を除き、この損害に備え下記地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約をご契約いただけます。

ご契約のお車が全損*3となったときは？

車両全損時諸費用補償特約

オプション

（車両保険をご契約の場合にご契約いただけます。）

保険金をお支払いする場合

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に生じた損害に対して保険金をお支払いします。ご希望により一般条件、エコノミー車両保険（車対車+A）等をお選びいただき、1回目と2回目以降の車両事故のそれぞれについて免責金額（自己負担額）*1を設定いただきます。それぞれ対象となる事故の例は以下のとおりです。

一般条件

単独事故

- ■電柱・ガードレールに衝突
- ■あて逃げ
- ■車庫入れに失敗
- ■その他、墜落・転覆

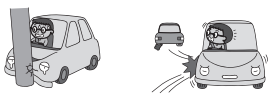

エコノミー車両保険（車対車+A）

他のお車との衝突・接触*2

- ■お車同士の衝突
- ■二輪自動車・原動機付自転車との衝突

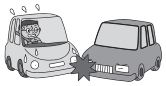

限定A

火災・台風・盗難等

- ■火災・爆発
- ■盗難
- ■いたずら・落書・窓ガラス破損
- ■飛来中・落下中の他物との衝突
- ■台風・たつ巻・洪水・高潮
- ■その他、騒じょう・労働争議

ご契約のお車が全損*3となった場合に、車両保険の保険金額の10%に相当する額を全損時諸費用保険金としてお支払いします（1事故について20万円が限度です。）。

*1 全損*3以外の場合には、損害額からご契約時に設定された免責金額（自己負担額）を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。なお、**車対車免ゼロ特約**をご契約いただいた場合、お車同士の衝突や接触事故であり、かつ、相手方の車（ご契約のお車と所有者が異なる場合に限ります。）およびその運転者または所有者が確認できる車両事故の場合で、適用される免責金額が3万円または5万円のときは免責金額なしで保険金をお支払いします。

*2 **エコノミー車両保険（車対車+A）の場合**は、相手方の車（ご契約のお車と所有者が異なる場合に限ります。）およびその運転者または所有者が確認されたときに限り補償します。あて逃げで相手方が不明の場合等は補償されません。

*3 全損とは、ご契約のお車の修理費が保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。

さらに以下のような特約もご用意しています（車両新価保険特約と車両修理時支払限度額引上げ特約を重ねてご契約いただくことはできません。）。

車両新価保険特約

オプション　※この特約には車両全損時諸費用補償特約が自動セットされます。

（満期日がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月から37か月以内である場合にご契約いただけます。）

新たに購入したご契約のお車が、**事故**（盗難され発見されない場合を除きます。）**により大きな損傷***4**を受け、新車に買い替えた場合等**に、実際にかかる新車再購入費用（車両本体価格+付属品+消費税）等を「協定新価保険金額*5」を限度に保険金としてお支払い（新価払）します。また、新たにお車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

*4 大きな損傷とは、ご契約のお車が修理できない場合、ご契約のお車の修理費が車両保険の保険金額以上となる場合またはご契約のお車の修理費が「協定新価保険金額*5」の50%以上となる場合（車体の内外装および外板部品を除いた本質的構造部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。）のいずれかに該当することをいいます。

*5 ご契約のお車の新車購入時の価格に基づき設定いただきます。

車両修理時支払限度額引上げ特約

オプション　（ご契約のお車の車両保険の保険金額が50万円未満の場合にご契約いただけます。）

ご契約のお車の**修理費が車両保険の保険金額以上となる場合で修理を行ったとき**に、損害額からご契約時に設定された免責金額（自己負担額）を差し引いた金額を50万円を限度に保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合（上記補償、上記各特約共通）

- **パンク**等の**タイヤのみ**に生じた損害（ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に生じたタイヤの損害、火災・盗難により生じたタイヤの損害は補償の対象となります。）
- ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金受取人等の**無免許運転**や**酒気帯び運転**によって生じた損害
- ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他**自然の消耗**
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること（練習を含みます。）、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- 法令により禁止されている**改造**を行った部分品または付属品に生じた損害
- **詐欺**または**横領**によって生じた損害
- **故障損害**
- **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金の受取人等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害　等

「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」

オプション　（車両保険（一般条件）をご契約の場合にご契約いただけます。）

地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損*6となった場合に、記名被保険者が臨時に必要とする費用に対し、50万円*7を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払いします。

*6 本特約における全損とは、運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。

*7 この特約は、生活に欠かせない移動手段を確保すること等を目的として、記名被保険者に定額で50万円をお支払いするものです。ただし、車両保険の保険金額が50万円未満の場合は、その金額をお支払いします。

詳しい補償内容や保険金をお支払いしない場合は、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」（P.149）をご参照ください。

※ご契約いただく補償・特約によっては、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いします。「4 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧」（P.27）をご参照ください。

ロードアシスト 車両搬送費用補償特約およびサービス

自動セット
●24時間365日対応

ご契約のお車について、事故・故障・盗難による**走行不能時**のレッカー搬送、故障やお車のトラブルによる**走行不能時**の応急対応等を行います。車両搬送サービス(❶)と付帯サービス(❷～❹)から構成されています。

❶車両搬送サービス

修理工場等までレッカー搬送を行います(1回の事故等について10万円を限度に補償)。

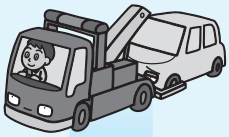

車両搬送サービス等によりレッカー搬送された場合(自力走行は含みません。)で、おくるま搬送時選べる特約をご契約のときは、さらに以下のような補償を選んでご利用いただけます。

❷緊急時応急対応サービス

ご契約のお車が、故障や車両自体に生じたトラブルにより走行不能となった場合に、30分程度で対応可能な応急対応を行います(部品代やパンク修理代等は、ご負担いただきます。)。

可能な応急対応の例

- ●バッテリーの点検、ジャンピング*8
- ●インロック時のカギ開け(一般のシリンダー錠に限ります。)
- ●スペアタイヤ交換　等

*8 バッテリー上がりの際にケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。

❸燃料切れ時ガソリン配達サービス

ご契約のお車が道路上でガス欠となった場合に、ガソリン(レギュラー、ハイオクに限ります。)または軽油を10リットルお届けします。なお、ご契約のお車が電気自動車またはガソリン・軽油を燃料としないお車の場合は、充電または燃料の補充が可能な場所まで搬送します。

※1年間に1回ご利用いただけます。
※自宅駐車場等でガス欠となった場合、ガソリンまたは軽油の配達の手配は行いますが、ガソリン代または軽油代はお客様のご負担となります。同様に、ご契約のお車が電気自動車またはガソリン・軽油を燃料としないお車の場合、充電または燃料の補充が可能な場所までの搬送の手配は行いますが、搬送にかかる費用はご負担いただきます。

❹おくるま故障相談サービス

ご契約のお車の故障や車両のトラブルでお困りのときに、整備有資格者がお電話でアドバイスします。

JAF会員の場合

❷のサービスのご利用にあたっては、作業料超過部分の費用(部品代、消耗品代を除きます。)を東京海上日動が負担します。
❸のサービスを1年間に2回ご利用いただけます。
※いずれもJAF会員の方がJAFをご利用された場合に限ります。なお、お客様がJAF会員の場合は、お客様のご了解のもと、原則としてJAFに取り次ぎます。

※車両搬送サービスのうち車両搬送費用補償特約による補償の対象となる場合は、保険金としてお支払いします。
※❷～❹のサービスは、原則として無料でご提供します。なお、サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態やタイヤが空転して走行不能となった状態は故障やご契約のお車自体に生じたトラブルに該当しないためロードアシストを提供することができません。
※**ご利用にあたっては、必ず事前に東京海上日動までご連絡ください。**事前のご連絡なく独自に手配されますと、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。ただし、車両搬送費用補償特約による保険金をお支払いする場合があります。
※交通事情、気象状況等により、ロードアシスト提供会社の到着にお時間がかかる場合またはロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の各種の案内や手配もしくは提供ができない場合があります。
※詳細は「ロードアシスト利用規約」(P.174)をご参照ください。

＋

車両保険をご契約いただいていない場合でも、おくるま搬送時選べる特約をご契約いただけます。

【 基本特約 】

おくるま搬送時選べるアシスト おくるま搬送時選べる特約

オプション
●24時間365日対応

事故・故障によりご契約のお車が**走行不能になり修理工場等へレッカー搬送された場合(自力走行は含みません。)や、ご契約のお車が盗難された場合**に、以下の補償メニュー(❶～❺)の費用を補償します。

❶レンタカー費用

ご契約のお車の代替としてレンタカーを借り入れる場合の費用を、1日あたり7千円*9を限度に補償します(1回の事故等について事故等の発生の日からその日を含めて30日を限度とし、修理完了後ご契約のお車が手元に戻った時または新たに代替のお車を取得した時までの費用を補償)。

走行不能による修理工場等への搬送	あり		なし	
	事故	故障	事故	故障
	おくるま搬送時選べる特約により補償します		レンタカー費用補償特約*10により補償します	対象外

*9　レンタカー費用補償特約をご契約の場合、レンタカー費用補償特約にてお選びいただく保険金日額が5千円、1万円、1万5千円、2万円のときは、おくるま搬送時選べる特約の上限額も同額に変更します。
*10 レンタカー費用補償特約の詳細は、P.16をご参照ください。

❷車両引取費用

ご契約のお車の修理完了後の納車費用またはご契約のお車の引取りに必要な1名分の往路交通費(レンタカーを除きます。)を補償します(1回の事故等について10万円を限度に補償)。

❸緊急宿泊費用

緊急に宿泊を必要とする場合に、宿泊先をご案内し、費用を補償します(1名について1万円を限度に1泊分の宿泊費用を補償。ただし、飲食等に必要とした費用を除きます。)。

❹代替交通費用

自宅や当面の目的地まで移動する交通手段(レンタカーを除きます。)をご案内し、費用を補償します(タクシー利用は1台について1万円を限度に補償)。

❺キャンセル費用

予約していたホテル宿泊・コンサート等の所定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、払戻しを受けられなかったチケット代等のキャンセル費用を補償します(1回の事故等について50万円を限度に補償)。

※❸❹の補償メニューについては、原則として、事故等の発生から24時間以内に利用した場合に限ります。また、1回の事故等について合計で5万円を限度に補償します。
※レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
※**ご利用にあたっては事前に東京海上日動までご連絡ください。**事前のご連絡なく独自に手配されますと、各種の案内や手配を行うことができません。
※一部補償メニューでは、補償を受けられる方に立替いただきます。

ご利用にあたっての主な注意点(車両搬送費用補償特約およびサービス・おくるま搬送時選べる特約共通)

- ●補償を受けられる方は、ご契約のお車に乗車中の方・ご契約のお車の所有者・記名被保険者です。ただし、おくるま搬送時選べる特約において、ご契約のお車に乗車中でないご契約のお車の所有者・記名被保険者は、補償メニューの❶レンタカー費用および❷車両引取費用についてのみ対象となります。
- ●「走行不能」とは、ご契約のお車が動かなくなった状態、または法令等により走行してはいけない状態をいいます(例:車が大破して動かなくなった、夜間でライトが急に点灯しなくなった、雨天時にワイパーが作動しなくなった等)。
- ●「レッカー搬送」にはキャリアカー、車両積載車による搬送や牽引専用ロープによる牽引等も含みます。
- ●「おくるま搬送時選べる特約」、「車両搬送費用補償特約およびサービス」は、東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。
- ●「おくるま搬送時選べる特約」、「車両搬送費用補償特約およびサービス」には、一定のご利用条件やご利用上限額があります。

4 その他の特約

「オプション」と記載されている特約は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。

補償内容

借りたお車で事故を起こしたときは？

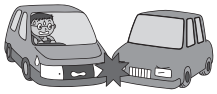

他車運転危険補償特約

自動セット

（車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。）

記名被保険者やそのご家族*1が借りたお車を運転中（駐車または停車中を除きます。）の事故でも、**借りたお車の保険に優先して**、ご契約のお車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。
●法律上の損害賠償責任（対人・対物・車両*2）を補償 ●補償を受けられる方のケガを補償

〈ご注意ください〉
- 借りたお車が、主な自家用車の場合に保険金をお支払いします。
- 借りたお車には、記名被保険者、記名被保険者の配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車を含みません。

*1 別居の未婚の子が所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合を除きます。
*2 ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、借りたお車自体に生じた損害に限ります。
※記名被保険者の業務に従事中の使用人が、ご契約のお車の整備・修理・点検等の間の代替として臨時に借りたお車（主な自家用車に限ります。）を運転中（駐車または停車中を除きます。）の場合も、本特約で補償することがあります。

日常生活で他人にケガをさせたり他人の財物を壊してしまったときは？

個人賠償責任補償特約

オプション

記名被保険者やそのご家族等が国内外での**以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合**に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。*3
●日常生活に起因する偶然な事故 ●記名被保険者が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

保険金額は、国内での事故は無制限、国外での事故は1億円です。

*3 この特約には賠償事故解決に関する特約が自動セットされ、国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

事故によりレンタカーが必要になったときは？

レンタカーとは…
道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

レンタカー費用補償特約

オプション

（車両保険およびおくるま搬送時選べる特約をご契約の場合にご契約いただけます。）

車両保険で保険金をお支払いできる事故が生じた場合で、おくるま搬送時選べる特約により補償されないとき（走行可能であり修理工場等へレッカー搬送されていないとき等）でも、ご契約のお車の所有者等がレンタカーを使用する場合の費用について、保険金をお支払いします。原則として、事故等の発生の日からその日を含めて30日を限度とし、ご契約時にお選びいただく保険金日額の範囲内でレンタカーをご利用いただけます。

※事故や故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へレッカー搬送された場合等は、おくるま搬送時選べる特約により補償します。内容の詳細は、「おくるま搬送時選べる特約」（P.15）をご参照ください。

お車に積んでいた日用品に損害が生じたときは？

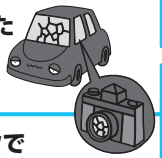

車内携行品補償特約

オプション

偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に収容またはキャリアに固定された、**個人が所有する日用品（レジャー用品等）に生じた損害**を補償します。損害額から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、原則として保険期間を通じて保険金額（10万円から100万円までの間で設定いただけます。）を限度に保険金としてお支払いします。

ファミリーバイクで事故を起こしたときは？

ファミリーバイクとは…
原動機付自転車をいいます（総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。）。

ファミリーバイク特約

オプション

（対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。また、「人身傷害あり」のタイプは人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。）

ファミリーバイク（借りたファミリーバイクを含みます。）を使用中の事故等により記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任およびファミリーバイクに乗車中に生じたケガ等について、ご契約のお車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。
「人身傷害あり」または「自損事故傷害あり」のいずれかのタイプをお選びいただけます。

	対人賠償責任保険*4	対物賠償責任保険*5	人身傷害保険*6	自損事故傷害特約*7
人身傷害あり	○	○	○	×
自損事故傷害あり	○	○	×	○

〈ご注意ください〉
- 運転者の年齢条件特約、家族限定特約または本人・夫婦限定特約をご契約されている場合も、これらの特約の条件にかかわらず、この特約での補償を受けられる方がファミリーバイクを使用中に起こした事故等は補償の対象となります。

*4 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するファミリーバイクでの対人賠償責任保険の補償の対象となる事故については、自賠責保険等で支払われるべき部分はお支払いしません。
*5 対物超過修理費特約をご契約の場合、ファミリーバイクを使用中の事故等にも適用されます。
*6 傷害一時金保険または入院時選べるアシスト特約をご契約の場合、ファミリーバイクを使用中の事故等にもそれぞれ適用されます。
*7 お支払いする保険金等の詳細は「4 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧」（P.28）をご参照ください。

追突された等、過失のない事故により、ご契約のお車が壊れたときは？

車両無過失事故に関する特約

オプション

（一般条件の車両保険またはエコノミー車両保険（車対車+A）をご契約の場合にご契約いただけます。）

ご契約のお車と相手方の車*8との衝突または接触事故により車両保険金をお支払いする場合で、相手方の車および運転者または所有者が確認でき、かつ、ご契約のお車の所有者および使用または管理している方に過失がないときは、更新後のご契約に適用される等級および無事故・事故有別の割増引率の決定において、ノーカウント事故として取り扱います。*9*10

*8 相手方の車には、ご契約のお車の所有者が所有する他のお車は含みません。
*9 車両保険において、事故件数によって免責金額（自己負担額）が設定されている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。
*10 車両新価保険特約や車両修理時支払限度額引上げ特約とこの特約を重ねて適用できません。

保険金をお支払いしない主な場合

他車運転危険補償特約	• 飛び石事故やあて逃げ等により借りたお車自体に生じた、補償を受けられる方に**法律上の損害賠償責任が発生しない損害** • **無免許運転**や**酒気帯び運転**により、借りたお車を壊したことで生じた、その持ち主への法律上の損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害　等
個人賠償責任補償特約	• 航空機、船舶、**車両**（ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 • 借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害　等
レンタカー費用補償特約	• 発生した事故が、**ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に該当しない場合** • **燃料の不足**や**バッテリー上がり**によりご契約のお車が走行不能となった場合　等
車内携行品補償特約	• 自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品等に生じた損害 • キャリアに固定された個人が所有する日用品（レジャー用品等）の盗難　• 個人が所有する日用品（レジャー用品等）のさび・かびによる損害　等
ファミリーバイク特約	• 補償を受けられる方が所有、使用または管理しているファミリーバイクを、補償を受けられる方の業務のために、使用人*11が運転している間に生じた事故による損害　等 *11 記名被保険者またはそのご家族のいずれかに該当する場合を除きます。

※ご契約いただく特約によっては、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いします。「4 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧」（P.28）をご参照ください。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

［マークのご説明］ 契約概要 ご契約いただく保険の、特に重要な情報です。 注意喚起情報 お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。 申込書 申込書等で確認していただきたい項目です。

2 ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約者と補償を受けられる方が異なる場合は、本内容をご契約者から補償を受けられる方にご説明ください。

トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみは「4 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧」（P.27）に記載しています。

以下の①～⑱については申込書等の記載順序と一致しています。申込書等の記載内容と照らし合わせてご確認ください。
ご不明な点や疑問点がありましたら、代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）までお問い合わせください。
※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

1 保険期間および責任開始日時（保険の補償を開始するとき）

契約概要 注意喚起情報 申込書

保険期間は原則1年間ですが、1年未満の短期契約や、1年超の長期契約とすることも可能です（一部例外があります。）。ご契約の保険期間については、申込書等をご確認ください。弊社の保険責任は、始期日の午後4時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満期日の午後4時に終わります。

※長期契約に関する規定における保険年度とは、初年度は始期日から1年間、次年度以降はそれぞれ始期日の応当日から1年間をいいます。

2 更新特約

申込書

「更新特約」がセットされているご契約は、しっかり更新サポートの対象となります。詳細は、「⑯しっかり更新サポート（満期を迎えるとき）」（P.24）をご参照ください。

3 記名被保険者

契約概要 申込書

●記名被保険者について

- 記名被保険者の設定は、賠償責任保険や人身傷害保険の補償を受けられる方の範囲等を決定するうえで重要です。ご契約のお車を主に使用される方1名を設定します。「ご契約のお車を主に使用される方」とは、以下のいずれかの方をいいます。
  （1）ご契約のお車を主に運転される方
  （2）ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方（ご契約のお車の自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄や「使用者の氏名又は名称」欄に記載された方、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄の名義がやむを得ず実態を反映していない場合は実際の所有者）
- 運転者の年齢条件「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて保険料を算出します。詳細は「⑪補償内容の確認●運転される方の範囲・年齢条件について」（P.22）をご参照ください。

●免許証の種類（色）について

始期日における記名被保険者の運転免許証の種類（色）（ゴールド・ブルー・グリーン）をご確認いただき申込書等に記載してください。記名被保険者が運転免許証を所持していない場合や国際運転免許証のみ所持している場合は、「その他」と記載してください。なお、ゴールドはゴールド以外に比べ保険料が割安になります。

＜ご注意点＞

免許更新手続きは、誕生日の前後1か月間（通算2か月間）可能ですので、以下いずれかの場合は、始期日時点で記名被保険者が所持している運転免許証の種類（色）がブルーであってもゴールド免許とみなすことができます。

①始期日時点でゴールド免許を所持できるが、更新していない場合
②始期日時点でゴールド免許を所持できるにもかかわらず、早期にブルー免許に更新した場合

（！）記名被保険者の運転免許証の種類（色）をご契約時に申込書等に正確に記載してください（更新前のご契約がTAPのご契約の場合等、新たな告知事項となるときは特にご注意ください。）。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

4 ご契約のお車

申込書

- 正しい保険料を算出するために、新規にご契約されるお車に関する自動車検査証等の写のご提出をお願いしています。お車を入れ替える場合も同様です。その他の必要な資料やリースカーの場合の資料については、代理店または弊社までお問い合わせください。
- 原則として、ご契約のお車1台について1つの自動車保険契約のみ締結することができます。

契約概要

- ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車の場合、損害保険料率算出機構が定めた「料率クラス」を使用して保険料を算出します。「料率クラス」は型式ごとの保険成績に基づき年1回見直すため、補償内容やノンフリート等級および無事故・事故有別の割増引率が同一でも、「料率クラス」の変更に伴い保険料が更新前のご契約と異なる場合があります。

●お車の用途・車種について 契約概要

お車の「用途・車種」の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」と異なり、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき弊社が定めます。

●車両所有者について 契約概要

ご契約のお車の所有権を有する方（原則として自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄に記載されている方となります。申込書等上、所有権留保条項付売買契約や1年以上を期間とする貸借契約のお車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします。）をいいます。

※所有権留保条項付売買契約や貸借契約のお車の場合は、車両保険金のお支払いの際、実際の車両所有者である売主や貸主からの保険金請求が必要です。

●お車の使用目的について 契約概要

ご契約のお車の使用実態に従って、以下のフローチャートにより使用目的をご判断いただき申込書等に記載してください(ご契約のお車の使用目的により保険料が異なります。)。

※使用目的が正しく設定されている場合には、その使用目的以外で運転しているときも補償の対象となります。

スタート ご契約のお車を年間*1を通じて平均月15日以上お仕事(通勤を除きます。)にお使いになりますか?

- □ はい → **□ 業務使用**
- □ いいえ → ご契約のお車を年間*1を通じて平均月15日以上運転者本人が自らの通勤・通学*2にお使いになりますか?
  - □ はい → **□ 通勤・通学使用**
  - □ いいえ → **□ 日常・レジャー使用**

判定基準	□ 日常・レジャー使用	□ 通勤・通学使用	□ 業務使用
	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合をいいます。	「業務使用」に該当せず、定期的かつ継続して*3運転者本人が自らの通勤・通学*2に使用する場合をいいます。 「通学」とは次に示すような「学校」の登下校をいいます。 高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)・専修学校・専門学校・各種学校(予備校・服飾学校等、都道府県知事の認可を得たもの) ※介護ケアセンター等、学校教育法に定められていないものを除きます。	ご契約のお車を定期的かつ継続して*3業務(仕事)に使用する場合をいいます。 「業務」とは労働の対価を得るための行為をいいます(ボランティアは除きます。)。
具体例	冬の寒い時期はマイカー通勤するが、それ以外はバス通勤している。	親は「日常・レジャー」に使用しているが、子供が毎日通学に使用している。	毎日、仕事にマイカーを使っている。

*1 「年間」とは、始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更した場合はその時点から1年間をいいます。
*2 「通勤・通学」には、通勤・通学先や最寄り駅等への送迎を含みません。
*3 「定期的かつ継続して」とは、年間*1を通じて平均月15日以上使用する場合をいいます。

ご契約のお車の使用目的をご契約時に申込書等に正確に記載してください(更新前のご契約がTAPのご契約の場合等、新たな告知事項となるときは特にご注意ください。)。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

5 割増引制度

申込書

●お車に関する割引制度について

以下のような割引制度がありますので、該当するものがないか十分ご確認ください。

割引名称	適用条件	割引率
新車割引	ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)に該当し、始期日(長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して25か月以内の場合 ※初度登録年月がない構内専用車等には、本割引は適用できません。	【別表1】 (長期契約の場合はその保険年度の保険料が対象)
イモビライザー割引	ご契約のお車に盗難防止装置(イモビライザー)*4を装着している場合	3%割引 (車両保険料が対象)
福祉車両割引	ご契約のお車が福祉車両*5の場合	3%割引 (保険料全体が対象*6)
Eco割引 (ハイブリッド車・電気自動車割引)	以下の条件をすべて満たす場合 ・ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合 ・自動車検査証等の「備考」に「ハイブリッド車」、「***ハイブリッド車」と表示されている場合もしくは燃料電池自動車であることが表示されている場合、または「燃料の種類」に「電気」もしくは「CNG」と表示されている場合 ・始期日(長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して13か月以内の場合 ※福祉車両割引と重複した場合は福祉車両割引を優先して適用します(Eco割引は適用されません。)。 ※初度登録年月がない構内専用車等には、本割引は適用できません。	3%割引 (保険料全体が対象*6) (長期契約の場合はその保険年度の保険料が対象)

*4 キーに埋め込まれている送信機のIDコードと、車両本体内の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ電気的にエンジンが始動しない仕組みをいいます。
【確認方法】ご契約のお車のカタログ・パンフレット・注文書や購入元へのご照会等によりメーカー純正イモビライザー(標準装着またはメーカーオプション装着)の有無をご確認ください。その装置の有無を確認できない場合には、本割引は適用できません。なお、メーカーによっては【別表2】のとおり「イモビライザー」以外の名称を使用している場合もありますが、これらは本割引を適用できます。
*5 消費税法に基づき、厚生省告示第130号に規定された消費税が非課税となる自動車をいいます。
【確認方法】ご契約のお車の自動車検査証等の「車体の形状」が「身体障害者輸送車」または「車いす移動車」となっていることをご確認ください。または、ご契約のお車のパンフレット・取扱説明書等により、消費税が非課税となる自動車であることをご確認ください。
*6 ファミリーバイク特約、個人賠償責任補償特約、弁護士費用特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の保険料には適用されません。

【別表1】

	対人賠償	対物賠償	人身傷害	傷害一時金	車両保険
普通・小型	10%割引				6%割引
軽四輪	7%割引	2%割引	21%割引		1%割引

【別表2】 (2013年2月現在)

メーカー(車名)	盗難防止装置名称	メーカー(車名)	盗難防止装置名称
フォード	PATS(パッシブアンチセフトシステム)	クライスラー	セントリーキー盗難防止装置
ローバーグループ	エンジンイモビライゼーション	アルピナ	EWS
アルファロメオ	アルファコード、アルファコードII	フィアット	フィアットコード、フィアットコードII
ゼネラルモーターズ	パスキーIII		

●ノンフリート等級別割引・割増制度について

ノンフリートのご契約では、「1～20等級の区分」「無事故・事故有の区分」により保険料が割引・割増される制度が採用されています。更新前の保険期間中の保険事故の有無および件数等により、ご契約に適用される等級および無事故・事故有の区分を決定します(決定された等級および無事故・事故有別の割増引率がご契約に適用されます。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」のときは事故有の割増引率を適用します。)。

事故有係数適用期間とは、事故があった場合に「事故有の割増引率(係数)」を適用する期間(始期日における残りの適用年数)を示すものとしてご契約ごとに設定します。以下「**適用期間**」と表記することがあります。

※更新後のご契約の等級は、20等級を上限、1等級を下限とし、更新後のご契約の適用期間は、6年を上限、0年を下限とします。
※更新前のご契約の等級が21等級以上の場合は、20等級と読み替えます(申込書等における表示も同様です。)。
※トータルアシスト自動車保険とドライバー保険との間で等級を継承することはできません。
※3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、等級すえおき事故の詳細は「6 前契約事故件数に関するご注意」(P.21)をご参照ください。
※ご契約の更新後に更新前のご契約に保険金のお支払い対象となる事故が生じた場合、または「複数所有新規特則」の適用にあたりご契約の保険期間が開始されるまでの間に、「他契約」としたご契約が解約された場合や保険事故が生じたことにより特則適用の条件に合致しなくなった場合等は、ご契約内容および保険料を変更することがありますのでご了承ください。

【表1】

年齢条件	年齢問わず	21歳以上	26歳以上	35歳以上
初めてのご契約(6等級(S))	28%割増	3%割増	9%割引	
複数所有新規特則(7等級(S))	11%割増	11%割引	40%割引	

【表2】

等級		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	無事故	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
	事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44
		割増	割引																		

※一部の特約には、上記【表1】【表2】の割増引率は適用されません。
※上記【表1】【表2】は2013年10月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

等級別割引・割増制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合等には、損害保険会社等の間では、前契約の等級・適用期間、ご契約のお車の登録番号および保険事故の有無・件数等の確認を行っています。詳細は「⑱ 個人情報の取扱い」(P.25)をご参照いただき、ご不明な点は弊社までお問い合わせください。

契約概要

(1)初めてご契約される場合

初めてのご契約には6等級(S)が適用され、運転者の年齢条件に応じた【表1】の割増引率が適用されます。適用期間は0年となります。

【2台目以降のお車を新たにご契約される場合(複数所有新規特則)】

既に自動車保険(弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下「他契約」といいます。)をご契約いただいている方が、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は、以下の条件をすべて満たすときに限り7等級(S)からのご契約になり、運転者の年齢条件に応じた【表1】の割増引率が適用されます。適用期間は0年となります。

①新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと。
②新たなご契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者*7が、既にご契約いただいている他契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者*7とそれぞれ同一*8であり、かつ、個人であること。
③他契約に適用されている等級が11等級以上であること(弊社長期契約の場合、みなし等級*9が11等級以上であること。)。
④新たなご契約および他契約のお車の用途・車種が、いずれも主な自家用車であること。
⑤新たなご契約の始期日が、他契約の保険期間内にあること。

*7 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、1年以上をリース期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカーの場合は借主とします。
*8 新たなご契約の記名被保険者が下記b.またはc.に該当し、新たなご契約のお車の所有者が下記a.～c.のいずれかに該当する場合は、同一とみなします。
a. 他契約の記名被保険者　b. a.の配偶者　c. a.またはb.の同居の親族
*9 この場合は、他契約に適用されている等級ではなく、みなし等級を以下の方法によって算出します。

他契約が2012年9月30日以前始期契約の場合	他契約が2012年10月1日以降始期契約の場合
みなし等級=A+{B−(C+D)}−C×3	みなし等級=A+{B−(C+E)}−(C×3+E×1)

A:他契約に適用されている等級
B:経過年数(他契約の始期日から新たなご契約の始期日までの年数(端月数切捨て))
C:経過年数内の3等級ダウン事故件数
D:経過年数内の等級すえおき事故件数
E:経過年数内の1等級ダウン事故件数
B<C+D、B<C+Eとなる場合はそれぞれB−(C+D)=0、B−(C+E)=0とします。

(2)ご契約を更新される場合

ご契約を更新される場合は、更新後のご契約の等級および適用期間は以下①～③のとおり決定します。等級、無事故・事故有別の割増引率については、【表2】をご参照ください。

①保険期間1年のご契約を更新してご契約される場合

【等級】

原則として、更新前のご契約に適用される等級に対して、1年間保険事故がなかった場合は「1」を加え、3等級ダウン事故があった場合は1件について「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は1件について「1」を引き、それぞれ更新後のご契約に適用される等級を決定します。

【事故有係数適用期間】

更新前のご契約の適用期間が1～6年の場合は、「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故1件について「3年」、1等級ダウン事故1件について「1年」を加え、更新前のご契約の適用期間が0年の場合は、3等級ダウン事故1件について「3年」、1等級ダウン事故1件について「1年」を加え、それぞれ更新後のご契約の適用期間を決定します。

<例1>3等級ダウン事故が1件あった場合

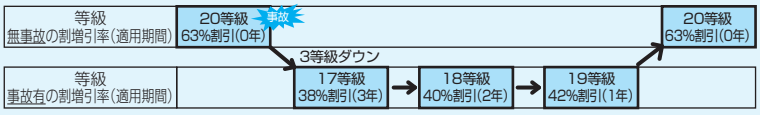

<例2>1等級ダウン事故が1件あった場合

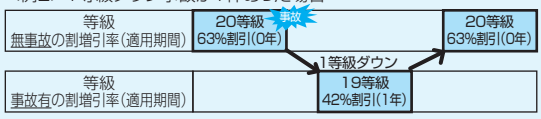

※上記は2013年10月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

②保険期間1年を超える長期契約を更新してご契約される場合

【等級】以下の方法により算出します。

[更新前のご契約の等級] + { [更新前のご契約の保険期間*10] − ([更新前のご契約の3等級ダウン事故件数] + [更新前のご契約の1等級ダウン事故件数*11]) } − ([更新前のご契約の3等級ダウン事故件数] ×3 + [更新前のご契約の1等級ダウン事故件数] ×1)

※{ [更新前のご契約の保険期間*10] − ([更新前のご契約の3等級ダウン事故件数] + [更新前のご契約の1等級ダウン事故件数*11]) } が0を下回る場合は0とします。

【事故有係数適用期間】以下の方法により算出します。

([更新前のご契約の適用期間] − [更新前のご契約の保険期間*10] ÷2) + ([更新前のご契約の3等級ダウン事故件数] ×3 + [更新前のご契約の1等級ダウン事故件数] ×1) − ([更新前のご契約の保険期間*10] ÷2)

※([更新前のご契約の適用期間] − [更新前のご契約の保険期間*10] ÷2) が0を下回る場合は0とします。
※上記計算式で算出された適用期間は、小数点第1位を切り上げて整数年とします。
*10 更新前のご契約の保険期間は、保険期間の中途で解約された場合は、始期日から解約日までの期間とします(1年未満を切捨てて整数年とします。なお、始期応当日に解約した場合は、1年経過したものとします。)。
*11 更新前のご契約の始期日が2012年9月30日以前の契約における等級すえおき事故を含みます。

③保険期間が1年未満の短期契約(ご契約者からのお申出により解約され、保険期間が1年未満となった場合を含みます。)を更新してご契約される場合

【等級】

更新前のご契約に適用されている等級と同一となります。ただし、更新前のご契約に3等級ダウン事故があった場合は1件について「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は1件について「1」を引き、それぞれ更新後のご契約に適用される等級を決定します。

【事故有係数適用期間】

更新前のご契約の適用期間と同一となります。ただし、更新前のご契約に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合は、3等級ダウン事故1件について「3年」、1等級ダウン事故1件について「1年」を加え、それぞれ更新後のご契約の適用期間を決定します。

(3)ご契約のお車を譲渡された場合

ご契約のお車の譲渡に伴いご契約の権利および義務を譲渡された場合は、原則として等級および適用期間は譲受人には継承されませんが、以下の場合等では等級および適用期間が継承されることがあります。

①記名被保険者が配偶者間、同居の親族*1間で変更される場合

②個人事業主が法人を新設される場合、または法人を解散し個人事業主となられる場合で、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合（変更前と変更後のご契約のお車が同一*2で、事業内容が同一である場合に限ります。）

③上記①②以外で、お車の譲渡以外の理由による記名被保険者の変更があった場合（適用される等級が1～5等級、適用期間が1～6年であるご契約に限ります。）

*1　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいいます。

*2　同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。

(4)ご契約のお車の入替をされた場合

以下の①～③の条件がすべて満たされる場合に、入替前のご契約に適用される等級および適用期間が入替後のご契約に継承されます。

①入替後のお車の所有者が以下のいずれかに該当すること。

a. ご契約のお車の所有者*3　　b. 記名被保険者*4　　c. b.の配偶者　　d. b.またはc.の同居の親族

②入替後のお車が、新たに取得または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車または上記①に該当する方が既に所有しているお車であること。

③ご契約のお車と入替後のお車が同一の用途・車種*2に該当すること。

*3　所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、貸借契約により借り入れたお車の場合は借主とします。

*4　車両保険のみのご契約の場合は、ご契約のお車の所有者とします。

*2　同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。

(5)前契約が解除された場合

ご契約が解除された場合（ご契約者からのお申出により解約される場合を除きます。）、7等級以上の等級を継承することができません。*5新たなご契約を締結した後に、その前契約が解除された場合も同様です（この場合、新たなご契約に適用される等級を訂正し、差額保険料がある場合は請求します。）。

*5　6等級が適用されたご契約が解除された場合、更新後のご契約に6等級が適用されますが、このとき、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります（解除されたご契約に保険事故がある場合には、その事故件数や事故内容に応じた等級および適用期間になります。）。

(6)その他のご注意

①更新前のご契約に適用期間がない場合、原則として更新前のご契約の適用期間を0年とみなし、上記(2)ご契約を更新される場合のとおり更新後のご契約の適用期間を決定します（更新後のご契約の始期日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していたご契約に適用期間があった場合等、取扱いが異なることがあります。）。

②原則として、更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内の日を始期日としてご契約を更新されない場合は、7等級以上の等級を継承することができません。

③やむを得ない事情によりご契約者が更新後のご契約の始期日までに更新前のご契約の解約手続きを行えなかった場合で、更新前のご契約の満期日または解約日の前日から起算して過去7日以内の日に更新後のご契約の始期日があるときは、更新後のご契約の始期日を更新前のご契約の保険期間の末日として、更新前のご契約の等級および適用期間を継承します。*6

④更新前のご契約の等級が1～5等級および6等級(F)*7で以下のいずれかに該当する場合は、新たなご契約の等級は、更新前のご契約の等級と同一になります。*6また、更新前のご契約の適用期間が1～6年で以下のいずれかに該当する場合は、新たなご契約の適用期間は、更新前のご契約の適用期間と同一になります。*6なお、いずれの場合も、更新前のご契約が長期契約の場合は、取扱いが異なります。

a.更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して8日以後13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき。

b.更新前のご契約の解除日（失効となった場合は失効日）またはその解除日の翌日から起算して13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき。

c.更新前のご契約のお車を廃車・譲渡・リース業者へ返還し、その代替*8として新たなお車を取得されるとき。

⑤<保険期間1年を超える長期契約をご契約される場合のご注意>

同一保険年度内に複数の保険事故があった場合等、更新後のご契約に適用される等級・適用期間が、1年間を保険期間とするご契約を更新された場合と異なることがあります。

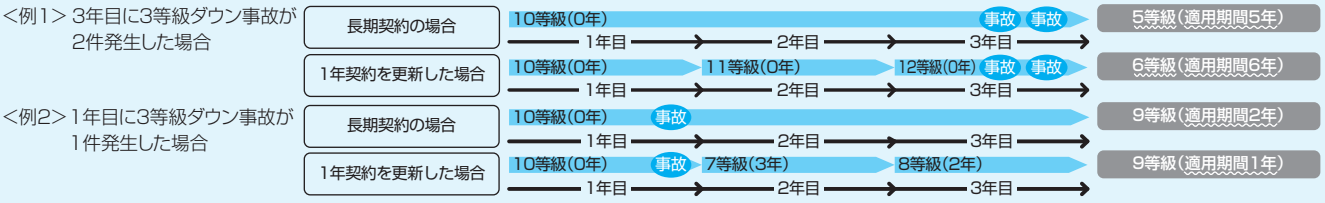

⑥更新後のご契約に更新前のご契約と同一の等級が適用される場合でも、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。

*6　3等級ダウン事故があった場合は事故1件について「3」を引いた等級、「3年」を加えた適用期間とし、1等級ダウン事故があった場合は事故1件について「1」を引いた等級、「1年」を加えた適用期間とします。

*7　原則として6等級(F)の場合はa.およびb.のみ対象となります。

*8　廃車・譲渡・返還の事実が新たなお車の取得日より後になった場合を含みます。

●その他の割引制度について

・以下のような割引制度がありますので、該当するものがないか十分ご確認ください。

割引名称	適用条件	割引率
複数所有新規特則（セカンドカー割引）	「●ノンフリート等級別割引・割増制度について　(1)初めてご契約される場合【2台目以降のお車を新たにご契約される場合（複数所有新規特則）】」(P.19)をご参照ください。	
ノンフリート多数割引*9	始期日時点でご契約者を記名被保険者として*10、1保険証券で3台以上まとめてご契約の場合で一定の条件を満たすとき	3～5台:3% 6台以上:5% （保険料全体が対象*11）
1日自動車保険無事故割引*12	以下の条件をすべて満たす場合 ・ご契約に6等級(S)または7等級(S)が適用される新規ノンフリート契約の場合 ・ご契約の記名被保険者とちょいのり保険（1日自動車保険）の記名被保険者が同一の場合 ・ご契約の始期日の属する事業年度*13から起算して過去3事業年度において*14、通算して5日以上を保険責任期間としてちょいのり保険（1日自動車保険）に加入しており、かつ、そのちょいのり保険（1日自動車保険）に保険事故*15が発生していない場合	ちょいのり保険（1日自動車保険）の保険責任期間*16 / 6等級(S) / 7等級(S) 5～9日 / 8% / 2% 10～19日 / 15% / 4% 20日以上 / 20% / 5% （保険料全体が対象*11） （長期契約の場合は第1保険年度の保険料が対象）

*9　団体扱・集団扱でご契約される場合は、始期日時点で同一のご契約者が自らを記名被保険者とし*10、始期日・保険期間・払込方法および代理店を同一として3台以上まとめて同時にご契約される場合で一定の条件を満たすときに適用します。

*10　記名被保険者が以下①～④のいずれかに該当する場合はご契約者と同一であるとみなします。ただし、以下の③または④に該当する場合は、他の項目に該当するご契約およびご契約者自らを記名被保険者とするご契約を含めることはできません。

①ご契約者の配偶者　②ご契約者またはその配偶者の同居の親族

③ご契約者がご契約のお車の所有権留保条項付売買契約上の売主であり、かつ、記名被保険者がその売買契約上の買主（買主が複数にわたる場合は、買主間の関係が本人、その配偶者、それらの方の同居の親族である場合に限ります。）

④ご契約者がご契約のお車の賃貸借契約上の貸主であり、かつ、記名被保険者がその賃貸借契約上の借主（借主が複数にわたる場合は、借主間の関係が本人、その配偶者、それらの方の同居の親族である場合に限ります。）

*11　ファミリーバイク特約、個人賠償責任補償特約、弁護士費用特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の保険料には適用されません。

*12　適用条件を満たす限り、1日自動車保険無事故割引は複数契約に適用可能です。

*13　「事業年度」とは、4月1日から3月31日までをいいます。「始期日の属する事業年度」は、4月1日から始期日の前日までをいいます（始期日が4月1日である場合は、4月1日の属する事業年度を起算とする事業年度とします。）。ちょいのり保険（1日自動車保険）の保険責任期間が複数の事業年度をまたぐ場合（例えば3月29日から4月2日）は、保険責任期間、保険事故ともちょいのり保険（1日自動車保険）の保険責任期間の開始日が属する事業年度にあったものとします。

*14　過去3事業年度の考え方は右記のとおりです。

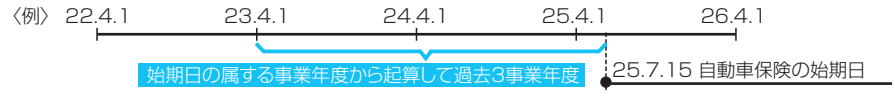

＊15「搭乗者傷害特約(一時金払)のみ」、「車両搬送費用補償特約のみ」またはこれらの組み合わせの保険事故は含みません。
＊16 ちょいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間内にご契約の始期日がある場合、ご契約の始期日の前日までの保険責任期間に応じて適用します。
•上記以外にも団体扱の場合、団体扱割引を適用することがあります。

6 前契約事故件数に関するご注意

申込書

ノンフリート等級別割引・割増制度の適正な運用のため、前契約の事故件数を申込書等に記載してください。なお、ご契約および事故の発生した時期によって、事故件数の取扱いが異なる場合があります。詳細は代理店または弊社にお問い合わせください。

【1等級ダウン事故】…下記に該当する保険事故をいいます。

①車両事故(車内携行品補償特約にかかわる事故を含みます。)のうち、火災・爆発・窓ガラス破損＊17、盗難、騒じょうや労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風、たつ巻、洪水、高潮、落書、いたずら＊18、飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故＊17、地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約にかかわる事故(2011年3月11日以降に発生した事故のみ)
②上記①とノーカウント事故の組み合わせの事故
＊17 他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。
＊18 ご契約のお車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。
※販売停止や名称変更となった商品や特約にかかわる事故を、1等級ダウン事故として取り扱うことがあります。

【ノーカウント事故】… 以下にかかわる保険事故または以下の組み合わせの保険事故をいい、これらの事故は保険事故にカウントしません。

●対人臨時費用(2008年7月1日以降始期契約のみ)
●人身傷害保険
●傷害一時金保険
●搭乗者傷害特約(一時金払)
●搭乗者傷害特約(日数払)
●法律相談費用補償特約
●弁護士費用特約
●ファミリーバイク特約
●地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約
●無保険車事故傷害特約
●入院時選べるアシスト特約
●車両搬送費用補償特約
●おくるま搬送時選べる特約
●レンタカー費用補償特約
●個人賠償責任補償特約

※販売停止や名称変更となった商品や特約にかかわる事故を、ノーカウント事故として取り扱うことがあります。

【3等級ダウン事故】…1等級ダウン事故およびノーカウント事故のいずれにも該当しない事故をいいます。

【前契約の始期日が2012年9月30日以前の場合】前契約の事故件数を下記A～Dに分けて申込書等に記載してください。

A=対人賠償・自損事故傷害のいずれかを含む事故。ただしCの事故を除きます。	B=等級すえおき事故、または等級すえおき事故とノーカウント事故の組み合わせの事故のいずれかに該当する事故
C=等級プロテクト特約(一般用)により等級すえおきとなった事故	D=A、B、Cおよび上記ノーカウント事故以外の事故

※上記1等級ダウン事故および等級プロテクト特約(一般用)により等級すえおきとなった事故は「等級すえおき事故」として取り扱います。
※等級すえおき事故…更新前のご契約に適用される等級をすえおいてご契約に適用します。

7 他の保険契約等がある場合

申込書

他の保険契約等とは、この保険契約以外にご契約されている、ご契約のお車を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

8 保険料の払込方法等

申込書

金融機関での口座振替やクレジットカード＊19での払込みの場合は、保険料は始期日の属する月の翌月から請求します(保険料振替口座、クレジットカードの確認等の手続きが遅延した場合はこれと異なることがあります。)。

＊19 クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。

●保険料の払込方法について 契約概要

※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
金融機関での口座振替＊20、クレジットカード	○(5%割増＊21)	○	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書(銀行等での振込み)	×	×	○

※保険期間を問わず、原則として始期日以降は、ご指定いただいた払込方法の変更はできません。
※お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱や、ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法もあります。

(!) 払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

※ご契約時に保険料を払込みいただく方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただく場合があります。
※月払のご契約の場合、最終回目の月払保険料は満期日の属する月に請求します。口座振替の場合、振替日が満期日以降となることがあります。

＊20 •払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料が請求されます。
•弊社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。
＊21 ノンフリート多数割引を適用しているご契約の場合や、1保険証券で2台まとめてご契約のノンフリート契約で一定の条件を満たす場合等は、割増のない分割払でご契約いただくことができます。

●保険料の払込みが遅れたとき(払込猶予期間) 注意喚起情報

保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末＊22、クレジットカード払、払込取扱票払、請求書払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがあります。また、7～20等級のご契約が解除となった場合、現在適用されている等級を継承することができなくなりますのであわせてご注意ください(詳細については、「5 割増引制度 ●ノンフリート等級別割引・割増制度について (5)前契約が解除された場合」(P.20)をご参照ください。)。

＊22 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限ります。

用語の解説

払込期日

保険料を払込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は、原則として以下のとおりです。
口座振替による払込みの場合：始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)
クレジットカード・払込取扱票・請求書による払込みの場合：始期日の属する月の翌月末

9 ご確認事項

申込書

●過去1年間に解除となった契約が存在する場合は、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。
●ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車の総付保台数が10台以上ある場合は、フリート契約者としてTAPでご契約いただくことになりますので、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

⑩ 団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ

申込書

団体扱・集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者のお勤め先等と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交わしている場合で、ご契約者・記名被保険者・車両所有者*1が、それぞれ下表の範囲に該当するときに限られます（団体扱・集団扱のご契約には、団体扱・集団扱特約が自動セットされます。）。

	団体扱・集団扱特約によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	①企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ②系列会社の社員の方*2　③退職者の方*2 *2 系列会社の社員の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。詳細はお取扱い窓口にご確認ください。 ④弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方（役員・従業員等）
記名被保険者の範囲	①ご契約者　②ご契約者の配偶者　③①または②の同居の親族　④①または②の別居の扶養親族
車両所有者*1の範囲	①ご契約者　②ご契約者の配偶者　③①または②の同居の親族　④①または②の別居の扶養親族

*1 所有権留保条項付売買契約によるお車、1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車の場合は、買主や借主をいいます。

団体扱・集団扱でご契約の場合、以下の理由により団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください（保険期間が2年以上の場合は翌始期応当日までの保険料を一括して払込みいただいた後、払込方法を変更していただきます。）。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等の理由により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④お勤め先等と弊社の間で交わしている「保険料の集金に関する契約書」に定められた保険契約者の人数に不足する場合
⑤保険料が集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に生じた事故による損害または傷害について、その後、弊社が集金事務を委託している集金者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことがありますのでご注意ください。

⑪ 補償内容の確認

申込書

ご契約される補償内容について、申込書等に記載されている内容をご確認ください。
トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみは「4トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧」（P.27）に記載しています。詳しくご確認されたい場合は、「1トータルアシスト自動車保険の商品内容」（P.10～16）をご参照ください。

●車両保険のご契約条件について

契約概要

車両保険は、ご希望により一般条件、エコノミー車両保険（車対車+A）等からお選びいただきます。また、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害に備え、一部のご契約を除き、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約をご契約いただけます（詳細は、「お車の補償」（P.14）をご参照ください。）。
車両保険のご契約条件が申込書等にご希望どおり記載されているかどうかを十分ご確認ください。

●運転される方の範囲・年齢条件について

契約概要　注意喚起情報

＜本人・夫婦限定特約（本人・夫婦限定割引）、家族限定特約（家族限定割引）＞

ご契約のお車を運転される方を以下のとおり限定することで、保険料が割安になります。　○ 補償されます　× 補償されません

特約＼運転される方	①記名被保険者	②記名被保険者の配偶者	③①または②の同居の親族	④①または②の別居の未婚の子	⑤左記以外の方
本人・夫婦限定特約	○		×	×	×
家族限定特約	○		○	○	×

※限定された方以外の方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

運転される方の範囲外の方や年齢条件を満たさない方が運転される場合にご契約条件を見直さなくても、携帯電話でご加入手続きが可能な1日単位の自動車保険「ちょいのり保険（1日自動車保険）」をお申込みいただくことで補償できる場合があります（補償内容が異なりますのでご注意ください。詳細は、ちょいのり保険チラシ等をご参照ください。）。

＜運転者の年齢条件特約＞

運転者の年齢条件（「年齢を問わず補償」以外をいいます。）を設定することで、保険料が割安になります。
運転者の年齢条件が適用される方*3*4の中で、ご契約のお車を運転される方のうち、一番若い方の年齢に応じて設定してください。

年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償
運転者の年齢条件が適用される方*3*4	①記名被保険者　②記名被保険者の配偶者　③①または②の同居の親族　④左記いずれかの方の業務に従事中の使用人		

*3 これらの方で年齢条件を満たさない方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
*4 これらの方以外の方が運転中の事故は、年齢条件にかかわらず保険金をお支払いします。

「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて「30歳未満」「30歳以上40歳未満」「40歳以上50歳未満」「50歳以上60歳未満」「60歳以上70歳未満」「70歳以上」に区分して保険料を算出します。
※長期契約の場合、始期日の応当日時点の記名被保険者の年齢に応じて、保険年度ごとに上記区分を適用します。
※記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて上記区分を適用します。

●免責金額（自己負担額）について

注意喚起情報

対物賠償責任保険・車両保険では、免責金額を設定する場合があります（ご契約に適用される免責金額については申込書等をご確認ください。）。車両保険には定額方式と増額方式（2回目以降の事故に適用される免責金額を1回目の事故より高い金額で設定する方式）があります。
※その他、あらかじめ免責金額が設定されている特約があります。

●保険金額の設定について

契約概要

保険金額は、補償ごとに金額を設定いただくものと、あらかじめ金額が設定されているものがあります。ご契約の保険金額は、申込書等をご確認ください。なお、申込書等に保険金額の記載がない特約については、普通保険約款や特約をご参照ください。

［ 人身傷害保険金額 ］（補償を受けられる方1名についてお支払いする保険金の限度額）

補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額をご設定ください。

【約款に基づく損害額の目安（年齢別・有職者の場合）】

年　齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合
25歳	あ　り	8,000万円	1億5,000万円
	な　し	7,000万円	1億5,000万円
35歳	あ　り	8,000万円	1億4,000万円
	な　し	6,000万円	1億4,000万円

年　齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合
45歳	あ　り	8,000万円	1億4,000万円
	な　し	6,000万円	1億3,000万円
55歳	あ　り	6,000万円	1億1,000万円
	な　し	5,000万円	1億1,000万円

※原則として、3,000万円以上1,000万円単位の金額（ただし、2億円超は「無制限」）でのお引受けとなります。なお、約款に定める重度後遺障害（神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とする場合等をいいます。）の場合は、原則として保険金額の2倍の金額まで補償されます。
※実際の損害額の認定は、約款に基づき弊社が行います。

［ **車両保険金額** ］(ご契約のお車についてお支払いする保険金の限度額)

「自動車保険車両標準価格表」等にしたがい、ご契約の締結時におけるご契約のお車と同一の用途・車種、車名、型式、仕様および年式のお車の、市場販売価格相当額を保険金額としてご設定ください。また、車両新価保険特約をご契約の場合は、新車購入時の市場販売価格相当額を協定新価保険金額としてご設定ください。

※車両価額協定保険特約の不適用に関する特約をご契約の場合は取扱いが異なります(ご契約のお車が特種用途自動車(キャンピング車)の場合にご契約いただけます。)。

【長期契約の2年目以降の車両保険金額について】

2年目以降の保険金額は、1年目の車両保険金額に始期日の応当日の翌日に右表の用途・車種別の年目別減価係数を乗じた後、5万円単位*5で設定します。このため、1年契約を毎年更新された場合の更新契約において設定いただく保険金額とは異なることがあります。

用途・車種 ＼ 年目		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
特種用途自動車(キャンピング車)以外	新車*6	0.80	0.65	0.55	0.45	0.40	0.35
	新車*6以外	0.90	0.80	0.70	0.60	0.55	0.50
特種用途自動車(キャンピング車)		0.80	0.65	0.55	0.45	0.40	0.35

*5 車両保険金額に5万円以外の端数がある場合、2.5万円未満は0万円に、2.5万円以上7.5万円未満は5万円に、7.5万円以上10万円までは10万円とします。

*6 ご契約のお車の初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して12か月以内の月に始期日が属する場合、そのご契約のお車を新車とみなします。

●自動セットされる主な特約について

一定の条件を満たす場合には、下表のとおり特約が自動セットされます。条件を満たさなくなった場合は、その時点で自動的に削除されます。

特約名	自動セットされる条件等
他車運転危険補償特約	車両保険のみご契約の場合を除きます。
家族内新規運転者の自動補償特約	運転者の年齢条件特約または本人・夫婦限定特約をご契約の場合
自損事故傷害特約	対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合
無保険車事故傷害特約	

特約名	自動セットされる条件等
車両価額協定保険特約	車両保険をご契約の場合
車両搬送費用補償特約	——
法律相談費用補償特約	——
更新契約の取扱いに関する特約	更新特約をご契約の場合は適用されません。
賠償事故解決に関する特約	個人賠償責任補償特約をご契約の場合

うっかりサポートについて

万が一の更新忘れ、年齢条件の変更忘れ、または家族限定特約や本人・夫婦限定特約の変更忘れの場合も、サポートします。

●更新契約の取扱いに関する特約

更新手続きを「うっかり」忘れてしまっても、一定の条件を満たす場合には、前契約の満期日の翌日から起算して30日以内の事故に限り、前契約と同条件で補償します。P.24に記載のしっかり更新サポートの対象外となるご契約(弊社から自動更新されないことをご連絡したご契約を含みます。)に適用されます。

●家族内新規運転者の自動補償特約

運転者の年齢条件や本人・夫婦限定特約の変更を「うっかり」忘れてこれらの対象外となる「始期日以降に運転免許を取得した記名被保険者(運転者の年齢条件特約をご契約の場合のみ対象です。)またはそのご家族*7」または「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族*7に該当した方」が運転中に起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

*7 運転者の年齢条件特約をご契約の場合は記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいい、本人・夫婦限定特約をご契約の場合は記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。ただし、「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族に該当した方」のご家族には、配偶者として婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みません。

※事実発生日の翌日から起算して30日以内に発生した事故はご契約内容に応じて保険金をお支払いしますが、31日目以降に発生した事故は対人賠償責任保険・対物賠償責任保険(これらに適用される特約を含みます。)についてのみ保険金をお支払いします。

●家族限定特約、本人・夫婦限定特約(これらの特約の中に、以下のうっかりサポート機能が組み込まれています。)

始期日*8時点で家族限定特約または本人・夫婦限定特約に定める運転者の範囲内であった方が、その後の続柄の変更等により補償対象外となった後に運転して起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

*8 保険期間の途中でこれらの特約をご契約いただいた場合は、その時点をいいます。

12 保険料

契約概要 申込書

保険料はご契約の保険金額、保険期間、免責金額(自己負担額)、適用される等級等により異なります。*9具体的な保険料や、異なる契約条件(保険期間や免責金額(自己負担額)等)を選択した場合との保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたっての保険料は、申込書等に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。

「❻割増引制度」(P.18)をご参照のうえ、適用条件を満たす割引制度が申込書等に正しく記載されているかどうかを十分ご確認ください。

*9 一部の長期契約では、保険料総額が1年契約を無事故で更新した場合の保険料総額よりも高くなります。

13 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要 注意喚起情報 申込書

P.27～28の"保険金をお支払いしない主な場合"をご確認ください。

(!) お客様にとって不利益となる事項も掲載しておりますので、詳細は、P.12～16または普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご参照ください。

14 告知義務・通知義務等

注意喚起情報 申込書

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

告知義務	申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。告知事項は、「告知事項・通知事項一覧(P.24)」をご参照ください。
通知義務	申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。通知事項は、「告知事項・通知事項一覧(P.24)」をご参照ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご契約内容が変更になること等があります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

●以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

ご契約のお車を変更する場合

ご契約のお車を、新たに取得したお車に変更する場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡等に伴い既に所有する別のお車に変更する場合

ご契約のお車を譲渡する場合

※ご契約のお車を譲渡された場合、このご契約に関する権利および義務は、自動的に譲受人に移りません。

記名被保険者や運転される方の範囲・年齢条件を変更する場合

●ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合には遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

●事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください(補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。)。

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

●告知事項・通知事項 一覧

★ 告知事項	●記名被保険者のご住所、お名前、免許証の種類(色)、生年月日*1 ●ご契約のお車の仕様*2、初度登録(初度検査)年月、HV・EV区分(ハイブリッド車・電気自動車)*3 ●ご契約のお車を同一とする他の保険契約等　●ノンフリート契約をお申込みされるご契約者へのご確認事項
☆ 告知事項かつ 通知事項	●ご契約のお車の型式*4、登録番号(車両番号)、用途・車種、車両所有者、使用目的、排気量*5、イモビライザー(有無)*2、特殊車両区分(福祉車両、教習車、レンタカー)、使用の本拠地*6　●前契約(証券番号、等級、事故有係数適用期間、会社名、保険期間、事故件数)*7 ●複数所有新規特則の適用条件を満たした他契約(証券番号、会社名、等級)*8　●ちょいのり保険(1日自動車保険)の利用日数、事故件数*9

※上記項目名は異なることがあります。

*1　運転者の年齢条件「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合
*2　車両保険をご契約の場合
*3　ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、始期日(長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して13か月以内の場合(プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車および圧縮天然ガス自動車(CNG車)も対象です。福祉車両の場合を除きます。)
*4　ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型)の場合、および自家用乗用車(普通・小型)以外で車両保険をご契約の場合
*5　ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型)で、型式が不明の場合
*6　地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約をご契約で、登録番号(車両番号)が不明の場合
*7　ノンフリート等級を適用しているご契約の場合(メリット・デメリット率を適用していたフリート契約が前契約の場合を除きます。)
*8　ノンフリート契約を初めてご契約される場合。複数所有新規特則の詳細は、「5 割増引制度●ノンフリート等級別割引・割増制度について(1)初めてご契約される場合【2台目以降のお車を新たにご契約される場合(複数所有新規特則)】」(P.19)をご参照ください。
*9　ノンフリート契約を初めてご契約される場合(申込書等においては、ちょいのり保険(1日自動車保険)を「一日ドライバー」と表記します。利用日数・事故件数は、始期日の属する事業年度から起算して過去3事業年度にあったものが対象です。)

(!) 正しく告知・通知いただけない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

15 補償の重複に関するご注意

申込書

以下の補償・特約をご契約される場合で、記名被保険者またはそのご家族が既に他の保険でこれらと同種の保険商品をご契約されているときには、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。
なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、以下の補償・特約をご契約されたご契約を解約されるとき等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

①人身傷害保険
保険金額が無制限のご契約がある場合、歩行中の補償等が重複することがあります(人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約をご契約された場合、補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定することができます。)。
②個人賠償責任補償特約
国内事故の保険金額が無制限のため、複数ご契約すると補償が重複します。
③ファミリーバイク特約
対人賠償責任保険、対物賠償責任保険(「人身傷害あり」の場合は人身傷害保険)の保険金額がいずれも無制限のご契約がある場合、補償が重複します。

16 しっかり更新サポート(満期を迎えるとき)

申込書

弊社は、ご契約が満期を迎えるとき、ご契約の更新手続きについて、「早期」に「しっかり」とお客様にご案内します。安心してご契約手続きをしていただくための仕組みが「しっかり更新サポート」です。

しっかり更新サポートの対象契約

ご契約時に、更新特約をご契約されている場合に対象となります。保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。

サポート内容

しっかり① 更新のご案内

満期日の2か月前をめどに、更新のご案内(「更新ガイドブック・重要事項説明書等」)をお送りします。このご案内で、更新後のご契約内容を「しっかり」ご検討いただくことができます。更新のご案内が到着後に、ご契約の代理店または弊社より具体的なお手続き等についてご連絡します。

しっかり② 万が一の際の「更新バックアップ」

万が一満期日までにご契約者とご連絡がとれず、ご契約者から更新されない旨のお申出がない場合は、更新特約にもとづき、更新前のご契約と同様*10のご契約内容にてご契約を「しっかり」自動更新(更新バックアップ)します。

*10 車両保険の保険金額については、更新時のご契約のお車と同等(同一の用途・車種、初度登録年月等)のお車の市場販売価格相当額等に見直したうえでの自動更新(更新バックアップ)となります。また、その他の内容も一部変更となる場合があります。

※保険契約の更新に関する特約の適用を希望しない場合(ご契約を更新しない場合等)、満期日までにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。その場合、ご契約は更新停止となり自動更新(更新バックアップ)されず、下記「更新後契約における事故発生時の取扱い」の適用はありません(『自動車保険「自動更新」停止のお知らせ』をお送りします。)。
※更新特約を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新バックアップ)された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します(保険証券は発行しません。)。
※所定の条件により、ご契約が自動更新(更新バックアップ)されない場合は、あらかじめ弊社よりご連絡します。

更新後契約における事故発生時の取扱い

更新特約を適用した更新後契約において事故が発生した場合、以下の条件をすべて満たすときには、初回保険料*11が払い込まれたものとして保険金をお支払いします。
(1)保険契約継続証に初回保険料*11の払込期日の記載があること。
(2)事故の発生の日が初回保険料*11の払込期日以前であること。
(3)事故の発生の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること(更新前契約に保険料払込期日がない場合は、更新前契約の保険料の全額が払い込まれていること。)。

*11 一時払保険料を含みます。

17 ご契約のしおり(約款)・保険証券・更新のご案内の提供方法について

申込書

「ご契約のしおり(約款)」・「保険証券」・「更新のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)」の提供方法について、以下のいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり(約款)	「Web約款(ご契約のしおり(約款)を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」
保険証券	「Web証券(保険証券を発行せずにご契約内容を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)*12」または「書面での発行」
更新のご案内	「Web更新案内(更新のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)*12」または「書面での送付」

*12 法人契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」・「Web更新案内」をご選択いただけません。書面で保険証券・更新のご案内をお送りします。

「Web証券」・「Web更新案内」をご選択いただいたお客様は、弊社ホームページ内の契約者さま専用ページでご契約内容・更新のご案内をそれぞれご確認いただくことになります(契約者さま専用ページのご利用には、弊社ホームページまたはスマートフォンアプリ「モバイルエージェント」でのご登録が必要です。)。

- 「Web証券」を選択いただいた場合：ご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ」をお送りします。
- 「Web更新案内」を選択いただいた場合：満期日の2か月前をめどに、ご登録いただいたすべてのメールアドレスにご案内メールをお送りします。

なお、弊社では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、「Web約款」・「Web証券」・「Web更新案内」をご選択いただいたお客様をパートナー(Green Giftパートナー)として、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを展開しています。詳細は弊社ホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)をご確認いただきますようお願いします。

18 個人情報の取扱い

注意喚起情報　申込書

弊社および東京海上グループ*13各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

*13「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社（および東京海上グループ各社）における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/）をご参照ください。

19 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金について

契約概要　注意喚起情報

●満期返れい金・契約者配当金はありません。
●解約時に解約返れい金をお支払いできる場合があります。
- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法によって保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、解約返れい金は原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*14に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。たとえば、保険期間が1年、払込方法が一時払（団体扱以外）のご契約では、既経過期間*14が7日のときに、払込みいただいた保険料から10%を控除させていただく場合等があります。

  *14 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。
- ご契約者からのお申出による解約の場合、保険料を解約日以降に請求することがあります。

20 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約時にご契約者または補償を受けられる方に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
●以下に該当する事由がある場合は、ご契約は無効になります。
- ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
- ご契約時に、ご契約のお車が実在していない場合や他人に譲渡等をされていた場合、車検が切れている場合や登録を抹消していた場合（もっぱら公道以外を走行する場合やお車の財産的価値を補償する目的で車両保険をご契約している場合等を除きます。）

●以下に該当する事由がある場合には、弊社はご契約を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ご契約者や補償を受けられる方が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせた場合
- ご契約者や補償を受けられる方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し補償を受けられる方に詐欺の行為があった場合　等

21 その他ご契約時にご注意いただきたいこと

1. ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。
2. 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
3. ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
4. 損害保険会社等の間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について、確認を行っています。確認内容は、これらの目的以外には用いません。
5. 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付します。
6. 現在のご契約を満期日を待たずに解約され、新たにご契約されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。

   注意喚起情報　申込書
   - 返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
   - 新たにご契約される保険契約は、現在のご契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
   - 新たなご契約の等級の進行が、解約されない場合と比べて不利になることがあります。
7. ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこのご契約の権利および義務が移転します。
8. 中断制度の改定に伴い、既に中断証明書をお持ちの方は、お手持ちの中断証明書の記載内容にかかわらず中断制度が適用できる場合があります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
9. 代理店および弊社の責によらない通信手段・端末の障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となったため、または通信経路等での盗聴等により、保険契約情報等が漏洩したため、ご契約者または補償を受けられる方に生じた損害については、ご契約の代理店および弊社はその責任を負いかねますのでご了承ください。
10. 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

注意喚起情報

東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。
0120-071-281（携帯・PHS OK）
受付時間：平日 午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）
0570-022808（携帯OK）<通話料有料>
PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

3 ご契約後にご注意いただきたいこと

1 クーリングオフしたいとき

注意喚起情報

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*1ができる制度のことをいいます。
*1 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

クーリングオフできる場合

保険期間が1年を超えるご契約が対象です。ご契約者がご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内(消印有効。普通便で可。)**であれば、ご契約のお申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリングオフの方法

上記期間内**(8日以内の消印有効)**に弊社あてに必ず郵便にてご通知ください(右の〈記入例〉をご参照ください。)。**ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。**

＜記入例＞

下記の保険契約を
クーリングオフします。
申込人住所
氏名　　㊞
電話 自宅　(　　)
　　勤務先　(　　)
・申込日:
・保険種類:トータルアシスト
　自動車保険
・証券番号*2:
・ご契約の営業店:
・ご契約の代理店:

郵便はがき
100-0004
東京都千代田区大手町2-6-2
日本ビルヂング13階
東京海上日動
事務アウトソーシング㈱内
クーリングオフ受付係　行

*2　申込書控の右上に記載しております。

ご返金について

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料は、速やかにご契約者にお返しします。また、弊社およびご契約の代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日からご契約の解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

クーリングオフできない場合

以下のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

●**保険期間が1年または1年に満たないご契約**(保険契約の更新に関する特約をご契約いただいた場合を含みます。)　●営業または事業のためのご契約
●法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約　●通信による契約申込に関する特約により申し込まれたご契約
●インターネット等による通信販売に関する特約により申し込まれたご契約
●金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)　等

2 解約されるとき

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。
解約返れい金についての詳細は、「2 ご契約時にご確認いただきたいこと⑲満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金について」(P.25)をご参照ください。

●ご契約の中断制度について

ご契約を一旦中断したうえで*3、中断後の新たなご契約に中断前のご契約に適用されていた等級と同等の等級(中断前のご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級)または中断前のご契約に適用されていた等級に既経過期間*4 1年ごとに「1」を加えた等級*5を適用できる制度があります(中断後のご契約に中断前のご契約と同一の等級が適用される場合でも、中断前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。)。なお、本制度のご利用には、ご契約の中断日(解約日または満期日)から5年以内に、ご契約の代理店または弊社に、中断証明書の発行をお申出いただく必要があります。

※発行した中断証明書を適用し新たにご契約する場合、中断したご契約の始期日を前契約の始期日とみなし、「2 ご契約時にご確認いただきたいこと ⑤割増引制度●ノンフリート等級別割引・割増制度について」(P.18)に基づいて算出された事故有係数適用期間を適用します。

*3 中断の事由が、ご契約のお車を廃車・譲渡・返還・一時抹消した場合、ご契約のお車が盗難された場合またはそれらに伴い既に所有する別のお車と入替を行った場合、ご契約のお車が車検切れにより使用できなくなった場合、記名被保険者が海外渡航した日の6か月前の日以降に解約日または満期日がある場合に限ります。
*4 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。
*5 中断前のご契約の始期日から満期日または解約日までの既経過期間*4が1年以上で、かつ保険事故がない場合に限ります。

3 事故が起こったとき

1. 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
2. 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。
   - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方を確認するための書類
   - 自動車検査証等、お車の登録内容や廃車の事実を確認するための書類
   - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
   - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
3. 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
4. 損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、「4 トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧」(P.27、28)をご確認ください。
5. 損害が生じたことにより補償を受けられる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
6. 弊社が、全損として車両保険金をお支払いした場合、弊社はご契約のお車について補償を受けられる方が持っている所有権その他の物権を取得することがあります。
7. 弊社は、以下の場合に対人賠償保険金・対物賠償保険金をお支払いします。
   1.補償を受けられる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合　2.相手方が補償を受けられる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
   3.補償を受けられる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合　4.補償を受けられる方が相手方に賠償金をお支払いする前に、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
8. 人身傷害保険で補償を受けられる方が死亡された場合、補償を受けられる方の法定相続人および父母・配偶者または子が保険金請求権者となります。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、裏表紙をご参照ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*6まで補償されます。
*6 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%まで補償されます。

4 トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の商品のしくみとお支払いする保険金の概要一覧

契約概要　注意喚起情報

トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）では、一部の条件を除き、補償・特約をそれぞれご契約いただくかどうか自由にお決めいただけます。＊補償内容は以下のとおりです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は代理店または弊社にお問い合わせください。

＊ トータルアシスト自動車保険では、原則として人身傷害保険が自動セットされます。例外として対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみご契約いただく場合は人身傷害保険が自動セットされません。

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要	保険金をお支払いしない主な場合	参照ページ
賠償に関する補償	対人賠償責任保険	対人賠償保険金	ご契約のお車の事故により、お車に乗車中の方や歩行者等を死亡させたりケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。	•ご契約者、記名被保険者等の故意によって生じた損害 •ご契約のお車の事故により、記名被保険者やご契約のお車を運転中の方等にケガをさせてしまい、それによって補償を受けられる方が被った損害 •地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害　等	12
		対人臨時費用保険金	対人事故により法律上の損害賠償責任を負うことによって損害を被った場合で、相手方が死亡したときに、臨時費用保険金をお支払いします。		
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。		
	対物賠償責任保険	対物賠償保険金	ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。あわせて、落下物取り片づけ費用・原因者負担金・損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。	•ご契約者、記名被保険者等の故意によって生じた損害 •ご契約のお車の事故により、記名被保険者やご契約のお車を運転中の方等の所有、使用または管理する財物を壊し、それによって補償を受けられる方が被った損害 •地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害　等	
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。		
	対物超過修理費特約	対物超過修理費用保険金	対物賠償保険金をお支払いする場合で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担するときに、修理費と時価額の差額に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。		
	弁護士費用特約	弁護士費用保険金等	自動車事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求のために、相手方との交渉を弁護士等に依頼したときや事故の解決が訴訟等に及んだときに必要となる弁護士報酬や訴訟費用等に対して、保険金をお支払いします（弁護士等への委任および費用の支払いについて、弊社の承認が必要です。）。あわせて、法律相談費用保険金をお支払いできる場合があります。	•ご契約者、補償を受けられる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 •無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者本人に生じた損害 •地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害　等	
	法律相談費用補償特約	法律相談費用保険金	自動車事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求に関する弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用に対して、保険金をお支払いします。		
ご自身の補償	人身傷害保険	人身傷害保険金	補償を受けられる方が自動車事故によりケガ・死亡された場合や、後遺障害を被られた場合に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。	•補償を受けられる方の故意または重大な過失によって、補償を受けられる方本人に生じた損害 •極めて異常かつ危険な方法でお車に乗車中の方に生じた損害 •無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者本人に生じた損害 •補償を受けられる方が、お車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に乗車中に、その本人に生じた損害 •地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害　等	13
	傷害一時金保険	傷害一時金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、入院または通院した日数の合計が5日以上となったときに、保険金をお支払いします（5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。）。		
	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用保険金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が病院等に3日以上入院したときに、補償を受けられる方1名あたりの支払限度額および補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。支払限度額は入院3日目に10万円、以後入院日数が10日経過するごとに10万円（退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円）ずつ加算されます。ただし、180万円を上限とします。		
		転院移送費用保険金	人身傷害諸費用保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が2日以上ICUでの治療を受け、その他の病院等に転院移送する必要が生じたときに、その負担した費用に対して、保険金をお支払いします（事故発生の日からその日を含めて180日以内に転院移送した場合の費用がお支払いの対象です。ただし、1事故について1名あたり1回の移送に限り、100万円を上限とします。）。		
お車の補償	車両保険	車両保険金	衝突、接触等の事故によりご契約のお車に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。なお、車両修理時支払限度額引上げ特約をご契約の場合、保険金額以上となる修理費が発生し、修理を行ったときに、50万円を限度に保険金をお支払いします。	•パンク等のタイヤのみに生じた損害（ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に生じたタイヤの損害、火災・盗難により生じたタイヤの損害は補償の対象となります。） •ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他自然の消耗 •故障損害 •地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害　等	14
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・車両運搬費用・盗難車両引取費用・共同海損分担費用をお支払いできる場合があります。		
	車両全損時諸費用補償特約	全損時諸費用保険金	ご契約のお車が全損（ご契約のお車の修理費が保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。）となった場合に、保険金をお支払いします。		
	車両新価保険特約	車両保険金（新価払）	新たに購入したご契約のお車が事故（盗難され発見されない場合を除きます。）により、以下①～③のいずれかの大きな損傷を受け、新車に買い替えた場合等に、実際にかかる新車再購入費用等を協定新価保険金額を限度にお支払いします。 ①ご契約のお車が修理できないとき ②ご契約のお車の修理費が車両保険の保険金額以上となるとき ③ご契約のお車の修理費が協定新価保険金額の50%以上となるとき		
		再取得時諸費用保険金	新たにお車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、保険金をお支払いします。		
	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金	地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損（運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。）となった場合に、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金をお支払いします。	ご契約者、補償を受けられる方等の故意または重大な過失によって生じた損害　等	
	おくるま搬送時選べる特約	車両搬送時諸費用保険金	事故または故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へ搬送された場合（自力走行は含みません。）や、ご契約のお車が盗難された場合に、補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。	地震・噴火またはこれらによる津波に起因する場合　等	15
	車両搬送費用補償特約	車両搬送費用保険金	事故や故障、盗難によりご契約のお車が走行不能になり、修理工場等へ搬送された場合に必要となる車両搬送サービスを受けたことで生じた車両搬送費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、1回の事故等について10万円を上限とします。		

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要	保険金をお支払いしない主な場合	参照ページ
その他の補償	他車運転危険補償特約	対人賠償保険金・対物賠償保険金・人身傷害保険金・傷害一時金 等	記名被保険者やそのご家族等が借りたお車を運転中の事故により法律上の損害賠償責任を負う場合等に、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険・傷害一時金保険等（それぞれ、適用される他の特約を含みます。）でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします。また、対物賠償責任保険と車両保険をご契約の場合には、借りたお車に損害が生じたことによる持ち主に対する法律上の損害賠償責任についても、ご契約の車両保険の内容にしたがって保険金をお支払いします。	飛び石事故やあて逃げ等により借りたお車自体に生じた、補償を受けられる方に法律上の損害賠償責任が発生しない損害 等	16
	個人賠償責任補償特約	個人賠償責任保険金	記名被保険者やそのご家族等が国内外での以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。 •日常生活に起因する偶然な事故 •記名被保険者が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故	借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 等	
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。		
	レンタカー費用補償特約	レンタカー費用保険金	車両保険で保険金をお支払いできる事故により必要となった、レンタカーを使用する場合の費用に対して、1日について保険金日額を限度に保険金をお支払いします。原則として、事故等の発生の日からその日を含めて30日以内に使用されたレンタカーの費用がお支払いの対象となります。	燃料の不足やバッテリー上がりによりご契約のお車が走行不能となった場合 等	
	車内携行品補償特約	車内携行品保険金	偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に積載された個人が所有する日用品に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。	キャリアに固定された個人が所有する日用品（レジャー用品等）の盗難 等	
	ファミリーバイク特約	対人賠償保険金・対物賠償保険金・人身傷害保険金・傷害一時金（または自損事故傷害特約*1の死亡保険金 等）等	原動機付自転車*2を使用中の事故等により、記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任および原動機付自転車*2に乗車中に生じた人身傷害事故（または自損事故）による損害について、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険（または自損事故傷害特約*1）・傷害一時金保険・対物超過修理費特約・入院時選べるアシスト特約でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします。	補償を受けられる方が所有、使用または管理しているファミリーバイクを、補償を受けられる方の業務のために、使用人（記名被保険者またはそのご家族のいずれかに該当する場合を除きます。）が運転している間に生じた事故による損害 等	

※ 対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合は、自損事故傷害特約*1および無保険車事故傷害特約*3が自動セットされます。

*1 自損事故傷害特約では、補償を受けられる方が自損事故により①死亡された場合には、死亡保険金②後遺障害を被られた場合には、その後遺障害の程度に応じた後遺障害保険金③医師等の治療を必要とした場合には、医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、傷害保険金をお支払いします。④また、弊社が定める介護を必要とする重度の後遺障害を被られた場合に、介護費用保険金をお支払いします。

*2 総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。

*3 無保険車事故傷害特約では、補償を受けられる方が相手方の車との事故により死亡された場合や、後遺障害を被られた場合で、相手方が不明、相手方が無保険または相手方の保険の支払条件により十分な補償を受けられないときに、無保険車傷害保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称	ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト自動車保険、トータルアシスト	総合自動車保険	限定A	車両危険限定補償特約（A）をご契約の車両保険
		車対車免ゼロ特約	車両保険の免責金額に関する特約
ちょいのり保険（1日自動車保険）	一日単位型ドライバー保険特約（包括方式）に基づき通知された自動車運転者保険	車両修理時支払限度額引上げ特約	車両修理時の支払限度額引上げに関する特約（50万円限度）
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約	個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約と基本条項特約（賠責）
弁護士費用特約	弁護士費用等補償特約（自動車）	家族限定特約	運転者家族限定特約
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約	本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
おくるま搬送時選べる特約	車両搬送時の諸費用補償特約	更新特約	保険契約の更新に関する特約および自動車補償の更新に関する特約
エコノミー車両保険（車対車＋A）	車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）および車両危険限定補償特約（A）をご契約の車両保険	TAP	一般自動車保険
		ドライバー保険	自動車運転者保険

Ⅱ.ご契約の手引き
（保険証券の見方・事故が起こった場合）

保険証券の見方や保険金のお受取りまでの流れ等をご説明しております。

1 保険証券の見方

保険契約継続証および弊社ホームページ（契約者さま専用ページ）のご契約内容画面も同様の見方です。

保険証券の表示内容をご確認ください。
万が一お申込み内容と相違がございましたら、ただちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

※保険証券等の漢字表記については、旧字体で表示出来ない場合、新字体で表示しております。誠に恐れ入りますが、旧字体への修正はいたしかねますのでご了承ください。
※以下は保険証券のイメージ画像です。実際はこれと異なる場合があります。

【保険証券表面】

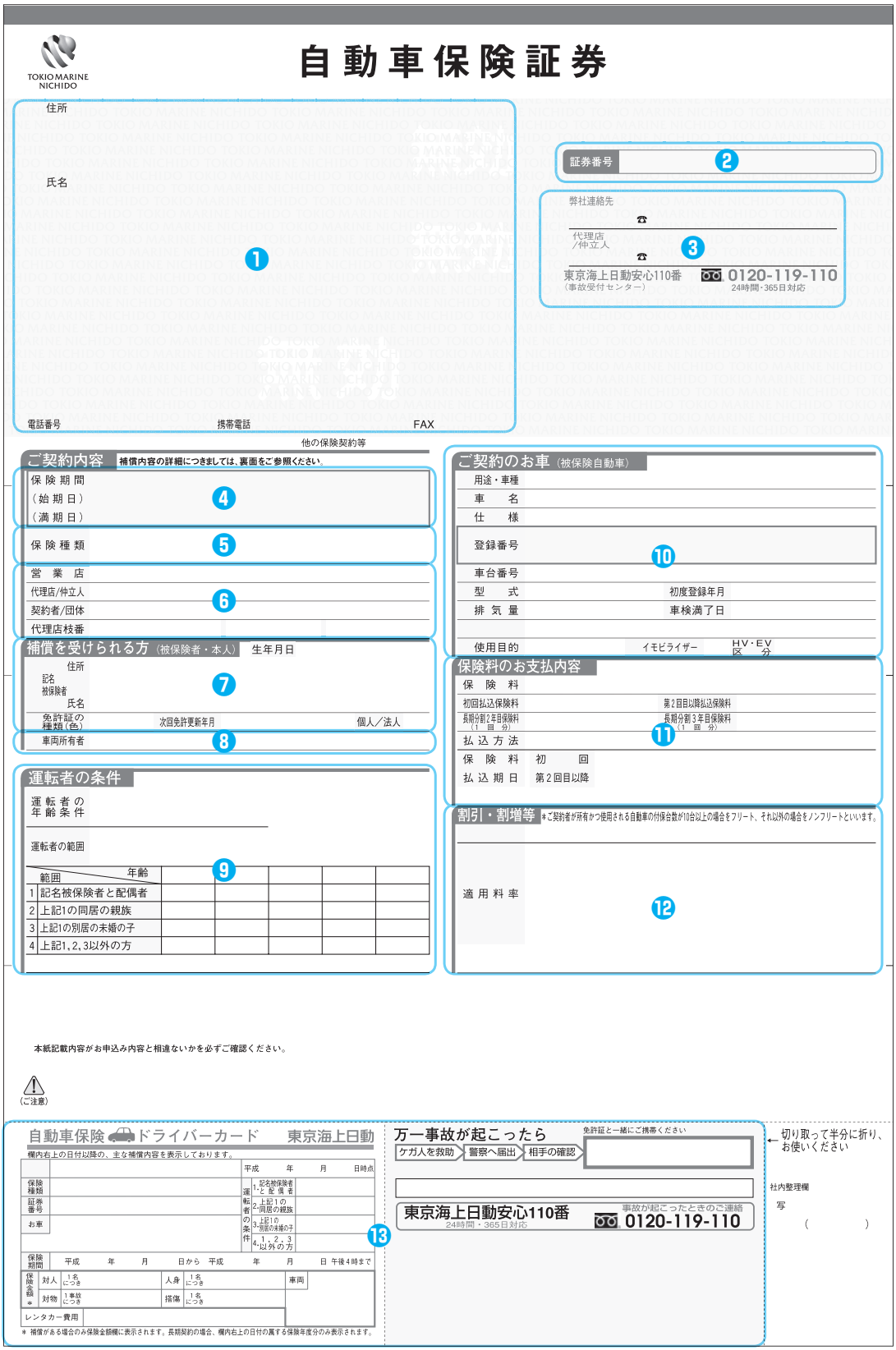

❶保険契約者
ご契約者の住所・氏名等が表示されます。弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。
変更がありましたらご契約の代理店または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。
保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。

❷証券番号
ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。

❸お問い合わせ先
ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、こちらの電話番号までご連絡ください。

❹保険期間
補償の対象となる期間が表示されます。
※弊社の保険責任は始期日の午後４時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とし、保険証券にはその時刻が表示されます。）に始まり、満期日の午後４時に終わります。

❺保険種類
ご契約いただいた自動車保険の名称が表示されます。

❻取扱営業店・代理店
ご契約を担当させていただいている弊社営業店や代理店が表示されます。
※団体等を通してご契約いただいている際には、ご所属されている団体名も表示されます。

❼記名被保険者
- ご契約時に設定いただいた、ご契約のお車を主に使用される方が表示されます。*1
- 記名被保険者の運転免許証の種類（色）や、申込書等に記名被保険者の運転免許証の有効期限を記載された場合は、それらの情報が表示されます。

＊1 車両保険のみをご契約の方は、ご契約のお車の所有者が表示されます。
詳しくはこちら→ P.17

❽車両所有者
ご契約時に設定いただいた、ご契約のお車の所有権を有する方が表示されます。
詳しくはこちら→ P.17

❾運転者の条件
ご契約のお車を運転される方の範囲や年齢条件*2の設定にしたがい、その内容が表示されます。
＊2「３．上記１の別居の未婚の子」および「４．上記１，２，３以外の方」（友人等）がご契約のお車を運転中の事故は、その方が年齢条件の対象外でも補償します。
詳しくはこちら→ P.22

❿ご契約のお車（被保険自動車）
ご契約のお車が表示されます。

⓫保険料のお支払内容
保険料とその払込方法や払込期日が表示されます。保険料を分割して払込みいただく場合は、１回分の保険料や２回目以降の払込期日が表示されます。
※払込方法が一時払の場合には、「第２回目以降の払込期日」は空白となります。

⓬割引・割増等
ご契約に適用される等級や事故有係数適用期間、割引・割増の名称が表示されます。
※長期契約において、各保険年度における始期日の応当日に記名被保険者年齢区分・新車割引・Eco割引・１日自動車保険無事故割引の適用に変更が生じる場合、◆が表示されます。記名被保険者年齢区分の詳細はP.22、新車割引またはEco割引の詳細はP.18、１日自動車保険無事故割引の詳細はP.20をご参照ください。
詳しくはこちら→ P.18～22

⓭ドライバーカード
保険証券記載の主なご契約内容や各種連絡先をコンパクトにまとめたカードです。保険証券（Web証券をご選択いただいた場合は、別途送付する「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ」）から切り離し、運転免許証とともに携帯していただければ、事故やお車のトラブル等の際にも安心です。

【保険証券裏面】

補償内容・保険金額と付帯サービス等

証券番号：　　登録番号：　　保険種類：
保険期間：
：

■現在のご契約で補償される内容を表示しています（○…補償されます　×…補償されません）。補償内容の詳細および万一の事故の際にお支払いの対象となる保険金につきましては、「ご契約のしおり（約款）」に掲載の普通保険約款・特約（特約条項）・お支払いする保険金の概要をご確認ください（弊社ホームページhttp://www.tokiomarine-nichido.co.jp/または冊子をご参照ください。）。付帯サービス等の詳細につきましては、ドライバーズハンドブックにてご確認ください（特約等により補償範囲、付帯サービス等の内容が限定されている場合があります。）。
■特約の正式名称は、「ご契約のしおり（約款）」または添付の特約に記載しておりますのでご参照ください。

補償内容・保険金額

			概　要		基　本　の　補　償　と　特　約		
相手方の治療費や修理費等を補償します。	対人賠償		ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。				
	対物賠償		ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。				
ご自身の補償 ご自身・ご家族・乗車中の方の治療費等を補償します。							
お車の補償 ご契約のお車の修理費等を補償します。	車両保険	単独事故	電柱・建物等の自動車以外の他物との衝突・接触等によるお車の損害を補償します。		⑭		
		他車との衝突・接触	他の自動車または原動機付自転車との衝突・接触によるお車の損害を補償します。				
		火災・台風・盗難等	火災・爆発、盗難、台風・洪水・高潮、窓ガラス破損、飛来中・落下中の他物との衝突等によるお車の損害を補償します。				

ご契約に適用されるその他の特約等（自動セットされる特約の条件につきましては、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。）

付帯サービス等

●	事故防止アシスト	弊社のホームページで、事故・災害防止等の情報をご提供します。
●	メディカルアシスト	お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄の医療機関をご案内します。
●	事故現場アシスト	お客様が最も不安な「事故発生から24時間」をしっかりサポートします。⑮
●	もらい事故アシスト	お客様に責任がなく保険会社が示談交渉できない「もらい事故」も安心です。
●	入院時選べるアシスト	「事故が起きてから」ホームヘルパーや家庭教師の派遣等、お客様にお好みの補償をお選びいただけます。
●		
●		

付帯サービス等のご照会・ご連絡先一覧

●	事故防止アシスト		http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/へアクセスしてください。
●	メディカルアシスト		
●	事故現場アシスト		
●	もらい事故アシスト ⑬		
●	入院時選べるアシスト		
●			
●			

○…ご利用になれます。×…ご利用になれません。
詳細はドライバーズハンドブックをご確認ください。

⑭補償内容・保険金額／ご契約に適用されるその他の特約等

ご契約いただいた補償やご契約に自動セットされる特約、ご希望によりご契約いただいた特約等が表示されます。あわせて、保険金額や、免責金額（自己負担額）等が表示されます。*

＊ 保険金額や免責金額が表示されていない補償・特約については、普通保険約款および特約等をご確認ください。

詳しくはこちら → P.3〜7、12〜16、22〜23

⑮付帯サービス等

「○」と表示されている付帯サービス等をご利用いただけます。

詳しくはこちら → P.11〜13、15

【明細書が添付されている場合】

１保険証券で複数のお車をご契約の場合、「自動車保険証券」に「自動車保険（明細書）」が添付されます。

⑴「自動車保険証券」（１枚目）
「①保険契約者」「②証券番号」「③お問い合わせ先」「④保険期間」「⑥取扱営業店・代理店」および「⑪保険料のお支払内容」等ご契約全体に関わる事項が表示されます（保険料は、各明細書を合計した保険料が表示されます。）。

⑵「自動車保険（明細書）」（２枚目以降）
「⑩ご契約のお車（被保険自動車）」「⑭補償内容・保険金額／ご契約に適用されるその他の特約等」「⑮付帯サービス等」等　明細書ごとのご契約内容が表示されます（保険料は、明細書ごとの保険料が表示されます。）。

保険金額とは

保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

免責金額（自己負担額）とは

ご契約時にあらかじめ設定する自己負担額をいいます。損害額からこの金額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

2 事故が起こった場合の連絡方法や留意点

1 事故現場での対応

事故現場での対応

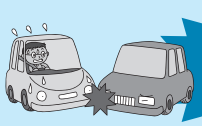

ケガ人を救護

事故車を
安全な場所へ

警察へ
連絡する

相手方を
確認する

事故状況と
目撃者の
確認をする

その場では
示談しない

東京海上日動または
保険証券記載の
連絡先へ連絡する

事故車を
ディーラー・
修理工場へ

[ケガ人を救護]

救急車 119番 **落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。**

- **どこで？**…現場の住所は
- **どんな事故？**…車との事故か、人との事故か、単独事故か
- **ケガ人の状況は？**…意識がある・ない、出血等の状況

以上の事柄を伝えたら、指示にしたがってください。

[警察へ連絡する]

警 察 110番 **落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。**

- **どこで？**…現場の住所は
- **どんな事故？**…車との事故か、人との事故か、単独事故か
- **ケガ人の状況は？**…意識がある・ない、出血等の状況

以上の事柄を伝えたら、指示にしたがってください。

警察署への事故届けを忘れずに

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書）を提出していただく必要があります。弊社にてお客様に代わって交通事故証明書の取付を行う「交通事故証明書取付サービス」があります。

なお、この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届け出がないと発行されませんので、事故が起こった場合には必ず警察署への届け出を行ってください。

※人身事故の場合には、警察署への届け出にあたり、人身事故であることを正しく届け出をしていただくようお願いいたします。

[その場では示談しない]

相手方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社にご相談ください。弊社が承認しないうちに補償を受けられる方ご自身が相手方と示談をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

[東京海上日動または保険証券記載の連絡先へ連絡する]

事故・故障のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番
（事故受付センター）
事故は119番・110番
0120-119-110
受付時間：24時間365日

事故が発生した場合には、事故の状況について、直ちにご契約の代理店または弊社（上記フリーダイヤル）にご連絡ください。

※事前のご連絡がない場合、各種サービスの提供、補償やサービスの案内や手配を行うことができません。
※補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。

お電話のほかインターネット（弊社ホームページをご参照）からのご連絡も受け付けております。
※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス（最終ページをご参照）からもご連絡いただけます。

ご連絡いただく事故の状況

いつ…事故発生の年月日、時刻
どこで…事故発生の場所（町名、番地、道路名、目標物等）
だれが・なにを…相手方の氏名、連絡先、住所、年齢、車名、ナンバー、目撃者のある場合はその住所および氏名等
どうして…事故の原因・形態（スピードの出しすぎ、わき見、飛び出し等）
どうなった…届出警察署名、担当警察官の氏名、ケガの程度、病院名（電話番号）、自車・相手車の損傷箇所、損傷の程度、修理先（ディーラー名、修理工場名、電話番号）、損害賠償の請求を受けた場合はその内容

[事故車をディーラー・修理工場へ]

修理に着工される前に必ず弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に修理に着工された場合、または部品（バンパー等）の損傷が補修可能であるにも関わらず部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります（樹脂製バンパーは軽度の損傷なら補修して使えます。）。

〈ご注意ください〉

損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、必ず弊社にご連絡のうえご相談ください。ご連絡がないと保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

② 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ

事故発生から保険金のお受取りまでの流れ

事故の受付

初期対応

損害確認・原因確認

経過報告

保険金の算出・協定

保険金のお受取り

[事故の受付]
○お客様の契約内容を確認いたします。
○事故状況や損害（被害）を確認いたします。

〈お願い〉
おケガをされた方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。
壊れたものがありましたらご連絡をお願いいたします。

[初期対応]
○お支払いの対象となる保険金をご案内いたします。
○事故解決までの流れをご説明いたします。
○必要書類をご案内いたします。

ご提出いただく書類の一例
- 保険金請求書
- 個人情報の取得に関する同意書

〈お願い〉
ご家族の方がご契約されている自動車保険がありましたら、ご連絡をお願いいたします。

[損害確認・原因確認]
○事故の発生原因を確認いたします。
○相手方の被害・治療状況を確認いたします。
○お車の損傷状況を確認いたします。

ご提出いただく書類の一例
- 個人情報の第三者提供に関する同意書
- 損害額を証明する書類（休業損害証明書、診断書、交通費明細書等）

〈お願い〉
迅速な解決に向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

[経過報告]
○損害確認・原因確認の結果をご報告いたします。
○相手方がいる場合、示談の経過・結果をご報告いたします。

ご提出いただく書類の一例
- 示談書（対物事故）、確認書（人身傷害）

[保険金の算出・協定]
○お支払いの対象となる保険金とその内訳をご案内いたします。
○お客様の保険金請求意思を確認後、保険金をお支払いいたします。

賠償事故におけるご注意

次の場合には、弊社は相手方と示談交渉することができません。
- ●保険金をお支払いすることのできない事故（対人・対物・個人賠償）
- ●補償を受けられる方が弊社の解決条件に同意されない場合（対人・対物・個人賠償）
- ●損害賠償額が明らかに自賠責保険等の支払金額内でおさまる事故（対人賠償）
- ●損害賠償額が明らかに対物賠償責任保険の免責金額（自己負担額）内でおさまる事故（対物賠償）
- ●損害賠償額が明らかに保険金額を超える事故（対人・対物賠償*）
- ●ご契約のお車に自賠責保険等のご契約がない場合（対人賠償）
- ●補償を受けられる方が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合（対人・対物・個人賠償）
- ●相手方が、弊社と直接、折衝することに同意しない場合（対人・対物・個人賠償）
- ●国外での賠償事故（対人・対物・個人賠償）

※国外での対人・対物賠償事故は補償の対象外です。

＊航空機の損壊や、ご契約のお車に積載中の危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故等で、かつ、保険金額が30億円を超える場合は、保険金額にかかわらず、損害賠償額が明らかに30億円を超える事故、とします。

示談交渉を進めるにあたっては、弊社の選任した弁護士が直接相手方との交渉にあたる場合もあります。なお、対物賠償事故の場合には一般社団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示にしたがって事故対応にあたることがあります。

対人・対物・個人賠償事故で、弊社が補償を受けられる方に保険金をお支払いできる場合は、その金額の範囲内で相手方は損害賠償額を直接弊社に請求できます。

弊社ホームページでは、個人のご契約者向けに「契約者さま専用ページ」をご用意しております。

個人のご契約者を対象としたインターネットサービスです。
以下URLにアクセスのうえ、ぜひご利用ください。
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/
※ホームページの各コンテンツ・サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

Ⅲ.トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。
また、約款の見方等についてもご説明しております。
ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

1 約款の構成・見方

約款とは、ご契約者・被保険者（補償を受けられる方）等と保険会社それぞれの権利・義務等、保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

1 約款の構成

トータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）の約款の構成は下図のとおりです。

1. 普通保険約款

【用語の定義】

〈賠償に関する補償〉
第１章　賠償責任保険
　賠償責任条項
　（対人賠償責任保険
　対物賠償責任保険）

〈ご自身の補償〉
第２章　傷害保険
　第１節　人身傷害条項（人身傷害保険）
　第２節　傷害一時金条項（傷害一時金保険）

〈お車の補償〉
第３章　車両保険
　車両条項

第４章　基本条項
　第１節　契約手続および保険契約者等の義務
　第２節　保険料の払込み
　第３節　事故発生時等の手続
　第４節　保険金請求手続
　第５節　保険契約の取消し、無効または解除
　第６節　保険料の返還、追加または変更
　第７節　その他事項

＋

2. 特約

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するもので次の２種類があります。
①ご契約内容により自動セットされる特約（自動セット特約）
　（例）他車運転危険補償特約、車両価額協定保険特約　等
②お申出により任意にご契約いただくことができる特約（オプション）
　（例）レンタカー費用補償特約、対物超過修理費用補償特約　等

普通保険約款とは

基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約をあわせてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。

特約とは

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するものをいいます。

❷ 約款の見方

約款をご覧いただくにあたって

①

約款の文中で**太字・下線で表示されている用語***については、普通保険約款の【用語の定義】で定義しています。詳しくは、普通保険約款　【用語の定義】(P.42)をご参照ください。

	用　語	定　義
ア	医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師等	法令に定める医師および歯科医師または当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
	屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。
カ	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用する者のうち、保険契約者の指定に基づき保険証券の記名被保険者欄に記載されて
	契約内容変更日	保険契約の内容が変更と
	後遺障害	身体の一部を失い

＊原則として、各条項、各節、各特約において最初に出てきたものを太字・下線で表示しています。

②

普通保険約款・特約の各ページの欄外で、そのページに記載した内容について補足・解説しています。約款の記載とあわせてご確認ください。

③

約款の文中の「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

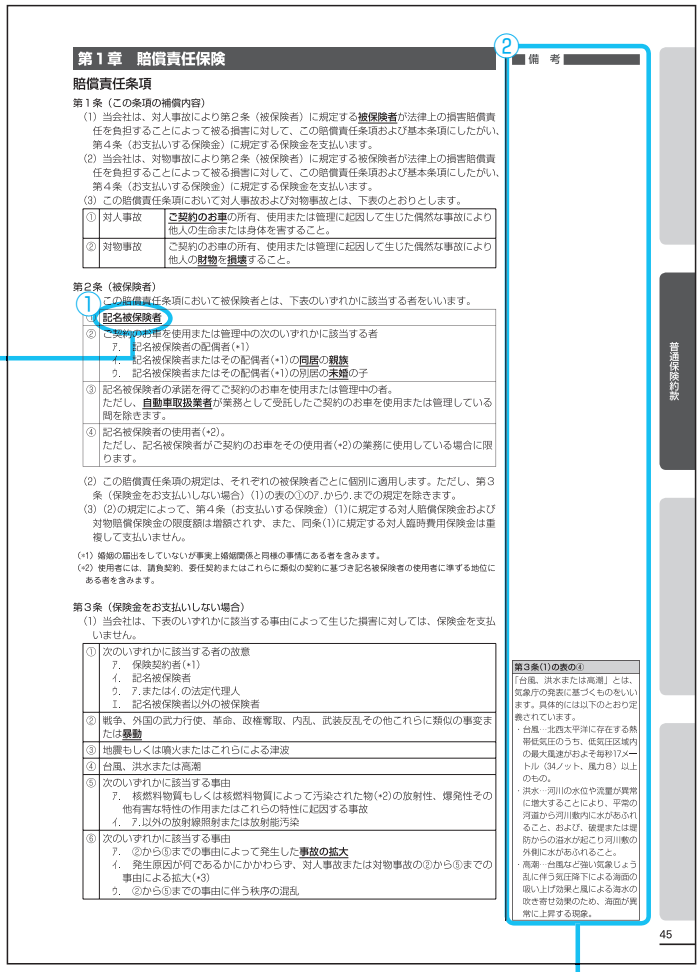

第１章　賠償責任保険

賠償責任条項

第１条（この条項の補償内容）
(1) 当会社は、対人事故により第２条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第４条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
(2) 当会社は、対物事故により第２条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第４条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
(3) この賠償責任条項において対人事故および対物事故とは、下表のとおりとします。

①	対人事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害すること。
②	対物事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の財物を損壊すること。

第２条（被保険者）
この賠償責任条項において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	記名被保険者
②	ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者 ア．記名被保険者の配偶者(*1) イ．記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 ウ．記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
③	記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。 ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
④	記名被保険者の使用者(*2)。 ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者(*2)の業務に使用している場合に限ります。

(2) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第３条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①のア.からウ.までの規定を除きます。
(3) (2)の規定によって、第４条（お支払いする保険金）(1)に規定する対人賠償保険金および対物賠償保険金の限度額は増額されず、また、同条(1)に規定する対人臨時費用保険金は重複して支払いません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*2) 使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第３条（保険金をお支払いしない場合）
(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア．保険契約者(*1) イ．記名被保険者 ウ．ア.またはイ.の法定代理人 エ．記名被保険者以外の被保険者
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	台風、洪水または高潮
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア．核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ．ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア．②から⑤までの事由によって発生した事故の拡大 イ．発生原因が何であるかにかかわらず、対人事故または対物事故の②から⑤までの事由による拡大(*3) ウ．②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱

②

■備　考

第３条(1)の表の④
「台風、洪水または高潮」とは、気象庁の発表に基づくものをいいます。具体的には以下のとおり定義されています。
・台風…北西太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧区域内の最大風速がおよそ毎秒17メートル（34ノット、風力８）以上のもの。
・洪水…河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、および、破壊または堤防からの溢水が起こり河川敷の外側に水があふれること。
・高潮…台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。

普通保険約款

45

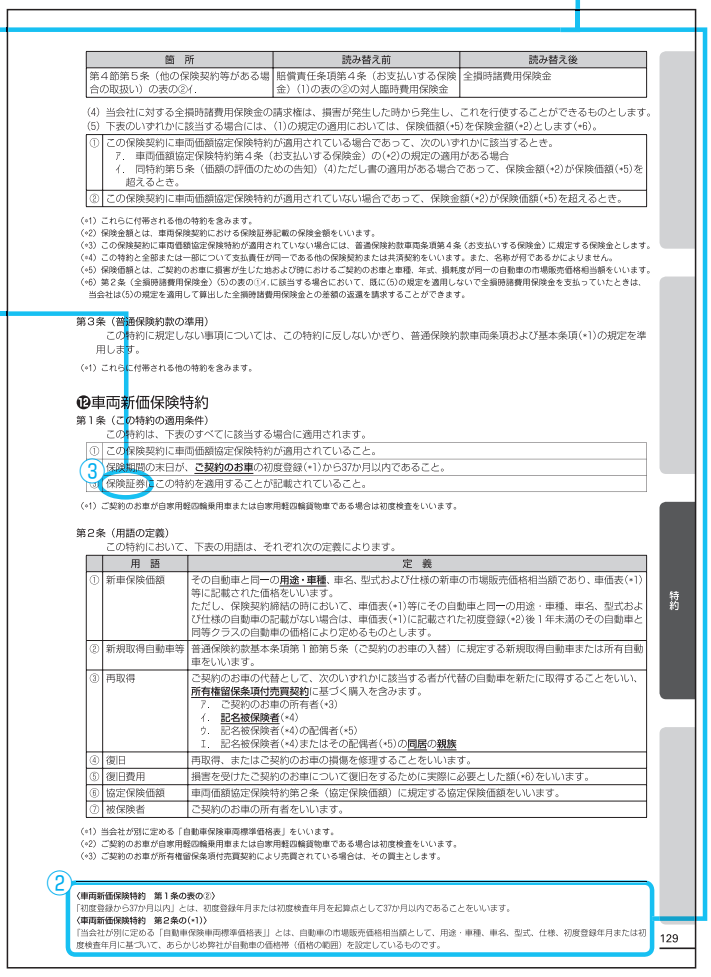

箇　所	読み替え前	読み替え後
第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②イ.	賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	全損時諸費用保険金

(4) 当会社に対する全損時諸費用保険金の請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(5) 下表のいずれかに該当する場合には、(1)の規定の適用においては、保険価額(*5)を保険金額(*2)とします(*6)。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合であって、次のいずれかに該当するとき。 ア．車両価額協定保険特約第４条（お支払いする保険金）の(*2)の規定の適用がある場合 イ．同特約第５条（価額の評価のための告知）(4)ただし書の適用がある場合であって、保険金額(*2)が保険価額(*5)を超えるとき。
②	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合であって、保険金額(*2)が保険価額(*5)を超えるとき。

(*1) これらに付帯される他の特約を含みます。
(*2) 保険金額とは、車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。
(*3) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）に規定する保険金とします。
(*4) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
(*5) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
(*6) 第２条（全損時諸費用保険金）(5)の表の①イ.に該当する場合において、既に(5)の規定を適用しないで全損時諸費用保険金を支払っていたときは、当会社は(5)の規定を適用して算出した全損時諸費用保険金との差額の返還を請求することができます。

第３条（普通保険約款の準用）
この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)の規定を準用します。

(*1) これらに付帯される他の特約を含みます。

⑫車両新価保険特約

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、下表のすべてに該当する場合に適用されます。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていること。
③	保険期間の末日が、ご契約のお車の初度登録(*1)から37か月以内であること。
④	保険証券にこの特約を適用することが記載されていること。

(*1) ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。

第２条（用語の定義）
この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	新車保険価額	その自動車と同一の用途・車種、車名、型式および仕様の新車の市場販売価格相当額であり、車価表(*1)等に記載された価格をいいます。 ただし、保険契約締結の時において、車価表(*1)等にその自動車と同一の用途・車種、車名、型式および仕様の自動車の記載がない場合は、車価表(*1)に記載された初度登録(*2)後１年未満のその自動車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。
②	新規取得自動車等	普通保険約款基本条項第１節第５条（ご契約のお車の入替）に規定する新規取得自動車または所有自動車をいいます。
③	再取得	ご契約のお車の代替として、次のいずれかに該当する者が代替の自動車を新たに取得することをいい、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 ア．ご契約のお車の所有者(*3) イ．記名被保険者(*4) ウ．記名被保険者(*4)の配偶者(*5) エ．記名被保険者(*4)またはその配偶者(*5)の同居の親族
④	復旧	再取得、またはご契約のお車の損傷を修理することをいいます。
⑤	復旧費用	損害を受けたご契約のお車について復旧をするために実際に必要とした額(*6)をいいます。
⑥	協定保険価額	車両価額協定保険特約第２条（協定保険価額）に規定する協定保険価額をいいます。
⑦	被保険者	ご契約のお車の所有者をいいます。

(*1) 当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」をいいます。
(*2) ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。
(*3) ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主とします。

②

〈車両新価保険特約　第１条の表の③〉
「初度登録から37か月以内」とは、初度登録年月または初度検査年月を起算点として37か月以内であることをいいます。
〈車両新価保険特約　第２条の(*1)〉
「当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」とは、自動車の市場販売価格相当額として、用途・車種、車名、型式、仕様、初度登録年月または初度検査年月に基づいて、あらかじめ弊社が自動車の価格帯（価格の範囲）を設定しているものです。

特約

129

③ 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法

ご契約を解約または中途更新される場合の返れい金は契約内容に応じて計算します。

用語解説

用語	説　明
月割	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。 1か月まで：1/12　2か月まで：2/12　3か月まで：3/12　4か月まで：4/12　5か月まで：5/12　6か月まで：6/12　7か月まで：7/12　8か月まで：8/12　9か月まで：9/12　10か月まで：10/12　11か月まで：11/12　12か月まで：12/12 既経過期間・未経過期間が１日未満の場合は、0/12とします。
短期率	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。 7日まで：10%　15日まで：15%　1か月まで：25%　2か月まで：35%　3か月まで：45%　4か月まで：55%　5か月まで：65%　6か月まで：70%　7か月まで：75%　8か月まで：80%　9か月まで：85%　10か月まで：90%　11か月まで：95%　12か月まで：100% 既経過期間・未経過期間が１日未満の場合は、「7日まで」とします。
年間適用保険料	解約日時点の契約内容に基づく、保険期間を１年間とした場合の保険料をいいます。 なお、保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、始期日における保険料に基づき算出するものとします。

返れい金の計算方法

返還する保険料の額＝年間適用保険料×（１－係数）[*1]

＊1 日割計算の場合は、「年間適用保険料×（未経過日数/365）」とします。

〈ご注意ください〉

- 返れい金の計算方法は、保険期間や払込方法、ノンフリート多数割引の適用有無、団体扱・集団扱特約のセット有無等によって異なります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。
- 実際には、補償ごとに１円位を四捨五入して10円単位で返還する保険料の額を計算します。計算の順序・計算過程における端数処理・契約内容変更の有無等の影響により、計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額が異なる場合があります。
- 解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、計算式に従って算出される金額から未払込保険料相当額を差し引いて保険料を返還します。なお、未払込保険料の額が返還する保険料の額を上回る場合は、その差額をご契約者に請求します。

ご契約を解約される場合およびご契約を中途更新される場合における、補償ごとの返れい金の計算方法の具体例は以下のとおりです。

※ いずれも、団体扱・集団扱特約をセットしていない保険期間を１年とする契約の具体例です。弊社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

ケース①　ご契約を解約される場合	
係数	ご契約の払込方法が一時払の場合：既経過期間に対応する短期率 ご契約の払込方法が一時払以外の場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	ご契約の払込方法が一時払の場合
計算条件	始期日から６か月後に解約（既経過期間に対応する短期率：70%）、年間適用保険料60,000円 返還する保険料の額　60,000円×（１－70%）＝18,000円
具体例②	ご契約の払込方法が一時払以外の場合
計算条件	始期日から６か月後に解約（既経過期間に対応する月割：6/12）、 年間適用保険料60,000円　既に払込みいただいた保険料25,000円　未払込保険料35,000円 返還する保険料の額　60,000円×（１－6/12）＝30,000円 ※ 未払込保険料との差額5,000円（35,000円－30,000円）を請求します。

ケース②　ご契約を中途更新される場合	
係数	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合：未経過期間に対応する日割[*2] 契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られない場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合
計算条件	払込方法：一時払　既経過日数181日目に中途更新（未経過日数：184日）[*3]、年間適用保険料60,000円 返還する保険料の額　60,000円×（184/365）＝30,250円
具体例②	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られない場合
計算条件	払込方法：一時払　始期日から６か月後に中途更新（既経過期間に対応する月割：6/12）、年間適用保険料60,000円 返還する保険料の額　60,000円×（１－6/12）＝30,000円

＊2 計算方法の式において、「年間適用保険料×（未経過日数/365）」とします。

＊3 閏年ではない年のケースとします。

2 普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

	用　語	定　義
ア	医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師等	法令に定める医師および歯科医師または当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
	屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。
カ	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用する者のうち、保険契約者の指定に基づき保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
	契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。
	後遺障害	身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のｱ.またはｲ.に該当するものをいいます。 ｱ.　基本条項別表１に掲げる後遺障害 ｲ.　基本条項別表１に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの
	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 （*1）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
	告知事項	危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(*2)をいいます。 （*1）危険とは、損害または傷害の発生の可能性をいいます。 （*2）他の保険契約等に関する事実を含みます。
	ご契約のお車	保険証券記載の自動車をいいます。
サ	再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
	財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 （*1）有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	事故の拡大	事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。
	失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害(*1)で、医師等によりその発病が診断されたものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。 （*1）正常分娩は除きます。
	自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
	自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。

■備　考

（用語）記名被保険者

「保険証券」に関する規定（例：「保険証券の記名被保険者欄」）は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Ｗｅｂ証券をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。以下同様とします。

	修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。
	傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない傷害(*2)を含みません。 (*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (*2) その症状の原因が何であるかによりません。
	乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
	書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車(*1)その他の物品を販売する際に、販売店等や金融業者等が、販売代金の一定額を領収するまでの間、販売された自動車(*1)その他の物品の所有権を購入者に移転せず、留保することを契約内容に含んだ売買契約をいいます。 (*1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
	親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
	正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
	設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
	船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
	損壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 (*1) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。 (*2) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
タ	対人賠償保険等	自動車(*1)の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。 (*1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
	建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
	追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
	通院	医師等による治療(*1)が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療(*1)を受けること(*2)をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。 (*1) 当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 医師等による往診を含みます。
	通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(*1)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形(*1)は、被保険者が第三者より受け取った物に限ります。 (*1) 約束手形および為替手形をいいます。

■備　考

■備　考

	電気的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。
	電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したＩＣチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
	同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 （*1）建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを１単位の同一家屋とします。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ナ	入院	医師等による治療(*1)が必要であり、自宅等(*2)での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入り、常に医師等の管理下において治療(*1)に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 （*1）当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 （*2）老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
ハ	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。
	病院等	病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 ｱ．　医療法に定める日本国内にある病院または診療所(*1)。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 ｲ．　上記ｱ.と同程度と当会社が認めた日本国外にある医療施設 （*1）四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 （*1）電子媒体によるものを含みます。
	保険年度	初年度については、保険期間が１年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて１年間とし、保険期間が１年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ１年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが１年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
マ	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
	未婚	これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
ヤ	用途・車種	「用途・車種」における用途とは、自家用・営業用の自動車の使用形態の区分をいいます。車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車(*1)の種類の区分をいいます。用途・車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」と異なり、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色や標識番号標に基づき当会社が規定するものによります。 （*1）自動車には、原動機付自転車を含みます。
	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
ラ	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ｱ．　労働者災害補償保険法 ｲ．　国家公務員災害補償法 ｳ．　裁判官の災害補償に関する法律 ｴ．　地方公務員災害補償法 ｵ．　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

第１章　賠償責任保険

賠償責任条項

第１条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、対人事故により第２条（被保険者）に規定する**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第４条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

(2) 当会社は、対物事故により第２条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第４条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

(3) この賠償責任条項において対人事故および対物事故とは、下表のとおりとします。

①	対人事故	**ご契約のお車**の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害すること。
②	対物事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の**財物**を**損壊**すること。

第２条（被保険者）

(1) この賠償責任条項において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	**記名被保険者**
②	ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者 ｱ. 記名被保険者の配偶者(*1) ｲ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族** ｳ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
③	記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。 ただし、**自動車取扱業者**が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
④	記名被保険者の使用者(*2)。 ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者(*2)の業務に使用している場合に限ります。

(2) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第３条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①のｱ.からｳ.までの規定を除きます。

(3) (2)の規定によって、第４条（お支払いする保険金）(1)に規定する対人賠償保険金および対物賠償保険金の限度額は増額されず、また、同条(1)に規定する対人臨時費用保険金は重複して支払いません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*2) 使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第３条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ｱ. 保険契約者(*1) ｲ. 記名被保険者 ｳ. ｱ.またはｲ.の法定代理人 ｴ. 記名被保険者以外の被保険者
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	台風、洪水または高潮
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
⑥	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ②から⑤までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対人事故または対物事故の②から⑤までの事由による拡大(*3) ｳ. ②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱

■備　考

第３条(1)の表の④

「台風、洪水または高潮」とは、気象庁の発表に基づくものをいいます。具体的には以下のとおり定義されています。

・台風…北西太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧区域内の最大風速がおよそ毎秒17メートル（34ノット、風力８）以上のもの。

・洪水…河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、および、破堤または堤防からの溢水が起こり河川敷の外側に水があふれること。

・高潮…台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。

⑦	次のいずれかに該当する事由 ｱ.　ご契約のお車を競技または曲技(*4)のために使用すること。 ｲ.　ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*5)すること。

(2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別な約定を締結している場合に、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、対人事故により下表のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ｱ.　ご契約のお車を運転中の者 ｲ.　ｱ.の父母、配偶者(*6)または子
③	被保険者の父母、配偶者(*6)または子
④	被保険者の業務(*7)に従事中の使用人
⑤	被保険者の使用者の業務(*7)に従事中の他の使用人。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*7)にご契約のお車を使用している場合に限ります。

(4) (3)の表の⑤の規定にかかわらず、当会社は、ご契約のお車の所有者(*8)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務(*7)にご契約のお車を使用しているときに、同じ使用者の業務(*7)に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。

(5) 当会社は、対物事故により下表のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が損壊された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ｱ.　ご契約のお車を運転中の者 ｲ.　ｱ.の父母、配偶者(*6)または子
③	次のいずれかに該当する者 ｱ.　被保険者 ｲ.　ｱ.の父母、配偶者(*6)または子

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(*6) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*7) 業務には、家事を含みません。
(*8) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
ⅰ. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
ⅱ. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ⅲ. ⅰ.およびⅱ.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条（お支払いする保険金）

(1) 1回の対人事故または1回の対物事故(*1)について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

備　考

第3条(1)の表の⑦

競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(3)の表の⑤

「被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人」とは、被保険者と雇用主を同じくする同僚等を指します。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
①	対人賠償保険金	対人事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。 ただし、その損害の額が**自賠責保険等**によって支払われる金額(*2)を超過する場合に限ります。	次の算式によって算出される額。 ただし、生命または身体を害された者１名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額を限度とします。 対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ (2)の表の①から③までの対人事故に関する費用の額の合計額 － 自賠責保険等によって支払われる金額(*2) ＝ 保険金の額
②	対人臨時費用保険金	対人事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合で、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したとき。	生命または身体を害された者１名について、15万円
③	対物賠償保険金	対物事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	次の算式によって算出される額。 ただし、１回の対物事故(*1)について、保険証券記載の対物保険金額を限度(*3)とします。 対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ (2)の表の対物事故に関する費用の額の合計額 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 保険証券に**免責金額**の記載がある場合は、その免責金額 ＝ 保険金の額

(2) 当会社は、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の表の①または同表の③の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費　用	費用の説明
①	損害防止費用	基本条項第３節第１条(事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務)の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	請求権の保全、行使手続費用	基本条項第３節第１条の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	緊急措置費用	対人事故または対物事故が発生した場合で、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のｱ.およびｲ.の費用 ｱ.　応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 ｲ.　あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④	落下物取り片づけ費用	対物事故によってご契約のお車に積載していた動産(*4)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
⑤	原因者負担金	対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法第58条の原因者負担金として支出した費用

(3) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、被保険者が下表の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その費用の額の合計額を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

備　考

第４条(1)の表の①

第４条(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄のただし書で、対人賠償責任保険が、自賠責保険等の上積み保険であることを明示しています。自賠責保険等をご契約でない場合、自賠責保険等をご契約であれば支払われたであろう金額については対人賠償責任保険では支払われず、また、第５条(5)の表の⑤に規定するとおり、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行うこともできません。

第４条(1)の表の②

対人臨時費用保険金は実際に費用が発生していない場合でも、条件を満たした場合にお支払いの対象となります。

	費　用	費用の説明
①	示談交渉費用	対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
②	協力義務費用	第５条（当会社による援助または解決）(4)の規定により被保険者が当会社に協力するために必要とした費用
③	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次のｱ.からｴ.までの費用 ｱ.　訴訟費用 ｲ.　弁護士報酬 ｳ.　仲裁、和解または調停に必要とした費用 ｴ.　ｱ.からｳ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
④	訴訟による遅延損害金	第５条(2)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(*1) 同一の偶然な事故(*5)によって生じた対物事故は、１回の対物事故とみなします。
(*2) ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
(*3) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、30億円を限度とします。
ⅰ. ご契約のお車に積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
ⅱ. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
ⅲ. **航空機**の損壊
(*4) 法令により積載が禁止されている動産または法令により禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。
(*5) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
(*6) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第１条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第２条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第２条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第５条（当会社による援助または解決）

(1) 被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)について協力または援助を行います。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)を行います。

①	被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(3) (2)の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)には、ご契約のお車の所有者および被保険者から相手方への、ご契約のお車に生じた損害についての請求に関するものは含みません。

(4) (2)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(5) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用せず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)を行いません。

①	対人賠償に関して、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の対人保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額(*2)の合計額を明らかに超える場合
②	対物賠償に関して、１回の対物事故(*3)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の対物保険金額を明らかに超える場合(*4)
③	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
④	正当な理由がなくて被保険者が(4)に規定する協力を拒んだ場合
⑤	対人賠償に関して、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
⑥	対物賠償に関して、保険証券に免責金額の記載がある場合は、１回の対物事故(*3)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回るとき。

■備　考

第４条(3)の表の④
「訴訟による遅延損害金」とは、訴訟の判決により支払が命ぜられる、判決主文に定められた日から支払の日までの期間に対する利息に相当する遅延損害金をいいます。

(*1) 弁護士の選任を含みます。
(*2) ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
(*3) 同一の偶然な事故(*5)によって生じた対物事故は、１回の対物事故とみなします。
(*4) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が30億円を明らかに超える場合、とします。
ⅰ．ご契約のお車に積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
ⅱ．ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
ⅲ．航空機の損壊
(*5) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
(*6) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第１条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第２条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第２条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

■備　考

第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 対人事故または対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、対人事故により生命または身体を害された者１名または１回の対物事故(*1)について、当会社がこの賠償責任条項および基本条項にしたがい被保険者に対してそれぞれ支払うべき対人賠償保険金または対物賠償保険金の額(*2)を限度とします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ｱ．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明 ｲ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
⑤	対人事故の場合、(3)に規定する損害賠償額が保険証券記載の対人保険金額(*3)を超えることが明らかになったとき。

(3) 第５条（当会社による援助または解決）およびこの条の損害賠償額とは、下表に掲げる額とします。

①	対人事故の場合は、次の算式により算出された額					
	対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	自賠責保険等によって支払われる金額(*4)	－	対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	＝ 損害賠償額
②	対物事故の場合は、次の算式により算出された額					
	対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	次のいずれか高い額 ｱ．対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 ｲ．保険証券に免責金額の記載がある場合におけるその免責金額			＝ 損害賠償額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) 対人事故により、(2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対人賠償保険金を支払ったものとみなします。

(6) 対物事故により、(2)または(8)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対物賠償保険金を支払ったものとみなします。

(7) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、１回の対物事故(*1)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が保険証券記載の対物保険金額を超える

と認められるとき(*6)は、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできません。また、このときには、当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(8) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(7)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故(*1)について当会社がこの賠償責任条項および基本条項にしたがい被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額(*7)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
②	当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(*1) 同一の偶然な事故(*8)によって生じた対物事故は、１回の対物事故とみなします。
(*2) 同一事故について既に支払った対人賠償保険金もしくは対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
(*3) 同一事故について既に当会社が支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
(*4) ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
(*5) 同一事故について既に当会社が支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
(*6) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が30億円を超えると認められるとき、とします。
ⅰ．ご契約のお車に積載されている危険物(*9)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
ⅱ．ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物(*9)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
ⅲ．航空機の損壊
(*7) 同一事故について既に支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
(*8) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
(*9) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第１条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第２条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第２条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第７条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第５条（当会社による援助または解決）(1)または同条(2)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、下表の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、下表の金額の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

①	対人事故については、生命または身体を害された者１名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額。 ただし、同一事故について既に当会社が支払った対人賠償保険金または第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
②	対物事故については、１回の対物事故(*1)について、保険証券記載の対物保険金額(*2)。 ただし、同一事故について既に当会社が支払った対物賠償保険金または第６条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(*3)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、下表に掲げる規定は、その貸付金または供託金(*3)を既に支払った保険金とみなして適用します。

①	第４条（お支払いする保険金）(1)の表の①および同表の③の「お支払いする保険金の額」欄のただし書
②	第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(8)ただし書

(4) (1)の供託金(*3)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*3)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(*3)または貸付金(*3)が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 基本条項第４節第１条（保険金の請求）(1)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(*1) 同一の偶然な事故(*4)によって生じた対物事故は、１回の対物事故とみなします。
(*2) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず30億円とします。

■備　考

ⅰ．ご契約のお車に積載されている危険物(*5)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
ⅱ．ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に積載されている危険物(*5)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
ⅲ．航空機の損壊

(*3) この供託金および貸付金には、利息を含みます。
(*4) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
(*5) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第１条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第２条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第２条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第８条（先取特権）

(1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合はこの規定を適用しません。

(*1) 対人臨時費用保険金ならびに第４条（お支払いする保険金）(2)および(3)の表の①から③までに規定する費用に対する保険金請求権を除きます。

第９条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、第８条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と対人臨時費用保険金ならびに被保険者が第４条（お支払いする保険金）(2)および(3)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章　傷害保険

第１節　人身傷害条項

第１条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、人身傷害事故により第２条（被保険者および保険金請求権者）に規定する**被保険者**またはその父母、配偶者(*1)もしくは子に生じた損害(*2)に対して、この人身傷害条項および基本条項にしたがい、第４条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

(2) この人身傷害条項において人身傷害事故とは、日本国内において、下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に**傷害**を被ることをいいます。

①	自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
②	自動車または原動機付自転車に被保険者が搭乗している場合で、その自動車または原動機付自転車の運行中の、次のいずれかに該当する事故 ｱ．飛来中または落下中の他物との衝突 ｲ．火災または爆発 ｳ．その自動車または原動機付自転車の落下

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が搭乗中の自動車または原動機付自転車が**ご契約のお車**以外であり、かつ、下表のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

①	第２条（被保険者および保険金請求権者）(1)の表の①または同表の②のいずれかに該当する者が所有する自動車もしくは原動機付自転車(*3)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車である場合

■備　考

第１条(2)
「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。

第１条(2)
人身傷害保険では、ご契約のお車の運行に起因する事故に加え、第２条(1)の表の①および②に規定する被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に搭乗中の自動車事故、歩行中の自動車事故や自転車運転中の自動車事故等による損害に対しても保険金をお支払いします。ただし、第１条(3)に規定する自動車または原動機付自転車に搭乗中の場合は保険金をお支払いしません。また、人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約により、補償範囲が限定されることがあります。

②	被保険者の使用者が所有する自動車または原動機付自転車(*3)である場合。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*4)のために運転している場合に限ります。
③	次のいずれかに該当する場合 ｱ. 競技または曲技(*5)のために搭乗中の自動車または原動機付自転車である場合 ｲ. 競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中(*6)の自動車または原動機付自転車である場合

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*2) この損害の額は、第４条（お支払いする保険金）(2)に規定する損害の額をいいます。
(*3) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
(*4) 業務には、家事を含みません。
(*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第２条（被保険者および保険金請求権者）

(1) この人身傷害条項において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	**記名被保険者**
②	次のいずれかに該当する者 ｱ. 記名被保険者の配偶者(*1) ｲ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族** ｳ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
③	①および②のいずれにも該当しない者で、ご契約のお車の**正規の乗車装置**または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者
④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②のいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。 ただし、①または②のいずれかに該当する者が、その使用者の業務(*5)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗中の者を除きます。
⑤	①から④以外の者で、ご契約のお車の保有者(*7)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限ります。
⑥	①から⑤以外の者で、ご契約のお車の運転者(*8)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車に搭乗中の者
②	業務として自動車または原動機付自転車を受託している**自動車取扱業者**(*9)

(3) この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
(4) この人身傷害条項において保険金請求権者とは、人身傷害事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者とします。
③	次のいずれかに該当する者 ｱ. 被保険者の配偶者(*1) ｲ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
(*3) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
(*4) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。
(*5) 業務には、家事を含みません。
(*6) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
(*7) 自動車損害賠償保障法第２条第３項に定める保有者をいいます。
(*8) 自動車損害賠償保障法第２条第４項に定める運転者をいいます。
(*9) 次のいずれかの事故に該当する場合に限ります。
ⅰ. 業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
ⅱ. 業務として受託している自動車または原動機付自転車に搭乗中の事故

第３条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

備　考

第２条(1)の表の④

「運転者として運転中」とは、運転者本人が自ら運転席に着席して自動車または原動機付自転車の各種装置を操作し、発進、速度および進行方向の維持または変更、停止等自動車または原動機付自転車の走行について必要な措置をとっている間をいい、駐車または停車中を含みません。例えば、交通渋滞、信号待ち、踏切での列車の通過待ち等のために運転者として運転席に座りながら停止している間は、自動車または原動機付自転車の走行について必要な措置をとっている間と考えられるため、停車には含まれず運転に含みます。なお、無保険車事故傷害特約、法律相談費用補償特約、弁護士費用等補償特約(自動車)等においても、同様の取扱いとなります。

第３条

人身傷害保険では、「台風、洪水または高潮（P.45をご参照ください。）」による自動車または原動機付自転車の運行等に起因する事故によって生じた損害は補償されます。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ①から③までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、人身傷害事故の①から③までの事由による拡大(*2) ｳ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ご契約のお車を競技または曲技(*3)のために使用すること。 ｲ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害 ｱ. 被保険者 ｲ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑥	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。 ただし、その自動車または原動機付自転車がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑦	平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*6)による損害
⑧	被保険者の脳疾患、**疾病**または心神喪失によって生じた損害

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(*5) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*6) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴(りんぱ)腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第４条（お支払いする保険金）

(1) １回の人身傷害事故について、当会社は、被保険者１名について次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、１回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名について、保険証券記載の保険金額を限度とします。

(2)の規定により決定された損害の額	＋	(3)の表の費用の額の合計額	＝	保険金の額

(2) (1)の損害の額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、下表のいずれかに該当した場合に、その区分ごとにそれぞれ、(5)、(6)およびこの人身傷害条項の別紙の規定により算定された額の合計額とします。ただし、賠償義務者(*1)がある場合において、算定された額の合計額が**自賠責保険等**によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額を損害の額とします。

①	傷害
②	**後遺障害**
③	死亡

■備　考

第３条(1)の表の⑤
競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第３条(2)の表の③
「法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車または原動機付自転車を運転している状態等をいいます。
１．道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
２．運転免許効力の一時停止処分を受けている者
３．運転免許によって運転できる自動車または原動機付自転車の種類以外の自動車または原動機付自転車を運転している者
＊運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

第４条(2)
人身傷害保険における損害の額は、第４条および<別紙>人身傷害条項損害額基準に基づいて決定されます。

(3) 保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費　用	費用の説明
①	損害防止費用	基本条項第３節第１条(事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務)の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	請求権の保全、行使手続費用	基本条項第３節第１条の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

(4) 下表のいずれかに該当するものがある場合において、その合計額が保険金請求権者の自己負担額(*2)を超過するときは、当会社は、(1)の規定によって決定される額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者(*1)があり、かつ、判決または裁判上の和解(*3)において、賠償義務者(*1)が負担すべき損害賠償額がこの人身傷害条項の別紙の規定と異なる基準により算定された場合(*4)であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額(*2)の算定にあたっては、その基準により算出された額(*5)を(2)の規定により決定された損害額とみなします。

①	自賠責保険等によって支払われる金額
②	自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
③	第１条（この条項の補償内容）(1)の損害について、賠償義務者(*1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、**対人賠償保険等**によって既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
④	保険金請求権者が賠償義務者(*1)から既に取得した損害賠償金の額
⑤	**労働者災害補償制度**によって既に給付が決定しまたは支払われた額(*6)
⑥	(2)の規定により決定された損害の額および(3)の費用のうち、賠償義務者(*1)以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
⑦	①から⑥までの額のほか、第１条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*7)

(5) 同一の人身傷害事故により、基本条項別表１の２に掲げる２種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害の等級」欄の等級を後遺障害の等級として適用し、損害を算定します。ただし、同一の人身傷害事故により、同条項別表１の１に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級と、下表の規定による後遺障害の等級のいずれか上位の等級を適用し、損害を算定します。

	生じた後遺障害	適用する後遺障害の等級
①	基本条項別表１の２の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級
②	①以外の場合で、基本条項別表１の２の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、基本条項別表１の２の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、基本条項別表１の２に掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害の該当する等級

(6) 既に後遺障害のある被保険者が第１条（この条項の補償内容）(2)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式にしたがい損害を算定します。

加重された後の後遺障害に該当する等級により算定した損害	−	既にあった後遺障害に該当する等級により算定した損害	=	(2)の表の②の損害

(7) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第１条（この条項の補償内容）(2)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害の額として決定して保険金を支払います。

①	被保険者が第１条(2)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。

■ 備　考

第４条(4)

労働者災害補償制度によって給付を受けている場合や、賠償義務者から損害賠償金が支払われている場合等は、それらの額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、(4)の表の合計額が保険金請求権者の自己負担額を超過する場合に限ります。

②	被保険者が第１条(2)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(*1) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*8)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
(*2) (2)の規定により決定された損害の額および(3)の表の費用の額の合計額から(1)の規定によって決定される額を差し引いた額をいいます。
(*3) 民事訴訟法に定める訴え提起前の和解を含みません。
(*4) 人身傷害条項の別紙の規定により算定された額を超える場合に限ります。
(*5) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要とした費用および遅延損害金は含みません。
(*6) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
(*7) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。
(*8) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第５条（賠償義務者がある場合の特則）

(1) 第４条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、(2)の規定による請求をした場合は、１回の人身傷害事故について、当会社は次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、１回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名について、保険証券記載の保険金額を限度とします。

(2)の規定により算出された額	＋	第４条(3)の表の費用の額の合計額	－	(3)の表の額の合計額	＝	保険金の額

(2) 賠償義務者(*1)がある場合には、保険金請求権者は、第４条（お支払いする保険金）(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額に代えて、次の算式によって算出される額を請求することができます。ただし、同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額に賠償義務者(*1)の過失割合を乗じた金額が自賠責保険等によって給付される金額を下回る場合を除きます。

同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額	－	同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額	×	賠償義務者(*1)の過失割合	＝	この条の規定により請求できる額

(3) 当会社は、(1)の規定にしたがい、下表の額の合計額を差し引きます。

①	労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた額(*2)
②	(2)の規定により算出された額および第４条（お支払いする保険金）(3)の費用のうち、賠償義務者(*1)以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
③	①または②のほか、第１条（この条項の補償内容）(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*3)

(4) 保険金請求権者が、(2)の規定による請求をした場合は、基本条項第７節第２条(代位)(1)の規定にかかわらず、被保険者がその賠償義務者(*1)に対して有する権利は、当会社に移転しません。

(*1) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*4)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
(*2) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
(*3) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。
(*4) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第６条（支払限度額に関する特則）

(1) 第４条（お支払いする保険金）(1)ただし書および第５条（賠償義務者がある場合の特則）(1)ただし書の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、１回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名について、２億円を限度とします。

①	第１条（この条項の補償内容）(2)の表の①に該当する事故のうち、無保険自動車(*1)の運行に起因する事故により人身傷害事故が生じ、その直接の結果として、第４条（お支払いする保険金）(2)の表の②または同表の③に該当すること。

■ 備　考

②	賠償義務者(*2)があること。
③	保険証券記載の保険金額が無制限以外であること。

(2) (1)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	次のいずれかに該当する者が運転する無保険自動車(*1)の運行に起因する事故により人身傷害事故が生じ、その直接の結果として、第４条（お支払いする保険金）(2)の表の②または同表の③に該当する場合。 ただし、無保険自動車(*1)が２台以上ある場合で、これらの者以外が運転する他の無保険自動車(*1)があるときを除きます。 ｱ. 被保険者の配偶者(*3) ｲ. 被保険者の父母または子 ｳ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者 ｴ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者の業務(*4)に無保険自動車(*1)を使用している他の使用人 ｵ. ご契約のお車の保有者(*5) ｶ. ご契約のお車の運転者(*6)
②	次のいずれかに該当する者が賠償義務者(*2)である場合。 ただし、これらの者以外に賠償義務者(*2)があるときを除きます。 ｱ. 被保険者の配偶者(*3) ｲ. 被保険者の父母または子 ｳ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者 ｴ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者の業務(*4)に無保険自動車(*1)を使用している他の使用人 ｵ. ご契約のお車の保有者(*5) ｶ. ご契約のお車の運転者(*6)

(3) 第４条（お支払いする保険金）(1)ただし書および第５条（賠償義務者がある場合の特則）(1)ただし書の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、１回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名について、保険証券記載の保険金額の２倍の額を限度とします。

①	被保険者に基本条項別表１の第１級、第２級または第３級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じること。
②	被保険者に生じた後遺障害により介護が必要と認められること。
③	保険証券記載の保険金額が無制限以外であること。

(4) (1)の規定および(3)の規定がいずれも適用される場合、１回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名について、(1)の規定による額または(3)の規定による額のいずれか高い額を限度とします。

(*1) 無保険自動車とは、次のいずれかに該当する自動車または原動機付自転車をいいます。
ⅰ. 相手自動車(*7)で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車または原動機付自転車
(ⅰ) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等がない場合
(ⅱ) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者(*3)もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
(ⅲ) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*8)が、２億円に達しない場合
ⅱ. ⅰ.の規定にかかわらず、相手自動車(*7)が明らかでないと認められる場合は、その自動車または原動機付自転車
ⅲ. ⅰ.およびⅱ.の規定にかかわらず、相手自動車(*7)が２台以上ある場合には、それぞれの相手自動車(*7)について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*8)の合計額(*9)が、２億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車(*7)

(*2) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*3)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*3) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*4) 業務には、家事を含みません。

(*5) 自動車損害賠償保障法第２条第３項に定める保有者をいいます。

(*6) 自動車損害賠償保障法第２条第４項に定める運転者をいいます。

(*7) ご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって被保険者の生命または身体を害した自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車または原動機付自転車(*10)を除きます。

(*8) 対人賠償保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。また、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、削減して支払われた保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。

(*9) 第６条（支払限度額に関する特則）の(*1)のⅰ.(ⅰ)および(ⅱ)ならびにⅱ.に該当する無保険自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。

(*10) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

■備　考

＜別紙＞　人身傷害条項損害額基準

■備　考

第１　傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定(*1)するまでの間に被保険者が被った積極損害(*2)、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律第６条の規定によって、同条第４項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置に伴い生じた損害を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限ります。

(*1) 治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。
(*2) 救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用をいいます。
(*3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

１．積極損害

①　救助捜索費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

②　治療関係費

ｱ.	診察料	初診料、再診料、往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。
ｲ.	入院料	入院料は、原則としてその地域における普通病室への**入院**に必要かつ妥当な実費とします。 ただし、傷害の態様等から**医師等**が必要と認めた場合には、普通病室以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。
ｳ.	投薬料、手術料、処置費用等	治療のために必要かつ妥当な実費とします。
ｴ.	通院費、転院費、入院費または退院費	社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
ｵ.	看護料	(ｱ) 入院中の看護料 原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に１日について4,100円とします。 12歳以下の子供以外の者に近親者等が付き添った場合については、医師等の要看護証明があるとき等、医療機関の実状、傷害の態様等からやむを得ない理由があるときに限り１日について4,100円とします。 (ｲ) 自宅看護料または通院看護料 医師等が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとします。ただし、12歳以下の子供の**通院**等に近親者が付き添った場合には医師等の証明は必要としません。 a. 厚生労働大臣の許可を得た有料職業紹介所の紹介による者 立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。 b. 近親者等 １日について2,050円とします。
ｶ.	入院中の諸雑費	療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師等の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院１日について1,100円とします。
ｷ.	柔道整復等の費用	免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。
ｸ.	義肢等の費用	傷害を被った結果、医師等が義肢、義歯、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖(つえ)、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とします。
ｹ.	診断書等の費用	必要かつ妥当な実費とします。

③　文書料

交通事故証明書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。

④　その他の費用

①から③以外の損害については、事故との相当因果関係の範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

２．休業損害

受傷により収入(*1)の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として次の算定方法によります。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

■備　考

① 有職者の場合

下表の算定方法によります。ただし、１日あたりの収入額が5,700円を下回る場合またはその額について立証が困難な場合は、下表のⅠ.に該当する者を除き、１日について5,700円とします。なお、②にも該当する場合は、いずれか高い額とします。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

ｱ.	給与所得者(*2)	$\frac{\text{事故直前３か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{対象休業日数}$ (ｱ) 原則として、事故直前３か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における３か月の月例給与の合計額(*3)とします。ただし、事故前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認される３か月相当分の額を限度とします。 (ｲ) 賞与等について、現実に生じた収入(*1)の減少があればその額を含めます。 (ｳ) 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。 (Ⅰ) 役員報酬は、原則として対象としません。ただし、もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与に含めます。
ｲ.	商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者(*4)および家業従事者	$\frac{\text{事故前１か年間の収入額} - \text{必要経費}}{365\text{日}} \times \text{寄与率} \times \text{対象休業日数}$ (ｱ) 事故前１か年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前１か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。 (ｲ) 寄与率は、被保険者の収入(*1)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。
ｳ.	自由業者(*5)	$\frac{\text{事故前１か年間の収入額(*6)} - \text{必要経費}}{365\text{日}} \times \text{対象休業日数}$ 事故前１か年間の収入額、必要経費については、「ｲ.　商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者および家業従事者」に準じます。
Ⅰ.	アルバイト、パートタイマー	$\frac{\text{事故直前３か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{対象休業日数}$ (ｱ) 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。 (ｲ) 休業日数が特定できない場合には、次の算式により対象休業日数を算出します。 $\frac{\text{事故直前３か月間の就労日数}}{90\text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$ (ｳ) 家業の手伝いを行っているが、ｲ.の家業従事者に該当する収入(*1)がない場合には、支払対象となりません。

② 家事従事者(*7)の場合

治療期間の範囲内で、現実に家事に従事できなかった日数に対して、１日について5,700円とします。

③ 有職者および家事従事者(*7)のいずれにも該当しない場合

無職者、金利生活者、地主、家主、恩給、年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実に労働の対価としての収入(*1)のない者の場合は支払対象となりません。

(*1) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。
(*2) 給与所得者とは、原則として雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者をいいます。
(*3) 本給および付加給とします。
(*4) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。
(*5) 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者をいいます。
(*6) 固定給を除きます。
(*7) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

3．精神的損害

① 対象日数　入院１日について8,400円、通院１日について4,200円

入院対象日数は実際に入院治療を受けた日数とします。通院対象日数は期間区分ごとの総日数(*1)から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数(*2)の２倍を上限として決定します。

ただし、期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ以下の割合を乗じて計算します。

事故日から３か月超６か月までの期間	75%
事故日から６か月超９か月までの期間	45%
事故日から９か月超13か月までの期間	25%
事故日から13か月超の期間	15%

② 事故によって妊婦が胎児を死産または流産(*3)した場合には、原則として、①の額に以下の額を加算します。

妊娠月数（週数）３か月（12週）以内	30万円
妊娠月数（週数）４か月（13週）から６か月（24週）まで	50万円
妊娠月数（週数）７か月（25週）以上	80万円

(*1) 期間区分ごとの総日数とは、治療最終日の属する期間区分においては治療最終日までの日数をいいます。

(*2) 実治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギプス等(*4)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。

ⅰ．長管骨(*5)の骨折または脊柱の骨折によるギプス等(*4)

ⅱ．長管骨(*5)に接続する三大関節部分(*6)の骨折で長管骨(*5)部分も含めたギプス等(*4)

(*3) 人工流産を含みます。

(*4) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(*5) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(*6) 三大関節部分とは、肩甲骨、鎖骨、手根骨、腸骨、恥骨、坐骨、膝蓋骨、距骨、踵骨および足根骨をいいます。

第２　後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は基本条項別表１、年齢別平均給与額は付表３によります。

1．逸失利益

被保険者に後遺障害が残存したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失とし、原則として、下記の①、②および③にしたがい次の算式により算出します。

収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

ｱ.	有職者	次のいずれか高い額とします。 (ｱ) 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数 (ｲ) 年齢別平均給与額の年相当額(*1) × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数 現実収入額について、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料による確認が困難な場合は、(ｲ)の額とします。 また、ｲ.に該当する場合は、いずれか高い額とします。
ｲ.	家事従事者(*2)ならびに幼児および学生	年齢別平均給与額の年相当額(*1) × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数
ｳ.	ｱ.およびｲ.のいずれにも該当しない者で身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者	次のいずれか高い額とします。 (ｱ) 18歳平均給与額の年相当額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数 (ｲ) 年齢別平均給与額の年相当額の50% × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数

■備　考

■備　考

② 支払方法
①の算式で算出した額を一時金として支払います。

③ 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間、中間利息控除方法
①の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は、下表のとおりとします。

ｱ.	収入額	(ｱ)「現実収入額」は、事故前１か年間に労働の対価として得た収入額を上限とし、必要経費、寄与率、被保険者の年齢、将来の収入(*3)の蓋然性等を勘案して決定します。収入額および必要経費は、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とし、商・工・鉱業者および農林漁業者等事業所得者(*4)の寄与率は、被保険者の収入(*3)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。 なお、定年退職等の理由で将来の収入(*3)が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとします。 (ｲ)「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は、付表３によります。 「年齢別平均給与額」は特段の断りがない限り、被保険者の症状固定日(*5)の年齢によります。ただし、症状固定日(*5)の年齢が18歳未満の場合は、「18歳平均給与額」とします。
ｲ.	労働能力喪失率	障害の部位、障害の程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入(*3)の蓋然性等を勘案して決定します。 ただし、付表１に規定する各等級に対応する喪失率を上限とします。
ｳ.	労働能力喪失期間	障害の部位、障害の程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入(*3)の蓋然性等を勘案して決定します。 ただし、付表４に規定する就労可能年数の範囲内とします。
ｴ.	ライプニッツ係数	労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表２によります。

(*1) 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。
(*2) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。
(*3) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。
(*4) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。
(*5) 治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

２．精神的損害

後遺障害等級別に下表の金額とします。

第１級	1,600万円
第２級	1,300万円
第３級	1,100万円
第４級	900万円
第５級	750万円
第６級	600万円
第７級	500万円
第８級	400万円
第９級	300万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第１級、第２級および第３級に該当する者で、父母、配偶者(*1)、子のいずれかがいる場合は、第１級2,000万円、第２級1,500万円、第３級1,250万円とします。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

3．将来の介護料

将来の介護料は後遺障害の症状固定日(*1)以降に生ずる看護または監視にかかわる費用とし、次のとおり算定します。

① 基本条項別表１の１の第１級に該当する後遺障害が残存した場合で、かつ、常に介護を要すると認められるとき

ｱ.	介護料	１か月について16万円とします。
ｲ.	支払方法	原則として次の(ｱ)によります。 ただし、障害の態様、医師等の診断等に照らし、当会社が一時金による支払が妥当と認める場合には、(ｲ)によります。 (ｱ) 定期金による支払 後遺障害の症状固定日(*1)から６か月ごとに、常に介護を要する状態が継続するかぎり、介護料を定期金として支払います。 (ｲ) 一時金による支払 介護料に介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
ｳ.	介護期間	障害の態様、医師等の診断等を勘案し、付表５に規定する平均余命の範囲内で決定します。
ｴ.	ライプニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表２によります。

② 基本条項別表１の１の第１級もしくは第２級または同表の２の第１級、第２級、第３級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害が残存した場合で、かつ、随時介護を要すると認められるとき

ｱ.	介護料	１か月について８万円とします。
ｲ.	支払方法	介護料に介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
ｳ.	介護期間	障害の態様、医師等の診断等を勘案し、付表５に規定する平均余命の範囲内で決定します。
ｴ.	ライプニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表２によります。

(*1) 治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

4．その他の損害

１．から３．以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。

第３　死亡による損害

死亡による損害は、葬祭費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1．葬祭費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に、実費とします。

2．逸失利益

被保険者が死亡したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失(*1)とし、原則として、下記の①および②にしたがい次の算式により算出します。

$$\left(\boxed{\text{収入額}} - \boxed{\text{生活費}}\right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$$

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

ｱ.	有職者	次のいずれか高い額とします。 (ｱ) $\left(\boxed{\text{現実収入額}} - \boxed{\text{生活費}}\right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$ (ｲ) $\left(\boxed{\text{年齢別平均給与額の年相当額(*2)}} - \boxed{\text{生活費}}\right) \times \boxed{\text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}}$ 現実収入額について、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料による確認が困難な場合は、(ｲ)の額とします。 また、ｲ.に該当する場合は、いずれか高い額とします。

■備　考

ｲ.	家事従事者(*3)ならびに幼児および学生	（年齢別平均給与額の年相当額(*2)　－　生活費）　×　就労可能年数に対応するライプニッツ係数
ｳ.	ｱ.およびｲ.のいずれにも該当しない者で、身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者	次のいずれか高い額とします。 (ｱ)　（18歳平均給与額の年相当額　－　生活費）　×　就労可能年数に対応するライプニッツ係数 (ｲ)　（年齢別平均給与額の年相当額の50%　－　生活費）　×　就労可能年数に対応するライプニッツ係数

② 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

①の算式における収入額、生活費、就労可能年数、ライプニッツ係数は、次のとおりとします。

ｱ.	収入額	(ｱ)「現実収入額」は、事故前１か年間に労働の対価として得た収入額を上限とし、必要経費、寄与率、被保険者の年齢、将来の収入(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。収入額および必要経費は、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とし、商・工・鉱業者および農林漁業者等事業所得者(*5)の寄与率は、被保険者の収入(*4)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。 なお、定年退職等の理由で将来の収入(*4)が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとします。 (ｲ)「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は付表３によります。 「年齢別平均給与額」は特段の断りがないかぎり、被保険者の死亡日の年齢によります。ただし、死亡日の年齢が18歳未満の場合は、「18歳平均給与額」とします。
ｲ.	生活費	生活費は、被扶養者(*6)の人数に応じて、収入額に対する次の割合の額とします。 (ｱ) 被扶養者(*6)がない場合　50% (ｲ) 被扶養者(*6)が１人の場合　40% (ｳ) 被扶養者(*6)が２人の場合　35% (ｴ) 被扶養者(*6)が３人以上の場合　30%
ｳ.	就労可能年数	就労可能年数は、付表４によります。
ｴ.	ライプニッツ係数	就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表４によります。

(*1) 年金および恩給を除きます。

(*2) 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数の期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。

(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

(*4) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(*5) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。

(*6) 被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。

３．精神的損害

被保険者の属性別に下表の金額とします。

被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
被保険者が一家の支柱でない場合で65歳以上のとき	1,500万円
被保険者が一家の支柱でない場合で65歳未満のとき	1,600万円

４．その他の損害

１．から３．以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

■備　考

３．精神的損害

「一家の支柱」とは、実際にその者の属する家族共同生活体の生計を維持すべき収入の大部分を得ている者で、物的・精神的にもその者が欠ける事によって、その家族の生活が著しく困難になる者をいいます。

付表１　労働能力喪失率表

後遺障害の等級	労働能力喪失率
第１級	100／100
第２級	100／100
第３級	100／100
第４級	92／100
第５級	79／100
第６級	67／100
第７級	56／100
第８級	45／100
第９級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

■備　考

付表2　ライプニッツ係数表

期間	ライプニッツ係数	期間	ライプニッツ係数
年		年	
1	0.952	46	17.880
2	1.859	47	17.981
3	2.723	48	18.077
4	3.546	49	18.169
5	4.329	50	18.256
6	5.076	51	18.339
7	5.786	52	18.418
8	6.463	53	18.493
9	7.108	54	18.565
10	7.722	55	18.633
11	8.306	56	18.699
12	8.863	57	18.761
13	9.394	58	18.820
14	9.899	59	18.876
15	10.380	60	18.929
16	10.838	61	18.980
17	11.274	62	19.029
18	11.690	63	19.075
19	12.085	64	19.119
20	12.462	65	19.161
21	12.821	66	19.201
22	13.163	67	19.239
23	13.489	68	19.275
24	13.799	69	19.310
25	14.094	70	19.343
26	14.375	71	19.374
27	14.643	72	19.404
28	14.898	73	19.432
29	15.141	74	19.459
30	15.372	75	19.485
31	15.593	76	19.509
32	15.803	77	19.533
33	16.003	78	19.555
34	16.193	79	19.576
35	16.374	80	19.596
36	16.547	81	19.616
37	16.711	82	19.634
38	16.868	83	19.651
39	17.017	84	19.668
40	17.159	85	19.684
41	17.294	86	19.699
42	17.423	87	19.713
43	17.546	88	19.727
44	17.663	89	19.740
45	17.774	90	19.752

（注）幼児および18歳未満の学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*1)の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期（18歳）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

（例）10歳、労働能力喪失期間（年数）20年の場合

12.462（20年の係数）－6.463（８年の係数）＝5.999

（*1）有職者、家事従事者(*2)および18歳以上の学生を含みません。

（*2）家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業とする者をいいます。

■備　考

付表３　年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表（平均月額）

年齢	男　子	女　子	年齢	男　子	女　子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

付表４　年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

〔1〕　18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児および学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*1)		有　職　者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

■備　考

（注）幼児および18歳未満の学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者（*1)の場合の就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記（例）に準じて算出します。

（例）３歳の幼児

（1）就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－３年）に対応する係数　19.119

（2）就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－３年）に対応する係数　10.380

（3）就労可能年数　49年（64年－15年）

（4）適用する係数　8.739（19.119－10.380）

（*1）家事従事者(*2)を含みません。

（*2）家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

〔2〕 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97～	2	1.859

■備　考

付表５　第20回生命表による平均余命

（単位：年）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78.56	77.79	76.83	75.85	74.87	73.88	72.89	71.90	70.91	69.92
女	85.52	84.73	83.76	82.78	81.80	80.81	79.81	78.82	77.83	76.84
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68.93	67.93	66.94	65.95	64.96	63.97	62.98	62.00	61.02	60.05
女	75.84	74.85	73.85	72.86	71.86	70.87	69.88	68.89	67.90	66.91
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59.08	58.11	57.14	56.18	55.22	54.25	53.29	52.32	51.36	50.39
女	65.93	64.95	63.96	62.98	62.00	61.02	60.04	59.06	58.08	57.10
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49.43	48.47	47.50	46.54	45.58	44.62	43.67	42.71	41.76	40.81
女	56.12	55.14	54.16	53.18	52.21	51.23	50.26	49.29	48.32	47.35
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39.86	38.92	37.98	37.04	36.11	35.18	34.26	33.35	32.44	31.53
女	46.38	45.42	44.45	43.49	42.53	41.57	40.62	39.67	38.72	37.78
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22.09	21.28	20.48	19.69	18.91	18.13	17.36	16.59	15.84	15.11
女	27.66	26.75	25.86	24.97	24.08	23.19	22.32	21.45	20.58	19.73
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14.39	13.69	13.01	12.35	11.70	11.07	10.46	9.87	9.30	8.75
女	18.88	18.05	17.22	16.41	15.62	14.83	14.06	13.30	12.56	11.84
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8.22	7.71	7.22	6.76	6.31	5.89	5.50	5.12	4.78	4.45
女	11.13	10.45	9.79	9.16	8.56	7.99	7.44	6.92	6.43	5.97
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4.15	3.87	3.61	3.37	3.14	2.93	2.74	2.56	2.39	2.23
女	5.53	5.13	4.75	4.39	4.07	3.77	3.49	3.22	2.98	2.75
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2.08	1.95	1.82	1.70	1.59	1.49	1.39	1.30	1.22	1.14
女	2.54	2.34	2.16	2.00	1.84	1.70	1.56	1.44	1.33	1.22
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男	1.07	1.00	—	—	—					
女	1.12	1.04	0.96	0.88	0.82					

■ 備　考

第２節　傷害一時金条項

第１条（この条項の補償内容）

当会社は、人身傷害条項(*1)の規定により人身傷害保険の保険金が支払われるべき損害が生じたときは、第３条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

（*1）**ご契約のお車**に適用される他の特約を含みます。

第２条（被保険者）

この傷害一時金条項において**被保険者**とは、人身傷害条項第２条（被保険者および保険金請求権者）に規定する被保険者をいいます。

第３条（お支払いする保険金）

１回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
傷害一時金	人身傷害条項第１条（この条項の補償内容）(2)に規定する人身傷害事故により、被保険者の治療日数(*1)の合計が５日以上となった場合	保険金額(*2)の全額	被保険者

（*1）治療日数については、以下のとおり取り扱います。

ⅰ．治療日数とは、**病院等**または介護保険法に定める介護療養型医療施設に**入院**または**通院**した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限ります。また、通院した治療日数には、**医師等**による往診日数を含みます。

ⅱ．治療日数には、臓器の移植に関する法律第６条の規定によって、同条第４項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限ります。

ⅲ．治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギプス等(*4)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の**傷害**を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。

（ⅰ）長管骨(*5)の骨折または脊柱の骨折によるギプス等(*4)

（ⅱ）長管骨(*5)に接続する三大関節部分(*6)の骨折で長管骨(*5)部分も含めたギプス等(*4)

（*2）保険金額とは、１名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。

（*3）臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（*4）ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

（*5）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

（*6）三大関節部分とは、肩甲骨、鎖骨、手根骨、腸骨、恥骨、坐骨、膝蓋骨、距骨、踵骨および足根骨をいいます。

第3章　車両保険

車両条項

第１条（この条項の補償内容）

当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対して、この車両条項および基本条項にしたがい、第４条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

①	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって**ご契約のお車**に生じた損害
②	ご契約のお車の**盗難**による損害

第２条（被保険者およびご契約のお車）

(1) この車両条項において**被保険者**とは、ご契約のお車の所有者をいいます。

(2) この車両条項においてご契約のお車には、ご契約のお車の付属品を含みます。

(3) この車両条項において付属品とは、自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として自動車または原動機付自転車に固定されているカーナビゲーションシステム(*3)およびＥＴＣ車載器(*4)を含みます。ただし、下表の物は含みません。

①	燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
②	法令により自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)することを禁止されている物
③	通常装飾品とみなされる物

(4) (2)の規定にかかわらず、ご契約のお車がタンク車、ふん尿車等の場合には、ご契約のお車に付属するホースは、ご契約のお車に含みません。

■備　考

第２条(3)

ご契約のお車に定着されているカーステレオ、装備されているスペアタイヤや標準工具、定着または装備されている消火器や座席ベルト、オイル類のうち潤滑油やバッテリーの電解液等は付属品として取り扱います。なお、ガソリン、軽油、プロパンガス(LPG)、法令に違反するエアースポイラー・マフラーカッター、マスコット類、クッション、花ビン、膝掛等は付属品として取り扱いません。

(*1) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
(*2) 装備とは、自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令にしたがい自動車または原動機付自転車に備えつけられている状態をいいます。
(*3) 自動車用電子式航法装置のことをいい、これに準ずる物を含みます。
(*4) 有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器のことをいい、これに準ずる物を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. **所有権留保条項付売買契約**に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）に規定する損害の直接の原因となった事故の②から④までの事由による拡大(*4) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦	詐欺または横領
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*5)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
②	次のいずれかに該当する者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
③	次のいずれかに該当する者が、酒気を帯びて(*7)ご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子

■ 備　考

第3条
車両保険では、「台風、洪水または高潮(P.45をご参照ください。)」による損害は補償されます。

第3条(1)の表の⑧
競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(2)の表の①
「法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
1．道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2．運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3．運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者
*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

④	ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
⑤	故障損害(*8)
⑥	次のいずれかに該当する損害 ｱ. ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害 ｲ. 付属品のうちご契約のお車に定着(*9)されていない物に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ｳ. タイヤまたはタイヤのチューブに生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。 Ⅰ. 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(*7) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*8) 故障損害とは、偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電気的または機械的損害をいいます。
(*9) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

第４条（お支払いする保険金）

(1) １回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、被保険者に保険金を支払います。
ただし、同表の**免責金額**は、当会社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

	ご契約のお車の損害の状態	保険金の額	
		保険金額(*1)が保険価額(*2)と同額または保険価額(*2)を超える場合	保険金額(*1)が保険価額(*2)に達しない場合
①	全損の場合。 なお、全損とは次のいずれかに該当する場合をいいます。 ｱ. ご契約のお車の**修理費**が保険価額(*2)以上となる場合 ｲ. ご契約のお車の損傷を修理できない場合 ｳ. ご契約のお車が盗取され発見されなかった場合	保険価額(*2)	保険金額(*1)
②	分損の場合。 なお、分損とは①以外の場合をいいます。	次の算式によって算出される額。ただし、保険価額(*2)を限度とします。 (2)に規定する損害の額 − 保険証券記載の免責金額 = 保険金の額	次の算式によって算出される額。ただし、保険金額(*1)を限度とします。 (2)に規定する損害の額 − 保険証券記載の免責金額 × 保険金額(*1) ÷ 保険価額(*2) = 保険金の額

(2) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、下表に掲げる額とします。

①	(1)の表の①の場合は、保険価額(*2)
②	(1)の表の②の場合は、次の算式によって算出される額 修理費 − 修理に際し部分品を交換したためにご契約のお車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額 − 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

備　考

第３条(2)の表の⑤

ご契約のお車に生じた故障による損害は補償の対象外です。ただし、車両搬送費用補償特約や車両搬送時の諸費用補償特約をご契約の場合、故障によって必要となる搬送費用やその他の諸費用がお支払いの対象となることがありますので、ご契約内容をご確認ください。

第４条

車両保険には車両価額協定保険特約が自動セットされます（一部のご契約を除きます。）。お支払いする保険金は、同特約第４条をご確認ください。

(3) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、保険契約者または被保険者が下表の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その費用の額の合計額を被保険者に支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費　用	費用の説明
①	損害防止費用	基本条項第３節第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	請求権の保全、行使手続費用	基本条項第３節第１条の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	車両運搬費用	次の費用の額の合計額。 ただし、１回の事故について、10万円または保険金額(*1)の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。 ｱ. 当会社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生の地から修理工場または当会社の指定する場所まで運搬するために必要とした費用 ｲ. 当会社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生の地から修理工場または当会社の指定する場所まで運転するために必要な仮修理の費用
④	盗難車両引取費用	盗取されたご契約のお車を引き取るために必要であった費用のうち、③に規定する費用以外の費用。 ただし、１回の事故について、10万円または保険金額(*1)の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。
⑤	共同海損分担費用	**船舶**によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額

(4) 当会社は、(3)の規定によって支払うべき費用の額と(1)の保険金の額の合計額が保険金額(*1)を超える場合であっても、(3)の費用を支払います。

(5) (2)の損害の額および(3)の費用のうち回収金(*3)がある場合において、回収金(*3)の額が被保険者の自己負担額(*4)を超過するときは、当会社は(1)の保険金の額と(3)の費用の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(6) 当会社は、ご契約のお車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

(*1) 保険金額とは、保険証券記載の保険金額をいいます。

(*2) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

(*3) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(*4) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

(2)の損害の額および(3)の費用のうち実際に発生した額の合計額	−	(1)の保険金の額および(3)の費用の額の合計額	＝	被保険者の自己負担額

第4章　基本条項

第１節　契約手続および保険契約者等の義務

第１条（告知義務）

(1) 保険契約の締結の際、保険契約者または**被保険者**になる者は、**保険契約申込書等**の記載事項のうち、**告知事項**について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

(2) (1)の被保険者とは、**記名被保険者**(*1)をいいます。

(*1) 車両条項においては、**ご契約のお車**の所有者とします。

第２条（通知義務）

(1) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

■ 備　考

第４条(3)の表の①

「損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用」とは、事故が発生した際に二次的な被害発生が具体的に想定されるような状況で、その二次的な被害の発生および拡大を防止するための費用をいいます。なお、損害の発生および拡大の防止の行為が現実に効果をもたらしたかどうかは問いません。例えば、事故により崖から転落しそうな状態のご契約のお車をクレーン移動した際の費用は、二次的な被害が切迫していることから、これにあたります。

第４条(3)の表の③

「当会社の指定する場所」とは、保険契約者や被保険者が入庫する修理工場を自ら特定できない場合に、弊社が指定することがある場所をいいます。

第４条の(*2)

「市場販売価格相当額」とは、自動車販売店等が、ご契約のお車と車種、年式が同一で、走行距離、メンテナンス等、使用の状態が同程度の自動車または原動機付自転車を顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます（消費税を含みます。）。税金、保険料、登録に必要な費用等は含みません。

第１節第１条(1)

保険契約申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に保険契約申込書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
告知事項は、「告知事項・通知事項一覧(P.24)」をご参照ください。

第１節第２条(1)

保険契約申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
通知事項は、「告知事項・通知事項一覧(P.24)」をご参照ください。

①　ご契約のお車の**用途・車種**または登録番号(*1)を変更すること。 ②　ご契約のお車の保険証券記載の使用目的(*2)を変更すること。 ③　①および②のほか、告知事項(*3)の内容に変更を生じさせる事実(*4)が発生すること。

(*1) 車両番号を含みます。
(*2) 使用目的とは、業務使用、通勤・通学使用または日常・レジャー使用のいずれかをいいます。
(*3) **他の保険契約等**に関する事実を除きます。
(*4) 告知事項(*3)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

(1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に**書面等**によって通知しなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消しまたは解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第4条（ご契約のお車の譲渡）

(1) ご契約のお車が譲渡(*1)された場合であっても、この保険契約の権利および義務(*2)は、譲受人(*3)に移転しません。ただし、保険契約者が、この保険契約の権利および義務(*2)をご契約のお車の譲受人(*3)に譲渡(*1)することを当会社に書面等により通知して承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、この保険契約の権利および義務(*2)は、譲受人(*3)に移転します。

(2) 当会社は、ご契約のお車が譲渡(*1)された後(*4)に、ご契約のお車について生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 譲渡には、**所有権留保条項付売買契約**に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者(*5)とする保険契約が締結されている場合のご契約のお車の返還を含みます。
(*2) この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
(*3) 譲受人には、所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
(*4) (1)のただし書の通知を受領した後を除きます。
(*5) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者とします。

第5条（ご契約のお車の入替）

(1) 下表のいずれかに該当する場合は、新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)について、この保険契約を適用します。ただし、保険契約者が書面等をもってその事実を当会社に通知し、その新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)とご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときに限ります。

①	次のいずれかに該当する者による新規取得自動車(*1)である場合 ｱ. ご契約のお車の所有者(*3) ｲ. 記名被保険者 ｳ. 記名被保険者(*4)の配偶者(*5) Ⅰ. 記名被保険者(*4)またはその配偶者(*5)の**同居**の**親族**
②	ご契約のお車を廃車等(*6)した場合。ただし、ご契約のお車の廃車等(*6)の時点で①のｱ.からⅠ. までのいずれかに該当する者を所有者(*3)とする所有自動車(*2)がある場合に限ります。

(2) (1)の表のいずれかに該当する事実のあった後に、(1)のただし書に規定する通知を受けるまでの間に新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)について生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、この保険契約による保険金を支払いません。

(3) (2)の規定にかかわらず、(1)に規定するご契約のお車の入替において、(1)の表の①の事実があった場合は、下表をすべて満たすときに限り、当会社は、入替自動車(*7)をご契約のお車とみなして、入替自動車の取得日(*8)以後下表の②の請求を当会社が承認するまでの間は、この保険契約を適用します。

①	ご契約のお車を廃車等(*6)したこと。
②	入替自動車の取得日(*8)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面等によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したこと。

(4) (3)の規定により、入替自動車(*7)に対してこの保険契約が適用される場合には、ご契約のお車の廃車等(*6)があった後に、そのご契約のお車について生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、この保険契約による保険金を支払いません。

■備　考

(5) (3)の規定により、入替自動車(*7)に対してこの保険契約が適用される場合で、ご契約のお車に車両条項が適用されているときは、入替自動車の取得日(*8)以降の車両保険契約については、下表の左欄に規定する入替自動車(*7)の種類に対応する、下表の右欄の規定を適用します。

① レンタカー等の自動車(*9)である場合	入替自動車(*7)に対しては車両価額協定保険特約を適用しません。この場合、入替自動車の価額(*10)を保険金額とします。
② レンタカー等の自動車(*9)以外の場合	入替自動車の価額(*10)を保険金額として入替自動車(*7)に対して車両価額協定保険特約を適用します。ただし、同特約第3条（協定保険価額の変更）の規定は適用しません。

(*1) 新規取得自動車とは、ご契約のお車と用途・車種が同一(*11)である、新たに取得(*12)した自動車をいいます。
(*2) 所有自動車とは、ご契約のお車と用途・車種が同一(*11)であり、(1)の表の①のｱ.からｴ.までのいずれかに該当する者が所有者(*3)である自動車をいいます。ただし、ご契約のお車および新規取得自動車(*1)を除きます。
(*3) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
ⅰ. 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
ⅱ. 自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ⅲ. ⅰ.またはⅱ.のいずれにも該当しない場合は、自動車を所有する者
(*4) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*3)とします。
(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*6) 廃車等とは、廃車、譲渡または返還をいいます。
(*7) 入替自動車とは、新規取得自動車(*1)のうち、ご契約のお車の廃車等(*6)を行った後、その代替として(1)の表の①のｱ.からｴ.までのいずれかに該当する者が新たに取得(*12)したものをいいます。
(*8) 入替自動車の取得日は、保険契約者または入替自動車(*7)の所有者(*3)が当会社に提出した確認資料により、次のとおり取り扱います。
ⅰ. 提出した確認資料で入替自動車(*7)を取得(*12)した日が確認できる場合は、実際に入替自動車(*7)を取得(*12)した日。ただし、当会社が妥当と認めた場合に限ります。
ⅱ. 入替自動車(*7)の自動車検査証以外の確認資料では入替自動車(*7)を取得(*12)した日が確認できない場合は、入替自動車(*7)の自動車検査証に(1)の表の①のｱ.からｴ.までのいずれかに該当する者の氏名または名称が記載された日
(*9) レンタカー等の自動車とは、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいいます。ただし、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車を除きます。
(*10) 入替自動車の価額とは、入替自動車(*7)の取得(*12)の時における入替自動車(*7)と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
(*11) 別表2において、新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)が、ご契約のお車と同一区分内にある場合には、同一の用途・車種であるものとみなします。
(*12) 取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第6条（保険金額の調整）

(1) 保険契約の締結の際、保険金額が保険の対象(*1)の価額(*2)を超過したことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。
(2) 保険契約の締結の後、保険の対象(*1)の価額(*2)が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象(*1)の価額(*2)に至るまでの減額を請求することができます。
(3) 当会社は、(1)または(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(*1) 保険の対象には、ご契約のお車を含みます。
(*2) ご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第2節　保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*1)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に**初回保険料**の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害または**傷害**に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末

■ 備　考

第2節第1条(1)
保険料払込方法が口座振替方式の場合の払込期日は、初回保険料の払込期日が保険証券に「保険始期日の属する月の翌月振替日」と表示され、通常は始期日の属する月の翌月の26日（一部金融機関では27日）となります。また、その振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日が払込期日となります。

(3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*1)の属する月の翌月末までに**被保険者**または保険金請求権者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*1)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①	保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②	保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した払込期日(*1)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*1)までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

(6) 保険契約者は、当会社に**書面等**により通知して承認を請求した場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*1)に保険料(*2)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*1)の前日までにその払込期日(*1)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*3)に預けておかなければなりません。

①	指定口座(*3)が、提携金融機関(*4)に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*1)が(1)の表の①の提携金融機関(*4)の休業日に該当し、指定口座(*3)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日(*1)に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料の払込期日(*1)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*4)に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日(*1)とみなしてこの条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。	第1条（保険料の払込方法等）(2)②の「初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*5)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

■備　考

第2節第2条

保険料払込方法が口座振替方式の場合、払込期日に保険料の口座振替ができなかったときは、翌月に再度保険料を指定口座にご請求します。再請求でも口座振替できなかった場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票の送付等により再度保険料をご請求します。

①	保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
②	当会社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。
(*2) **追加保険料**を含みます。
(*3) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
(*4) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
(*5) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

(1) 保険契約の締結の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(*1)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

①	保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
②	当会社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、下表の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(*2)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第１条（保険料の払込方法等）(1)および同条(2)
②	第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

①	当会社が、クレジットカード会社からその払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*2)を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当会社がクレジットカード会社から払込期日(*3)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(*1)については、当会社が承認しない限り、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

(6) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当会社が定める時以降に請求する保険料(*4)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1)から(5)までの規定を準用します。

①	保険契約者から当会社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
②	当会社が①の申出を承認するとき。

(*1) 追加保険料を含みます。
(*2) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。
(*3) 保険証券記載の払込期日をいいます。
(*4) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第４条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(*1)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

①	保険契約者から当会社に書面等により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当会社がこれを承認する場合
②	第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）(5)の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。

(*1) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

■ 備　考

第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）

（1）第２回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日(*1)の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末

（2）下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が１年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険料払込方法が口座振替の方式の場合
②	保険契約者が(1)に規定する期日までの第２回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第３節　事故発生時等の手続

第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）

保険契約者、**被保険者**または保険金請求権者は、事故、損害または**傷害**が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①　損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること(*1)。
②　事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③　事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ｱ.　事故の状況(*2) ｲ.　事故の発生の日時、場所または事故の状況(*2)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ｳ.　損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④　他の保険契約等の通知	**他の保険契約等**の有無および内容(*3)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤　訴訟の通知	損害賠償の請求(*4)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥　請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*4)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦　盗難の届出	保険の対象(*5)に**盗難**による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧　修理着工の事前承認	保険の対象(*5)を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨　責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*4)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑩　調査の協力等	①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(*1) 損害の発生および拡大の防止に努めることには、運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせることを含みます。
(*2) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。
(*3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
(*4) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(*5) 保険の対象には、**ご契約のお車**を含みます。

第２条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務違反）

（1）保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

■備　考

第3節第1条

事故、損害または傷害が発生したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.34をご参照ください。

① 第１条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第１条の表の②から⑤まで、同表の⑦、同表の⑧または同表の⑩	第１条の表の②から⑤まで、同表の⑦、同表の⑧または同表の⑩の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第１条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第１条の表の⑨	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑩に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第３条（人身傷害事故発生時の義務等）

(1) 被保険者が人身傷害条項第１条（この条項の補償内容）(1)の損害を被った場合(*1)で、賠償義務者(*2)があるときは、保険金請求権者は賠償義務者(*2)に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求(*3)をし、かつ、下表の事項を当会社に書面等により通知しなければなりません。

①	賠償義務者(*2)の住所、氏名または名称および被保険者との関係
②	賠償義務者(*2)が法律上の損害賠償責任を負うことにより被った損害に対して保険金または共済金を支払う**対人賠償保険等**の有無およびその内容
③	賠償義務者(*2)に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
④	保険金請求権者が人身傷害条項第１条（この条項の補償内容）(1)の損害に対して、次のいずれかに該当する者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額 ｱ. 賠償義務者(*2) ｲ. **自賠責保険等**または対人賠償保険等の保険者または共済者 ｳ. 賠償義務者(*2)以外の第三者
⑤	人身傷害条項第１条(2)に規定する人身傷害事故の原因となったご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車がある場合、その所有者(*4)の住所、氏名または名称および被保険者との関係

(2) 保険金請求権者は、(1)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。

(3) 保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)および(2)の規定に違反した場合は、当会社は、保険金請求権者に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて保険金を支払います。

(4) 保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)および(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 当会社は、賠償義務者(*2)または人身傷害条項第１条（この条項の補償内容）(1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合で、当会社が必要と認めたときは、これらの者に対し、下表のことを行うことがあります。

①	保険金、共済金その他の給付の有無および額についての照会
②	当会社の支払保険金についての通知

(6) 保険契約者または被保険者は、人身傷害条項第１条（この条項の補償内容）(2)に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

(*1) 被保険者の父母、配偶者(*5)または子が人身傷害条項第１条（この条項の補償内容）(1)の損害を被った場合を含みます。

(*2) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*5)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*4) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ⅰ. 自動車または原動機付自転車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
- ⅱ. 自動車または原動機付自転車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ⅲ. ⅰ.またはⅱ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者

(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

■ 備　考

第３節第３条(6)

ケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

第４節　保険金請求手続

第１条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、下表に規定する時

賠償責任条項	**被保険者**が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 人身傷害条項、傷害一時金条項および車両条項に係る保険金の請求に関しては、下表に規定する時

人身傷害条項	下表の左欄に規定する事由に対応する下表の右欄に規定する時	
	ｱ. 被保険者が死亡した場合	被保険者が死亡した時
	ｲ. 被保険者に**後遺障害**が生じた場合	被保険者に後遺障害が生じた時
	ｳ. 被保険者が**傷害**を被った場合	被保険者が**医師等**の治療を必要としない程度になおった時または被保険者に後遺障害が生じた時
傷害一時金条項	事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療を開始した時	
車両条項	損害が発生した時	

(2) 被保険者または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2)（*3）（*4）

③ 被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④ 第４条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金請求権者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類

⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

ｱ. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。

ｲ. 賠償責任条項に係る保険金を請求する場合は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

ｳ. **ご契約のお車**の**盗難**による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金請求権者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の②に規定する対人臨時費用保険金の請求は、**記名被保険者**を経由して行うものとします。

(6) 人身傷害条項の規定に基づく保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者(*6)を経由して行うものとします。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*7)および被害が生じた物の写真(*8)をいいます。

(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、M

備　考

第４節第１条

対人賠償責任保険や人身傷害保険の保険金等、一部の保険金については、第４節第２条(4)に規定する保険金の内払を行います。

第４節第１条(2)⑤の表のｱ.

「提出できない相当な理由」とは、被保険者が警察署へ交通事故届出を行ったが、私有地内での事故であったため受理されなかった場合等が該当します。

ＲＩ等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
(*5) 次のいずれかに該当する事故の場合に限って提出するものとします。
ⅰ．人の死傷を伴う事故
ⅱ．ご契約のお車とご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触による物の**損壊**を伴う事故
(*6) 保険金請求権者に限ります。
(*7) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*8) 画像データを含みます。

■備　考

第２条（保険金の支払）

(1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)または傷害もしくは疾病の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、**無効**、**失効**または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、**他の保険契約等**の有無および内容、損害について被保険者または保険金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金請求権者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
⑤ (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(4) 被保険者または保険金請求権者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。
(5) 保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金請求権者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金請求権者が第１条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。
(*2) 保険価額を含みます。
(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第３条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。
(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

■備　考

第４条（指定代理請求人）

（1）被保険者または保険金請求権者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者または保険金請求権者の代理人がいない場合は、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	被保険者または保険金請求権者と**同居**または生計を共にする配偶者（*1）
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者または保険金請求権者と同居または生計を共にする３親等内の**親族**
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（*1）または②以外の３親等内の親族

（2）（1）の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（*1）法律上の配偶者に限ります。

第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①　この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②　他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額
ｱ.　賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項に関しては、損害の額または費用（*1）が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（*2）
ｲ.　ｱ.の規定にかかわらず、賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）（1）の表の②の対人臨時費用保険金に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（*2）
ｳ.　傷害一時金条項に関しては、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
③　②の損害の額または費用（*1）は、それぞれの保険契約または共済契約に**免責金額**の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（*1）人身傷害条項および車両条項においては、それぞれの保険契約または共済契約における損害の額または費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。
（*2）他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第６条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）

（1）当会社は、被保険者の傷害または疾病に関して、保険金支払事由発生等の通知または保険金の請求を受けた場合は、傷害または疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、下表の①の者に対して下表の②のものの提出を求めることができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金請求権者その他の関係者
②	被保険者に関する当会社の指定する医師等の診断書（*1）その他医学的検査の対象となった標本等

（2）人身傷害条項第１条（この条項の補償内容）（2）の傷害を被った場合で、医師等による治療期間が１年を超えるときは、当会社は、同条（2）に規定する人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、被保険者に対し当会社の指定する医師等の診断書（*1）の提出を求めることができます。

（3）（1）および（2）の提出のために必要とした費用（*2）は、当会社が負担します。

（*1）医師等の診断書には、死体検案書を含みます。
（*2）収入の喪失を含みません。

第７条（損害賠償額の請求および支払）

（1）損害賠償請求権者が賠償責任条項の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	損害賠償額の請求書
②	損害額を証明する書類（*1）または傷害の程度を証明する書類（*2）（*3）（*4）
③	死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本
④	公の機関が発行する交通事故証明書（*5）。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。

⑤	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥	①から⑤までのほか、当会社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当会社は、下表の左欄の規定に該当する場合は、請求完了日(*6)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な下表の右欄の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

賠償責任条項第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表の①から⑤までのいずれかまたは同条(8)の表の①もしくは②	①　損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実 ②　損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無 ③　損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容 ④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無 ⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*6)からその日を含めて下表の右欄の日数(*7)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

①　災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②　(4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③　(4)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④　(4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*8)	180日
⑤　(4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*9)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*10)および被害が生じた物の写真(*11)をいいます。

(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。

(*5) 次のいずれかに該当する事故の場合に限って提出するものとします。

ⅰ．人の死傷を伴う事故

ⅱ．ご契約のお車とご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触による物の損壊を伴う事故

(*6) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。

■備　考

（*7）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（*8）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
（*9）必要な協力を行わなかった場合を含みます。
（*10）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（*11）画像データを含みます。

第８条（盗難自動車の返還）

当会社が車両条項の規定に基づきご契約のお車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内にご契約のお車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第５節　保険契約の取消し、無効または解除

第１条（保険契約の取消し）

保険契約の締結の際、保険契約者または**被保険者**に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第２条（保険契約の無効）

下表に該当する事実があった場合は、この保険契約は**無効**とします。

保険契約の締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていたこと。

第３条（告知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第１節第１条（告知義務）の告知の際に、**告知事項**について、保険契約者または被保険者(*1)の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者(*1)が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者(*1)が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約の締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(*2)
③	保険契約者または被保険者(*1)が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、**書面等**によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者(*1)がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約の締結を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合、または保険契約の締結の時から５年を経過した場合

(3) (1)の規定による解除が損害または**傷害**が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（*1）被保険者とは、**記名被保険者**(*3)をいいます。
（*2）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
（*3）車両条項においては、**ご契約のお車**の所有者とします。

第４条（通知義務違反による保険契約の解除）

(1) 第１節第２条（通知義務）(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加(*1)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加(*1)が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。

備　考

第５節第３条
第５節第３条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については第６節第１条(8)の表の①および付表１をご参照ください。

第５節第４条
第５節第４条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第６節第１条(8)の表の②および付表１をご参照ください。

(3) (1)の規定による解除が損害または傷害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(5) 当会社は、(1)に規定する危険増加(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*2)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(6) (5)の規定による解除が損害または傷害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*1) 危険増加とは、危険(*3)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*3)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(*2) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものをいいます。

(*3) 危険とは、損害または傷害の発生の可能性をいいます。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 下表のいずれかに該当する事由がある場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者(*1)が当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせたこと(*2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者(*3)に詐欺の行為があったこと(*2)。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ｱ. 反社会的勢力(*4)に該当すると認められること。 ｲ. 反社会的勢力(*4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ｳ. 反社会的勢力(*4)を不当に利用していると認められること。 ｴ. 法人である場合において、反社会的勢力(*4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 ｵ. その他反社会的勢力(*4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	被保険者(*5)が、③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当すること。
⑤	①から④までのほか、保険契約者または被保険者(*1)が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

① 被保険者(*6)が、(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当すること。
② 被保険者(*7)に生じた損害(*8)または傷害に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が、(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害が発生した後になされた場合であっても、(1)の表または(2)の表のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者(*9)が(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、下表の損害については適用しません。

① 賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害(*10)
② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(5) (2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、下表の損害または傷害については適用しません。

① (4)の表の①および②の損害(*10)
② 人身傷害条項または傷害一時金条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害(*11)または傷害。ただし、その損害(*11)または傷害に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれかに該当する場合には、その保険金の受取人の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

■備　考

第5節第5条

第5節第5条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の③および付表1をご参照ください。

(6) 車両条項の被保険者が(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、(3)の規定は、下表の損害または傷害については適用しません。

①	(4)の表の①の損害(*10)
②	人身傷害条項または傷害一時金条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害(*11)または傷害。 ただし、その損害(*11)または傷害に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が(1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれかに該当する場合には、その保険金の受取人の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 未遂の場合を含みます。
(*3) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*4) 暴力団、暴力団員(*12)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(*5) 記名被保険者または車両条項の被保険者に限ります。
(*6) 賠償責任条項、人身傷害条項または傷害一時金条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。
(*7) 人身傷害条項または傷害一時金条項における被保険者に限ります。
(*8) 人身傷害条項においては、被保険者の父母、配偶者(*13)または子に生じた損害を含みます。
(*9) 記名被保険者をいいます。
(*10) 次の費用のうち、(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
ⅰ. 賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の②に規定する費用
ⅱ. 同条(2)の表に規定する費用
ⅲ. 同条(3)の表の①から③までに規定する費用
(*11) (1)の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者(*13)または子に生じた損害を含みます。
(*12) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。
(*13) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第６条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	**初回保険料**について、第２節第１条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料について、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の**追加保険料**の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	第６節第１条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
⑥	保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第２節第１条(2)②に規定する期日または第２節第５条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当会社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。
(*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。
(*3) 第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または⑤の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
(*4) 追加保険料払込期日とは、当会社が第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第１条(1)の表の②、③もしくは⑤もしくは同節第１条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
(*5) 払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日以降に発生した事故による損害または傷害に対して、支払った保険金に限ります。

備　考

第５節第６条

・保険料不払によりご契約が解除された場合における保険料の返還については、第６節第１条(8)の表の④および付表１をご参照ください。
・保険料不払によりご契約が解除された場合は、７等級以上のノンフリート等級を継承できなくなりますのでご注意ください。詳しくはP.20をご参照ください。

第５節第６条(1)の表の④

「変更手続き完了のお知らせ」とは、保険契約者からご契約内容の変更（ご契約の住所の変更や補償内容の変更等）のお申出をいただいた場合にお送りする、変更手続きが完了したことのお知らせをいいます。保険証券とあわせて最新のご契約内容をご確認いただけますので、いずれも大切に保管していただくようお願いいたします。

第７条（保険契約者による保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第６条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合には、当会社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第８条（保険契約解除の効力）

(1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定にかかわらず、第６条(保険料不払による保険契約の解除）(1)または第７条(保険契約者による保険契約の解除）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第６条(1)の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第６条(1)の表の②の規定による解除の場合	第６条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第６条(1)の表の③の規定による解除の場合	第６条(1)の表の③に規定する次回払込期日(*1)または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第６条(1)の表の④の規定による解除の場合	第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第６条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第６節第１条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第６条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第６条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(*2)
⑦ 第７条(2)の規定による解除の場合	第７条(1)の規定により解除した日

(*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第９条（ご契約のお車を譲渡した場合の解除）

(1) 当会社は、第１節第４条（ご契約のお車の譲渡）(1)の規定による承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、この保険契約を解除することができます。ただし、ご契約のお車が譲渡(*1)された場合に限ります。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当会社が第１節第４条（ご契約のお車の譲渡）(1)の規定による承認の請求を受けた日からその日を含めて30日を経過した場合には適用しません。

(*1) 譲渡には、**所有権留保条項付売買契約**に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者(*2)とする保険契約が締結されている場合のご契約のお車の返還を含みます。

(*2) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者とします。

第10条（ご契約のお車の入替の場合の解除）

(1) 当会社は、第１節第５条（ご契約のお車の入替）(1)の規定による承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、この保険契約を解除することができます。ただし、ご契約のお車が廃車等(*1)された場合に限ります。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当会社が第１節第５条（ご契約のお車の入替）(1)の規定による承認の請求を受けた日からその日を含めて30日を経過した場合には適用しません。

(*1) 廃車等とは、廃車、譲渡または返還をいいます。

第６節　保険料の返還、追加または変更

第１条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

備　考

第５節第７条(1)

保険契約者からの通知により保険契約を解除することを解約といいます。この場合、未払いの保険料を解約日以降にご請求することがあります。このお支払いがない場合、第５節第７条(2)および第８条(2)の表の⑦の規定により、解約を取り消して解除させていただきます。

①	第１節第２条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
②	第１節第４条（ご契約のお車の譲渡）(1)の承認をする場合
③	第１節第５条（ご契約のお車の入替）(1)の承認をする場合
④	第１節第６条（保険金額の調整）(2)の通知を受けた場合
⑤	第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に**書面等**により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、**未経過期間**に対する保険料(*2)を返還し、または**追加保険料**を請求します。
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、**契約内容変更日**の属する**保険年度**においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。

ｱ. 保険証券に**初回保険料**の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
ｲ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、追加保険料領収前に生じた事故(*4)による損害または**傷害**に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末

① (1)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません(*6)(*7)。

② (2)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(5) 第５節第１条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

(6) 第５節第２条（保険契約の無効）に規定する保険契約の**無効**の場合は、下表のとおり取り扱います。

保険料は返還しません。

(7) 保険契約の**失効**の場合は、当会社は、付表１に規定する保険料を返還します。

(8) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表１に規定する保険料を返還します。

①	第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
②	第５節第４条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)
③	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)
④	第５節第６条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
⑤	第５節第７条（保険契約者による保険契約の解除）(2)

(9) 第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約のその**被保険者**に対する部分を解除した場合は、当会社は、下表のとおり取り扱います。

保険料は返還しません。

(10) 第５節第７条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表２に規定する保険料を返還し、または請求できます。

(*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第２節第１条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。

(*2) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第１節第２条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。

(*3) (1)の表の①または⑤の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

■備　考

(*4) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の②、③もしくは⑤もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(*8)が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。

(*5) 追加保険料払込期日とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の②、③もしくは⑤もしくは(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*6) (1)の表の①または⑤の場合は、第５節第６条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④の規定により解除できるときに限ります。

(*7) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*8) 危険増加とは、危険(*9)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*9)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(*9) 危険とは、損害または傷害の発生の可能性をいいます。

第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日(*1)に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第１条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

①	第２節第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）
②	第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第１条(保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が１年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
②	①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(*1)とみなして下表の規定を適用します。

① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*2)に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ｱ.	第５節第６条（保険料不払による保険契約の解除）
ｲ.	第５節第８条（保険契約解除の効力）
ｳ.	第６節第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)
ｴ.	第６節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(*3)に振り込むことによって行うことができるものとします。

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または第１条(1)の表の②、③もしくは⑤もしくは第１条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関(*2)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第３条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第１条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(*1)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第２節第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
②	第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。

■備　考

①	当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*1)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

①	保険契約者の指定する口座への振込み
②	クレジットカード会社経由の返還

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、追加保険料払込期日(*1)以前であること。
②	事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)の表の②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

(3) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、下表の規定に従います。

①	追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
②	追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

①	第1節第2条（通知義務）(1)、同節第4条（ご契約のお車の譲渡）(1)、同節第5条（ご契約のお車の入替）(1)または第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③	事故の発生の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同条(1)の表の②、③もしくは⑤もしくは同条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

■備　考

第５条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）

第１節第６条（保険金額の調整）(1)の規定により保険契約者が保険契約の一部を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。

第６条（ご契約のお車の譲渡による保険料の返還）

第５節第９条（ご契約のお車を譲渡した場合の解除）(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、付表１に規定する保険料を返還します。

第７条（ご契約のお車の入替による保険料の返還）

第５節第10条（ご契約のお車の入替の場合の解除）(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、付表１に規定する保険料を返還します。

第８条（特約の規定により保険契約を解除した場合の保険料の返還）

この保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、付表１に規定する保険料を返還します。

第７節　その他事項

第１条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後４時(*1)に始まり、末日の午後４時に終わります。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は**初回保険料**を領収する前に生じた事故による損害または**傷害**に対しては保険金を支払いません。

(3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第２条（代　位）

(1) 損害が生じたことにより**被保険者**または保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金(*2)を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額(*3)の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金請求権者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者または保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額(*3)を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金請求権者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 被保険者が取得した債権が下表の左欄に該当する場合は、対応する下表の右欄に規定するところによります。

車両損害に関するものである場合	当会社は、正当な権利により**ご契約のお車**を使用または管理していた者に対しては、(1)において当会社に移転した権利を行使しません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、その権利を行使することができます。 ① 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害 ② 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が、次のｱ.からｳ.までのいずれかに該当する場合に生じた損害 ｱ. 運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合 ｲ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合 ｳ. 酒気を帯びて(*4)ご契約のお車を運転している場合 ③ **自動車取扱業者**が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間に生じた損害

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(*2) 傷害一時金条項の規定に基づいて支払われる保険金を除きます。

(*3) 人身傷害条項においては、賠償義務者(*5)があり、かつ、判決または裁判上の和解(*6)において、賠償義務者(*5)が負担すべき損害賠償額が算出された場合であって、その算出された額(*7)が社会通念上妥当であると認められるときは、その算出された額(*7)を損害の額とみなします。

(*4) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。

■備　考

第７節第２条(3)の表の②ｱ.

「法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。

1．道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*

2．運転免許効力の一時停止処分を受けている者

3．運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

(*5) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*8)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
(*6) 民事訴訟法に定める訴え提起前の和解を含みません。
(*7) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用および遅延損害金は含みません。
(*8) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含みます。

■備　考

第3条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、**書面等**をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。ただし、下表の規定により取り扱います。

保険契約者がこの保険契約の権利および義務(*1)をご契約のお車の譲受人(*2)に移転させる場合は、第１節第４条（ご契約のお車の譲渡）(1)の規定によるものとします。

(2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が**失効**するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
(3) 保険契約者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
(4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
(5) 保険契約者が２名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*3)を負うものとします。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
(*2) 譲受人には、**所有権留保条項付売買契約**に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
(*3) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

第5条（時　効）

保険金請求権は、第４節第１条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、下表に規定する損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

ご契約のお車が日本国内(*1)にある間に生じた事故による損害または傷害

(*1) 日本国内には、日本国外における日本**船舶**内を含みます。

第7条（損害賠償額請求権の行使期限）

賠償責任条項の損害賠償請求権者の直接請求権に関する規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して３年を経過した場合
②	損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第8条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が車両条項の規定に基づき全損(*1)として保険金を支払った場合は、当会社は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険価額(*2)に達しない場合は、当会社は、支払った保険金の額の保険価額(*2)に対する割合によってその権利を取得します。
(2) ご契約のお車の部分品または付属品が盗取された場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗取された物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
(3) (1)および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しないことの意思を表示して保険

金を支払ったときは、ご契約のお車または部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

（*1）全損とは、車両条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の①に規定する全損をいいます。
（*2）保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第９条（用語の適用等）

(1) この条項に規定されていない用語については、普通保険約款の他の条項における規定を準用します。
(2) 普通保険約款(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。
(3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)を含むものとします。
(4) (3)の適用においては、下表に記載する普通保険約款は同一普通保険約款とみなします。

総合自動車保険普通保険約款、一般自動車保険普通保険約款、個人用自動車保険普通保険約款

（*1）付帯される特約を含みます。
（*2）更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第10条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第11条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

■ 備　考

別表１　後遺障害等級表

１．介護を要する後遺障害

等　級	介護を要する後遺障害
第１級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第２級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

２．１．以外の後遺障害

等　級	後遺障害
第１級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第２級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第３級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第４級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) １上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) １下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第５級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) １上肢を手関節以上で失ったもの (5) １下肢を足関節以上で失ったもの (6) １上肢の用を全廃したもの (7) １下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第６級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) １耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) １上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの (7) １下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの (8) １手の５の手指またはおや指を含み４の手指を失ったもの

■備　考

第７級	(1) １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) １耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) １手のおや指を含み３の手指を失ったものまたはおや指以外の４の手指を失ったもの (7) １手の５の手指またはおや指を含み４の手指の用を廃したもの (8) １足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) １上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) １下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第８級	(1) １眼が失明し、または１眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) １手のおや指を含み２の手指を失ったものまたはおや指以外の３の手指を失ったもの (4) １手のおや指を含み３の手指の用を廃したものまたはおや指以外の４の手指の用を廃したもの (5) １下肢を５センチメートル以上短縮したもの (6) １上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの (7) １下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの (8) １上肢に偽関節を残すもの (9) １下肢に偽関節を残すもの (10) １足の足指の全部を失ったもの
第９級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) １眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) １耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) １耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) １手のおや指またはおや指以外の２の手指を失ったもの (13) １手のおや指を含み２の手指の用を廃したものまたはおや指以外の３の手指の用を廃したもの (14) １足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの (15) １足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの

■備　考

第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手のこ指を失ったもの (10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 1手のこ指の用を廃したもの (7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (10) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

■備　考

注１．各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とします。

注２．関節などの説明図

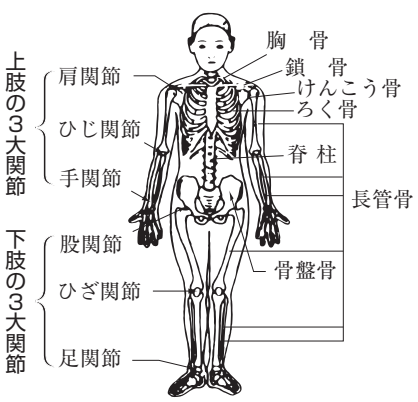

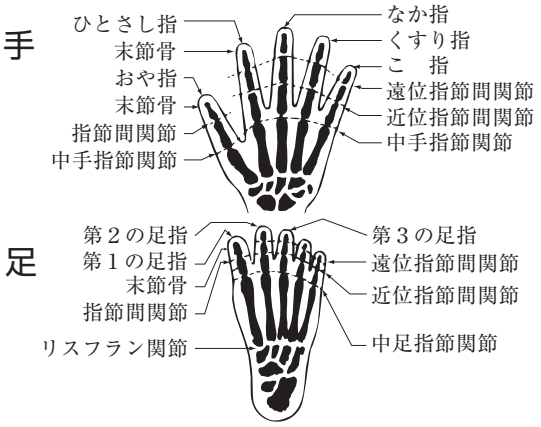

別表２　ご契約のお車の入替ができる用途・車種の区分表

ご契約のお車	第１節第５条（ご契約のお車の入替）に規定する新規取得自動車または所有自動車
自家用普通乗用車	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	自家用軽四輪乗用車
自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）
自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
自家用小型貨物車	自家用小型貨物車
自家用軽四輪貨物車	自家用軽四輪貨物車
特種用途自動車（キャンピング車）（*1）	特種用途自動車（キャンピング車）（*1）

（*1）特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

付表１　失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
１年	一時払、一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
１年未満	一時払、一時払以外	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額
１年超	一時払	(1) 未経過期間に対応する保険料について、保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき、予定利率、保険価額の経年減価等を勘案して算出した額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額

（*1）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
（*2）未経過期間に対応する保険料を含みます。

■備　考

付表２　保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
１年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表３の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
１年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が１年の場合の算出方法に準じて算出した額
１年超	一時払	(1) 未経過期間に対応する保険料について、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、予定利率、保険価額の経年減価等を勘案して算出した額(*1) (2) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	年払	保険期間が１年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額
	月払	保険期間が１年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表３　短期料率

既経過期間	短期料率
７日まで	10%
15日まで	15%
１か月まで	25%
２か月まで	35%
３か月まで	45%
４か月まで	55%
５か月まで	65%
６か月まで	70%
７か月まで	75%
８か月まで	80%
９か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

備　考

付表２

保険期間が１年未満に該当する保険契約のうち、付表３の短期料率を適用して締結した保険契約について、解約する場合や契約条件の変更に伴い中途更新を行う場合（この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合を除きます。）は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく適用保険料から既経過期間に対して付表３の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額とします。

保険期間が１年超で「払込方法」が「一時払以外」に該当する場合、払込方法が年払のときは、保険期間が１年の場合の「払込方法」が「一時払」に、払込方法が月払のときは、保険期間が１年の場合の「払込方法」が「一時払以外」に、それぞれ準じます。

3 特約

❶対物超過修理費用補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対物賠償保険の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されているときに適用されます。

第２条（被保険者）

(1) この特約において**被保険者**とは、普通保険約款賠償責任条項第２条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。
(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
(3) (2)の規定によって、第４条（対物超過修理費用保険金）に規定する対物超過修理費用保険金の限度額は増額されません。

第３条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	対物事故	普通保険約款賠償責任条項第１条(この条項の補償内容) (3)の表の②に規定する対物事故をいいます。
②	相手自動車	対物事故により**損壊**した他人の所有する自動車または原動機付自転車をいいます。
③	相手自動車の修理費	相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して６か月以内に、相手自動車を修理することによって生じた**修理費**をいいます。
④	相手自動車の価額	相手自動車に損害が生じた地および時における相手自動車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。
⑤	対物超過修理費用	当会社が、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を超えると認めた場合における、次の算式によって算出される額をいいます。 相手自動車の修理費 － 相手自動車の価額 ＝ 対物超過修理費用の額
⑥	相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、次のいずれかに該当する損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。 ｱ. 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害 ｲ. 相手自動車の**盗難**による損害

第４条（対物超過修理費用保険金）

当会社は、対物賠償保険金(*1)が支払われる場合には、普通保険約款賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(3)に規定する費用に加えて、被保険者が負担する対物超過修理費用に対して対物超過修理費用保険金を支払います。ただし、１回の対物事故における相手自動車１台について、下記の算式によって算出された額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

対物超過修理費用 × （相手自動車の価額について対物事故により被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額 ／ 相手自動車の価額） ＝ 対物超過修理費用保険金の額

(*1) 対物賠償保険金とは、普通保険約款賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の③に規定する対物賠償保険金をいいます。

第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 当会社は、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合であって、下表の①の額が同表の②の額を超えるときは、その超える額を第４条（対物超過修理費用保険金）に規定する額から差し引いて対物超過修理費用保険金として支払います。この場合において、既に当会社が支払うべき対物超過修理費用保険金の額を超える金額を支払っていたときは、その超える部分の額の返還を請求することができます。

①	相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額(*1)。 ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。
②	相手自動車の価額

(2) この特約に関しては、他の保険契約等(*2)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇　所	読み替え前	読み替え後
第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｲ.	賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	対物超過修理費用保険金

（*1）相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。
（*2）この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第６条（対物超過修理費用保険金の請求）
（1）当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
（2）第４条（対物超過修理費用保険金）の対物超過修理費用保険金の請求は、**記名被保険者**を経由して行うものとします。
（3）普通保険約款賠償責任条項第６条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

第７条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款賠償責任条項、基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇　所	読み替え前	読み替え後
①	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	対物超過修理費用補償特約
②	第５節第５条(6)の表の①	(4)の表の①の損害(*10)	(4)の表の②の損害
③	第５節第５条の(*6)	賠償責任条項、人身傷害条項または傷害一時金条項	対物超過修理費用補償特約

❷個人賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

①　本人	保険証券の記名被保険者欄に記載の者
②　本人の居住の用に供される住宅	保険証券の記名被保険者欄に記載の者の居住の用に供されている住宅(*1) （*1）別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
③　保険金額	保険証券記載の保険金額
④　免責金額	保険証券記載の**免責金額**
⑤　保険期間	保険証券記載の保険期間

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）
（1）当会社は、日本国内または国外において生じた下表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することにより、第３条（被保険者）に規定する**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	住宅(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	第３条（被保険者）に規定する被保険者の日常生活(*3)に起因する偶然な事故

（2）当会社は、(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の**財物**を**損壊**することにより、第３条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

（*1）この特約に付帯される特約に限ります。
（*2）本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内(*4)の動産および不動産を含みます。
（*3）住宅(*2)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
（*4）囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第３条（被保険者）
（1）この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者(*1)
③	本人またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族**
④	本人またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
⑤	本人が未成年者である場合は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

（2）(1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

〈個人賠償責任補償特約〉
「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行います。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第５条(支払保険金の計算)(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第４条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ｱ. 保険契約者(*1) ｲ. 被保険者 ｳ. ｱ.またはｲ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ｳ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	第３条（被保険者）(1)の表の者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*5)に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	**航空機**、**船舶**、車両(*6)または銃器(*7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両(*6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*8)にしたがい、保険金を支払います。
⑩	本人が実際に居住せず他人に賃貸されている住宅の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 住宅(*9)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(*5) 身体の障害とは、第２条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれかの事故に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
(*6) 車両には、ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを含みません。
(*7) 銃器には、空気銃を含みません。
(*8) この特約に付帯される特約に限ります。
(*9) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内(*10)の動産および不動産を含みます。
(*10) 囲いの有無を問わず、本人の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第５条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第６条（費用）の表の①から③までの費用	－	**自賠責保険等**の契約が締結されており、それによって支払われる金額がある場合にはその金額	－	被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	－	免責金額	＝	保険金の額

(2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第６条（費用）の表の④から⑥までの費用
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第６条（費　用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費　用	費用の説明
①	損害防止費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠責）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のｱ.およびｲ.の費用 ｱ.　応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 ｲ.　あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のｱ.からⅠ.までの費用 ｱ.　訴訟費用 ｲ.　弁護士報酬 ｳ.　仲裁、和解または調停に必要とした費用 Ⅰ.　ｱ.からｳ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

❸賠償事故解決に関する特約

この特約の適用にあたり、この特約が付帯される賠償責任補償特約は保険証券に記載されます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に、賠償責任補償特約(*1)に付帯して適用されます。

（*1）保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第２条（当会社による援助）

(1) **被保険者**(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、被保険者(*1)の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(2) この特約において事故とは、賠償責任補償特約(*2)の補償内容に規定する事故のうち、賠償責任補償特約(*2)および賠償責任補償特約(*2)に付帯される他の特約の規定により保険金の支払われるべき事故をいいます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者(*1)に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(3) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

（*1）賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
（*2）保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第３条（当会社による解決）

(1) 下表のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者(*1)の同意を得て、被保険者(*1)のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)を行います。

①	被保険者(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者(*1)が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) (1)の場合には、被保険者(*1)は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)を行いません。

①	１回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任補償特約(*3)の保険金額を明らかに超える場合
②	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③	正当な理由がなくて被保険者(*1)が(2)に規定する協力を拒んだ場合
④	**免責金額**(*4)がある場合は、１回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額(*4)を下回る場合

(4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*2)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*3)の被保険者をいいます。
(*2) 弁護士の選任を含みます。
(*3) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
(*4) 賠償責任補償特約(*3)について適用される免責金額をいいます。

第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 事故によって被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故について当会社がこの保険契約に適用されている賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者(*1)に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者(*1)について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ｱ. 被保険者(*1)またはその法定相続人の破産または生死不明 ｲ. 被保険者(*1)が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 第３条（当会社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、下表に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
②	免責金額(*4)

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者(*1)の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者(*1)に、その被保険者(*1)の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、１回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が賠償責任補償特約(*2)の保険金額を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当会社は、(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。

(7) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故について当会社が賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者(*1)またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
②	当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者(*1)との間で、書面による合意が成立した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
(*3) 同一事故について既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(*4) 賠償責任補償特約(*2)について適用される免責金額をいいます。
(*5) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第５条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	損害賠償額の請求書
②	損害額を証明する書類(*1)または**傷害**の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
③	死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本
④	公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑤	被保険者(*6)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥	①から⑤までのほか、当会社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当会社は、第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表のいずれかまたは同条(7)の表のいずれかに該当する場合は、請求完了日(*7)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

①	損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者(*6)に該当する事実
②	損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、**無効**、**失効**または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、**他の保険契約等**の有無および内容、損害について被保険者(*6)が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*7)からその日を含めて下表の右欄の日数(*8)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から⑤までの事項の確認のために必要な調査	60日
② (4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (4)の表の③の事項のうち、**後遺障害**の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ (4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*9)	180日
⑤ (4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*10)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*11)および被害が生じた物の写真(*12)をいいます。
(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
(*6) 賠償責任補償特約(*13)の被保険者をいいます。
(*7) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。
(*8) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*9) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(*10) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
(*11) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*12) 画像データを含みます。
(*13) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第６条（損害賠償請求権の行使期限）

第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して３年を経過した場合
②	損害賠償請求権者の被保険者(*1)に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第７条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第２条（当会社による援助）または第３条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者(*1)のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、１回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者(*1)に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、１回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者(*1)に貸し付けます。
(2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者(*1)は、当会社のために供託金(*4)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、賠償責任補償特約(*2)の保険金額に関する支払保険金の計算の規定、第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(*4)を既に支払った保険金とみなして適用します。
(4) (1)の供託金(*4)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*4)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(*4)または貸付金(*4)が保険金として支払われたものとみなします。
(5) 基本条項特約（賠責）の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
(*3) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または第４条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
(*4) 利息を含みます。

第８条（個別適用）

この特約は、特に記載がないかぎり、賠償責任補償特約(*1)ごとに適用します。

(*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

❹基本条項特約（賠責）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

・個人賠償責任補償特約

第１条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に**書面等**により通知すること。 ｱ. 事故の状況(*1) ｲ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ｳ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

〈賠償事故解決に関する特約　第８条〉
「特に記載がないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。
ただし、現在自動車保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

④　他の保険契約等の通知	**他の保険契約等**の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤　訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥　請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦　盗難の届出	**盗難**による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧　責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨　調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。
(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第２条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①　第１条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②　第１条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第１条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③　第１条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④　第１条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第１条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第３条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から発生し、これを行使することができるものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書
② 損害額を証明する書類(*1)または**傷害**の程度を証明する書類(*2)（*3）（*4）
③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
④ 普通保険約款基本条項第４節第４条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ｱ. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。 ｲ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類 ｳ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*3) **後遺障害**に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、ＭＲＩ等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(*7) 画像データを含みます。

第４条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に**免責金額**の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第５条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。
(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(*1) 共通補償特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第６条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

共通補償特約の保険金額が、第５条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が共通補償特約の費用に関する規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第７条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第８条（特約の失効）

(1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
(2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

(3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が１年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
(4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第９条（代　位）
(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（重大事由による解除の特則）
(1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。
(2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

①	普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	普通保険約款基本条項第５節第５条(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた損害(*2)

(*1) 本人以外の被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。
(*2) この特約が付帯される共通補償特約により規定される費用のうち、普通保険約款基本条項第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第11条（用語および共通補償特約ごとの適用等）
(1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
(2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
(3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
(4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
(5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第12条（準用規定）
　この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

❺法律相談費用補償特約

第１条（この特約の適用条件）
　この特約は、この保険契約に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）
(1) 当会社は、**被保険者**が対象事故によって被った被害について、保険金請求権者があらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用(*1)を負担したことによって生じた損害に対して、この特約の規定にしたがい、法律相談費用保険金を支払います。
(2) この特約において対象事故とは、日本国内において発生した下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

〈基本条項特約（賠責）　第11条(2)～(5)〉
「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。
ただし、現在自動車保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

①	被保険者または賠償義務者が自動車または原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因する事故
②	自動車または原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車もしくは原動機付自転車の落下

(3) 当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、１回の対象事故について、被保険者１名あたり10万円を限度とします。
(4) 当会社は、対象事故が保険証券記載の保険期間中に発生した場合にのみ、法律相談費用保険金を支払います。ただし、被害が、被保険者が身体に**傷害**を被ることである場合には、その傷害を被った時が保険証券記載の保険期間中である場合に限ります。
(5) 当会社は、被害に対する法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて３年以内に、保険金請求権者が開始した場合に限り、法律相談費用保険金を支払います。
(6) 当会社は、法律相談費用(*1)のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては法律相談費用保険金を支払いません。

(*1) 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士等(*2)に支払われるべき費用をいいます。
(*2) 弁護士等とは、弁護士、司法書士または行政書士をいいます。

第３条（被保険者および保険金請求権者）
(1) この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	**記名被保険者**
②	次のいずれかに該当する者 ｱ. 記名被保険者の配偶者(*1) ｲ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族** ｳ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
③	①および②のいずれにも該当しない者で、**ご契約のお車**の**正規の乗車装置**または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者
④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②に該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。 ただし、①または②に該当する者が、その使用者の業務(*5)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗中の者およびその使用者を除きます。
⑤	①から④以外の者で、ご契約のお車の所有者(*7)。 ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。
⑥	①から⑤以外の者で、①または②に該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の所有者(*7)。 ただし、その自動車(*4)または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車に搭乗している者
②	自動車または原動機付自転車を業務(*5)として受託している**自動車取扱業者**(*8)

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第５条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①の規定を除きます。
(4) この特約において保険金請求権者とは、対象事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者とします。
③	次のいずれかに該当する者 ｱ. 被保険者の配偶者(*1) ｲ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
(*3) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
(*4) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。
(*5) 業務には、家事を含みません。
(*6) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
(*7) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
ⅰ. 自動車または原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
ⅱ. 自動車または原動機付自転車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ⅲ. ⅰ.およびⅱ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者

（*8）次のいずれかの事故に該当する場合に限ります。
ⅰ．業務として受託している自動車または原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因する事故
ⅱ．業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行中の事故

第４条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	被害	次のいずれかに該当するものをいいます。 ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ア．被保険者が身体に傷害を被ること。 イ．被保険者が所有、使用または管理する**財物**が**損壊**または盗取（*1）されること。
②	法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。 ア．弁護士が行う法律相談 イ．司法書士が行う、司法書士法第３条第１項第５号および同項第７号に定める相談 ウ．行政書士が行う、行政書士法第１条の３第３号に定める相談
③	賠償義務者	被害にかかわる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。

（*1）盗取には、詐取を含みません。

第５条（保険金をお支払いしない場合）

（1）当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（*1）の故意または重大な過失
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア．核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（*2）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ．ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア．②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** イ．発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大（*3） ウ．②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア．ご契約のお車を競技または曲技（*4）のために使用すること。 イ．ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用（*5）すること。

（2）当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。

①	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
②	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
③	被保険者が、酒気を帯びて（*6）自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。 ただし、その自動車または原動機付自転車がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
⑥	次のいずれかに該当する損害 ア．被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に競技または曲技（*4）のために搭乗中に生じた損害 イ．被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中（*7）に生じた損害

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、法律相談費用保険金を支払いません。

①	第３条（被保険者および保険金請求権者）(1)の表の①または同表の②に規定する者
②	次のいずれかに該当する者 ｱ. 被保険者の配偶者(*8) ｲ. 被保険者の父母または子

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(*6) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*7) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。
(*8) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第６条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または保険金請求権者は、対象事故が発生した場合、または第２条(この特約の補償内容) (1)に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用(*1)を支出しようとするときは、下表に規定する事項を、対象事故の発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に**書面等**により通知しなければなりません。

①	対象事故の発生の日時、場所および対象事故の状況
②	賠償義務者の住所および氏名または名称

(2) 保険契約者または保険金請求権者が、(1)の規定に違反した場合は、当会社は、(1)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて法律相談費用保険金を支払います。ただし、保険金請求権者が、過失がなくて対象事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、(1)の期間内に通知ができなかった場合は、この規定は適用しません。

(3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて法律相談費用保険金を支払います。

(*1) 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士等(*2)に支払われるべき費用をいいます。
(*2) 弁護士等とは、弁護士、司法書士または行政書士をいいます。

第７条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、法律相談費用(*1)が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金請求権者が第２条（この特約の補償内容）の規定に基づき法律相談費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、下表に規定する書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故報告書
②	法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
③	法律相談費用(*1)の内容を証明する書類

(3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて法律相談費用保険金を支払います。

(*1) 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士等(*2)に支払われるべき費用をいいます。
(*2) 弁護士等とは、弁護士、司法書士または行政書士をいいます。

第８条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇　所	読み替え前	読み替え後
①	第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｱ.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	法律相談費用補償特約
②	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	法律相談費用補償特約
③	第５節第５条(6)の表の①	(4)の表の①の損害(*10)	(4)の表の②の損害
④	第５節第５条の(*6)	賠償責任条項、人身傷害条項または傷害一時金条項	法律相談費用補償特約

第９条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

❻弁護士費用等補償特約（自動車）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、**被保険者**が対象事故によって被った被害について、保険金請求権者が法律上の損害賠償請求を行う場合に弁護士費用を負担したことによって生じた損害に対して、この特約の規定にしたがい、弁護士費用保険金を支払います。

(2) この特約において対象事故とは、日本国内において発生した下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

①	被保険者または賠償義務者が自動車または原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因する事故
②	自動車または原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車もしくは原動機付自転車の落下

(3) 当会社は、被保険者が対象事故によって被った被害について、保険金請求権者があらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担したことによって生じた損害に対して、この特約の規定にしたがい、法律相談費用補償特約により支払われた保険金の額を超える額について、法律相談費用保険金を支払います。

(4) この特約において、弁護士費用および法律相談費用とは下表のとおりとします。

①	弁護士費用	当会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士等(*1)および裁判所等(*2)に対して、当会社の承認を得て支出する次の費用 ｱ. 弁護士等(*1)への報酬 ｲ. 訴訟費用 ｳ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用
②	法律相談費用	法律相談の対価として弁護士等(*1)に支払われるべき費用

(5) 当会社が支払うべき弁護士費用保険金および法律相談費用保険金の額は、１回の対象事故について、被保険者１名あたり300万円を限度とします。

(6) 当会社は、対象事故が保険証券記載の保険期間中に発生した場合にのみ、弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払います。ただし、被害が、被保険者が身体に**傷害**を被ることである場合には、その傷害を被った時が保険証券記載の保険期間中である場合に限ります。

(7) 当会社は、被害に対する損害賠償請求または法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて３年以内に、保険金請求権者が開始した場合に限り、弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払います。

(8) 当会社は、弁護士費用および法律相談費用のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払いません。

(*1) 弁護士等とは、弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
(*2) 裁判所等とは、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関(*3)をいいます。
(*3) 申立人の申立にもとづき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。

第３条（被保険者および保険金請求権者）

(1) この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	**記名被保険者**
②	次のいずれかに該当する者 ｱ. 記名被保険者の配偶者(*1) ｲ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族** ｳ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
③	①および②のいずれにも該当しない者で、**ご契約のお車**の**正規の乗車装置**または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者

④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②に該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。 ただし、①または②に該当する者が、その使用者の業務(*5)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗中の者およびその使用者を除きます。
⑤	①から④以外の者で、ご契約のお車の所有者(*7)。 ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。
⑥	①から⑤以外の者で、①または②に該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の所有者(*7)。 ただし、その自動車(*4)または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車に搭乗している者
②	自動車または原動機付自転車を業務(*5)として受託している**自動車取扱業者**(*8)

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第５条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①の規定を除きます。

(4) この特約において保険金請求権者とは、対象事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者とします。
③	次のいずれかに該当する者 ｱ. 被保険者の配偶者(*1) ｲ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
(*3) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
(*4) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。
(*5) 業務には、家事を含みません。
(*6) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
(*7) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
ⅰ. 自動車または原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
ⅱ. 自動車または原動機付自転車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ⅲ. ⅰ.およびⅱ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
(*8) 次のいずれかの事故に該当する場合に限ります。
ⅰ. 業務として受託している自動車または原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因する事故
ⅱ. 業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行中の事故

第４条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	被害	次のいずれかに該当するものをいいます。 ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ｱ. 被保険者が身体に傷害を被ること。 ｲ. 被保険者が所有、使用または管理する**財物**が**損壊**または盗取(*1)されること。
②	法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。 ｱ. 弁護士が行う法律相談 ｲ. 司法書士が行う、司法書士法第３条第１項第５号および同項第７号に定める相談 ｳ. 行政書士が行う、行政書士法第１条の３第３号に定める相談
③	賠償義務者	被害にかかわる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。

(*1) 盗取には、詐取を含みません。

第５条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(*1)の故意または重大な過失
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*4)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*5)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払いません。

①	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
②	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
③	被保険者が、酒気を帯びて(*6)自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。 ただし、その自動車または原動機付自転車がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
⑥	次のいずれかに該当する損害 ア. 被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に競技または曲技(*4)のために搭乗中に生じた損害 イ. 被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中(*7)に生じた損害

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払いません。

①	第３条（被保険者および保険金請求権者）(1)の表の①または同表の②に規定する者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*8) イ. 被保険者の父母または子

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(*6) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*7) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。
(*8) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第６条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または保険金請求権者は、対象事故が発生した場合、第２条（この特約の補償内容）(1)に該当する場合で、保険金請求権者が弁護士費用を支出しようとするとき、または同条(3)に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用を支出しようとするときは、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 事故内容の通知	次の事項を、対象事故の発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に**書面等**により通知すること。 ア. 対象事故の発生の日時、場所および対象事故の状況 イ. 賠償義務者の住所および氏名または名称
② 委任契約の内容の事前承認	弁護士等(*1)へ委任する場合には、委任契約の内容が記載された書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得ること。

(2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当会社は、(1)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

(3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

(*1) 弁護士等とは、弁護士、司法書士または行政書士をいいます。

第７条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、弁護士費用または法律相談費用が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金請求権者が第２条（この特約の補償内容）の規定に基づき弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、下表に規定する書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故報告書
②	法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
③	弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類

(3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第８条（支払保険金の返還）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った弁護士費用保険金および法律相談費用保険金の返還を求めることができます。

①	弁護士等(*1)への委任の取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
②	対象事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のｲ.の額がｱ.の額を超過する場合 ｱ. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額 ｲ. 判決で認定された弁護士費用の額と当会社が第２条（この特約の補償内容）の規定により既に支払った弁護士費用保険金および法律相談費用保険金の合計額

(2) (1)の規定により当会社が返還を求める弁護士費用保険金および法律相談費用保険金の額は、下表に規定するとおりとします。

①	(1)の表の①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。 ただし、第２条（この特約の補償内容）の規定により支払われた弁護士費用保険金および法律相談費用保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
②	(1)の表の②の場合は超過額に相当する金額。 ただし、第２条の規定により支払われた弁護士費用保険金および法律相談費用保険金の額を限度とします。

(*1) 弁護士等とは、弁護士、司法書士または行政書士をいいます。

第９条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇　所	読み替え前	読み替え後
①	第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｱ.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	弁護士費用等補償特約（自動車）
②	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	弁護士費用等補償特約（自動車）
③	第５節第５条(6)の表の①	(4)の表の①の損害(*10)	(4)の表の②の損害
④	第５節第５条の(*6)	賠償責任条項、人身傷害条項または傷害一時金条項	弁護士費用等補償特約（自動車）
⑤	第７節第２条（代位）(1)	損害	費用

第10条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約は適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

❼人身傷害諸費用補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（人身傷害諸費用保険金）

(1) 当会社は、対象事故により**被保険者**が３日以上**入院**した場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に規定するサービスを当会社が指定する業者から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約にしたがい、人身傷害諸費用保険金を支払います。

(2) この特約において対象事故とは、普通保険約款人身傷害条項(*1)による保険金支払の対象となる事故をいいます。

(3) (1)の規定にかかわらず、対象事故により被保険者が３日以上入院した場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に規定するサービス(*2)を当会社が指定する業者以外の業者から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約にしたがい、人身傷害諸費用保険金を支払います。

(4) (1)および(3)の費用は、保険契約者または被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出目的、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限ります。

(*1) 普通保険約款人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

(*2) この特約の別表の１の③、④、⑤ｱ.および⑥ならびに同表の３の⑥および⑧のサービスは含みません。

第３条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	支払対象期間	入院３日目から被保険者の入院中および退院日からその日を含めて30日以内の期間(*1)をいいます。 ただし、入院３日目からその日を含めて180日を超えない期間とします。
②	支払限度額	入院３日目において、10万円をいい、以後入院４日目からその日を含めて入院日数(*2)が10日ごとに10万円を増額した額(*3)をいいます。 ただし、１回の対象事故について、180万円を限度とします。
③	合計支払限度額	保険契約者または被保険者がこの特約の別表に規定するサービスを受けた結果、当会社がこの特約により人身傷害諸費用保険金を支払うこととなる費用の額の合計額を支払限度額から差し引いた額をいいます。

(*1) 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった**傷害**によって再入院した場合は、再入院中およびその退院日からその日を含めて30日以内の期間を含みます。

(*2) 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった傷害によって再入院した場合は、再入院の日数を含みます。

(*3) 入院日数(*2)に10日に満たない端日数が生じた場合には、その端日数に１万円を乗じた額を増額した額とします。

第４条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、普通保険約款人身傷害条項第２条（被保険者および保険金請求権者）(1)に規定する被保険者をいいます。ただし、同条(2)の規定により被保険者に含まない者は除きます。

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第５条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、人身傷害諸費用保険金を支払いません。

①	被保険者が入院している**病院等**または介護療養型医療施設(*1)においてサービスの利用が許可されない場合
②	サービスの利用により、被保険者の傷害がより重大となるおそれがあると**医師等**が判断する場合

(*1) 介護療養型医療施設とは、介護保険法に定める介護療養型医療施設をいいます。

第６条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、この特約の別表に規定するサービスに対して、合計支払限度額の範囲内で人身傷害諸費用保険金を支払います。

(2) 支払限度額は、同一の対象事故において、被保険者本人にのみ帰属し、別の対象事故の支払限度額または他の被保険者の支払限度額を合算して合計支払限度額とすることはできません。

(3) 当会社は、この特約の別表に規定するサービスに対応する上限額を超えて人身傷害諸費用保険金を支払いません。

(4) 当会社は、支払対象期間を超えて受けたサービスによる第２条（人身傷害諸費用保険金）(1)または同条(3)の費用に対しては、人身傷害諸費用保険金を支払いません。

第７条（転院移送費用保険金）

(1) 当会社は、対象事故により被保険者が３日以上入院し、かつ、下表の条件をすべて満たしている場合に、それによって対象事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が入院している病院等または介護療養型医療施設(*1)から、被保険者が指定し、かつ、当会社が承認する病院等または介護療養型医療施設(*1)に被保険者を転院移送する必要が生じたときは、保険契約者または被保険者が負担した費用に対して、この特約にしたがい、転院移送費用保険金を支払います。ただし、１回の対象事故について100万円を限度とします。

①	対象事故で被った傷害により被保険者が意識障害や昏睡等症状が重篤なため、２日以上ＩＣＵ（集中治療室）またはこれに類する治療室で救命救急医療または特定集中治療室管理に基づく治療(*2)を受けていること。
②	被保険者が入院している病院等または介護療養型医療施設(*1)および転院先の病院等または介護療養型医療施設(*1)が転院移送することについて承認していること。

(2) (1)の転院移送費用保険金の支払は、１回の対象事故について１回を限度とし、２回目以降については転院移送費用保険金を支払いません。

(*1) 介護療養型医療施設とは、介護保険法に定める介護療養型医療施設をいいます。
(*2) 診療報酬の算定方法に定められる救命救急入院料または特定集中治療室管理料の対象となる治療をいいます。

第８条（現物による支払）

当会社は、保険契約者または被保険者が被った損害(*1)の全部または一部に対して、サービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第11条（保険金の請求）の規定は適用しません。

(*1) 第２条（人身傷害諸費用保険金）(1)もしくは同条(3)の費用または第７条（転院移送費用保険金）(1)の費用をいいます。

第９条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者が第２条（人身傷害諸費用保険金）によりサービスを受ける場合には、保険契約者または被保険者は受けようとするサービスの内容および被保険者の状況等について、サービスを受ける前に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。

(2) 保険契約者または被保険者が第７条（転院移送費用保険金）により転院移送を行う場合には、保険契約者または被保険者は被保険者の状況等について、転院移送を行う前に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社は、(1)または(2)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて人身傷害諸費用保険金または転院移送費用保険金を支払います。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて事実と異なる通知もしくは説明をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（支払対象期間の重複）

当会社は、原因または時を異にして発生した対象事故により支払対象期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて人身傷害諸費用保険金を支払いません。

第11条（保険金の請求）

(1) 第２条（人身傷害諸費用保険金）(3)に規定する人身傷害諸費用保険金の請求権は、その費用が保険契約者または被保険者に生じた時または入院３日目のいずれか遅い時に発生し、これを行使できるものとします。

(2) 第７条（転院移送費用保険金）(1)に規定する転院移送費用保険金の請求権は、保険契約者または被保険者が同条(1)の費用を負担した時に発生し、これを行使できるものとします。

第12条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、対象事故による入院の期間が延長された場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第２条（人身傷害諸費用保険金）による入院をした時に、既に存在していた身体の障害または**疾病**が影響したこと。
②	被保険者が第２条による入院をした後に、その原因となった対象事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者またはサービスを受けるべき者が被保険者に治療をさせなかったこと。

第13条（この保険契約における人身傷害条項との関係）

当会社は、この特約が適用されている保険契約について、この特約により、人身傷害諸費用保険金または転院移送費用保険金の支払を行った場合は、普通保険約款人身傷害条項において、その損害(*1)に係る保険金は支払いません。

(*1) 第２条（人身傷害諸費用保険金）(1)もしくは同条(3)の費用または第７条（転院移送費用保険金）(1)の費用をいいます。

第14条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇　所	読み替え前	読み替え後
第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｱ.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	人身傷害諸費用補償特約

（*1）この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款人身傷害条項および基本条項の規定を準用します。

＜別表＞

１．被保険者が入院している場合に利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	１事故・１被保険者あたりの上限額(*1)
①	ホームヘルパー派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、家事を代行するためにホームヘルパー(*2)を家事従事者(*3)の住居に派遣する役務の提供 ｱ.　被保険者のうち家事従事者(*3)が入院している場合 ｲ.　家事従事者(*3)以外の被保険者が入院し、家事従事者(*3)が看護のために被保険者に付き添う場合	１日あたり 25,000円
②	介護ヘルパー派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、介護ヘルパー(*4)を介護人(*5)の住居に派遣する役務の提供 ｱ.　被保険者のうち介護人(*5)が入院している場合 ｲ.　介護人(*5)以外の被保険者が入院し、介護人(*5)が看護のために被保険者に付き添う場合	１日あたり 25,000円
③	身の回り品レンタルサービス	被保険者が使用する映像・音楽再生機器、パソコン、ワープロ機器等当会社が認める身の回り品の賃貸業者からの賃貸品の提供。 ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。	１機器について利用開始日から起算して１か月あたり 50,000円
④	ＤＶＤソフトレンタルサービス	被保険者が使用するＤＶＤソフトの賃貸業者からの提供。 ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。	利用開始日から起算して１か月あたり 10,000円
⑤	書籍・ＣＤ・ＤＶＤソフト等提供サービス	ｱ.　被保険者が使用する書籍、ＣＤ（コンパクトディスク）およびＤＶＤソフトの提供。 ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。 ｲ.　病院等または介護療養型医療施設(*6)に支払うテレビ等の電子機器の利用料の提供	利用開始日から起算して１か月あたり ｱ.およびｲ.を合計して 30,000円
⑥	フラワー提供サービス	被保険者の病室で使用する花卉の提供。 ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。	利用開始日から起算して１か月あたり 20,000円
⑦	ホームセキュリティサービス	被保険者の住居の防犯を目的とした機器の賃貸、設置および警備員の派遣等の役務の提供。 ただし、業として法人が行う機器の賃貸、設置および警備員の派遣等の役務に限ります。	利用開始日から起算して１か月あたり 100,000円
⑧	差額ベッド代提供サービス	普通病室以外の病室を提供する役務の提供	普通病室への入院費用との差額について、１日あたり 20,000円

（*1）１事故・１被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当会社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当会社が妥当であると認めた額を加算した額を１事故・１被保険者あたりの上限額とみなします。

（*2）ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話を行うことを職業とする者をいいます。

（*3）家事従事者とは、被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。

（*4）介護ヘルパーとは、機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話を行うことを職業とする者をいいます。

（*5）介護人とは、機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話を主として行う者をいいます。

（*6）介護療養型医療施設とは、介護保険法に定める介護療養型医療施設をいいます。

2．被保険者が退院後に利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額(*1)
①	付添看護人派遣サービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、被保険者の付添看護人(*2)をその被保険者の住居に派遣する役務の提供	1日あたり 25,000円
②	社会復帰支援サービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、社会復帰のために必要とする次の役務の提供 ｱ．スポーツ施設利用 入院によって低下した体力の回復を目的として、屋内スポーツ施設を有し継続的な指導管理を実施するフィットネスクラブを利用したリハビリテーションの提供 ｲ．メークアップ 皮膚に受傷した場合等で、早期の社会復帰を支援することを目的として専門家により施されるメークアップの提供または専門家によるメークアップ指導の提供 ｳ．自動車教習所講習 公安委員会の指定を受けた自動車教習所(*3)が開催する任意の安全運転講習(*4)の提供	ｱ.からｳ.までを合計して 50,000円
③	退院お祝いサービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、退院を祝う目的で行う祝宴費用(*5)の提供	1回限り 100,000円

(*1) 1事故・1被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当会社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当会社が妥当であると認めた額を加算した額を1事故・1被保険者あたりの上限額とみなします。
(*2) 付添看護人とは、入院した者の身の回りの世話を行うことを職業とする者をいいます。ただし、注射、点滴等の医療処置は行いません。
(*3) 自動車教習所とは、免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能および知識について教習を行う施設をいいます。
(*4) 安全運転講習には、自動車免許取得または再取得等のために法令により義務付けられた講習を含みません。
(*5) 祝宴費用には、交通費および宿泊費を含み、祝宴の用に供しない物品または贈答品等に係る費用を含みません。

3．被保険者が入院している場合および退院後のいずれも利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額(*1)
①	家庭教師派遣サービス	学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校に在籍している被保険者が入院した場合に、家庭教師(*2)をその被保険者の入院する病院等もしくは介護療養型医療施設(*3)またはその被保険者の住居に派遣する役務の提供	1日あたり 15,000円
②	福祉機器レンタルサービス	被保険者が傷害を被った場合に、傷害による支障を補完または軽減するために必要と認められる構造、装置または装備を有する機器または用具の賃貸業者からの賃貸品の提供	1機器について利用開始日から起算して1か月あたり 60,000円
③	自宅掃除代行サービス	次のいずれかに該当する場合に、家事従事者(*4)の住居を掃除する役務の提供 ｱ．被保険者のうち家事従事者(*4)が入院した場合 ｲ．家事従事者(*4)以外の被保険者が入院し、家事従事者(*4)が看護のために被保険者に付き添っている場合	1回あたり 100,000円
④	ベビーシッター派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、子供の身の回りの世話を代行するためにベビーシッター(*5)を派遣する役務の提供もしくは子供を保育施設(*6)に預け入れる役務の提供 ｱ．被保険者のうち育児従事者(*7)が入院した場合 ｲ．育児従事者(*7)以外の被保険者が入院し、育児従事者(*7)が看護のために被保険者に付き添っている場合	1日あたり 25,000円
⑤	ペットシッターサービス	次のいずれかに該当する場合に、ペット(*8)の世話を代行するためにペットシッター(*9)を派遣する役務の提供またはペット(*8)をペット専用施設(*10)に預け入れる役務の提供 ｱ．被保険者のうち、飼養従事者(*11)が入院した場合 ｲ．飼養従事者(*11)以外の被保険者が入院し、飼養従事者(*11)が看護のために被保険者に付き添っている場合	1日あたり 25,000円

⑥	お見舞い御礼提供サービス	被保険者が入院した場合に、次のいずれかに該当する者を除く、入院中の被保険者を訪問した者等に対して、いわゆる快気祝いまたはお見舞い返し等、慣習として贈呈する物品の提供。 ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。 なお、やむを得ない事情によりサービスの利用が遅れた場合は、第６条（お支払いする保険金）(4)の規定は適用しません。 ｱ. 被保険者の配偶者(*12) ｲ. 被保険者の子 ｳ. 被保険者の父母 ｴ. 被保険者の兄弟姉妹	120,000円 ただし、物品を受領する者１名あたり12,000円を限度とします。
⑦	タクシー・駐車場費用サービス	次のいずれかの目的で使用するタクシーを派遣する役務、および病院等または介護療養型医療施設(*3)における駐車場の利用の提供。 なお、タクシーの派遣の代替としての他の交通手段の利用を含みます。 ｱ. 被保険者が入院している場合で、次のいずれかに該当する者が被保険者が入院している病院等または介護療養型医療施設(*3)を訪問する目的 (ｱ) 被保険者の配偶者(*12) (ｲ) 被保険者の子 (ｳ) 被保険者の父母 (ｴ) 被保険者の兄弟姉妹 ｲ. 被保険者が病院等または介護療養型医療施設(*3)に通院(*13)、退院または転院する目的	１利用あたり20,000円 ただし、合理的な経路での移動および利用に限ります。
⑧	電話秘書提供サービス	被保険者のうち法人の役員または業務(*14)を営む者が入院した場合に、業務(*14)を継続することを目的とした、顧客および取引先からの電話を受け付け、その内容の伝達等を行う役務の提供。 ただし、当会社が事前に指定した業者から、当会社の規定する方法により提供する場合に限ります。	利用開始日から起算して１か月あたり50,000円

(*1) １事故・１被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当会社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当会社が妥当であると認めた額を加算した額を１事故・１被保険者あたりの上限額とみなします。
(*2) 家庭教師とは、学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校の授業と同等の内容を補助的に指導することを職業とする者をいいます。ただし、業として法人が派遣する家庭教師に限ります。
(*3) 介護療養型医療施設とは、介護保険法に定める介護療養型医療施設をいいます。
(*4) 家事従事者とは、被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。
(*5) ベビーシッターとは、子供の身の回りの世話を行うことを職業とする者をいいます。
(*6) 保育施設とは、保育所、ベビーホテル等、子供の身の回りの世話を行うことを業とする施設をいいます。
(*7) 育児従事者とは、被保険者の住居において、子供の身の回りの世話を主として行う者をいいます。
(*8) ペットとは、被保険者が被保険者の住居において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。
(*9) ペットシッターとは、ペット(*8)の散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話を行うことを職業とする者をいいます。
(*10) ペット専用施設とは、ペット(*8)が宿泊できる設備を整えたペットショップ、ペット美容室、動物病院またはペットホテルをいいます。
(*11) 飼養従事者とは、ペット(*8)の散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話を主として行う者をいいます。
(*12) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*13) 通院には、入院中の他の病院等または介護療養型医療施設(*3)への通院を含みます。
(*14) 業務には、家事を含みません。

❽人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（補償の対象となる被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第２条（被保険者および保険金請求権者）(1)の規定にかかわらず、**ご契約のお車**の**正規の乗車装置**または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中の者を同条項の**被保険者**とします。

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

❾自損事故傷害特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対人賠償保険が適用されており、かつ、人身傷害保険が適用されていない場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、第３条（被保険者）に規定する**被保険者**が下表のいずれかに該当する事故により身体に**傷害**を被り、その直接の結果として、第５条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合で、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第３条に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この特約にしたがい、第５条に規定する保険金を支払います。

①	**ご契約のお車**の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故
②	次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故。 ただし、被保険者がご契約のお車の**正規の乗車装置**または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中である場合に限ります。 ｱ. ご契約のお車の運行中の、飛来中または落下中の他物との衝突 ｲ. ご契約のお車の運行中の、火災または爆発 ｳ. ご契約のお車の運行中の、ご契約のお車の落下

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

第３条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	ご契約のお車の保有者(*1)
②	ご契約のお車の運転者(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない者で、ご契約のお車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*3)に搭乗中の者

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
②	業務としてご契約のお車を受託している**自動車取扱業者**(*4)

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 自動車損害賠償保障法第２条第３項に定める保有者をいいます。
(*2) 自動車損害賠償保障法第２条第４項に定める運転者をいいます。
(*3) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
(*4) 次のいずれかの事故に該当する場合に限ります。
ⅰ. 業務として受託しているご契約のお車の運行に起因する事故
ⅱ. 業務として受託しているご契約のお車に搭乗中の事故

第４条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ①から③までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第２条（この特約の補償内容）に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ｳ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ご契約のお車を競技または曲技(*3)のために使用すること。 ｲ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ｱ. 被保険者 ｲ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害

⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)ご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑥	被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
⑦	被保険者の脳疾患、**疾病**または心神喪失によって生じた傷害

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*6)に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(*5) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*6) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第５条（お支払いする保険金）

(1) １回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	死亡保険金	死亡した場合	１名ごとに1,500万円	被保険者の法定相続人。ただし、法定相続人が２名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
②	後遺障害保険金	**後遺障害**が生じた場合	該当する後遺障害の等級に対応する、この特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額	被保険者
③	介護費用保険金	次のいずれかに該当する場合で、かつ、介護を必要とすると認められるとき ｱ. 普通保険約款基本条項別表１の２の第１級、第２級または第３級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じた場合 ｲ. ２種以上の後遺障害が生じ、(2)の規定により、支払われるべきこの特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額が、同表の２の第１級または第２級に掲げる金額となる場合	200万円	被保険者
④	傷害保険金	**医師等**の治療を必要とし、**病院等**または介護保険法に定める介護療養型医療施設に**入院**または**通院**した場合	治療日数(*1)に対し、次のｱ.およびｲ.の金額。 ただし、１回の事故について、被保険者１名ごとに100万円を限度とします。 ｱ. 入院した治療日数(*1)に対しては、その入院日数１日について6,000円 ｲ. 病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に通院した治療日数(*1)に対しては、その通院日数１日について4,000円	被保険者

(2) 同一事故により、普通保険約款基本条項別表１の２に掲げる２種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、後遺障害保険金として、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害保険金支払額」欄の後遺障害保険金支払額を支払います。ただし、同一事故により、同条項別表１の１に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表の１に規定する後遺障害保険金支払額と、下表の規定による後遺障害保険金支払額のいずれか高い額を後遺障害保険金として支払います。

	生じた後遺障害	適用する後遺障害保険金支払額
①	普通保険約款基本条項別表１の２の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対応する、この特約の別表の２に規定する後遺障害保険金支払額
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表１の２の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対応する、この特約の別表の２に規定する後遺障害保険金支払額

③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表１の２の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応する、この特約の別表の２に規定する後遺障害保険金支払額。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する、この特約の別表の２に規定する後遺障害保険金支払額の合計額が、最も重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応する、同表の２に規定する後遺障害保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表１の２に掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表の２に規定する後遺障害保険金支払額

(3) 既に後遺障害のある被保険者が第２条（この特約の補償内容）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される額を後遺障害保険金として支払います。

加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額	＝	後遺障害保険金

(4) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。

(5) 同一事故により生じた後遺障害が(1)の表の③のｱ.およびｲ.のいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複して介護費用保険金を支払いません。

(6) 被保険者が傷害保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して傷害保険金を支払いません。

(7) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により第２条（この特約の補償内容）の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第２条の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
②	被保険者が第２条の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(8) 当会社は、死亡保険金を支払う場合において、１回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

1,500万円	－	既に支払った後遺障害保険金の額	＝	死亡保険金の額

(9) １回の事故について、被保険者１名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、(1)および(8)の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。

(10) １回の事故について、被保険者１名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(7)までの規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。

(11) 当会社は、(9)および(10)に規定する保険金のほか、１回の事故について、被保険者１名に対して(1)から(7)までの規定による介護費用保険金および傷害保険金を支払います。

(*1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

ⅰ. 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、医師等が治療を必要と認める治療日数に限ります。

ⅱ. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第６条の規定によって、同条第４項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*2)である場合に限ります。

ⅲ. 治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当するギプス等(*3)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師等の治療により装着した場合に限ります。

(ⅰ) 長管骨(*4)の骨折または脊柱の骨折によるギプス等(*3)

(ⅱ) 長管骨(*4)に接続する三大関節部分(*5)の骨折で長管骨(*4)部分も含めたギプス等(*3)

(*2) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*3) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(*4) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(*5) 三大関節部分とは、肩甲骨、鎖骨、手根骨、腸骨、恥骨、坐骨、膝蓋骨、距骨、踵骨および足根骨をいいます。

第６条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 他の保険契約等(*1)がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

箇　所	読み替え前	読み替え後
第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｲ.	賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	自損事故傷害特約

(2) (1)の規定は、下表の区分ごとに適用します。

①	死亡保険金および後遺障害保険金
②	介護費用保険金
③	傷害保険金

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
③	介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
④	傷害保険金については、被保険者が治療を終了した時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第8条（代　位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第9条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、同条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇　所	読み替え前	読み替え後
第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）	人身傷害条項または傷害一時金条項	自損事故傷害特約

<別表>　後遺障害等級別保険金支払額表

1．介護を要する後遺障害

後遺障害の等級	後遺障害保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2．1．以外の後遺障害

後遺障害の等級	後遺障害保険金支払額
第1級	1,500万円
第2級	1,295万円
第3級	1,110万円
第4級	960万円
第5級	825万円
第6級	700万円
第7級	585万円
第8級	470万円
第9級	365万円
第10級	280万円
第11級	210万円
第12級	145万円
第13級	95万円
第14級	50万円

⑩無保険車事故傷害特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対人賠償保険が適用されており、かつ、人身傷害保険が適用されていない場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、無保険車事故により第３条（被保険者および保険金請求権者）に規定する**被保険者**またはその父母、配偶者(*1)もしくは子に生じた損害(*2)に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約にしたがい、第６条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

(2) この特約において無保険車事故とは、日本国内において、無保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生命が害されること、または被保険者が身体に**傷害**を被り、その直接の結果として**後遺障害**が生じることをいいます。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が搭乗中の自動車または原動機付自転車が**ご契約のお車**以外であり、かつ、下表のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

①	第３条（被保険者および保険金請求権者）(1)の表の①または同表の②のいずれかに該当する者が所有する自動車もしくは原動機付自転車(*3)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車である場合
②	被保険者の使用者が所有する自動車または原動機付自転車(*3)である場合。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*4)のために運転している場合に限ります。
③	次のいずれかに該当する場合 ｱ. 競技または曲技(*5)のために搭乗中の自動車または原動機付自転車である場合 ｲ. 競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中(*6)の自動車または原動機付自転車である場合

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*2) この損害の額は、第６条（お支払いする保険金）(2)に規定する損害の額をいいます。
(*3) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
(*4) 業務には、家事を含みません。
(*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第３条（被保険者および保険金請求権者）

(1) この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	**記名被保険者**
②	次のいずれかに該当する者 ｱ. 記名被保険者の配偶者(*1) ｲ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族** ｳ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子
③	①および②のいずれにも該当しない者で、ご契約のお車の**正規の乗車装置**または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者
④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②のいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。 ただし、①または②のいずれかに該当する者が、その使用者の業務(*5)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗中の者を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車に搭乗中の者
②	業務として自動車または原動機付自転車を受託している**自動車取扱業者**(*7)

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(4) この特約において保険金請求権者とは、無保険車事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者とします。
③	次のいずれかに該当する者 ｱ. 被保険者の配偶者(*1) ｲ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
(*3) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

(*4) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。
(*5) 業務には、家事を含みません。
(*6) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
(*7) 次のいずれかの事故に該当する場合に限ります。
ⅰ．業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
ⅱ．業務として受託している自動車または原動機付自転車に搭乗中の事故

第４条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	無保険自動車	ｱ．　相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車または原動機付自転車 (ｱ) その自動車または原動機付自転車について適用される**対人賠償保険等**がない場合 (ｲ) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者(*1)もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 (ｳ) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*2)が、２億円に達しない場合 ｲ．ｱ.の規定にかかわらず、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車または原動機付自転車を無保険自動車とみなします。 ｳ．ｱ.およびｲ.の規定にかかわらず、相手自動車が２台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*2)の合計額(*3)が、２億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。
②	賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*1)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
③	相手自動車	ご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって被保険者の生命または身体を害した自動車または原動機付自転車をいいます。 ただし、被保険者が所有する自動車または原動機付自転車(*4)を除きます。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*2) 対人賠償保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。また、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、削減して支払われた保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。
(*3) 第４条（用語の定義）の表の①ｱ.(ｱ)および(ｲ)ならびにｲ.に該当する無保険自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。
(*4) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

第５条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ｱ．　核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ．　ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ．　①から③までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ．　発生原因が何であるかにかかわらず、無保険車事故の①から③までの事由による拡大(*2) ｳ．　①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ．　ご契約のお車を競技または曲技(*3)のために使用すること。 ｲ．　ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害 ｱ．　被保険者 ｲ．　保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*5)自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑥	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。 ただし、その自動車または原動機付自転車がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑦	平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*6)による損害
⑧	被保険者の脳疾患、**疾病**または心神喪失によって生じた損害

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合は、この規定は適用しません。

①	次のいずれかに該当する者 ｱ. 被保険者の配偶者(*7) ｲ. 被保険者の父母または子
②	次のいずれかに該当する者。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*8)に従事している場合に限ります。 ｱ. 被保険者の使用者 ｲ. 被保険者の使用者の業務(*8)に無保険自動車を使用している他の使用人

(4) 当会社は、被保険者の父母、配偶者(*7)または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が２台以上ある場合で、これらの者または(3)の表の②に規定する者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときは、この規定は適用しません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(*5) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*6) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。
(*7) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*8) 業務には、家事を含みません。

第６条（お支払いする保険金）

(1) １回の無保険車事故について、当会社は、被保険者１名について次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、１回の無保険車事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名について、２億円を限度とします。

(2)の規定により決定された損害の額 ＋ (3)の表の費用の額の合計額 － (4)の表の額の合計額 ＝ 保険金の額

(2) (1)の損害の額は、下表の区分ごとにそれぞれ、(5)、(6)および普通保険約款人身傷害条項の別紙の規定により算定された額の合計額とします。ただし、算定された額の合計額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、**自賠責保険等**によって支払われる金額を損害の額とします。

①	傷害
②	後遺障害
③	死亡

(3) 保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費　用	費用の説明
①	損害防止費用	普通保険約款基本条項第３節第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	請求権の保全、行使手続費用	普通保険約款基本条項第３節第１条の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

(4) 当会社は、(1)の規定にしたがい、下表の額の合計額を差し引きます。

①	自賠責保険等によって支払われる金額
②	自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額

③	第２条（この特約の補償内容）(1)の損害について、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対人賠償保険等によって既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
④	保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
⑤	**労働者災害補償制度**によって既に給付が決定しまたは支払われた額(*1)
⑥	(2)の規定により決定された損害の額および(3)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
⑦	①から⑥までの額のほか、第２条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*2)

(5) 同一の無保険車事故により、普通保険約款基本条項別表１の２に掲げる２種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害の等級」欄の等級を後遺障害の等級として適用し、損害を算定します。ただし、同一の無保険車事故により、同条項別表１の１に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級と、下表の規定による後遺障害の等級のいずれか上位の等級を適用し、損害を算定します。

	生じた後遺障害	適用する後遺障害の等級
①	普通保険約款基本条項別表１の２の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表１の２の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表１の２の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表１の２に掲げる後遺障害が２種以上あるとき	最も重い後遺障害の該当する等級

(6) 既に後遺障害のある被保険者が第２条（この特約の補償内容）(2)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式にしたがい損害を算定します。

加重された後の後遺障害に該当する等級により算定した損害 － 既にあった後遺障害に該当する等級により算定した損害 ＝ 後遺障害の損害

(7) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第２条（この特約の補償内容）(2)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害の額として決定して保険金を支払います。

①	被保険者が第２条(2)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
②	被保険者が第２条(2)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(*1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
(*2) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

第７条（賠償義務者に損害賠償請求すべき部分を除いた金額のみを請求する場合の特則）

(1) 第６条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、(2)の規定による請求をした場合は、１回の無保険車事故について、当会社は次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、１回の無保険車事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名について、２億円を限度とします。

(2)の規定により算出された額 ＋ 第６条(3)の表の費用の額の合計額 － (3)の表の額の合計額 ＝ 保険金の額

(2) 保険金請求権者は、第６条（お支払いする保険金）(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額に代えて、次の算式によって算出される額を請求することができます。ただし、同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額に賠償義務者の過失割合を乗じた金額が自賠責保険等によって給付される金額を下回る場合を除きます。

同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額 － 同条(2)および同条(7)の規定により決定された損害の額 × 賠償義務者の過失割合 ＝ この条の規定により請求できる額

(3) 当会社は、(1)の規定にしたがい、下表の額の合計額を差し引きます。

①	労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた額(*1)
②	(2)の規定により算出された額および第６条（お支払いする保険金）(3)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
③	①または②のほか、第２条(この特約の補償内容）(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*2)

(4) 保険金請求権者が、(2)の規定による請求をした場合は、普通保険約款基本条項第７節第２条（代位）(1)の規定にかかわらず、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利は、当会社に移転しません。

(*1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
(*2) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

第８条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、同条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇　所	読み替え前	読み替え後
①	第３節第３条（人身傷害事故発生時の義務等）	人身傷害条項第１条（この条項の補償内容）(1)の損害	無保険車事故傷害特約第２条（この特約の補償内容）(1)の損害
②	第３節第３条	人身傷害条項第１条（この条項の補償内容）(2)に規定する人身傷害事故	無保険車事故傷害特約第２条（この特約の補償内容）(1)に規定する無保険車事故
③	第３節第３条	人身傷害条項第１条(2)に規定する人身傷害事故	無保険車事故傷害特約第２条(1)に規定する無保険車事故
④	第４節第１条（保険金の請求）(6)	人身傷害条項	無保険車事故傷害特約
⑤	第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｱ.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	無保険車事故傷害特約
⑥	第４節第５条の(*1)	人身傷害条項および車両条項	無保険車事故傷害特約
⑦	第４節第６条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）(2)	人身傷害条項第１条（この条項の補償内容）(2)の傷害	無保険車事故傷害特約第２条（この特約の補償内容）(2)の傷害
⑧	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）	人身傷害条項または傷害一時金条項	無保険車事故傷害特約
⑨	第５節第５条の(*8)	人身傷害条項	無保険車事故傷害特約

⓫車両全損時諸費用補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（全損時諸費用保険金）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)の規定により、**ご契約のお車**に当会社の保険金を支払うべき損害が発生し、ご契約のお車の損害の状態が下表のいずれかに該当する場合は、１回の事故について、保険金額(*2)の10%に相当する額を全損時諸費用保険金としてご契約のお車の所有者に支払います。ただし、１回の事故について20万円を限度とします。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、同特約第４条（お支払いする保険金）(1)の表の①に規定する全損
②	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合は、普通保険約款車両条項第４条(お支払いする保険金）(1)の表の①に規定する全損

(2) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき全損時諸費用保険金と車両価額協定保険特約第４条（お支払いする保険金）に規定する保険金(*3)の合計額が保険金額(*2)を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。
(3) 他の保険契約等(*4)がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇　所	読み替え前	読み替え後
第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｲ.	賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	全損時諸費用保険金

(4) 当会社に対する全損時諸費用保険金の請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(5) 下表のいずれかに該当する場合には、(1)の規定の適用においては、保険価額(*5)を保険金額(*2)とします(*6)。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合であって、次のいずれかに該当するとき。 ｱ. 車両価額協定保険特約第４条（お支払いする保険金）の(*2)の規定の適用がある場合 ｲ. 同特約第５条（価額の評価のための告知）(4)ただし書の適用がある場合であって、保険金額(*2)が保険価額(*5)を超えるとき。
②	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合であって、保険金額(*2)が保険価額(*5)を超えるとき。

(*1) これらに付帯される他の特約を含みます。
(*2) 保険金額とは、車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。
(*3) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）に規定する保険金とします。
(*4) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
(*5) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
(*6) 第２条（全損時諸費用保険金）(5)の表の①ｲ.に該当する場合において、既に(5)の規定を適用しないで全損時諸費用保険金を支払っていたときは、当会社は(5)の規定を適用して算出した全損時諸費用保険金との差額の返還を請求することができます。

第３条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)の規定を準用します。

(*1) これらに付帯される他の特約を含みます。

⑫車両新価保険特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、下表のすべてに該当する場合に適用されます。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていること。
②	保険期間の末日が、**ご契約のお車**の初度登録(*1)から37か月以内であること。
③	保険証券にこの特約を適用することが記載されていること。

(*1) ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	新車保険価額	その自動車と同一の**用途・車種**、車名、型式および仕様の新車の市場販売価格相当額であり、車価表(*1)等に記載された価格をいいます。 ただし、保険契約締結の時において、車価表(*1)等にその自動車と同一の用途・車種、車名、型式および仕様の自動車の記載がない場合は、車価表(*1)に記載された初度登録(*2)後１年未満のその自動車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。
②	新規取得自動車等	普通保険約款基本条項第１節第５条（ご契約のお車の入替）に規定する新規取得自動車または所有自動車をいいます。
③	再取得	ご契約のお車の代替として、次のいずれかに該当する者が代替の自動車を新たに取得することをいい、**所有権留保条項付売買契約**に基づく購入を含みます。 ｱ. ご契約のお車の所有者(*3) ｲ. **記名被保険者**(*4) ｳ. 記名被保険者(*4)の配偶者(*5) ｴ. 記名被保険者(*4)またはその配偶者(*5)の**同居**の**親族**
④	復旧	再取得、またはご契約のお車の損傷を修理することをいいます。
⑤	復旧費用	損害を受けたご契約のお車について復旧をするために実際に必要とした額(*6)をいいます。
⑥	協定保険価額	車両価額協定保険特約第２条（協定保険価額）に規定する協定保険価額をいいます。
⑦	被保険者	ご契約のお車の所有者をいいます。

(*1) 当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」をいいます。
(*2) ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。
(*3) ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主とします。

〈車両新価保険特約　第１条の表の②〉
「初度登録から37か月以内」とは、初度登録年月または初度検査年月を起算点として37か月以内であることをいいます。
〈車両新価保険特約　第２条の(*1)〉
『当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」』とは、自動車の市場販売価格相当額として、用途・車種、車名、型式、仕様、初度登録年月または初度検査年月に基づいて、あらかじめ弊社が自動車の価格帯（価格の範囲）を設定しているものです。

(*4) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*3)とします。
(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*6) 再取得する場合は、代替の自動車の本体価格、付属品およびこれらに係る消費税の額とします。

第３条（協定新価保険価額）

(1) 当会社と保険契約者または**被保険者**は、ご契約のお車の新車保険価額を協定し、その価額を協定新価保険金額として定めるものとし、この特約において、その価額を協定新価保険価額といいます。

(2) 下表のすべてに該当する場合は、(1)の規定により、新規取得自動車等の新車保険価額を定め、協定新価保険価額および協定新価保険金額を変更するものとします。ただし、第２条（用語の定義）の表の①中「保険契約締結の時」とあるのを「当会社がご契約のお車の入替を承認した時」と読み替えて適用します。

①	普通保険約款基本条項第１節第５条（ご契約のお車の入替）(1)の表のいずれかに該当すること。
②	保険契約者が**書面等**によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認すること。
③	保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録(*1)から37か月以内であること。

(3) (2)の場合において、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録(*1)から37か月を超えるときは、当会社は、この特約を適用しません。

(4) (2)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

(5) 保険契約者が(4)の**追加保険料**の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。

第４条（復旧義務）

(1) 被保険者は、第５条（支払保険金の計算）の表の①または同表の③の規定により保険金の支払を受ける場合には、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して１年以内に、復旧をしなければなりません。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、復旧の期間について、これを変更することができます。

(2) 保険契約者または被保険者は、復旧をした場合は、遅滞なく、書面等によりそのことを当会社に通知しなければなりません。

第５条（支払保険金の計算）

１回の事故について、当会社は、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(1)および車両価額協定保険特約第４条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、被保険者に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当会社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

	ご契約のお車の損害の状態	保険金の額
①	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で再取得を行ったとき、または**修理費**が協定保険価額以上となる場合で復旧を行ったとき	復旧費用と協定保険価額のいずれか高い額。 ただし、保険証券記載の協定新価保険金額を限度とします。
②	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で再取得を行わなかったとき、または修理費が協定保険価額以上となる場合で復旧を行わなかったとき	協定保険価額(*1)
③	修理費が協定保険価額に達しない場合で、かつ、協定新価保険価額の50%以上に相当する額となる場合(*2)で、復旧を行ったとき	復旧費用と修理費のいずれか高い額。 ただし、保険証券記載の協定新価保険金額を限度とします。
④	①から③以外の場合	次の算式によって算出される額。 ただし、協定保険価額(*1)を限度とします。 車両価額協定保険特約第４条(2)に規定する損害の額 − 保険証券記載の免責金額 ＝ 保険金の額

(*1) 協定保険価額が保険価額(*3)を著しく超える場合は、その保険価額(*3)を協定保険価額および保険金額とします。
(*2) ご契約のお車の車体の内外装および外板部品を除いた本質的構造部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。
(*3) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第６条（新車保険価額の評価のための告知）

(1) 保険契約者または被保険者は、ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、当会社がご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、当会社がご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって下表のいずれかに該当する場合は、この特約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が、事実を告知しなかったことにより、その結果として第３条（協定新価保険価額）の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定新価保険価額が定められた場合
②	保険契約者または被保険者が、事実と異なることを告知したことにより、その結果として第３条の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定新価保険価額が定められた場合

(3) (2)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)の事実がなくなった場合
②	ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、当会社が(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、ご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要な事項について、書面等によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。 なお、訂正の申出を受けた場合においては、ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、保険契約者または被保険者がその訂正をすべき事実を当会社に告知していたとしても当会社がこの特約の締結を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が(2)に規定する解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合、または保険契約締結の時から５年を経過した場合

(4) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、その損害については、第５条（支払保険金の計算）の規定(*2)にかかわらず、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)の規定を適用します。この場合において、既に第５条の規定(*2)を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、普通保険約款車両条項第４条(1)および同条(2)の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

(5) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

(6) 保険契約者が(5)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第５条（支払保険金の計算）の規定(*2)にかかわらず、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)の規定を適用します。

(*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(*2) 第５条（支払保険金の計算）の(*1)の規定を除きます。

第７条（協定新価保険価額の調整）

この特約が適用されている場合には、当会社は、普通保険約款基本条項第１節第６条（保険金額の調整）(1)の規定を適用しません。

第８条（この特約を適用しない場合）

当会社は、ご契約のお車が盗取されたことによって生じた損害に対しては、この特約を適用しません。ただし、ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでの間にご契約のお車に損害が生じたときは、この特約を適用します。

第９条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、保険契約者または被保険者が第４条（復旧義務）(2)に規定する復旧の通知をし、かつ、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)、事故と損害との関係および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、**無効**、**失効**または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、**他の保険契約等**の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) 当会社は、被保険者が復旧する意思のないことを当会社に申し出た場合は請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、申し出なかった場合は復旧の期間が満了し、かつ、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な(1)の表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

(3) (1)または(2)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)または(2)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④ (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(4) (1)から(3)までに規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(*1) 被保険者が普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。
(*2) 保険価額(*6)を含みます。
(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
(*6) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｱ.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	車両新価保険特約

第11条（再取得時諸費用保険金）

(1) 再取得に伴い、当会社が第５条（支払保険金の計算）の表の①または同表の③の規定により保険金を支払う場合は、下表に規定する額を再取得時諸費用保険金として被保険者に支払います。

①	協定新価保険価額が100万円以下の場合	10万円
②	協定新価保険価額が100万円を超えて300万円以下の場合	保険証券記載の協定新価保険金額の10%に相当する額
③	協定新価保険価額が300万円を超える場合	30万円

(2) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき再取得時諸費用保険金と保険金の合計額が保険証券記載の協定新価保険金額を超える場合であっても、再取得時諸費用保険金を支払います。

(3) 再取得時諸費用保険金に関しては、他の保険契約等(*1)がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｲ.	賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	再取得時諸費用保険金

(4) この保険契約に車両全損時諸費用補償特約が適用されている場合において、再取得時諸費用保険金が支払われるときは、当会社は、車両全損時諸費用補償特約第２条（全損時諸費用保険金）に規定する全損時諸費用保険金は支払いません。既に全損時諸費用保険金を支払っていた場合は、その金額を差し引いて再取得時諸費用保険金を支払います。

(*1) 第11条（再取得時諸費用保険金）と全部または一部について支払責任が同一である保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第12条（他の特約との関係）

(1) 再取得を行わない場合は、当会社は、第11条（再取得時諸費用保険金）の再取得時諸費用保険金は支払いません。この場合には、この保険契約に適用されている車両全損時諸費用補償特約について、下表のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
車両全損時諸費用補償特約第２条（全損時諸費用保険金）(1)の表の①	同特約第４条（お支払いする保険金）(1)の表の①に規定する全損	車両新価保険特約第５条（支払保険金の計算）の表の①または同表の②に該当する状態

(2) (1)の規定により支払うべき全損時諸費用保険金と第５条（支払保険金の計算）に規定する保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。

第13条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社は、普通保険約款基本条項第７節第８条（被害物についての当会社の権利）(1)の規定にかかわらず、再取得を行ったことにより当会社が保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しないことの意思を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社には移転しません。

第14条（車両入替時の特則）

普通保険約款基本条項第１節第５条（ご契約のお車の入替）(1)に規定する自動車の入替において、ご契約のお車の廃車、譲渡または返還があった場合は、同条(3)の規定にかかわらず、同条に規定する入替自動車に対しては、その取得日以後、当会社が承認するまでの間は、この特約の規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項、基本条項および車両価額協定保険特約の規定を準用します。

⓭車両価額協定保険特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合に適用されます。ただし、**ご契約のお車**がレンタカー等の自動車(*1)である場合を除きます。

（*1）不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、１年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車を除きます。

第２条（協定保険価額）

(1) 当会社と保険契約者または**被保険者**(*1)は、保険契約締結の時におけるご契約のお車と同一の**用途・車種**、車名、型式、仕様および初度登録年月(*2)の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定めるものとします。

(2) この特約において協定保険価額とは、(1)の規定により当会社と保険契約者または被保険者(*1)がご契約のお車の価額として協定した価額をいいます。

(3) この特約において市場販売価格相当額とは、当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。

（*1）普通保険約款車両条項第２条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。
（*2）ご契約のお車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。

第３条（協定保険価額の変更）

(1) 保険契約締結の後、ご契約のお車の改造、付属品(*1)の装着等によってご契約のお車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者(*2)は、遅滞なく、**書面等**によりそのことを当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(2) 保険契約締結の後、ご契約のお車の改造、付属品(*1)の取りはずし等によってご契約のお車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者(*2)は、当会社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後のご契約のお車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

(3) 当会社は、(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(4) (1)または(2)の場合、当会社と保険契約者または被保険者(*2)は、将来に向かって、下表のいずれかの額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

①	保険証券記載の協定保険価額にご契約のお車の改造、付属品(*1)の装着等によって増加した価額を加えた額
②	保険証券記載の協定保険価額からご契約のお車の改造、付属品(*1)の取りはずし等によって減少した価額を差し引いた額

(5) (4)の場合には、当会社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

(6) 保険契約者が(5)の**追加保険料**の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、通知または承認の請求がなかったものとして、この特約(*3)にしたがい、保険金を支払います。

(7) 下表のすべてに該当する場合は、第２条（協定保険価額）の規定により、普通保険約款基本条項第１節第５条（ご契約のお車の入替）に規定する新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。ただし、第２条(1)中「保険契約締結の時」とあるのを「当会社がご契約のお車の入替を承認した時」と読み替えて適用します。

①	普通保険約款基本条項第１節第５条(1)の表のいずれかに該当すること。
②	保険契約者が書面等によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認すること。

(8) (7)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

(9) 保険契約者が(8)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

〈車両価額協定保険特約　第２条(3)〉

『当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」』とは、自動車の市場販売価格相当額として、用途・車種、車名、型式、仕様、初度登録年月または初度検査年月に基づいて、あらかじめ弊社が自動車の価格帯（価格の範囲）を設定しているものです。

(*1) 普通保険約款車両条項第２条（被保険者およびご契約のお車）(3)に規定する付属品をいいます。
(*2) 普通保険約款車両条項第２条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。
(*3) 普通保険約款およびご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第４条（お支払いする保険金）

(1) １回の事故について、当会社は、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、被保険者(*1)に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当会社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

	ご契約のお車の損害の状態	保険金の額
①	全損の場合。 なお、全損とは次のいずれかに該当する場合をいいます。 ｱ. ご契約のお車の**修理費**が協定保険価額以上となる場合 ｲ. ご契約のお車の損傷を修理できない場合 ｳ. ご契約のお車が盗取され発見されなかった場合	協定保険価額(*2)
②	分損の場合。 なお、分損とは①以外の場合をいいます。	次の算式によって算出される額。 ただし、協定保険価額(*2)を限度とします。 (2)に規定する損害の額 － 保険証券記載の免責金額 ＝ 保険金の額

(2) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(2)の規定にかかわらず、下表に掲げる額とします。

①	(1)の表の①の場合は、協定保険価額(*2)
②	(1)の表の②の場合は、次の算式によって算出される額 修理費 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ＝ 損害の額

(*1) 普通保険約款車両条項第２条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。
(*2) 協定保険価額が保険価額(*3)を著しく超える場合は、その保険価額(*3)を協定保険価額および保険金額とします。
(*3) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第５条（価額の評価のための告知）

(1) 保険契約者または被保険者(*1)は、ご契約のお車の協定保険価額を定める際に、当会社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、ご契約のお車の協定保険価額を定める際に、当会社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、保険契約者または被保険者(*1)の故意または重大な過失によって下表のいずれかに該当する場合は、この特約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者(*1)が、事実を告知しなかったことにより、その結果として第２条（協定保険価額）または第３条（協定保険価額の変更）の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合
②	保険契約者または被保険者(*1)が、事実と異なることを告知したことにより、その結果として第２条または第３条の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合

(3) (2)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)の事実がなくなった場合
②	ご契約のお車の協定保険価額を定める際に、当会社が(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*2)
③	保険契約者または被保険者(*1)が、ご契約のお車の価額を評価するために必要な事項について、書面等によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。 なお、訂正の申出を受けた場合においては、ご契約のお車の協定保険価額を定める際に、保険契約者または被保険者(*1)がその訂正をすべき事実を当会社に告知していたとしても当会社がこの特約の締結を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が(2)に規定する解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合、または保険契約締結の時から５年を経過した場合

(4) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、その損害については、第４条（お支払いする保険金）の規定(*3)にかかわらず、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)の規定を適用します。この場合において、既に第４条の規定(*3)を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、普通保険約款車両条項第４条(1)および同条(2)の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

(5) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

(6) 保険契約者が(5)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第４条（お支払いする保険金）の規定(*3)にかかわらず、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)の規定を適用します。

(*1) 普通保険約款車両条項第２条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。
(*2) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
(*3) 第４条（お支払いする保険金）の(*2)の規定を除きます。

第６条（協定保険価額の調整）

この特約が適用されている場合には、当会社は、普通保険約款基本条項第１節第６条（保険金額の調整）(1)の規定を適用しません。

第７条（被害物についての当会社の権利）

この特約が適用される場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。ただし、第４条（お支払いする保険金）の(*2)の規定が適用される場合は、読み替えないものとします。

箇　所	読み替え前	読み替え後
第７節第８条（被害物についての当会社の権利）(1)	保険価額(*2)	協定保険価額

⑭車両修理時の支払限度額引上げに関する特約（50万円限度）

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、下表のすべてに該当する場合に適用されます。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていること。
②	保険証券記載の協定保険価額が50万円未満であること。
③	保険証券にこの特約を適用することが記載されていること。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	協定保険価額	車両価額協定保険特約第２条（協定保険価額）に規定する協定保険価額をいいます。
②	被保険者	**ご契約のお車**の所有者をいいます。
③	修理	ご契約のお車の損傷を修理することをいいます。

第３条（お支払いする保険金）

(1) １回の事故について、当会社は、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(1)および車両価額協定保険特約第４条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、**被保険者**に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当会社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

	ご契約のお車の損害の状態	保険金の額
①	次のいずれかに該当する場合 ｱ. ご契約のお車の**修理費**が協定保険価額以上となる場合で、修理を行わないとき ｲ. 修理ができない場合 ｳ. ご契約のお車が盗取され発見されなかった場合	協定保険価額(*1)
②	ご契約のお車の修理費が協定保険価額以上となる場合で、修理を行ったとき	次の算式によって算出される額。 ただし、50万円を限度とします。 (2)に規定する損害の額 － 保険証券記載の免責金額 ＝ 保険金の額
③	①および②のいずれにも該当しない場合	次の算式によって算出される額。 ただし、協定保険価額(*1)を限度とします。 (2)に規定する損害の額 － 保険証券記載の免責金額 ＝ 保険金の額

(2) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(2)および車両価額協定保険特約第４条（お支払いする保険金）(2)の規定にかかわらず、下表に掲げる額とします。

①	(1)の表の①の場合は、協定保険価額(*1)
②	(1)の表の②または同表の③の場合は、次の算式によって算出される額 修理費 − 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

(*1) 協定保険価額が保険価額(*2)を著しく超える場合は、その保険価額(*2)を協定保険価額および保険金額とします。
(*2) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第４条（この特約を適用しない場合）

当会社は、第３条（お支払いする保険金）(1)の表の②の場合において、被保険者が、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して１年以内に修理を行わなかったときは、この特約を適用しません。ただし、修理に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、修理の期間について、これを変更することができます。

第５条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇　所	読み替え前	読み替え後
第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｱ.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	車両修理時の支払限度額引上げに関する特約（50万円限度）

第６条（他の特約との関係）

(1) 当会社は、この保険契約に適用されている車両全損時諸費用補償特約について、下表のとおり読み替えて適用します。

箇　所	読み替え前	読み替え後
車両全損時諸費用補償特約第２条（全損時諸費用保険金）(1)の表の①	同特約第４条（お支払いする保険金）(1)の表の①に規定する全損	車両修理時の支払限度額引上げに関する特約（50万円限度）第３条（お支払いする保険金）の表の①に該当する状態

(2) (1)の規定により支払うべき全損時諸費用保険金と第３条（お支払いする保険金）に規定する保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。

第７条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社は、普通保険約款基本条項第７節第８条（被害物についての当会社の権利）(1)の規定にかかわらず、第３条（お支払いする保険金）の表の①に該当する状態により当会社が保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
(2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しないことの意思を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社には移転しません。

第８条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項、基本条項および車両価額協定保険特約の規定を準用します。

⓯車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）

第１条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、**ご契約のお車**と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害に対してのみ、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)にしたがい、保険金を支払います。ただし、ご契約のお車と衝突または接触した相手自動車について、下表の事項がすべて確認された場合に限ります。

①	登録番号等(*2)
②	事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
(*2) 登録番号等とは、登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ｱ.　自動車または原動機付自転車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主 ｲ.　自動車または原動機付自転車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ｳ.　ｱ.およびｲ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
②	相手自動車	所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車または原動機付自転車をいいます。

第３条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、この特約においては、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)の規定による場合のほか、ご契約のお車が盗取された時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（*1）ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第４条（費　用）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(3)の規定にかかわらず、同条(3)の表の④および同表の⑤に規定する費用に対しては保険金を支払いません。

第５条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）(2)⑤の表のｱ.の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて下表の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

①	ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名または名称の記載のあるもの
②	ご契約のお車の損傷部位の写真
③	相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第６条（車両危険限定補償特約（Ａ）が適用されている場合の特則）

この保険契約に車両危険限定補償特約（Ａ）が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

⑯車両危険限定補償特約（Ａ）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、偶然な事故により**ご契約のお車**に生じた下表のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)にしたがい、保険金を支払います。

①	ご契約のお車に火災または爆発が生じた場合の損害
②	他物の爆発によってご契約のお車が被爆した場合の損害
③	**盗難**によって生じた損害
④	騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
⑤	台風、たつ巻、洪水または高潮によって生じた損害
⑥	落書またはいたずらの損害(*2)
⑦	窓ガラス破損の損害(*3)
⑧	飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。 ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
⑨	①から⑧までのほか、偶然な事故によって生じた損害。 ただし、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

（*1）ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

（*2）いたずらの損害には、ご契約のお車の運行によって生じた損害およびご契約のお車以外の自動車もしくは原動機付自転車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。

（*3）窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。

⑰車両保険の免責金額に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（免責金額の取扱い－免責金額３万円または５万円の不適用）

当会社は、この特約により、下表に規定する条件をすべて満たしている場合に、車両保険契約における保険証券記載の**免責金額**を適用しません。

①	**ご契約のお車**と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に損害が生じたこと。
②	車両価額協定保険特約第４条（お支払いする保険金）の規定(*1)により差し引かれるべき免責金額が３万円または５万円であること。
③	相手自動車の登録番号等(*2)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認されたこと。

（*1）車両価額協定保険特約が適用されていない場合は普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）、車両新価保険特約が適用されている場合は同特約第５条（支払保険金の計算）、車両修理時の支払限度額引上げに関する特約（50万円限度）が適用されている場合は同特約第３条（お支払いする保険金）の規定とします。

（*2）登録番号等とは、登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第３条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ｱ.　自動車または原動機付自転車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主 ｲ.　自動車または原動機付自転車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ｳ.　ｱ.およびｲ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
②	相手自動車	所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車または原動機付自転車をいいます。

第４条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）(2)⑤の表のｱ.の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて下表の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

①	ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名または名称の記載のあるもの
②	ご契約のお車の損傷部位の写真
③	相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

⑱車両盗難不担保特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、**ご契約のお車**の**盗難**による損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当会社は、この特約により、車両危険限定補償特約（Ａ）の表の③の規定を適用しません。

（*1）発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

第３条（車両全損時諸費用補償特約の不適用）

当会社は、第２条（保険金をお支払いしない場合）の規定により保険金を支払わない場合には、車両全損時諸費用補償特約の規定を適用しません。

⑲車両搬送費用補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、**ご契約のお車**の**用途・車種**が下表のいずれかに該当する場合に適用されます。

①	自家用普通乗用車
②	自家用小型乗用車
③	自家用軽四輪乗用車
④	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）
⑤	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
⑥	自家用小型貨物車
⑦	自家用軽四輪貨物車
⑧	特種用途自動車（キャンピング車）

第２条（この特約の補償内容）

（1）当会社は、車両搬送費用に対して、この特約にしたがい、車両搬送費用保険金を支払います。

（2）この特約において車両搬送費用とは、対象事故によって**被保険者**において必要となる車両搬送サービスを受けたことで被保険者に生じた費用をいいます。

（3）車両搬送費用は、被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出目的、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限ります。

（4）この特約において対象事故とは、下表のいずれかに該当する損害によりご契約のお車が走行不能になり、修理工場等(*1)へ搬送されることをいいます。ただし、保険証券記載の保険期間の開始後(*2)に走行不能になった場合に限ります(*3)。

①	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によってご契約のお車に生じた損害
②	故障(*4)によってご契約のお車に生じた損害
③	ご契約のお車の**盗難**によって生じた損害

（*1）修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。

（*2）この特約が保険証券記載の保険期間の中途で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降とします。

（*3）更新前契約(*5)にこの特約(*6)が付帯されている場合(*7)は、このただし書は適用しません。

（*4）故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない**電気的または機械的事故**をいいます。

（*5）更新前契約とは、この保険契約と保険契約者、**記名被保険者**およびご契約のお車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険証券記載の保険期間の初日を保険期間の末日とする保険契約をいいます。

（*6）事故・故障時諸費用補償特約を含みます。

（*7）この特約(*6)が更新前契約(*5)の保険証券記載の保険期間の中途で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降に走行不能になった場合に限ります。

第３条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	走行不能	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ｱ.　ご契約のお車が自力で移動することができない状態 ｲ.　ご契約のお車が法令等により走行が禁じられる状態
②	車両搬送サービス	第２条（この特約の補償内容）(4)の損害により走行不能となったご契約のお車を、走行不能となった地から修理工場等(*1)まで搬送(*2)すること。

（*1）修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。

（*2）修理工場等(*1)まで運転するために必要な仮修理の実施および修理工場等(*1)に搬送するために必要な保管を含みます。

第４条（被保険者）

（1）この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	対象事故が生じた時にご契約のお車の正規の乗車装置または**正規の乗車装置**のある室内(*1)に搭乗中の者。 ただし、一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、対象事故が生じた前後の状況から搭乗していたとみなされる者を含みます。
②	ご契約のお車の所有者(*2)
③	記名被保険者

（2）(1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
②	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
③	業務としてご契約のお車を受託している**自動車取扱業者**

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
(*2) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
ⅰ. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
ⅱ. ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ⅲ. ⅰ.およびⅱ.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

第５条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた車両搬送費用に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ｱ. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) ｲ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.に規定する者の法定代理人 ｴ. ｱ.またはｲ.に規定する者の業務に従事中の使用人 ｵ. ｱ.またはｲ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。 ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大(*4) ｳ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦	詐欺または横領
⑧	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ご契約のお車を競技または曲技(*5)のために使用すること。 ｲ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害によりご契約のお車が走行不能になり、修理工場等(*7)へ搬送された場合の車両搬送費用に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた第２条（この特約の補償内容）(4)の表の①に該当する損害 ｱ. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) ｲ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.に規定する者の法定代理人 ｴ. ｱ.またはｲ.に規定する者の業務に従事中の使用人 ｵ. ｱ.またはｲ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
②	次のいずれかに該当する者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた第２条(4)の表の①に該当する損害 ｱ. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) ｲ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.に規定する者の法定代理人 ｴ. ｱ.またはｲ.に規定する者の業務に従事中の使用人 ｵ. ｱ.またはｲ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
③	次のいずれかに該当する者が、酒気を帯びて(*8)ご契約のお車を運転している場合に生じた第２条(4)の表の①に該当する損害 ｱ. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) ｲ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.に規定する者の法定代理人 ｴ. ｱ.またはｲ.に規定する者の業務に従事中の使用人 ｵ. ｱ.またはｲ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子

④	次のいずれかに該当する物に生じた第２条(4)の表の①に該当する損害 ｱ. ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品(*9) ｲ. 付属品(*9)のうちご契約のお車に定着(*10)されていない物。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ｳ. タイヤまたはタイヤのチューブ。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ｴ. 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品(*9) ｵ. ご契約のお車の付属品(*9)に含まれない物。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
⑤	ご契約のお車について、法令に定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障(*11)に起因する第２条(4)の表の②に該当する損害

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する車両搬送費用に対しては、車両搬送費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する事由によりご契約のお車が走行不能になった場合の車両搬送費用 ｱ. 燃料の不足または費消 ｲ. 蓄電池の充電不足および放電 ｳ. キーがご契約のお車の車室内にある状態での施錠 ｴ. キーの紛失
②	ご契約のお車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間に、第２条（この特約の補償内容）(4)の表の②に該当する損害によりご契約のお車が走行不能になった場合の車両搬送費用
③	ご契約のお車の修理工場等(*7)への搬送が保険証券記載の保険期間内に発生していない場合の車両搬送費用

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
(*7) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。
(*8) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*9) 普通保険約款車両条項第２条（被保険者およびご契約のお車）(3)の付属品をいいます。
(*10) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
(*11) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。

第６条（お支払いする保険金）

(1) １回の対象事故について、当会社は、10万円の範囲内で車両搬送費用保険金を支払います。
(2) 当会社は、車両搬送費用のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が被保険者の自己負担額(*2)を超過するときは、当会社は(1)に規定する車両搬送費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
(3) 当会社は、車両搬送費用の全部または一部に対して、車両搬送サービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第８条（保険金の請求）の規定は適用しません。

(*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。
(*2) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

車両搬送費用 − 車両搬送費用保険金の額 ＝ 被保険者の自己負担額

第７条（事故発生時の義務）

(1) 被保険者が第２条（この特約の補償内容）により車両搬送サービスを受ける場合には、被保険者は受けようとする車両搬送サービスの内容、ご契約のお車の状況および被保険者の状況等について、車両搬送サービスを受ける前に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。
(2) 被保険者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当会社は、(1)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて車両搬送費用保険金を支払います。
(3) 被保険者が、正当な理由がなくて事実と異なる通知もしくは説明をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第８条（保険金の請求）

当会社に対する車両搬送費用保険金の請求権は、車両搬送費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

第９条（この保険契約における普通保険約款車両条項および他の特約との関係）

(1) 当会社は、第２条（この特約の補償内容）の規定により車両搬送費用保険金を支払うべき事故が発生した場合は、普通保険約款車両条項第４条（お支払いする保険金）(3)の表の③に優先してこの特約の規定を適用します。

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、普通保険約款車両条項第４条(お支払いする保険金) (3)の表の③の規定により支払われる保険金の額を超過する費用を車両搬送費用保険金とします。
(3) 当会社は、第２条(この特約の補償内容) (4)の表の②の事由によって生じた車両搬送費用に対しては、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款基本条項の読み替え）
この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇　所	読み替え前	読み替え後
①	第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｱ.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	車両搬送費用補償特約
②	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	車両搬送費用補償特約
③	第５節第５条(6)の表の①	(4)の表の①の損害(*10)	(4)の表の②の損害
④	第５節第５条の(*6)	賠償責任条項、人身傷害条項または傷害一時金条項	車両搬送費用補償特約
⑤	第７節第２条（代位）	車両損害	車両搬送費用補償特約第２条（この特約の補償内容）の規定により当会社が車両搬送費用保険金を支払うべき損害

第11条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項(*1)の規定を準用します。この場合において、同条項第４節第８条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、車両搬送費用保険金を含めないものとします。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

⑳車両搬送時の諸費用補償特約

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）
(1) 当会社は、車両搬送時諸費用に対して、この特約にしたがい、車両搬送時諸費用保険金を支払います。
(2) この特約において車両搬送時諸費用とは、対象事故によって**被保険者**に生じたこの特約の別表に規定する費用をいいます。
(3) 車両搬送時諸費用は、被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出目的、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限ります。
(4) この特約において対象事故とは、下表のいずれかに該当する損害により**ご契約のお車**が走行不能になり、修理工場等(*1)へ搬送されることまたはご契約のお車の**盗難**により、ご契約のお車が被保険者の管理下にない状態になることをいいます。ただし、保険証券記載の保険期間の開始後(*2)に走行不能になった場合に限ります(*3)。

①	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によってご契約のお車に生じた損害
②	故障(*4)によってご契約のお車に生じた損害

(*1) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。
(*2) この特約が保険証券記載の保険期間の中途で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降とします。
(*3) 更新前契約(*5)にこの特約(*6)が付帯されている場合(*7)は、このただし書は適用しません。
(*4) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない**電気的または機械的事故**をいいます。
(*5) 更新前契約とは、この保険契約と保険契約者、**記名被保険者**およびご契約のお車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険証券記載の保険期間の初日を保険期間の末日とする保険契約をいいます。
(*6) 事故・故障時諸費用補償特約を含みます。
(*7) この特約(*6)が更新前契約(*5)の保険証券記載の保険期間の中途で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降に走行不能になった場合に限ります。

第３条（用語の定義）
この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	走行不能	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ｱ. ご契約のお車が自力で移動することができない状態 ｲ. ご契約のお車が法令等により走行が禁じられる状態

②	キャンセル費用	被保険者が特定のサービスの予約をした後、その特定のサービスの全部または一部を受けられなくなった場合に被保険者または被保険者の法定相続人が負担する、次のいずれかに該当する費用 ｱ. 取消料、違約料その他の名目において、その特定のサービスに係る契約に基づき払戻しを受けられない費用 ｲ. 取消料、違約料その他の名目において、その特定のサービスに係る契約に基づき支払を必要とする費用
③	特定のサービス	業として有償で提供されるサービスのうち、次のいずれかに該当するもので、かつ、被保険者の職務遂行に関係しないサービス。ただし、対象事故の発生の日からその日を含めて31日以内に提供されるものに限ります。 ｱ. 国内旅行契約または海外旅行契約に基づくサービス ｲ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス ｳ. **航空機**、**船舶**、鉄道、自動車等による旅客の輸送 ｴ. 宴会またはパーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス ｵ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 ｶ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示または興行

第４条（被保険者）

（1）この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	対象事故が生じた時にご契約のお車の**正規の乗車装置**または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中の者。 ただし、一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、対象事故が生じた前後の状況から搭乗していたとみなされる者を含みます。
②	ご契約のお車の所有者(*2)。 ただし、①に該当しない場合には、この特約の別表の①の車両引取費用および同表の⑤のレンタカー費用についてのみ被保険者とします。
③	記名被保険者。 ただし、①に該当しない場合には、この特約の別表の①の車両引取費用および同表の⑤のレンタカー費用についてのみ被保険者とします。

（2）(1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
②	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
③	業務としてご契約のお車を受託している**自動車取扱業者**

（*1）正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

（*2）所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ⅰ. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主

ⅱ. ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

ⅲ. ⅰ.およびⅱ.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

第５条（保険金をお支払いしない場合）

（1）当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた車両搬送時諸費用に対しては、車両搬送時諸費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ｱ. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) ｲ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.に規定する者の法定代理人 ｴ. ｱ.またはｲ.に規定する者の業務に従事中の使用人 ｵ. ｱ.またはｲ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。 ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染

⑤	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大(*4) ｳ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦	詐欺または横領
⑧	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ご契約のお車を競技または曲技(*5)のために使用すること。 ｲ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害によりご契約のお車が走行不能になり、修理工場等(*7)へ搬送された場合の車両搬送時諸費用に対しては、車両搬送時諸費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた第２条（この特約の補償内容）(4)の表の①に該当する損害 ｱ. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) ｲ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.に規定する者の法定代理人 ｴ. ｱ.またはｲ.に規定する者の業務に従事中の使用人 ｵ. ｱ.またはｲ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
②	次のいずれかに該当する者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた第２条(4)の表の①に該当する損害 ｱ. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) ｲ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.に規定する者の法定代理人 ｴ. ｱ.またはｲ.に規定する者の業務に従事中の使用人 ｵ. ｱ.またはｲ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
③	次のいずれかに該当する者が、酒気を帯びて(*8)ご契約のお車を運転している場合に生じた第２条(4)の表の①に該当する損害 ｱ. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) ｲ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ｳ. ｱ.またはｲ.に規定する者の法定代理人 ｴ. ｱ.またはｲ.に規定する者の業務に従事中の使用人 ｵ. ｱ.またはｲ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
④	次のいずれかに該当する物に生じた第２条(4)の表の①に該当する損害 ｱ. ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品(*9) ｲ. 付属品(*9)のうちご契約のお車に定着(*10)されていない物。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ｳ. タイヤまたはタイヤのチューブ。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ｴ. 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品(*9) ｵ. ご契約のお車の付属品(*9)に含まれない物。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
⑤	ご契約のお車について、法令に定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障(*11)に起因する第２条(4)の表の②に該当する損害

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する車両搬送時諸費用に対しては、車両搬送時諸費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する事由によりご契約のお車が走行不能になった場合の車両搬送時諸費用 ｱ. 燃料の不足または費消 ｲ. 蓄電池の充電不足および放電 ｳ. キーがご契約のお車の車室内にある状態での施錠 ｴ. キーの紛失
②	ご契約のお車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間に、第２条（この特約の補償内容）(4)の表の②に該当する損害によりご契約のお車が走行不能になった場合の車両搬送時諸費用
③	ご契約のお車の修理工場等(*7)への搬送が保険証券記載の保険期間内に発生していない場合の車両搬送時諸費用

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

（*3）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
（*4）事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
（*5）競技または曲技のための練習を含みます。
（*6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
（*7）修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。
（*8）道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
（*9）普通保険約款車両条項第２条（被保険者およびご契約のお車）(3)の付属品をいいます。
（*10）定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
（*11）故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。

第６条（お支払いする保険金）

(1) １回の対象事故について、当会社は、この特約の別表の「車両搬送時諸費用名」欄に対応する「上限額」欄の額の範囲内で車両搬送時諸費用保険金を支払います。

(2) この特約の別表の③および④の車両搬送時諸費用に対して支払う車両搬送時諸費用保険金は、１回の対象事故について、合計で５万円を限度とします。

(3) 被保険者にこの特約の別表の②のキャンセル費用が生じた場合で、１回の対象事故について被保険者が２名以上いるときは、被保険者ごとの支払保険金の額は、下記の算式によって算出された額とします。

キャンセル費用。ただし、50万円を上限とします。	×	被保険者ごとのキャンセル費用の額。ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。 ／ 被保険者ごとのキャンセル費用の額の合計額。ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。	=	被保険者ごとの支払保険金の額

(4) 被保険者にこの特約の別表の③および④の車両搬送時諸費用が生じた場合で、１回の対象事故について被保険者が２名以上いるときは、被保険者ごとの支払保険金の額は、下記の算式によって算出された額とします。

別表の③および④の車両搬送時諸費用。ただし、合計で５万円を上限とします。	×	被保険者ごとの別表の③および④の車両搬送時諸費用の額。ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。 ／ 被保険者ごとの別表の③および④の車両搬送時諸費用の額の合計額。ただし、回収金(*1)を差し引いた額とします。	=	被保険者ごとの支払保険金の額

(5) 特定のサービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提供される特定のサービスに係るキャンセル費用に限り、当会社は、車両搬送時諸費用保険金を支払います。

(6) キャンセル費用は、被保険者に対して提供される特定のサービスに係る費用に限ります。ただし、被保険者が特定のサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行するその被保険者の配偶者(*2)も特定のサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者(*2)に対して提供される特定のサービスに係る費用も含むものとします。

(7) 当会社は、車両搬送時諸費用のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が被保険者の自己負担額(*3)を超過するときは、当会社は(1)から(6)までに規定する車両搬送時諸費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(8) 当会社は、車両搬送時諸費用の全部または一部に対して、修理完了後のご契約のお車の搬送、宿泊施設の提供、交通手段の提供、レンタカー(*4)の貸与等、車両搬送時諸費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第７条（保険金の請求）の規定は適用しません。

（*1）回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。
（*2）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
（*3）被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

車両搬送時諸費用	−	車両搬送時諸費用保険金の額	=	被保険者の自己負担額

（*4）レンタカーとは、道路運送法第80条第１項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第７条（保険金の請求）

当会社に対する車両搬送時諸費用保険金の請求権は、車両搬送時諸費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

第８条（他の特約との関係）

当会社は、第２条（この特約の補償内容）(4)の表の②の事由によって生じた車両搬送時諸費用に対しては、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第９条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇　所	読み替え前	読み替え後
①	第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｱ.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	車両搬送時の諸費用補償特約
②	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	車両搬送時の諸費用補償特約
③	第５節第５条(6)の表の①	(4)の表の①の損害(*10)	(4)の表の②の損害
④	第５節第５条の(*6)	賠償責任条項、人身傷害条項または傷害一時金条項	車両搬送時の諸費用補償特約
⑤	第７節第２条（代位）	車両損害	車両搬送時の諸費用補償特約第２条（この特約の補償内容）の規定により当会社が車両搬送時諸費用保険金を支払うべき損害

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項(*1)の規定を準用します。この場合において、同条項第４節第８条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、車両搬送時諸費用保険金を含めないものとします。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

＜別表＞

	車両搬送時諸費用名	車両搬送時諸費用の内容・条件	上限額
①	車両引取費用	ご契約のお車が修理された場合に、修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで搬送するために必要な費用。 または、この場合の、修理完了後のご契約のお車の引取に伴う往路１名分の交通手段(*1)を利用するために必要な費用	１回の対象事故について10万円
②	キャンセル費用	被保険者が特定のサービスを受ける目的をもって使用中のご契約のお車が、対象事故により修理工場等(*2)へ搬送された場合に生じる、その特定のサービスに係るキャンセル費用	１回の対象事故について50万円
③	緊急宿泊費用	被保険者が緊急に宿泊を必要とする場合の、宿泊施設を利用するために必要な費用(*3)。 ただし、あらかじめ当会社の承認がないかぎり、対象事故の発生から24時間以内に利用した１泊の宿泊に限ります。	１被保険者について１万円。 ただし、１回の対象事故について５万円を限度とします。
④	代替交通費用	被保険者が居住地その他の場所に移動するにあたって、他の交通手段(*1)の利用を必要とする場合の、その交通手段を利用するために必要な費用。 ただし、あらかじめ当会社の承認がないかぎり、合理的な経路および方法である交通手段(*1)を、対象事故の発生から24時間以内に利用した場合に限ります。	１回の対象事故について５万円。 ただし、交通手段としてタクシーを利用する場合は、１台の利用について１万円を限度とします。
⑤	レンタカー費用	被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカー(*4)を借り入れるために必要な費用(*5)。 この場合のレンタカーは、対象事故の発生の日(*6)からその日を含めて30日以内に使用されるレンタカー(*4)に限り、次のいずれかに該当する時以後に使用されたレンタカー(*4)を除きます。 ｱ. 被保険者がご契約のお車を修理する場合は、修理完了後ご契約のお車が被保険者の手元に戻った時 ｲ. 次のいずれかに該当する者がご契約のお車の代替として使用する自動車を新たに取得(*7)する場合は、取得(*7)した時 (ｱ) ご契約のお車の所有者(*8) (ｲ) 記名被保険者(*9) (ｳ) 記名被保険者(*9)の配偶者(*10) (ｴ) 記名被保険者(*9)またはその配偶者(*10)の**同居**の**親族**	１日あたり７千円(*11)。 ただし、１回の対象事故について30日分を限度とします。

(*1) レンタカー(*4)を除きます。
(*2) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。
(*3) 飲食等に必要とした費用は含みません。
(*4) レンタカーとは、道路運送法第80条第１項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
(*5) カーナビゲーションシステム(*12)等のレンタカー付属品および四輪駆動機能にかかる費用を含み、次の費用は含みません。

ⅰ．レンタカー(*4)の使用に必要な燃料にかかる費用
ⅱ．レンタカー(*4)を滅失、破損または汚損したことにより、そのレンタカー(*4)を借りるために通常支払うべき費用を超えて被保険者が負担すべき費用
ⅲ．レンタカー(*4)の欠陥に起因して生じた費用
(*6) 正当な理由があり、対象事故の発生の日の翌日以降にご契約のお車を修理工場等(*2)に搬入した場合であって、保険契約者がそのことを当会社に**書面等**により通知し、当会社が承認したときは、修理工場等(*2)に搬入した日とします。
(*7) 所有権留保条項付売買契約による購入および１年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。
(*8) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
ⅰ．ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
ⅱ．ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ⅲ．ⅰ.およびⅱ.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者
(*9) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*8)とします。
(*10) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*11) この特約が付帯された保険契約にレンタカー費用補償特約が付帯される場合には、同特約に適用する保険金日額を１日あたりの上限額とします。
(*12) 自動車用電子式航法装置のことをいい、これに準ずるものを含みます。

㉑レンタカー費用補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、下表に規定する条件をすべて満たしている場合に限り、レンタカー費用に対して、この特約にしたがい、レンタカー費用保険金を支払います。

①	**ご契約のお車**に対象事故が生じたこと。
②	**被保険者**がご契約のお車の代替としてレンタカー(*1)を使用することが必要となった場合で、被保険者からの**書面等**による請求があり、当会社が承認したこと。

(2) この特約においてレンタカー費用とは、被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカー(*1)を借り入れるために必要な費用(*2)をいいます。この場合のレンタカーは、対象事故の発生の日(*3)からその日を含めて30日以内に使用されるレンタカー(*1)に限り、かつ、下表のいずれかに該当する時以後に使用されたレンタカー(*1)を除きます。

①	被保険者がご契約のお車を修理する場合は、修理完了後ご契約のお車が被保険者の手元に戻った時
②	次のいずれかに該当する者がご契約のお車の代替として使用する自動車を新たに取得(*4)する場合は、取得(*4)した時 ｱ．ご契約のお車の所有者(*5) ｲ．**記名被保険者**(*6) ｳ．記名被保険者(*6)の配偶者(*7) ｴ．記名被保険者(*6)またはその配偶者(*7)の**同居**の**親族**

(3) レンタカー費用は、被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出目的、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限ります。

(4) この特約において対象事故とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

①	車両条項等(*8)の規定により車両保険の保険金の支払われるべき損害が生じたこと。
②	故障(*9)によってご契約のお車に生じた損害により、ご契約のお車が走行不能(*10)になり、修理工場等(*11)へ搬送されること。 ただし、保険証券記載の保険期間の開始後(*12)に走行不能(*10)になった場合に限ります(*13)。

(*1) レンタカーとは、道路運送法第80条第１項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
(*2) カーナビゲーションシステム(*14)等のレンタカー付属品および四輪駆動機能にかかる費用を含み、次の費用は含みません。
ⅰ．レンタカー(*1)の使用に必要な燃料にかかる費用
ⅱ．レンタカー(*1)を滅失、破損または汚損したことにより、そのレンタカー(*1)を借りるために通常支払うべき費用を超えて被保険者が負担すべき費用
ⅲ．レンタカー(*1)の欠陥に起因して生じた費用
(*3) 正当な理由があり、対象事故の発生の日の翌日以降にご契約のお車を修理工場等(*11)に搬入した場合であって、保険契約者がそのことを当会社に書面等により通知し、当会社が承認したときは、修理工場等(*11)に搬入した日とします。
(*4) **所有権留保条項付売買契約**による購入および１年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。
(*5) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
ⅰ．ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
ⅱ．ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ⅲ．ⅰ.およびⅱ.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者
(*6) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*5)とします。
(*7) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*8) 車両条項等とは、普通保険約款車両条項および基本条項(*15)をいいます。
(*9) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない**電気的または機械的事故**をいいます。

(*10) 走行不能とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
ⅰ．ご契約のお車が自力で移動することができない状態
ⅱ．ご契約のお車が法令等により走行が禁じられる状態
(*11) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。
(*12) この特約が保険証券記載の保険期間の中途で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降とします。
(*13) 更新前契約(*16)にこの特約(*17)が付帯されている場合(*18)は、このただし書は適用しません。
(*14) 自動車用電子式航法装置のことをいい、これに準ずるものを含みます。
(*15) ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。
(*16) 更新前契約とは、この保険契約と保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険証券記載の保険期間の初日を保険期間の末日とする保険契約をいいます。
(*17) 事故・故障時レンタカー費用補償特約を含みます。
(*18) この特約(*17)が更新前契約(*16)の保険証券記載の保険期間の中途で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降に走行不能(*10)になった場合に限ります。

第３条（被保険者）

この特約において被保険者とは、ご契約のお車の所有者(*1)をいいます。

(*1) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
ⅰ．ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
ⅱ．ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
ⅲ．ⅰ.およびⅱ.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

第４条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款車両条項第３条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表のいずれかに該当する事由によって生じたレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
(2) 当会社は、ご契約のお車について、法令に定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障(*1)に起因する第２条（この特約の補償内容）(4)の表の②に該当する対象事故により生じたレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。
(3) 当会社は、下表のいずれかに該当するレンタカー費用に対しては、レンタカー費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する事由によりご契約のお車が走行不能(*2)になった場合のレンタカー費用 ｱ．燃料の不足または費消 ｲ．蓄電池の充電不足および放電 ｳ．キーがご契約のお車の車室内にある状態での施錠 Ⅰ．キーの紛失
②	ご契約のお車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間に、第２条（この特約の補償内容）(4)の表の②に該当する対象事故が発生した場合のレンタカー費用
③	保険証券記載の保険期間内に走行不能(*2)になった場合であっても、ご契約のお車の修理工場等(*3)への搬送が保険証券記載の保険期間内に発生していないときのレンタカー費用

(*1) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。
(*2) 走行不能とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
ⅰ．ご契約のお車が自力で移動することができない状態
ⅱ．ご契約のお車が法令等により走行が禁じられる状態
(*3) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。

第５条（お支払いする保険金）

(1) １回の対象事故について、当会社は、次の算式によって算出される額をレンタカー費用保険金として支払います。ただし、レンタカー費用の１日あたりの額は、保険証券記載の保険金日額を限度とします。

レンタカー費用の１日あたりの額 × 被保険者がレンタカー(*1)を使用した日数 ＝ レンタカー費用保険金の額

(2) 当会社は、レンタカー費用のうち、回収金(*2)がある場合において、回収金(*2)の額が被保険者の自己負担額(*3)を超過するときは、当会社は(1)に規定するレンタカー費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
(3) 当会社は、レンタカー費用の全部または一部に対して、レンタカー(*1)の貸与をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第６条（保険金の請求）の規定は適用しません。

(*1) レンタカーとは、道路運送法第80条第１項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。
(*2) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。
(*3) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

レンタカー費用 － レンタカー費用保険金の額 ＝ 被保険者の自己負担額

第６条（保険金の請求）

当会社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、レンタカー費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

第７条（他の特約との関係）

(1) 当会社は、第２条（この特約の補償内容）(4)の表の②の事由によって生じたレンタカー費用に対しては、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約において車両搬送時の諸費用補償特約による保険金が支払われる場合は、この特約による保険金は支払いません。

(3) 当会社は、この特約により、車両搬送時の諸費用補償特約の別表の⑤の「上限額」欄の額は、この特約に適用する保険金日額と同額とします。

第８条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇　所	読み替え前	読み替え後
①	第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｱ.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	レンタカー費用補償特約
②	第７節第２条（代位）	車両損害	レンタカー費用補償特約第２条（この特約の補償内容）の規定により当会社がレンタカー費用保険金を支払うべき損害

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、車両条項等(*1)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項第４節第８条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、レンタカー費用保険金を含めないものとします。

(*1) 車両条項等とは、普通保険約款車両条項および基本条項(*2)をいいます。
(*2) ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

㉒地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、この特約により、下表のいずれかに該当する事由によって**ご契約のお車**に損害が生じ、全損となった場合には、**被保険者**が臨時に必要とする費用に対し、１回の事故について、50万円(*1)を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ｱ.　①の事由によって発生した**事故の拡大** ｲ.　発生原因が何であるかにかかわらず、ご契約のお車に生じた損害の直接の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ｳ.　①の事由に伴う秩序の混乱

(2) この特約において全損とは、ご契約のお車の損害の状態が下表のいずれかに該当する場合をいいます。なお、ご契約のお車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。

①	次のｱ.からｳ.までの条件をすべて満たす場合 ｱ.　ルーフの著しい損傷(*3)が生じたこと。 ｲ.　３本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 ｳ.　前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。
②	次のｱ.からｳ.までの条件をすべて満たす場合 ｱ.　２本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 ｲ.　サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 ｳ.　座席の著しい損傷(*3)が生じたこと。
③	次のｱ.からｴ.までのいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合 ｱ.　前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷(*3) ｲ.　後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷(*3) ｳ.　前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷(*3) ｴ.　後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷(*3)

④	次のｱ.またはｲ.の場合 ｱ.　原動機のシリンダーに著しい損傷(*3)が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合 ｲ.　電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷(*3)が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合
⑤	流失または埋没し発見されなかった場合
⑥	運転者席の座面を超える浸水を被った場合
⑦	全焼した場合
⑧	①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき

(3) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に損害が生じ、全損となった場合において、その損害を損害が生じる直前の状態(*4)に復旧する前に、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に損害が生じたときは、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に生じた損害に対しては、(1)の規定を適用しません。

(4) 普通保険約款基本条項のご契約のお車の入替に関する規定によりご契約のお車が入れ替えられた場合は、当会社は、ご契約のお車ごとに(3)の規定を適用します。

(5) この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	ルーフ	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。
②	ピラー	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
③	サイドシル	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。
④	サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構と、アクスル（車軸）と車体を連結しているリンク機構を一括してサスペンションといい、この特約ではそれらの機構を構成する部品の総称をいいます。
⑤	フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
⑥	車体底部	モノコックボデーの場合、自動車のボデーを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボデーの場合、骨組みであるフレーム自体の下面部分および、自動車のボデーのフロア部分の総称をいいます。
⑦	原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
⑧	モノコックボデー	フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。
⑨	フレーム式ボデー	フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。
⑩	ボデー	自動車の車体のことをいいます。
⑪	フロア	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。

(*1) 保険金額(*5)が50万円に満たない場合は、保険金額(*5)を限度とします。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 著しい損傷とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

(*4) 損害が生じる直前の状態とは、構造、質、用途、規模、型、能力等において損害が生じる直前と同一の状態をいいます。

(*5) 保険金額とは、車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

第３条（被保険者）

この特約において被保険者とは、**記名被保険者**をいいます。

第４条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ｱ.　保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) ｲ.　ご契約のお車の所有者、**所有権留保条項付売買契約**に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ｳ.　ｱ.またはｲ.に規定する者の法定代理人 ｴ.　ｱ.またはｲ.に規定する者の業務に従事中の使用人 ｵ.　ｱ.またはｲ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**

③	次のいずれかに該当する事由 ｱ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ｲ. ｱ.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ｱ. ②および③の事由によって発生した事故の拡大 ｲ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第２条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の直接の原因となった事故の②および③の事由による拡大(*4) ｳ. ②および③の事由に伴う秩序の混乱
⑤	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑥	詐欺または横領

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第５条（保険金の支払）

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求に対し、下表の左欄の特別な調査が不可欠な場合には、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数を経過する日までに、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第４節第２条（保険金の支払）(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

(*1) 被保険者が普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

第６条（ご契約のお車が発見された場合の取扱い）

(1) 第２条（この特約の補償内容）(2)の表の⑤の規定にしたがい地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求を行った以降にご契約のお車が発見されたときは、被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。
(2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
(3) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができます。ただし、ご契約のお車の損害が第２条(2)の他の規定に該当する場合には、この規定は適用しません。

第７条（普通保険約款車両条項との関係）

この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合において、ご契約のお車に生じた損害により同条項(*1)の保険金が支払われるときは、当会社は、その損害に対しては、第２条（この特約の補償内容）の規定を適用しません。

(*1) 普通保険約款車両条項に適用される他の特約を含みます。

第８条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第９条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇　所	読み替え前	読み替え後
①	第４節第１条（保険金の請求）	車両条項	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約
②	第４節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｲ.	賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金
③	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約
④	第５節第５条(6)の表の①	(4)の表の①の損害(*10)	(4)の表の②の損害
⑤	第５節第５条の(*6)	賠償責任条項、人身傷害条項または傷害一時金条項	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項(*1)の規定を準用します。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

㉓車内携行品補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、**ご契約のお車**の車室内、トランク内もしくはルーフボックス内に収容またはキャリア(*1)に固定された、保険の対象に偶然な事故によって生じた損害に対して、この特約の規定にしたがい、保険金を支払います。

(2) 当会社は、この特約が**被保険者**の委託を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、保険契約者はそのことを当会社に告げることを必要としません。

(*1) 自動車の屋根またはトランク上に設置された小型または少量の荷物を積載または運搬するための装置をいいます。

第３条（保険の対象の範囲）

この特約において保険の対象とは、日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいい、下表に規定する物を含みません。

①	車両(*1)、**船舶**、**航空機**、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
③	移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
④	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤	**預貯金証書**、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、**電子マネー**、商品券その他これらに類するもの
⑥	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	**商品・製品等**、業務の目的のみに使用される**設備・什器等**
⑨	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑩	医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着(*3)または装備(*4)されている精密機械装置および自動車または原動機付自転車の原動機用燃料タンク内の燃料
⑪	動物、植物等の生物
⑫	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑬	データ、ソフトウエアまたはプログラム等の無体物

(*1) 自動車、原動機付自転車、軽車両(*5)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*2) 小切手を含みません。

(*3) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(*4) 装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令にしたがい自動車に備えつけられている状態をいいます。

(*5) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*6)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

(*6) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

第４条（被保険者）

(1) この特約における被保険者は、保険の対象の所有者をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた者
②	ご契約のお車を業務として受託している**自動車取扱業者**

第５条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア．　保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ．　**所有権留保条項付売買契約**に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ．　ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ．　ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ．　ア.またはイ.に規定する者の**同居**の**親族**
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または**暴動**
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア．　核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ．　ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア．　②から④までの事由によって発生した**事故の拡大** イ．　発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ．　②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア．　ご契約のお車を競技または曲技(*4)のために使用すること。 イ．　ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*5)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
②	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合、または酒気を帯びて(*6)ご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害 ア．　保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ．　所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ．　ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ．　ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ．　ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*7)または子
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
④	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。 ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。 ア．　保険契約者または被保険者 イ．　ア.に規定する者に代わって保険の対象を管理する者
⑤	保険の対象の自然の消耗または性質による蒸れ、さび、腐敗、かび、変質、変色その他類似の事由による損害またはねずみ食い、虫食い等の損害
⑥	保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等その他単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑦	保険の対象に対する加工、解体、組立、修理、清掃、点検、調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。 ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑧	保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。 ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	保険の対象である液体の流出による損害。 ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	保険の対象の置き忘れまたは紛失(*8)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑬	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ＥＬディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、雹もしくは砂塵その他これらに類する物の吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害

⑮	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ｱ. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 ｲ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ｳ. 楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	キャリア(*9)に固定された、またはルーフボックス内に収容された保険の対象の**盗難**
⑰	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*10)を負うべき損害

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
(*6) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(*7) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
(*8) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
(*9) 自動車の屋根またはトランク上に設置された小型または少量の荷物を積載または運搬するための装置をいいます。
(*10) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第６条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が１年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険証券記載の保険金額を限度とします。

損害額 － 保険証券記載の**免責金額** ＝ 保険金の額

(2) (1)の損害額とは、保険の対象について次の算式により算出される額をいいます。ただし、次の算式により算出される額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額以上となる場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

修理費 ＋ (3)に規定する費用の額の合計額 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ＝ (1)の損害額

(3) (2)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用をいいます。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

①	普通保険約款基本条項第３節第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	普通保険約款基本条項第３節第１条の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	盗取された保険の対象を引き取るために必要であった費用のうち当会社が必要と認めたもの

(4) (1)の損害額のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が保険証券記載の免責金額を超過するときは、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。
(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が**乗車券等**の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)の表の費用の額の合計額を(1)の損害額とします。
(6) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合は、保険の対象の**再取得価額**を修理費とみなして(2)の規定を適用し、保険の対象の(1)の損害額の合計が保険証券記載のこの特約の保険金額を超えるときは、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって(1)の損害額とします。

(*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第７条（現物による支払）

当会社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができるものとします。

第８条（損害の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第２条（この特約の補償内容）に規定する損害が発生したことを知った場合は、普通保険約款基本条項第３節第１条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）の表に規定する事項のほか下表のことを履行しなければなりません。

①	盗取された保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人(*1)および支払金融機関へ届け出ること。
②	盗取された保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関(*2)または発行者へ届け出ること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当会社は、(1)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被保険者が振出人である場合を除きます。
(*2) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

第９条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
(2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象を回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
(3) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、支払った保険金の額の損害が生じた地および時における保険の対象の価額に対する割合によって当会社に移転します。
(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(*1)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 第６条（支払保険金の計算）(3)の表の③に規定する費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第10条（特約の失効）

(1) 第６条（支払保険金の計算）(1)に規定する限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約は**失効**します。ただし、保険期間が１年を超える特約においては、最終保険年度に限り、この規定を適用します。
(2) (1)の規定によりこの特約が失効した場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第11条（普通保険約款車両条項との関係）

損害が生じた保険の対象について、この保険契約に適用されている普通保険約款車両条項による損害保険金が支払われる場合は、当会社は、その保険の対象に対しては、この特約による保険金を支払いません。

第12条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇　所	読み替え前	読み替え後
①	第４節第１条（保険金の請求）(1)②の表および同節第５条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ｱ.	車両条項	車内携行品補償特約
②	第５節第５条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	車内携行品補償特約
③	第５節第５条(6)の表の①	(4)の表の①の損害(*10)	(4)の表の②の損害
④	第５節第５条の(*6)	賠償責任条項、人身傷害条項または傷害一時金条項	車内携行品補償特約
⑤	第７節第２条（代位）	車両損害	保険の対象の損害

㉔競技・曲技等使用危険補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約の補償内容）

当会社は、この特約により、下表に掲げる規定を適用しません。

条項または特約の名称	適用しない規定
普通保険約款賠償責任条項	第３条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑦
普通保険約款人身傷害条項	第３条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑤
普通保険約款車両条項	第３条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑧
法律相談費用補償特約	第５条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑥
弁護士費用等補償特約（自動車）	第５条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑥

自損事故傷害特約	第４条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑤
無保険車事故傷害特約	第５条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑤
搭乗者傷害特約（一時金払）	第４条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑤
車内携行品補償特約	第５条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑥
車両搬送費用補償特約	第５条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑧
車両搬送時の諸費用補償特約	第５条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑧
車内外携行品損害の補償に関する特約	第４条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の⑩

㉕運転者家族限定特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、**ご契約のお車**について運転する者を特定運転者(*1)およびその家族に限定することが保険証券に記載されている場合に適用されます。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の１名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、**記名被保険者**とします。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ｱ.　特定運転者(*1)の配偶者(*2) ｲ.　特定運転者(*1)またはその配偶者(*2)の**同居**の**親族** ｳ.　特定運転者(*1)またはその配偶者(*2)の別居の**未婚**の子
②	限定運転者	特定運転者(*1)およびその家族をいいます。
③	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。 ただし、この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日から保険期間の末日までをいいます。
④	限定運転者でなくなった者	転居や離婚等の事由により、保険期間の初日の時点において家族に該当していた者のうち、事故の発生の時において家族に該当していない者をいいます。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の１名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、記名被保険者とします。
(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第３条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 当会社は、この特約により、限定運転者以外の者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては適用しません。

①	ご契約のお車が盗取された時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
②	**自動車取扱業者**が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款賠償責任条項第１条（この条項の補償内容）(3)の表の①に規定する対人事故および同表の②に規定する対物事故

(3) 限定運転者でなくなった者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、下表の条件をすべて満たす場合に限り、(1)の規定を適用しません。

①	限定運転者でなくなった者が家族に該当していた事実について当会社が確認できる公的資料等の提出を、保険契約者または特定運転者(*1)が行うこと。
②	限定運転者でなくなった者が家族に該当しなくなった事実の発生日(*2)に保険契約の条件の変更があったものとして、当会社が請求する**追加保険料**を払い込むこと。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の１名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、記名被保険者とします。
(*2) 限定運転者でなくなった者が家族に該当しなくなった事実について当会社が確認できる公的資料等によりその事実の発生日が特定できない場合は、保険期間の初日とします。

第４条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠責）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

㉖運転者本人・配偶者限定特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、**ご契約のお車**について運転する者を特定運転者(*1)およびその配偶者(*2)に限定することが保険証券に記載さ

れている場合に適用されます。

（*1）特定運転者とは、保険証券記載の１名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、**記名被保険者**とします。
（*2）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	限定運転者	特定運転者(*1)およびその配偶者(*2)をいいます。
②	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。 ただし、この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日から保険期間の末日までをいいます。
③	限定運転者でなくなった者	離婚等の事由により、保険期間の初日の時点において特定運転者(*1)の配偶者(*2)であったが、事故の発生の時において特定運転者(*1)の配偶者(*2)ではない者をいいます。

（*1）特定運転者とは、保険証券記載の１名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、記名被保険者とします。
（*2）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第３条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 当会社は、この特約により、限定運転者以外の者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては適用しません。

①	ご契約のお車が盗取された時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
②	**自動車取扱業者**が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款賠償責任条項第１条（この条項の補償内容）(3)の表の①に規定する対人事故および同表の②に規定する対物事故

(3) 限定運転者でなくなった者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、下表の条件をすべて満たす場合に限り、(1)の規定を適用しません。

①	限定運転者でなくなった者が特定運転者(*1)の配偶者(*2)であった事実について当会社が確認できる公的資料等の提出を、保険契約者または特定運転者(*1)が行うこと。
②	限定運転者でなくなった者が特定運転者(*1)の配偶者(*2)ではなくなった事実の発生日(*3)に保険契約の条件の変更があったものとして、当会社が請求する**追加保険料**を払い込むこと。

（*1）特定運転者とは、保険証券記載の１名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、記名被保険者とします。
（*2）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
（*3）限定運転者でなくなった者が特定運転者(*1)の配偶者(*2)ではなくなった事実について当会社が確認できる公的資料等によりその事実の発生日が特定できない場合は、保険期間の初日とします。

第４条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠責）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

㉗運転者の年齢条件特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、運転者年齢条件(*1)が保険証券に記載されている場合に適用されます。

（*1）運転者年齢条件とは、**ご契約のお車**を運転する者の年齢条件をいいます。

第２条（条件外運転者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 当会社は、この特約により、条件外運転者(*1)がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、条件外運転者(*1)が下表のいずれかに該当する者である場合に限り適用します。

①	**記名被保険者**
②	記名被保険者の配偶者(*2)
③	記名被保険者またはその配偶者(*2)の**同居**の**親族**
④	①から③までのいずれかに該当する者の業務(*3)に従事中の使用人

（*1）条件外運転者とは、保険証券記載の運転者年齢条件(*4)に該当しない者をいいます。
（*2）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
（*3）業務には、家事を含みません。
（*4）運転者年齢条件とは、ご契約のお車を運転する者の年齢条件をいいます。

第３条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠責）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

㉘家族内新規運転者の自動補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に運転者の年齢条件特約または運転者本人・配偶者限定特約が適用されている場合に適用されます。

第２条（家族内新規運転者の自動補償）

(1) 当会社は、この特約により、運転者年齢条件(*1)の変更(*2)の手続漏れがあった場合で、下表のいずれかに該当する者が事実発生日(*3)以降に**ご契約のお車**を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、運転者の年齢条件特約第２条（条件外運転者が運転している間に生じた事故の取扱い）(1)の規定を適用しません。

①	運転者年齢条件(*1)に該当しない者のうち、保険期間の初日以降に運転免許(*4)を取得した次のいずれかに該当する者 ｱ. **記名被保険者** ｲ. 記名被保険者の配偶者(*5) ｳ. 記名被保険者またはその配偶者(*5)の**同居**の**親族**
②	運転者年齢条件(*1)に該当しない者のうち、保険期間の初日以降に新たに次のいずれかに該当した者。 ただし、この場合における配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者は含みません。 ｱ. 記名被保険者の配偶者 ｲ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(2) 当会社は、この特約により、運転者本人・配偶者限定特約の変更(*6)の手続漏れがあった場合で、下表のいずれかに該当する者が事実発生日(*3)以降にご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、同特約第３条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）(1)の規定を適用しません。

①	特定運転者(*7)に該当しない者のうち、保険期間の初日以降に運転免許(*4)を取得した次のいずれかに該当する者 ｱ. 特定運転者(*7)またはその配偶者(*5)の同居の親族 ｲ. 特定運転者(*7)またはその配偶者(*5)の別居の未婚の子
②	特定運転者(*7)に該当しない者のうち、保険期間の初日以降に新たに次のいずれかに該当した者。 ただし、この場合における配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者は含みません。 ｱ. 特定運転者(*7)またはその配偶者の同居の親族 ｲ. 特定運転者(*7)またはその配偶者の別居の**未婚**の子

(3) (1)および(2)の規定は、下表の条件をすべて満たす場合に限り適用します。

①	(1)の表または(2)の表に該当する者であることを当会社が確認できる公的資料等の提出を、保険契約者、記名被保険者または特定運転者(*7)が行うこと。
②	事実発生日(*3)に(1)または(2)の変更があったものとして、当会社が請求する**追加保険料**を払い込むこと。

(4) (1)および(2)に規定する事故が事実発生日(*3)の翌日から起算して31日目の日以降に発生した場合は、(1)および(2)の規定により当会社が支払う保険金は普通保険約款賠償責任条項(*8)に規定する保険金に限ります。

(*1) 運転者年齢条件とは、保険証券記載のご契約のお車を運転する者の年齢条件をいいます。

(*2) 第２条（家族内新規運転者の自動補償）(1)の事故を起こした運転者の年齢に合致する最も近い年齢条件への変更をいい、運転者の年齢条件特約の削除を含みます。

(*3) 事実発生日とは、次のいずれかに該当する日をいいます。

ⅰ. 第２条（家族内新規運転者の自動補償）(1)または同条(2)の事故を起こした運転者が同条(1)の表の①または同条(2)の表の①に該当する場合は、交付された運転免許証に記載されている取得年月日

ⅱ. 第２条（家族内新規運転者の自動補償）(1)または同条(2)の事故を起こした運転者が同条(1)の表の②または同条(2)の表の②に該当する場合は、その事実が公的資料等で確認される年月日

(*4) 道路交通法に定める運転免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるものをいいます。ただし、仮運転免許を除きます。

(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(*6) 運転者本人・配偶者限定特約から運転者家族限定特約への変更をいいます。

(*7) 特定運転者とは、保険証券記載の１名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、記名被保険者とします。

(*8) 普通保険約款賠償責任条項に適用される他の特約を含みます。

㉙他車運転危険補償特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、**ご契約のお車**の**用途・車種**が、下表のいずれかに該当する場合に適用されます。

①	自家用普通乗用車
②	自家用小型乗用車

〈他車運転危険補償特約　第２条の表の②〉

「当会社の定めるもの」とは、販売過程になければ、その用途・車種が第１条に規定する用途・車種のいずれかに該当するが、中古車等としての販売過程にあることから用途・車種が販売用自動車となるものをいいます。

③	自家用軽四輪乗用車
④	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）
⑤	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
⑥	自家用小型貨物車
⑦	自家用軽四輪貨物車
⑧	特種用途自動車（キャンピング車）

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ｱ．**記名被保険者** ｲ．記名被保険者の配偶者(*1) ｳ．記名被保険者またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族** ｴ．記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子。 ただし、自ら所有する自動車(*2)または常時使用する自動車を運転中の場合を除きます。 ｵ．臨時代替自動車(*3)を運転中の、記名被保険者の業務(*4)に従事中の使用人
②	他の自動車	ご契約のお車以外の自動車であって、その用途・車種が第１条（この特約の適用条件）の表のいずれかに該当する用途・車種であるもの、またはその用途・車種が販売用自動車であるもののうち当会社の定めるものをいいます。 ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車(*2)または常時使用する自動車を除きます。 ｱ．記名被保険者 ｲ．記名被保険者の配偶者(*1) ｳ．記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族

（*1）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

（*2）**所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（*3）臨時代替自動車とは、他の自動車に該当し、かつ、ご契約のお車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車(*2)を除きます。

ⅰ．記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子

ⅱ．記名被保険者の使用人

（*4）業務には、家事を含みません。

第３条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害条項、傷害一時金条項、基本条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する場合に生じた事故により、**被保険者**が被った損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の使用者の業務(*1)のために、その使用者の所有する自動車(*2)を運転している場合
②	被保険者が役員(*3)となっている法人の所有する自動車(*2)を運転している場合
③	自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している場合
④	被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している場合。 ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	次のいずれかに該当する場合 ｱ．被保険者が競技または曲技(*4)のために他の自動車を運転している場合 ｲ．被保険者が競技または曲技を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している(*5)場合

（*1）業務には、家事を含みません。

（*2）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

（*3）役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*4）競技または曲技のための練習を含みます。

（*5）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。

第４条（この特約の補償内容－賠償責任）

(1) 当会社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款賠償責任条項(*2)を適用します。

(2) (1)の場合における被保険者は、記名被保険者等に限ります。

(3) (1)の場合において、他の自動車に**自賠責保険等**の契約が締結されていない場合は、普通保険約款賠償責任条項第５条（当

〈他車運転危険補償特約　第４条(1)〉

「運転者として運転中」とは、運転者本人が自ら運転席に着席して自動車の各種装置を操作し、発進、速度および進行方向の維持または変更、停止等自動車の走行について必要な措置をとっている間をいい、駐車または停車中を含みません。例えば、交通渋滞、信号待ち、踏切での列車の通過待ち等のために運転者として運転席に座りながら停止している間は、自動車の走行について必要な措置をとっている間と考えられるため、停車には含まれず運転に含みます。なお、無保険車事故傷害特約、法律相談費用補償特約、弁護士費用等補償特約（自動車）等においても、同様の取扱いとなります。

会社による援助または解決）(5)の表の⑤の規定にかかわらず、対人賠償に関して同条(2)の規定を適用します。

(4) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第４条（お支払いする保険金）(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄のただし書の規定にかかわらず、他の自動車について生じた１回の対人事故による同条項第１条（この条項の補償内容）(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
(*2) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第５条（車両損害についての特則）

(1) 当会社は、普通保険約款賠償責任条項第３条（保険金をお支払いしない場合）(5)の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、車両損害(*1)に対して、第４条（この特約の補償内容－賠償責任）の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
②	記名被保険者等が運転中(*2)の他の自動車をご契約のお車とみなして普通保険約款車両条項(*3)および基本条項を適用した場合に、当会社が保険金を支払うべき損害がその記名被保険者等が運転中(*2)の他の自動車に生じたこと。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、下表のいずれかに該当する車両損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者等が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合に生じた車両損害(*1)
②	記名被保険者等が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合に生じた車両損害(*1)
③	記名被保険者等が、酒気を帯びて(*4)他の自動車を運転している場合に生じた車両損害(*1)

(*1) 車両損害とは、記名被保険者等が運転中(*2)の他の自動車に直接生じた損害に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって記名被保険者等が被る損害をいいます。
(*2) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
(*3) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
(*4) 道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第６条（この特約の補償内容－人身傷害）

当会社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款人身傷害条項(*2)を適用します。

(*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
(*2) 普通保険約款人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

第７条（この特約の補償内容－傷害一時金）

当会社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款傷害一時金条項(*2)を適用します。

(*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
(*2) 普通保険約款傷害一時金条項に付帯される他の特約を含みます。

第８条（この特約の補償内容－自損傷害）

(1) 当会社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、自損事故傷害特約(*2)を適用します。

(2) (1)の場合における被保険者は、自損事故傷害特約第３条（被保険者）の規定にかかわらず、他の自動車の**正規の乗車装置**または正規の乗車装置のある室内(*3)に搭乗中(*4)の記名被保険者等に限ります。

(*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
(*2) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
(*3) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
(*4) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第９条（普通保険約款との関係）

(1) 当会社は、第６条（この特約の補償内容－人身傷害）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款人身傷害条項(*1)の規定による保険金を支払いません。

(2) 当会社は、第７条（この特約の補償内容－傷害一時金）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款傷害一時金条項(*2)の規定による保険金を支払いません。

(3) この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第１節第４条（ご契約のお車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

(*1) 普通保険約款人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。
(*2) 普通保険約款傷害一時金条項に適用される他の特約を含みます。

㉚ファミリーバイク特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（被保険者）

この特約においては、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害条項および傷害一時金条項ならびに自損事故傷害特約、無保険車事故傷害特約、対物超過修理費用補償特約および人身傷害諸費用補償特約の**被保険者**の範囲に関する規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者を被保険者とします。

①	**記名被保険者**
②	記名被保険者の配偶者(*1)
③	記名被保険者またはその配偶者(*1)の**同居**の**親族**
④	記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の**未婚**の子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第３条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害条項および基本条項ならびに自損事故傷害特約、無保険車事故傷害特約、対物超過修理費用補償特約および人身傷害諸費用補償特約の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が競技または曲技(*1)のために原動機付自転車に搭乗中に生じた損害または傷害
②	被保険者が競技または曲技を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中(*2)に生じた損害または傷害

(2) 当会社は、第４条（この特約の補償内容－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(*3)のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。 ただし、その使用人が第２条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
②	被保険者の使用者の所有する原動機付自転車(*4)を、その使用者の業務(*3)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。 ただし、その使用者が第２条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
③	第２条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務(*3)のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
④	被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故。 ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

(*1) 競技または曲技のための練習を含みます。
(*2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。
(*3) 業務には、家事を含みません。
(*4) **所有権留保条項付売買契約**により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第４条（この特約の補償内容－賠償責任）

(1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を**ご契約のお車**とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款賠償責任条項を適用します。
(2) この保険契約に対物超過修理費用補償特約が適用されている場合は、普通保険約款賠償責任条項に同特約が付帯されたものとみなして同条項を適用します。
(3) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項の補償内容に関する規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた１回の対人事故による同規定に定める損害に対して、**自賠責保険等**によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(4) (3)の借用原動機付自転車とは、第２条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有または常時使用する原動機付自転車(*1)以外のものをいいます。
(5) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合は、普通保険約款賠償責任条項第５条(当会社による援助または解決)(5)の表の⑤の規定にかかわらず、対人賠償に関して同条(2)の規定を適用します。

(*1) 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第５条（この特約の補償内容－人身傷害等）

(1) 保険証券の補償範囲の型の欄に「人身傷害あり」と記載されている場合は、当会社は、被保険者が**正規の乗車装置**に搭乗中(*1)の原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款人身傷害条項および傷害一時金条項(*2)を適用します。

(2) (1)の規定が適用される場合で、ご契約のお車について人身傷害諸費用補償特約が適用されている場合は、普通保険約款人身傷害条項に同特約が付帯されたものとみなして同条項を適用します。

(3) 保険証券の補償範囲の型の欄に「自損事故傷害あり」と記載されている場合は、当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中(*1)の原動機付自転車をご契約のお車とみなして、自損事故傷害特約第１条（この特約の適用条件）および無保険車事故傷害特約第１条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、同特約を適用します。

(*1) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
(*2) 普通保険約款傷害一時金条項に付帯される他の特約を含みます。

第６条（ご契約のお車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款におけるご契約のお車の譲渡の規定は適用しません。

第７条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第８条（この保険契約における普通保険約款および他の特約との関係）

当会社は、普通保険約款人身傷害条項(*1)、傷害一時金条項(*2)および人身傷害諸費用補償特約の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、第５条（この特約の補償内容－人身傷害等）の規定は適用しません。

(*1) 普通保険約款人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。
(*2) 普通保険約款傷害一時金条項に適用される他の特約を含みます。

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

㉛車両無過失事故に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ｱ.　自動車または原動機付自転車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主 ｲ.　自動車または原動機付自転車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ｳ.　ｱ.およびｲ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
②	相手自動車	所有者が**ご契約のお車**の所有者と異なる自動車または原動機付自転車をいいます。

第３条（無過失事故の取扱いの特則）

(1) 当会社は、この特約により、無過失事故によってご契約のお車に生じた損害(*1)に対して、普通保険約款車両条項および基本条項(*2)の規定により保険金を支払う場合は、この保険契約に適用する普通保険約款車両条項の**免責金額**の決定および当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級別料率制度における等級係数の決定において、その無過失事故に関して保険金を支払わなかったものとして取り扱います。

(2) この特約において無過失事故とは、下表のいずれかに該当するご契約のお車と相手自動車との衝突または接触をいいます。ただし、相手自動車の登録番号等(*3)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名または名称が確認された場合に限ります。

①	当会社が、事故状況の調査をした結果、事故態様が次のいずれかに該当する場合で、かつ、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めたとき。 ｱ.　相手自動車が、ご契約のお車に追突した場合 ｲ.　センターライン（中央線）の設けられた道路の対向車線を走行中の相手自動車が、センターライン（中央線）をオーバーしたことによりご契約のお車に衝突または接触した場合 ｳ.　信号機により交通整理が行われている交差点において、相手自動車が、赤色の灯火表示(*4)にしたがわずにその交差点に進入したことにより、青色の灯火表示にしたがい進行したご契約のお車に衝突または接触した場合 Ｉ.　ｱ.からｳ.のいずれにも該当しない場合で、相手自動車が、駐車または停車中のご契約のお車に衝突または接触した場合
②	①に該当しない場合で、当会社が、事故状況の調査をした結果、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準に照らし、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めたとき。
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用または管理していた者に過失がなかったことが判決または裁判上の和解(*5)により確定したとき。

(3)　(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、無過失事故によってご契約のお車に生じた損害(*1)に対して、普通保険約款車両条項および基本条項(*2)以外の規定により支払われる保険金がある場合には、この特約を適用しません。ただし、普通保険約款車両条項および基本条項(*2)以外の規定により支払われる保険金が、当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級別料率制度における等級係数の決定において、その無過失事故に関して保険金を支払わなかったものとして取り扱う場合には、この特約を適用します。

(*1) 車内携行品補償特約における損害を含みます。
(*2) 車両価額協定保険特約、車両全損時諸費用補償特約および車内携行品補償特約を含みます。
(*3) 登録番号等とは、登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。
(*4) 赤色の灯火の点滅を除きます。
(*5) 民事訴訟法に定める訴え提起前の和解を含みません。

第４条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第４節第１条（保険金の請求）(2)⑤の表のｱ.の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて下表の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

①	ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名または名称の記載のあるもの
②	ご契約のお車の損傷部位の写真
③	相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

㉜保険契約の更新に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

(1)　この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

(2)　この特約の適用にあたっては、特に記載のないかぎり、普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項(*1)ごとおよび基本条項特約（賠責）に規定する共通補償特約(*2)ごとにこれを適用します。

(*1) 普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項に付帯された特約を含みます。
(*2) 共通補償特約に付帯された特約を含みます。

第２条（保険契約の更新）

(1)　次に規定する日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しないことの意思表示がなされない場合には、この保険契約は第３条（更新後契約の内容）に規定する内容にて更新されるものとします。

この保険契約の保険期間の末日

(2)　更新後契約(*1)の保険期間の初日はこの保険契約の保険期間の末日とし、保険期間は次に規定する期間とします。

① この保険契約と同一の期間
② ①の規定にかかわらず、(1)に規定する日までに、保険契約者が、当会社に**書面等**により更新後契約(*1)の保険期間の申出を行い、当会社がこれを承認した場合は、その保険期間

〈保険契約の更新に関する特約　第１条(2)〉
「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。
ただし、現在自動車保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

(3) (1)および(2)の規定によってこの保険契約が更新された場合には、当会社は、継続証等(*2)を保険契約者に交付します。ただし、普通保険約款基本条項第７節第４条（保険証券等の不発行の特則）に規定する保険契約者の申出があった場合は、この規定は適用しません。

(*1) 更新後契約とは、(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第３条（更新後契約の内容）

(1) 下表の条件をいずれも満たす場合には、この保険契約は、保険契約者から申出のあった内容にて更新されるものとします。

①	当会社が、保険契約者に対して、通知締切日(*1)までに、更新後の内容の提示を行うこと。
②	①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に書面等により更新後契約(*2)の内容の申出を行い、当会社がこれを承認すること。

(2) (1)以外の場合は、この保険契約は、第５条（更新後契約に適用される制度、料率等）、第６条（更新後契約に適用される特約）およびこの特約に自動的に付帯される他の特約に別の規定がある場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における契約内容と同一の内容にて更新されるものとします。この場合において、(1)の表の①の条件を満たすときは、当会社は、保険契約者または**被保険者**に更新後契約(*2)の**告知事項**について告知を求めたものとし、保険契約者または被保険者がこの保険契約の告知事項を更新後契約(*2)の告知事項として改めて告知したものとみなします。

(*1) 通知締切日とは、第２条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。
(*2) 更新後契約とは、第２条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第４条（更新後契約の保険料）

更新後契約(*1)の保険料は、更新後契約(*1)の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故歴、年齢等の条件に従って定めるものとし、当会社は、この金額を継続証等(*2)に記載するものとします。

(*1) 更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第５条（更新後契約に適用される制度、料率等）

当会社が、制度、料率等(*1)を改定した場合には、更新後契約(*2)に対しては、更新後契約(*2)の保険期間の初日における制度、料率等(*1)が適用されるものとします。

(*1) 制度、料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。
(*2) 更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第６条（更新後契約に適用される特約）

(1) この保険契約に付帯された他の特約が更新後契約(*1)の保険期間の初日において当会社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は更新後契約(*1)には適用しないものとします。
(2) 更新後契約(*1)の保険期間の初日において他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されることとなる場合、または他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されないこととなる場合があります。

(*1) 更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第７条（更新後契約の告知義務）

(1) 第２条（保険契約の更新）(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、**保険契約申込書等**に記載した告知事項および継続証等(*1)に記載された告知事項に変更があったときまたはこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたときは、保険契約者または被保険者は、通知締切日(*2)までに書面等をもって当会社に告知しなければなりません。
(2) (1)の告知については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。
(3) この保険契約において告知義務違反による解除の理由がある場合は、当会社は、更新後契約(*3)を解除することができます。

(*1) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。
(*2) 通知締切日とは、第２条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。
(*3) 更新後契約とは、第２条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第８条（更新後契約の初回保険料払込期日以前に発生した事故等に関する特則）

(1) 更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載がある場合は、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第５節第８条（保険契約解除の効力）(2)の表の①を下表のとおり読み替えて適用します。

① 第６条(1)の表の①の規定による解除の場合	**初回保険料**の払込期日

(2) 更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載があり、かつ、事故の発生の日が、初回保険料の払込期日以前である場合において、次のいずれかに該当するときは、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第２節第１条（保険料の払込方法等）(4)を下表のとおり読み替えて適用し、同条(5)を適用しません。

① 事故の発生の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれているとき。
② 更新前契約の継続証等(*2)に保険料払込期日の記載がなく、かつ、更新前契約の保険料が全額払い込まれているとき。

(4) (3)の規定にかかわらず、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとして取り扱い、その事故による損害または**傷害**に対して保険金を支払います。

(3) (2)の規定を適用する場合において、当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第６節第４条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い) (2)を下表のとおり読み替えて適用します。

(2) 当会社が第１条（保険料の返還、追加または変更）(3)の**追加保険料**の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

(*1) 更新後契約とは、第２条（保険契約の更新）(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

㉝自動車補償の更新に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に保険契約の更新に関する特約が適用されることが記載されている場合に自動的に適用されます。

第２条（更新後契約の内容）

当会社は、この特約により、更新後契約(*1)の内容を下表のとおりとします。

	項　目	内　容
保険金額関連	車両保険の保険金額	① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、当会社は、この保険契約の満了する日までに、**ご契約のお車**と同一の**用途・車種**、車名、型式、仕様および初度登録年月(*2)の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定したご契約のお車の価額見積額を保険契約者に対する**書面等**によって保険契約者に通知します。 なお、通知締切日(*3)までに、保険契約者より別段の意思表示がない場合には、その見積額をもって、車両価額協定保険特約第２条（協定保険価額）(1)に規定するご契約のお車の価額の協定がなされたものとみなし、その協定保険価額を保険金額として定めるものとします。 ② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、当会社は、この保険契約の満了する日までに、この保険契約の車両保険金額を基準とし、ご契約のお車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定したご契約のお車の価額見積額を、保険契約者に対する書面等によって保険契約者に通知します。 なお、通知締切日(*3)までに、保険契約者より別段の意思表示がない場合には、その見積額を保険金額として契約することの保険契約者および**被保険者**の申出がなされたものとみなし、その見積額を保険金額として定めるものとします。 ③ ①または②の通知に対して、通知締切日(*3)までに、保険契約者より別段の意思表示があった場合には、この保険契約は更新されないものとします。
特約関連	この保険契約に付帯された特約が更新後契約(*1)の保険期間の始期において当会社の定める適用条件の範囲外となるときは、その特約は更新後契約(*1)には適用しないものとします。この場合、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、保険契約者に対する書面等によって保険契約者に通知します。また、特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約が適用されること、または特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約が適用されないことがあります。	
上記に記載されている以外の事項については、満期日と同一の内容とします。		

(*1) 保険契約の更新に関する特約第３条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約をいいます。
(*2) ご契約のお車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。
(*3) 保険契約の更新に関する特約第２条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。

第３条（入替自動車の自動補償適用の特則）

下表のすべてに該当する場合は、更新後契約(*1)について、普通保険約款基本条項第１節第５条（ご契約のお車の入替）に規定するご契約のお車の入替がなされたものとみなし、同条(3)の規定を適用します。

①	この保険契約に普通保険約款基本条項第１節第５条(3)の規定が適用されること。
②	普通保険約款基本条項第１節第５条に規定する入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に更新後契約(*1)の保険期間の始期が到来すること。

(*1) 保険契約の更新に関する特約第３条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約をいいます。

㉞更新契約の取扱いに関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にノンフリート契約であることが記載されており、かつ、この保険契約に保険契約の更新に関する特約が付帯されていない場合に適用されます。ただし、この保険契約に保険契約の更新に関する特約が付帯されている場合であっても、当会社より保険契約者に対する**書面等**によって保険契約者に対して同特約の規定による保険契約の更新を行わないことの意思表示を行ったときは、同特約が付帯されていないものとしてこの特約を適用します。

第２条（更新契約）

この特約において更新契約とは、この保険契約と保険契約者、**記名被保険者**および**ご契約のお車**を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第３条（更新契約に関する特則）

この保険契約の更新契約の締結手続漏れがあった場合であっても、下表に規定する条件をすべて満たしているときに限り、この保険契約が満了する日と同一の内容で更新されたものとして取り扱います。ただし、この保険契約の保険期間が１年に満たない場合、更新契約の保険期間は１年とします。

①	この保険契約が１年以上を保険期間とする保険契約であること。 ただし、この保険契約に当会社が別に規定する保険期間通算による等級継承特則を適用して１年未満の契約を締結した場合を含みます。
②	この保険契約が、この特約を適用して締結されたものではないこと。
③	ご契約のお車を同一とする**他の保険契約等**がないこと。
④	電話、面談等により、保険契約者に対して直接更新の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者側の事情により、この保険契約の更新契約の締結手続漏れとなったものでないこと。
⑤	この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から更新契約を締結しないことの意思表示がなかったこと。
⑥	保険契約者が、保険証券記載の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面等により更新契約の申込みを行うこと。
⑦	特約に別に規定する場合を除いて、保険契約者が⑥の申込みと同時に更新契約の**初回保険料**を当会社に払い込むこと。

第４条（更新契約に適用される内容）

(1) 第３条（更新契約に関する特則）の規定にかかわらず、下表の事項については、更新契約に適用される内容は下表に規定するところによります。

①	この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合、ご契約のお車の保険金額は、次のいずれかに規定するところにより決定します。 ｱ. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、当会社は、この保険契約の満了する日までに、ご契約のお車と同一の**用途・車種**、車名、型式、仕様および初度登録年月(*1)の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定したご契約のお車の価額見積額とします。 ｲ. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、当会社は、この保険契約の満了する日までに、この保険契約の車両保険金額を基準とし、ご契約のお車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定したご契約のお車の価額見積額とします。
②	この保険契約に適用されている特約に関しては、更新契約の保険期間の始期において、その特約の適用条件の範囲外となる場合は、その特約は更新契約に適用しないものとします。また、特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約が適用されること、または特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約が適用されないことがあります。
③	更新契約の保険料は、この保険契約の無事故実績等の条件によって定めるものとします。

(2) 当会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等を改定した場合には、更新契約に対しては、更新契約の保険期間の始期における普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等が適用されるものとします。

(*1) ご契約のお車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。

第５条（保険責任に関する特則）

第３条（更新契約に関する特則）の規定により締結された更新契約に対しては、普通保険約款基本条項第７節第１条（保険責任の始期および終期）(2)および普通保険約款に付帯される他の特約に規定する保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

㉟団体扱・集団扱特約

第１条（特約の適用等）

（1）この特約は、保険契約者が、この特約にしたがい、集金者(*1)を経由して保険料を払い込むことについて同意し、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。ただし、この保険契約が当会社の定めるこの特約の適用条件に該当し、集金者(*1)がこの保険契約の締結を認めている場合に限ります。また、保険契約者は下表のいずれかに該当するものに限ります。

①	団体(*2)に勤務し、毎月その団体(*2)から給与の支払を受けていること、またはその団体(*2)を退職した者であること。
②	当会社の承認する団体(*2)およびその構成員(*3)であること。

（2）この特約の適用にあたっては、特に記載のない限り、普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項(*4)ごとおよび基本条項特約（賠責）に規定する共通補償特約(*5)ごとにこれを適用します。

（3）当会社は、この特約を適用する場合、下表の普通保険約款基本条項の規定は適用しません。ただし、第６条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、下表の規定を適用します。

①	第２節第１条（保険料の払込方法等）
②	第２節第２条（保険料の払込方法－口座振替方式）
③	第２節第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
④	第２節第４条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）
⑤	第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）
⑥	第６節第２条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）
⑦	第６節第３条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）
⑧	第６節第４条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

（4）当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項付表２中「付表３の「短期料率」」および「日割」とあるのは、それぞれ「月割」に読み替えて適用します。

（*1）集金者とは、当会社との間に集金契約(*6)を締結した者をいいます。
（*2）団体とは、官公署または公社、公団、会社等の企業体などをいい、法人・個人の別を問いません。
（*3）団体およびその構成員の役員または従業員を含みます。
（*4）普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項に付帯された特約を含みます。
（*5）共通補償特約に付帯された特約を含みます。
（*6）集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第２条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結時(*1)に定めた回数および金額にしたがい払い込むものとし、**初回保険料**を下表のいずれかの方法により、払い込まなければなりません。ただし、下表の①または②の方法により払い込む場合は、第１条（特約の適用等）(3)の規定は適用しません。

①	この保険契約の締結と同時に直接当会社に払い込む方法
②	普通保険約款基本条項第２節第３条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）に規定するクレジットカード払の方式により直接当会社に払い込む方法
③	集金契約(*2)に定めるところにより、集金者(*3)を経て払い込む方法

（2）保険料の払込方法が一時払以外の場合には、保険契約者は、第２回目以降の保険料を集金契約(*2)に定めるところにより、集金者(*3)を経て払い込まなければなりません。

（*1）この保険契約に普通保険約款に規定する補償条項を追加する場合を除きます。
（*2）集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
（*3）集金者とは、当会社との間に集金契約(*2)を締結した者をいいます。

第３条（初回保険料領収前の事故または発病した疾病）

（1）初回保険料が集金契約(*1)に定めるところにより、集金者(*2)を経て払い込まれる場合には、初回保険料払込前の事故による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に定める初回保険料領収前に生じた事故または発病した疾病の取扱いに関する規定を適用しません。

（2）初回保険料の払い込まれる前に第６条（特約の失効または解除）の規定によりこの特約が効力を失った場合に、第７条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、(1)の規定は適用しません。

（*1）集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
（*2）集金者とは、当会社との間に集金契約(*1)を締結した者をいいます。

〈団体扱・集団扱特約　第１条(2)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在自動車保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

第４条（追加保険料の払込み等）

(1) この条の規定は、集金者(*1)と当会社との間に覚書(*2)が締結されている場合に適用されます。

(2) 普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が**追加保険料**(*3)を請求した場合は、保険契約者は、集金契約(*4)および覚書(*2)に定めるところにより、集金者(*1)を経て追加保険料(*3)を払い込むことができるものとします。

(3) 普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が追加保険料(*3)を請求した場合において、(2)の規定を適用しないときには、保険契約者は集金者(*1)を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。この場合において、第１条（特約の適用等）(3)の規定は適用しません。

(4) (2)または(3)の規定にしたがって追加保険料(*3)の払込みがあった場合には、普通保険約款基本条項第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定を適用しません。

(5) 普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が保険料を返還する場合には、当会社が認めるときに限り、当会社の定める日に集金者(*1)を経て行うことができるものとします。

(6) (5)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(*1) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*4)を締結した者をいいます。
(*2) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。
(*3) 追加保険料とは、覚書(*2)に定める追加保険料をいいます。
(*4) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第５条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者(*1)を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者(*1)からの請求に基づき集金者(*1)に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

(*1) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*2)を締結した者をいいます。
(*2) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第６条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、下表の左欄のいずれかに該当する事実が発生した場合には、対応する下表の右欄に規定する時から将来に向かってその効力を失います。

① 集金契約(*1)が解除されたことにより集金者(*2)による保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日(*3)
② 口座振替方式(*4)の場合において、保険契約者または集金者(*2)の責に帰すべき事由により、保険料が集金日(*3)の属する月の翌月末までに集金されなかったことが発生したとき。ただし、集金者(*2)が保険契約者にかわって保険料を集金日(*3)までに当会社に払い込んだ場合を除きます。	集金日(*3)の属する月の翌月末
③ 保険契約者が団体(*5)を退職（ただし、集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。）した場合。ただし、保険契約者が、退職（ただし、集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。）した後も引続きこの特約にしたがい保険料を払い込むことを集金日(*3)の属する月の翌々月末までに当会社に通知した場合を除きます。	集金が不能となった最初の集金日(*3)
④ 口座振替方式(*4)以外の場合に、①、③および⑤以外の理由により集金者(*2)による保険料の集金が不能となったとき。	集金が不能となった最初の集金日(*3)
⑤ 当会社が集金者(*2)からこの保険契約について集金契約(*1)に基づく保険料の集金を行わなくなったことの通知を受けた場合	この保険契約について集金契約(*1)に基づく保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(*6)の対象となる保険契約者の人数(*7)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。ただし、この規定は、第１条（特約の適用等）(1)の表の①に規定する団体(*5)または同表の②に規定する団体(*5)ごとに適用します。

(3) (1)の表の①もしくは同表の⑤の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面をもってそのことを通知します。

(*1) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
(*2) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*1)を締結した者をいいます。
(*3) 集金日とは、集金契約(*1)に定める払込期日をいいます。
(*4) 口座振替方式とは、保険契約者の指定する口座から、口座振替により保険料の払込みを行うことをいいます。
(*5) 団体とは、官公署または公社、公団、会社等の企業体などをいい、法人・個人の別を問いません。
(*6) この保険契約に係る集金契約(*1)には、当会社との間の団体扱・集団扱特約に係る他の集金契約(*1)を含みます。
(*7) 同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱特約を付帯した保険契約を締結している場合は１名と数えます。

第７条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 第６条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、保険契約者は、次に定める期日までに、未払込保険料(*1)の全額を集金者(*2)を経ることなく、一時に当会社

に払い込まなければなりません。

この特約が効力を失った場合： （口座振替以外）　集金不能日等(*3)の属する月の翌々月末 （口座振替）　　集金不能日等(*3)の属する月の翌月末 この特約が解除された場合　： （口座振替以外）　解除日の属する月の翌々月末 （口座振替）　　解除日の属する月の翌月末

(2) (1)の場合に、集金者(*2)に集金された保険料が当会社へ払い込まれないときは、その保険料は(1)の未払込保険料(*1)に含みます。

(*1) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその**保険年度**の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第４条（追加保険料の払込み等）に規定する追加保険料(*4)を含みます。
(*2) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*5)を締結した者をいいます。
(*3) 集金不能日等とは、第６条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。
(*4) 追加保険料とは、覚書(*6)に定める追加保険料をいいます。
(*5) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
(*6) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第８条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、第７条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払込保険料(*1)の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等(*2)またはこの特約の解除日のうちいずれか早い日(*3)から未払込保険料(*1)の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第４条（追加保険料の払込み等）に規定する追加保険料(*4)を含みます。
(*2) 集金不能日等とは、第６条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。
(*3) 当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めた場合は、保険期間の初日とします。
(*4) 追加保険料とは、覚書(*5)に定める追加保険料をいいます。
(*5) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第９条（解除－未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第７条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払込保険料(*1)の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、普通保険約款基本条項第５節第６条（保険料不払による保険契約の解除）の規定は適用しません。
(2) (1)に規定する解除は集金不能日等(*2)またはこの特約の解除日のうちいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等(*2)が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、普通保険約款基本条項第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(8)の表の④および⑤に該当するものとみなして同条(8)の規定を準用します。

(*1) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第４条（追加保険料の払込み等）に規定する追加保険料(*3)を含みます。
(*2) 集金不能日等とは、第６条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。
(*3) 追加保険料とは、覚書(*4)に定める追加保険料をいいます。
(*4) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第10条（特約の失効または解除後の翌保険年度以後の保険料の払込方法）

(1) この保険契約の保険期間が１年を超え、保険料の払込方法が一時払以外の場合に第６条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法および払込期日とすることができます。

㊱契約内容変更時の追加返還保険料の当会社直接払込に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、団体扱・集団扱特約が適用されており、集金者(*1)と当会社との間に「追加保険料集金に関する覚書」が締結されていない場合に適用されます。この特約が付帯された場合には、団体扱・集団扱特約第４条（追加保険料の払込み等）の規定は適用しません。

(*1) 集金者とは、当会社との間に保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。

第２条（追加保険料の払込み）

普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が**追加保険料**を請求した場合は、保険契約者は集金者(*1)を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(*1) 集金者とは、当会社との間に保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。

第３条（特約の失効）

団体扱・集団扱特約第６条（特約の失効または解除）の規定に基づき、同特約が効力を失った場合または当会社が同特約を解除した場合には、この特約は効力を失います。

㊲通信による契約申込に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者から第２条（保険契約の申込み）に規定する保険契約の申込みがあり、かつ、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第２条（保険契約の申込み）

(1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、下表のいずれかの方法により、保険契約の申込みをすることができるものとします。

①	申込書(*1)に必要な事項を記載し、当会社に送付すること。
②	電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し保険契約申込の意思表示をすること。

(2) (1)の表の①の規定により申込書(*1)の送付を受けた当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書(*2)を保険契約者に送付するものとします。

(3) (1)の表の②の規定により保険契約申込の意思表示を受けた当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書(*2)および申込書(*1)を保険契約者に送付するものとします。この場合において、保険契約者は申込書(*1)に必要な事項を記載し、当会社の定める期間内に当会社に送付するものとします。

(4) (3)の規定に基づき、当会社が保険契約者による保険契約申込の意思表示に基づき作成した申込書(*1)に記載の事項を、保険契約者が変更または訂正する場合には、遅滞なく当会社にそのことを連絡することとします。

(5) (4)の規定に基づき、連絡を受けた当会社は、改めて保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、別途通知書(*2)および申込書(*1)を保険契約者に送付するものとします。

(6) 保険契約者により(3)および(5)の申込書(*1)が当会社の定める期間内に当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、(1)の申込みがなかったものとして取り扱います。

(7) 当会社は、(2)、(3)または(5)の通知書(*2)にかえて、通知(*3)によることができるものとします。

(*1) 当会社の定める保険契約申込書をいいます。
(*2) 保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
(*3) 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とする通知をいいます。

第３条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、第２条（保険契約の申込み）(2)、(3)または(5)の通知書(*1)にしたがい、**初回保険料**を払い込まなければなりません。

(2) 通知書(*1)に記載する初回保険料の払込期日は、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。ただし、この保険契約に適用されている普通保険約款および他の特約に保険料の払込期日に関して別の規定がある場合を除きます。

(3) 通知(*2)による場合の初回保険料の払込期日は、保険期間の初日の前日とします。

(*1) 保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
(*2) 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とする通知をいいます。

第４条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、通知書(*1)に記載された保険料の払込期日までに初回保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約に適用されている普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の保険料不払による保険契約の解除の規定を適用します。この場合において、保険契約者への通知は、保険契約者に対する書面により行います。

(*1) 保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。

㊳インターネット等による通信販売に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者から第２条（保険契約の申込み）に規定する保険契約の申込みがあり、かつ、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

第２条（保険契約の申込み）

(1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込みについての重要事項を了解した上で、当会社の定める手続方法にしたがって、情報処理機器上の契約申込画面に必要な事項を入力し、当会社に送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。

(2) (1)の規定により当会社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認画面を送信することにより引受契約内容を通知します。

第３条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、第２条（保険契約の申込み）(2)の契約確認画面にしたがい、**初回保険料**を払い込まなければなりません。

(2) 契約確認画面に記載する初回保険料の払込期日は、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に保険料の払込期日に関して別の規定がある場合を除きます。

第４条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、第３条（保険料の払込方法）(2)に規定する払込期日までに初回保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約に適用されている普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の保険料不払による保険契約の解除の規定を適用します。この場合において、保険契約者への通知は、保険契約者に対する書面により行います。

㊴承認請求の書面省略に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社と保険契約者または**被保険者**との間に、通知等を第３条（この特約による承認請求）(1)に規定する方法により行うことについて合意がある場合に適用されます。

第２条（通知等）

この特約において通知等とは、下表に規定する訂正の申出または通知をいいます。

①	普通保険約款基本条項第５節第３条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出
②	普通保険約款基本条項第１節第４条（ご契約のお車の譲渡）(1)に規定する通知
③	普通保険約款基本条項第１節第５条（ご契約のお車の入替）(1)に規定する通知
④	普通保険約款基本条項第５節第７条（保険契約者による保険契約の解除）(1)に規定する通知
⑤	普通保険約款基本条項第６節第１条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知

第３条（この特約による承認請求）

(1) 保険契約者または被保険者は、通知等を電話または当会社の定める通信方法により当会社所定の連絡先に対して直接行うことができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者が(1)の規定により通知等を行い、当会社がその通知等の受領と同時にそれを承認した場合、当会社はその通知等をもって書面による承認の請求がなされたものとみなします。

第４条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

㊵リースカーに関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、下表に規定する条件をすべて満たしている場合に適用されます。

①	保険契約者と当会社との間に、リースカーの自動車保険に関する特約が締結されていること。
②	**ご契約のお車**がリースカーの自動車保険に関する特約第１条(対象とする自動車の範囲)に規定する自動車に該当すること。

第２条（保険責任の始期）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第７節第１条（保険責任の始期および終期）(2)の規定は適用しません。ただし、下表のいずれかに該当する事故による損害または**傷害**に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

①	保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第３条（保険料の払込み）または同特約第６条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）(2)に規定する払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領収前に生じた事故
②	保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第２条（保険契約の申込み）に規定する申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証できなかったときは、同特約第６条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）(1)に規定する訂正の手続を行うまでの間に生じた事故

第３条（リース契約の終了または解除の場合）

当会社は、この特約により、ご契約のお車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人からご契約のお車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（解　除）

リースカーの自動車保険に関する特約第８条（リース契約の終了または解除の場合）(2)の規定に基づくこの保険契約の解除は、普通保険約款基本条項第５節第８条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、リースカーの自動車保険に関する特約第８条(1)の事実発生の時から将来に向かってのみ、その効力を生ずるものとします。

㊶共同保険に関する特約

第１条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第２条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第３条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第２条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第４条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

4 ロードアシスト　利用規約

Ⅰ　ロードアシスト全般に関する事項

1．ロードアシスト　利用規約について

(1) ロードアシストは、「車両搬送費用特約（正式名称：車両搬送費用補償特約）」による車両搬送費用の補償と「サービス」の提供から構成されます。

(2) 本利用規約は、弊社が提供するロードアシストに関する事項を規定したものです。

(3)「車両搬送費用特約」による補償は、ご契約に適用される普通保険約款および特約の規定にしたがいます。

(4) ロードアシストによる「車両搬送サービス」の提供ができない場合であっても、「車両搬送費用特約」の補償対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。

例：① 交通事情、気象状況、地震等により、弊社がロードアシストによる「車両搬送サービス」の提供を行うことができない場合でも、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる車両搬送費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

② 事故や故障の発生時に弊社への連絡がない場合、弊社はロードアシストによる「車両搬送サービス」の提供を行うことができませんが、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる車両搬送費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

③ ご契約のお車の車上にある鍵が盗難された場合、弊社はロードアシストによる「車両搬送サービス」の提供を行うことができませんが、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる車両搬送費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

④ 一部の離島等の地域では、ロードアシストによる「車両搬送サービス」の提供ができない場合がありますが、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる車両搬送費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

2．ロードアシストで提供する「サービス」

ロードアシストでは、以下の「サービス」を提供します。なお、②～④を総称し、以下「付帯サービス」といいます。

①車両搬送サービス	②緊急時応急対応サービス	③燃料切れ時ガソリン配達サービス
④おクルマ故障相談サービス		

3．ロードアシストの対象車両

(1) ロードアシストの対象車両は、「車両搬送費用特約」が付帯されている保険契約のご契約のお車とします。ただし、「車両搬送費用不担保特約」が付帯されている場合を除きます。

(2)「他車運転危険補償特約」の対象となる他の自動車のように、ご契約のお車以外の自動車および原動機付自転車や「ファミリーバイク特約」の対象となる原動機付自転車等は、ロードアシストの対象となりません。

(3) 普通保険約款および特約の規定にしたがい、ご契約のお車の入替が行われた場合、入替後のお車をご契約のお車として、本利用規約を適用します。ただし、入替自動車の自動補償の規定は適用しません。

4．ロードアシストの対象者

(1) ロードアシストの対象者は、ご契約のお車に搭乗中の方、ご契約のお車の所有者および記名被保険者とします。

(2) 一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、事故、故障または車両トラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。

(3) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中の方は、対象となりません。

5．ロードアシストの適用地域

(1) ロードアシストは、日本国内でのみ適用されます。

(2) 一部の離島等の地域では、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供ができない場合があります。

6．ロードアシストの対象期間

(1) ロードアシストは、保険証券記載の保険期間内に発生した事故、故障または車両のトラブルに対して提供します。

(2) 保険契約が解約または解除された場合や、保険契約が取消しまたは無効となった場合、「車両搬送費用特約」が削除された場合は、ロードアシストの対象となりません。

7．ロードアシストを提供できない場合等

(1) ロードアシストは、以下の事項に該当する場合には、提供することができません。

① 事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合

ｱ. ロードアシストの対象者の故意または重大な過失

ｲ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

ｳ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

Ⅰ. 次のいずれかに該当する事由

(ｱ) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(イ) (ア)以外の放射線照射または放射能汚染
オ. 次のいずれかに該当する事由
(ア) イ.からI.までの事由によって発生した事故の拡大
(イ) 発生原因が何であるかにかかわらず、事故のイ.からI.までの事由による拡大（事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。）
(ウ) イ.からI.までの事由に伴う秩序の混乱
カ. 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
キ. 詐欺または横領
ク. 次のいずれかに該当する事由
(ア) ご契約のお車を競技または曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること。
(イ) ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。）すること。

② ご契約のお車の運転者が、法令で定められた運転資格を持たない場合、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合、酒気を帯びて（道路交通法第65条第１項違反またはこれに相当する状態をいいます。）運転した場合に生じた事故によってご契約のお車が走行不能となった場合
③ 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態であり事故や故障、車両自体に生じたトラブルに該当しない場合

(2) 以下の事項に該当する場合には、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。ただし、「車両搬送費用特約」の規定にしたがい、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。
① ご契約のお車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合
② 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所でご契約のお車を使用し、事故や故障が発生した場合
③ 故意によりメーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えてご契約のお車を使用した場合
④ 航空機または船舶によりご契約のお車を輸送中の場合
⑤ ご契約のお車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合
⑥ ご契約のお車が、鍵の盗難または紛失により走行不能となった場合
(3) ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」をご利用いただく場合は、必ず事前に弊社にご連絡いただくことが必要です。ご連絡がない場合は、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。

8．ロードアシストをご利用いただく際のご注意事項
(1) ロードアシストは、弊社がＪＡＦまたは弊社の提携会社を通じて提供します。
(2) お客様がＪＡＦ会員の場合は、お客様のご了解のもと、原則としてＪＡＦに取次ぎます。
(3) ロードアシストを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、ロードアシストの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を、ＪＡＦまたは弊社の提携会社へ提供します。
(4) 弊社へご連絡いただいた際、聞き間違いによりお客様にご迷惑をおかけしないよう、通話記録を保存しております。
(5) 交通事情、気象状況、地震等により、ロードアシスト提供会社の到着に時間がかかる場合またはロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の各種の案内や手配もしくは提供ができない場合があります。
(6) レッカーによるけん引やご契約のお車に生じた故障や車両のトラブルに対する応急対応の過程で、ご契約のお車の車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につきロードアシストの提供会社を免責とする趣旨の書類に、お客様の署名をいただく場合があります。
(7)「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
(8)「車両搬送サービス」に規定する上限額を超える費用や、「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供範囲外の費用はお客様のご負担となります。また、弊社がロードアシストを提供した後に、ロードアシストの対象ではないことが判明した場合、提供に必要とした費用は、全てお客様のご負担となります。
(9) 相手方のある事故等が原因となってロードアシストを提供し、その費用についてお客様が損害賠償請求権を取得した場合において、弊社がロードアシストの費用をお支払いしたときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、お客様が取得した債権の額から、お支払いしていない費用の額を差し引いた額とします。

Ⅱ　サービスの内容

1．車両搬送サービス
(1)「車両搬送サービス」の内容
① ご契約のお車が事故や故障により走行不能となった場合に、走行不能となった場所からお客様がご指定する修理工場等までご契約のお車を搬送する手配を行い、搬送に必要な費用を、10万円を上限にお支払いします。
② 搬送に必要な費用には、修理工場等に搬送するために必要な仮修理を実施した費用や、修理工場等に搬送するために必要なクレーン作業料や保管料を含みます。
③ 修理工場の指定がない場合、弊社が修理工場を紹介し、お客様に搬送先を決定いただきます。
④ 「走行不能となった場合」とは、ご契約のお車が事故や故障により、自力で移動することができない状態または法令により走行してはいけない状態をいいます。
⑤ 自宅駐車場での事故や故障の場合も、ご契約のお車が走行不能となった場合は対象となります。

(2) ご利用上のご注意

① 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態からのレッカーけん引は、事故や故障による走行不能には該当しないため、対象となりません。

② 一旦、お客様がご指定する修理工場等へ搬送した後に、再度、搬送したことにより生じた費用は対象となりません。

③ 「車両搬送サービス」の対象となる場合、「車両搬送費用特約」による保険金をお支払いできないときも「車両搬送サービス」を提供します。

④ 「車両搬送費用特約」での補償対象となる車両搬送費用については、保険金としてお支払いします。「車両搬送費用特約」により保険金をお支払いした場合でも、それだけではノンフリート等級別料率制度における事故の件数に含まれませんので、更新後契約の自動車保険の等級や保険料に影響することはありません。

2．緊急時応急対応サービス

(1)「緊急時応急対応サービス」の内容

① ご契約のお車が、故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行ができなくなった場合に、30分程度で対応可能な応急対応を行います。ただし、②に掲げる費用についてはお客様のご負担となります。

対応可能な応急対応の例
・バッテリーの点検、ジャンピング　・スペアタイヤ交換
・インロック時のカギ開け（一般のシリンダー錠に限ります。）
・冷却水補充　・脱輪および落輪引上げ（１m以内）　・各種バルブ、ヒューズ取替え　等

② 対応可能な応急対応であった場合でも、次の費用はお客様のご負担となります（「緊急時応急対応サービス」の手配は行います。）。

・部品代、消耗品代
・一般のシリンダー錠以外のインロック時のカギ開け代（例：セキュリティ装置（警報装置）付車両のカギ開け代、高年式タイプのカギ開け代　等）
・チェーンの着脱作業代　・パンク修理代　・30分程度で対応できないケースの超過作業料

③ ＪＡＦ会員のお客様が、ＪＡＦによる「緊急時応急対応サービス」を受ける場合は、サービスの範囲を拡大し、部品代、消耗品代を除く作業料超過部分の費用を提供します。

(2) ご利用上のご注意

① 故障や車両のトラブルの現場対応ができず、走行不能であることが判明した場合は、「車両搬送サービス」の内容に基づきご契約のお車を修理工場等へ搬送します。

② 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態やタイヤが空転して走行不能となった状態は、故障や車両自体に生じたトラブルには該当しないため、対象となりません。

③ ご契約のお車の車種やカギの種類によっては、カギ開けができない場合があります。

④ ＪＡＦ会員のお客様であることが確認できない場合およびＪＡＦ会員のお客様が、ＪＡＦ以外の業者による「緊急時応急対応サービス」を受ける場合は、ＪＡＦ会員向けの拡大サービスをご提供することができません。

⑤ 「緊急時応急対応サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。

3．燃料切れ時ガソリン配達サービス

(1)「燃料切れ時ガソリン配達サービス」の内容

① ご契約のお車が道路上でガス欠となった場合に、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油を10リットル提供します。なお、ご契約のお車が電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送を行います。

② 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」は、ご利用受付日を含み１年間に１回を限度とします。

③ ＪＡＦ会員のお客様が、ＪＡＦによる「燃料切れ時ガソリン配達サービス」を受ける場合は、サービスの範囲を拡大し、１年間に２回を限度とします。

(2) ご利用上のご注意

① 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所でガス欠が発生した場合、ガソリン配達の手配は行いますが、ガソリン代はお客様のご負担となります。電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送の手配は行いますが、当該車両搬送費用はお客様のご負担となります。

② ＪＡＦ会員のお客様であることが確認できない場合およびＪＡＦ会員のお客様が、ＪＡＦ以外の業者による「燃料切れ時ガソリン配達サービス」を受ける場合は、ＪＡＦ会員向けの拡大サービスをご提供することができません。

③ 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。

4．おクルマ故障相談サービス

(1)「おクルマ故障相談サービス」の内容

ご契約のお車の故障や車両のトラブルに対して、整備有資格者が適切なアドバイスを行います。

(2) ご利用上のご注意

① アドバイスで解決することができず、かつ、ご契約のお車が走行不能の場合は、「緊急時応急対応サービス」によって対応します。また、走行不能であることが判明した場合は、「車両搬送サービス」によって対応します。

② 「おクルマ故障相談サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。

耳や言葉の不自由なお客様専用
事故受付票 自動車保険用

ファックスをお送りいただく際はコピーをおとりいただいたうえ、
コピー紙をお送りください。
（本紙を直接送付いただくと紙づまりの原因となる場合があります。）
※自動車保険以外の場合には別の事故受付票をご使用ください

耳や言葉の不自由なお客様へ

事故が起こったときには、事故の状況、損害額の大小を問わずご契約の代理店または下記までご連絡ください。

下記にご記入いただき、ファックスにてご連絡ください。
※FAX番号のお間違いには十分ご注意ください。右記FAXは、
東京海上日動安心110番（事故受付センター）で受け付けております。

専用FAX番号 **0120-119-569**
（24時間365日受付）

弊社営業時間中（平日9時～17時）の受付分に関しましては当日中にご連絡致します。

営業時間外の受付分は翌営業日のご連絡となりますので、
お急ぎの場合には、右記「至急のご連絡欄」にチェックをお願い致します
（事故受付センターから窓口の方にご連絡をさせていただきます）。

至急のご連絡	□希望（　日　午前／午後　時頃）

「★」欄には必ずご記入をお願い致します。

ご契約の内容

★証券番号		★登録番号（ナンバープレート）	
★ご契約者のお名前	（カナ）	★ご契約者のご連絡先	（TEL） （FAX）
ご契約者のご住所	都道府県　市区郡		

ご連絡の窓口

★窓口の方のお名前	（カナ）	ご契約者とのご関係	□ご契約者　□自車運転者 □ご家族 □その他（　）
★窓口の方のご連絡先	（TEL）　（FAX）　（e-mail）		

事故の内容

★事故日	20　年　月　日　午前／午後　時　分頃	レッカー手配	□必要　□不要
事故場所	都道府県　付近		
警察届出	□有り（人身・物損）【　署】 □無し	運転者	□ご契約者 □その他の方（　）
おケガの有無	□運転者に有り　□同乗者に有り（お名前：　）　□無し		
★事故状況・その他特記事項			自車　相手車

お相手の情報

お相手のお名前	（カナ）	お相手のご連絡先	（TEL） （FAX）
お相手のご住所	都道府県　市区郡	登録番号（ナンバープレート）	
おケガの有無	□有り　□無し	車以外の被害物	□有り（　）　□無し

<個人情報の利用目的>　お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や弊社グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

事故のときだけでなく、日常生活でもお客様をしっかりサポートし、安心をお届けします。

事故防止アシスト　自動セット

東京海上日動のホームページで、事故・災害防止等の情報をご提供します。

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

●防災・防犯情報サイト　●情報サイト「セイフティコンパス」　●安全運転情報サイト

※事故防止アシストは、弊社のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。※ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。

メディカルアシスト　24時間365日受付　自動セット

0120-708-110

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄の医療機関をご案内します。

●緊急医療相談　●医療機関案内　●予約制専門医相談　●がん専用相談窓口　●転院・患者移送手配

事故現場アシスト　24時間365日対応　自動セット

0120-119-110

お客様が最も不安な「事故発生から24時間」をしっかりサポートします。

事故の際のアドバイス ▶ 初期対応 ▶ 24時間以内の状況報告

もらい事故アシスト　[事故受付時間] 24時間（365日対応）　オプション

0120-119-110

お客様に責任がなく保険会社が示談交渉できない「もらい事故」も安心です。

弁護士に示談交渉を依頼する場合の弁護士費用等に対して300万円を限度に保険金をお支払いします。

入院時選べるアシスト　[受付時間] 午前９時～午後９時（365日対応）　オプション

0120-078-380

「事故が起きてから」ホームヘルパーや家庭教師の派遣等、お客様にお好みの補償をお選びいただけます。

※ご利用にあたっては、専用のサポートデスクに事前にお電話ください。手配から費用のお支払いまで、原則弊社が行います（一部補償メニューでは、補償を受けられる方に立替いただきます。）。

ロードアシスト　24時間365日対応　自動セット

0120-119-110

ご契約のお車について、事故や故障時のレッカー搬送、故障やお車のトラブル時の応急対応等を行います。

●レッカーでの搬送　●緊急時応急対応　●燃料切れ時ガソリン配達　●おクルマ故障相談

※ご利用にあたっては、弊社に必ず事前にお電話ください。

おくるま搬送時選べるアシスト　24時間365日対応　オプション

0120-119-110

レッカー搬送された場合等、レンタカーや宿泊施設のご案内および費用の補償等しっかりサポートします。

●車両引取・緊急宿泊施設・代替交通手段・レンタカーのご案内および費用の補償　●キャンセル費用の補償

※ご利用にあたっては、弊社に事前にお電話ください。

●ご利用いただけるかどうかについては、保険証券をご確認ください。
●上記の詳細は、この冊子のP.11～13、15または「ドライバーズハンドブック」をご参照ください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故は119番・110番

0120-119-110

受付時間：24時間365日

携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶（「ア」行に登録できます）

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

0120-691-300

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

D26-81250（4）改定201306
0108-GJ02-07270-201305